

一般用総合自動車保険 ご契約のしおり



一般用総合自動車保険普通保険約款・特約

- この「ご契約のしおり」は、一般用総合自動車保険についての重要な事項を記載したものです。わかりにくい点、お気づきの点などがございましたら、ご遠慮なく取扱代理店・営業社員におたずねください。
- 弊社の損害保険募集人（代理店・営業社員）は保険契約締結の代理権および告知受領権を有しておりますので、有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。なお、代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約条件変更の際のご通知の受領などの代理業務も行っております。
- この「ご契約のしおり」は、保険証券と同様に大切に保存してください。



富士火災海上保険株式会社

〒542-8567 大阪府大阪市中央区南船場1-18-11

商品・契約内容に関するお問い合わせは・・・

富士火災 **お客さまセンター** 自動車保険専用窓口

0120-228-303

*携帯電話・PHSからもご利用になれます。

●平日
午前9:00～午後6:00
●土日祝
午前9:00～午後5:00
※年末年始を除きます。

事故の受付・ご相談は・・・

富士火災 **セイフティ24コンタクトセンター**

0120-220-557

*携帯電話・PHSからもご利用になれます。

24時間・365日
受け付けております。

ご不満・ご要望のお申し出は・・・

富士火災 **お客さまの声室**

0120-246-145

*携帯電話・PHSからもご利用になれます。

●平日
午前9:00～午後7:00
※年末年始を除きます。

弊社との間で問題を解決できない場合は・・・

一般社団法人
日本損害保険協会 **そんぽADRセンター**

0570-022-808

*PHS・IP電話からは03-4332-5241

●平日
午前9:15～午後5:00
(12月30日～1月4日を除きます。)

※電話料金はお客さま
負担となります。

電話番号はおかけ間違いのないように

◆ 目 次 ◆

1. 一般用総合自動車保険（FAI）のご案内

I. ご契約についてご注意いただきたいこと	1 頁
1. ご契約時にご注意いただきたいこと	
2. 引受条件について	
3. 告知義務（ご契約時にお申出いただく義務）	
4. 運転者の範囲・年齢条件	
5. 保険責任開始期	
6. 通知義務等（ご契約後にご連絡いただく事項）	
7. ご契約のお車を譲渡する場合	
8. ご契約のお車を入替する場合	
9. クーリングオフ（ご契約のお申込みの撤回等）について	
10. 重大事由による解除	
11. ご契約の無効、取消しについて	
12. ご契約を解約される場合	
13. 団体扱・集団扱のご契約について	
14. その他	
II. 主な補償について	5 頁
1. 相手方への賠償に関する補償	
2. ご自身や同乗者への補償	
3. ご契約のお車の補償	
4. 主な特約とその概要	
5. 免責金額（自己負担額）について	
III. 保険料について	9 頁
1. 保険料	
2. 保険料の払込方法および払込手段	
3. 保険料の払込猶予期間等の取扱い	
4. ノンフリート等級別料率制度について	
5. 保険事故の種類について	
6. ご契約の中断制度	
7. その他主な割引制度について	
8. フリート契約について	
9. 型式別料率クラスについて	
IV. 事故が起こった場合のお手続について	12 頁
1. 万一、事故が起こったら…	
2. 必ず弊社にご相談願います	
3. 交通事故証明書を忘れずに	
4. 相手の方には誠意をもって	
5. 事故の際の「過失相殺」について	
6. 自賠償保険との一括払	
7. 賠償事故の解決のために弊社が行う手続・援助	
8. 相手の方からの直接請求制度	
9. 保険金請求権の時効	
V. 保険金のお支払いについて	13 頁
1. 保険金のお支払いを請求される場合に必要となる書類等	
2. 保険金のお支払時期について	
VI. ご連絡先一覧	14 頁

2. 一般用総合自動車保険普通保険約款

第1章 賠償責任条項	15 頁
第2章 自損事故条項	16 頁
第3章 無保険車傷害条項	18 頁
第4章 搭乗者傷害条項	19 頁
第5章 車両条項	20 頁
第6章 基本条項	21 頁
<別表1> 後遺障害等級表	26 頁
<別表2> 搭乗者傷害条項の医療保険金（一時金払）の医療保険金支払額基準	28 頁
<別表3> 被保険自動車の入替ができる用途車種区分表	28 頁
<別表4> 短期料率表	28 頁

一般用総合自動車保険（FAI）のご案内

自ら所有・使用されるお車のご契約台数が10台以上のご契約者（フリート契約者）の場合、特約の適用条件や割引・割増などの取扱いが異なります。詳しくは、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

用語のご説明

このご案内の中で使用される主な保険用語についてご説明します。
 なお、普通保険約款および特約の文中で、以下の内容より詳細な説明、または一部異なる定義を行っている場合があります。この場合は、普通保険約款および特約の記載を優先しますのでご注意ください。

	用語	ご説明
き	既経過期間	保険開始日から解約日・解除日までの期間をいいます。
	危険物	道路運送車両の保安基準第1条に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法第2条に定める毒物もしくは劇物をいいます。
	記名被保険者	保険証券の記名被保険者欄に記載されている方をいいます。
こ	ご家族	記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族および別居の未婚の子をいいます。
	個人被保険者	記名被保険者が法人の場合、記名被保険者とは別に個人被保険者を設定することができます。
さ	再調達価額	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
し	自家用8車種	用途車種が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、特種用途自動車（キャンピング車）に該当する自動車をいいます。
	事故有係数適用期間	「事故有の割引・割増率（係数）」を適用する期間（保険開始日における残りの適用年数）をいい、ご契約のお車1台ごとに適用します。なお、上限を6年、下限を0年とします。
	親族	6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族をいいます。
た	短期契約	保険期間が1年未満の保険契約をいいます。
	団体扱に関する特約	団体扱特約（一般A）、団体扱特約（一般B）、団体扱特約（一般C）、団体扱特約および団体扱特約（口座振替方式）をいいます。
ち	長期契約	保険期間が1年超の保険契約をいいます。
は	配偶者	婚姻の届出を行った配偶者に限らず、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含まます。
ひ	被保険者	ご契約いただいた保険契約により補償を受けられる方をいいます。
ほ	保険期間	ご契約いただいた保険契約で補償の対象となる期間をいいます。
	保険金額	ご契約いただいた保険契約で保険金をお支払いすべき事故が生じた場合に、弊社がお支払いする保険金の限度額（支払限度額）をいいます。
み	未経過期間	解約日・解除日から保険期間の末日までの期間をいいます。
	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
む	無効	保険契約のすべての効力が、契約締結時から生じなかったものとして取扱うことをいいます。
め	免責金額（自己負担額）	お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

よ	用途車種	登録番号標等（車両番号標および標識番号標を含みます。）上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車、小型ダンプカー、自家用バス等の区分をいいます。なお、用途車種の区分は弊社が定める区分表*によるものとします。
---	------	---

* 弊社が定める区分表とは、登録番号標等（車両番号標および標識番号標を含みます。）上の分類番号、色、自動車検査証等における「最大積載量」・「乗車定員」等に基づき用途車種の分類を一覧にしたもので、例えば次のような区分とじています。

登録番号標等上の分類番号、色等	左記の条件に該当する用途車種
登録番号標の分類番号が3・30～39・300～399、登録番号標の塗色が白地に緑文字の自動車	自家用普通乗用車
登録番号標の分類番号が4・40～49・400～499、登録番号標の塗色が白地に緑文字で、「ダンプ装置」がない自動車	自家用小型貨物車
登録番号標の分類番号が5・50～59・500～599、登録番号標の塗色が白地に緑文字で、自動車検査証に記載の「乗車定員」が10名以下の自動車	自家用小型乗用車
車両番号標の分類番号が50～59・500～599、車両番号標の塗色が黄地に黒文字の自動車	自家用軽四輪乗用車

I ご契約についてご注意いただきたいこと

1. ご契約時にご注意いただきたいこと

- 領収証の発行
 保険料をお支払いの際は、「初回保険料口座振替特約」「クレジットカード払特約」などをセットされた場合を除き、弊社所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、ご確認ください。
- 共同保険
 複数の保険会社による共同保険契約の場合には、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。
- お客さまに関する情報のお取り扱い
 「お客さまに関する情報のお取り扱い」に関するご説明を自動車保険契約申込書（お客さま控）の裏面等に記載しておりますので、あわせてお読みください。

<契約等情報交換制度>

弊社は、本保険契約に関するお客さまに関する情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

2. 引受条件について

- 保険金額の設定について
 保険金額の設定につきましては補償の項目ごとに保険金額をお決めいただくものと、あらかじめ弊社で保険金額を設定させていただいているものがあります。なお、ご契約に適用される保険金額については申込書・保険証券等にてご確認ください。
- 記名被保険者の選定について
 記名被保険者は、賠償責任保険（対人・対物）や人身傷害特約の被保険者の範囲などを決めるための重要な事項です。ご契約のお車を主に使用される方の中から1名（法人で使用される場合は1法人）をお選びください。「主に使用される方」とは、次のいずれかに該当する方となります。
 - ご契約のお車を主に運転される方
 - ご契約のお車を自由に支配・使用する正当な権利を有する方（お車の所有者

や自動車検査証等の使用者欄に記載された方など)

- ③ ご契約のお車を運転することがある方、運転者が起こした事故について責任を問われる可能性がある方など、保険契約を締結する正当な理由がある方(法人を含みます。)

(3) 車両所有者について

車両所有者は自動車検査証等の所有者欄をご確認のうえ、ご契約のお車の所有権を有する方のお名前を申込書にご記入いただく必要があります。また、ご契約のお車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合またはリース契約により賃借されている場合は、車両所有者とあわせて所有権留保条項付売買契約上の買主またはリース契約上の借主のお名前を申込書にご記入いただく必要があります。

3. 告知義務 (ご契約時にお申出いただく義務)

ご契約者または記名被保険者(車両保険の被保険者を含みます。)になる方には、申込書に記載された危険(損害または傷害の発生の可能性をいいます。)に関する重要な事項のうち、弊社が告知を求める項目(以下「告知事項」といいます。)についてご契約時に事実を正確にお申出いただく義務(告知義務)があります。告知事項について、ご契約者や記名被保険者(車両保険の被保険者を含みます。)になる方の故意または重大な過失により、事実をお申出いただかなかった場合や、事実と異なることをお申出された場合は、ご契約を解除させていただくことや、保険金をお支払いできないことがありますので、ご契約内容を今一度ご確認ください。

告知事項の主な項目は次のとおりです。

- ・前契約^{※1}がある場合は、前契約^{※1}の事故件数、等級、事故有係数適用期間、保険始期、満期・解約・解除日、本来の満期日^{※2}など
- ・記名被保険者の生年月日^{※3}
- ・ご契約のお車の型式、登録番号(車両番号、標識番号)、車台番号、用途車種および初度登録(検査)年月
- ・ご契約のお車のハイブリッド・電気自動車区分^{※4}、福祉車両区分
- ・ご契約のお車がレンタカーまたは教習用自動車かどうか
 - ※1 前契約には、損害保険会社でご契約の自動車保険契約のほか、JA共済、全労済等の所定の共済契約を含みます。
 - ※2 前契約の本来の満期日は、保険開始日が平成24年9月30日以前の前契約を解約または解除した場合に限り、告知事項となります。
 - ※3 記名被保険者が個人であり、かつ、年齢条件において「26歳以上限定」または「30歳以上限定」を定めているご契約に限り告知事項となります。
 - ※4 ご契約のお車が家用乗用車(普通・小型・軽四輪)であり、かつ、保険開始日(長期契約の場合は各保険年度における保険開始日の応当日)の属する月がご契約のお車の初度登録年月(家用軽四輪乗用車の場合は初度検査年月)の翌月から起算して13か月以内の場合に限り告知事項となります。

など

4. 運転者の範囲・年齢条件

●運転者家族限定特約、運転者本人・配偶者限定特約

ご契約のお車が家用乗用車(普通・小型・軽四輪)のご契約(ご契約のお車がレンタカーおよび教習用自動車の場合を除きます。)において、「運転者家族限定特約」をセットした場合は記名被保険者およびそのご家族に、「運転者本人・配偶者限定特約」をセットした場合は記名被保険者およびその配偶者に運転者を限定することで、保険料を割引くことができます。ただし、限定された運転者以外の方が運転中の事故に対しては原則として保険金をお支払いできません。

●運転者年齢条件

ご契約のお車が家用乗用車(普通・小型・軽四輪)、二輪自動車、原動機付自転車のご契約(ご契約のお車がレンタカーおよび教習用自動車の場合を除きます。)において、ご契約のお車を運転される方の範囲にあわせて、下記の年齢条件のいずれかをお選びいただけます。運転者が年齢条件を満たさない場合は原則として保険金をお支払いできませんので、運転者の年齢をよくご確認ください。また、記名被保険者が個人で、かつ、年齢条件が「26歳以上限定」または「30

歳以上限定」でご契約された場合は、記名被保険者の年齢に応じた料率区分を設けております。保険期間が1年以下のご契約の場合は「保険開始日における記名被保険者年齢」に基づき料率区分を適用し、長期契約の場合は「各保険年度における保険開始日の応当日における記名被保険者年齢」に基づき料率区分を適用します。

ア. 年齢を問わず補償	イ. 21歳以上限定
ウ. 26歳以上限定	エ. 30歳以上限定

(注1) 記名被保険者が個人のご契約の場合では、①「記名被保険者」、②「①の配偶者」、③「①または②の同居の親族」または④「①～③が営む事業の業務に従事する従業員」以外の方がご契約のお車を運転される場合は、年齢を問わず補償されます。

(注2) ご契約のお車が原動機付自転車の場合は、「年齢を問わず補償」または「21歳以上限定」のいずれかをお選びいただけます。

5. 保険責任開始期

- (1) 保険責任は、保険期間の初日の午後4時(申込書にこれと異なる時刻が記載されているときはその時刻)に始まりです。
- (2) 保険料は、保険料払込みに関する「初回保険料口座振替特約」などの特約をセットした場合を除いて、ご契約と同時に支払ってください。保険期間が始まった後であっても、ご契約の取扱代理店・営業社員または弊社が保険料を領収する前に生じた事故による損害または傷害に対しては保険金をお支払いできません。

6. 通知義務等 (ご契約後にご連絡いただく事項)

- (1) ご契約者または被保険者には、次の項目(以下「通知事項」といいます。)に変更が発生した場合、遅滞なく取扱代理店・営業社員にご通知いただく義務(通知義務)があります。ご契約者や被保険者の故意または重大な過失により、遅滞なくご通知いただけなかった場合、ご契約を解除させていただくことや、保険金をお支払いできないことがあります。

- ・ご契約のお車の登録番号(車両番号、標識番号)、用途車種
- ・ご契約のお車について、レンタカーからレンタカーではないお車への変更、またはレンタカーではないお車からレンタカーへの変更
- ・ご契約のお車について、教習用自動車から教習用自動車ではないお車への変更、または教習用自動車ではないお車から教習用自動車への変更

- (2) 次のような項目に該当する場合には、直ちに取扱代理店・営業社員までご通知ください。ご通知いただけなかった場合は、保険金をお支払いできないことがあります。

- ・ご契約のお車を入替する場合
- ・ご契約のお車を譲渡する場合
- ・運転者の年齢条件や範囲を変更する場合
- ・ご契約のお車を主に使用する方を変更する場合
- ・ご契約のお車の改造、高額な付属品(カーナビゲーション等)の装着または取り外し等により、ご契約のお車の車両価額が著しく増加または減少する場合
- ・ご契約者の住所または通知先を変更する場合

など

7. ご契約のお車を譲渡する場合

- (1) 保険期間の途中で、ご契約のお車を譲渡された場合でも、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務は自動的に譲受人に移転しません。

保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を譲渡されたい場合は、直ちに取扱代理店・営業社員にご通知のうえ、手続をおとりください。お車を譲渡されてから手続をおとりになるまでの間に生じた損害または傷害に対しては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

- (2) ご契約のお車の譲渡に伴いこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を譲渡された場合、原則としてノンフリート等級および事故有係数適用期間は譲受人に継承されません。ただし、以下の場合等ではノンフリート等級および事故有係数適用期間が継承されることがあります。

① 記名被保険者が配偶者間、同居の親族(記名被保険者またはその配偶者の同

- 居の親族をいいます。)間で変更される場合
- ② 個人事業主が法人を新設される場合、または法人を解散し個人事業主になられる場合で、記名被保険者を個人事業主・法人間で変更される場合(変更前と変更後のご契約のお車が同一で、事業内容が同一である場合に限りです。)
 - ③ 上記①②以外で、お車の譲渡(注)以外の理由による記名被保険者の変更があった場合(適用される等級が1～5等級であるご契約または適用される事故有係数適用期間が1～6年であるご契約に限りです。)
- (注)自動車検査証等で譲渡の事実が確認できる場合に限りです。

8. ご契約のお車を入替する場合

ご契約のお車と同一の用途車種*のお車を買ひ替え等により新たに取得される場合、お車の入替手続を行うことにより、新たに取得されたお車を保険の対象とすることができます。この手続をおとりになる前に生じた、新たに取得されたお車の事故による損害または傷害に対しては、この保険契約では保険金をお支払いできませんのでご注意ください。ただし、下記の「被保険自動車の入替自動補償特約」に該当する場合を除きます。

* 普通保険約款<別表3>に掲げる、同一の用途車種とみなして被保険自動車の入替ができる用途車種を含みます。

●被保険自動車の入替自動補償特約

ご契約のお車および新たに取得されたお車*1が自家用8車種である場合、取得日*2の翌日から起算して30日以内にお車の入替手続をおとりになった場合に限り、その取得日から弊社がこれを承認するまでの間は、新たに取得されたお車をご契約のお車とみなしてお取扱いします。

ただし、この場合において、廃車、譲渡または返還されたご契約のお車について生じた事故による損害または傷害に対しては保険金をお支払いできません。

*1 ここで対象とする新たに取得されたお車は、ご契約のお車を廃車、譲渡または返還された後、その代替として新たに取得したお車に限られます。

*2 取得日とは、実際に入替自動車を取得した日であって、ご契約者または入替自動車の所有者が、弊社に売買契約書等の客観的な資料を提出し、妥当な取得日であることが証明された場合のその取得日とします。ただし、入替自動車の自動車検査証以外の資料でその取得日が確認できない場合は、入替自動車の自動車検査証に普通保険約款基本条項第8条(被保険自動車の入替)(1)に定める方の氏名が記載された日とします。

9. クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)について

保険期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約のお申込み後であっても、次のとおりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(クーリングオフ)を行うことができます。

- (1) お客さまがご契約を申込みされた日または「重要事項説明書」を受領された日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、クーリングオフを行うことができます。
- (2) クーリングオフされる場合は、上記期間内(8日以内の消印有効)に弊社の【送付先】(下記【送付先】をご参照ください。)あてに必ず郵便にてご通知ください。
(注)取扱代理店・営業社員では、クーリングオフのお申出を受け付けることはできません。
- (3) クーリングオフされた場合には、既にお支払いになった保険料は、すみやかにお客さまにお返しいたします。また、取扱代理店・営業社員および弊社はクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。ただし、ご契約を解除される場合には、保険期間の開始日からご契約の解除日までの期間に相当する保険料を日割でお支払いいただくことがあります。
- (4) クーリングオフできない場合

次のご契約は、クーリングオフできませんのでご注意ください。なお、既に保険金をお支払いすべき事由が生じているにもかかわらず、それを知らずにクーリングオフをお申出になった場合は、そのお申出の効力は生じないものとします。

- ・保険期間が1年以内のご契約
- ・営業または事業のためのご契約
- ・法人または社団・財団等によるご契約
- ・質権が設定されたご契約

- ・第三者の担保に供されているご契約
- ・通信販売特約により申込みされたご契約

- (5) クーリングオフをご希望される場合は、はがきまたは封書にて次の必要事項をご記入のうえ、下記【送付先】に郵送してください。

- ① クーリングオフする旨のお申出
- ② 保険契約者住所
- ③ 保険契約者署名
- ④ ご連絡先電話番号
- ⑤ 契約申込年月日
- ⑥ 申し込まれた保険の種類(商品名)
- ⑦ 証券番号(保険申込書控の右上に記載)または領収証番号
- ⑧ 取扱代理店名・営業社員名

【送付先】 〒567-8581 大阪府茨木市豊川5-22-10
富士火災海上保険株式会社
ビジネスプロセス統括部 クーリングオフ受付係

10. 重大事由による解除

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約の全部または一部を解除させていただきますことや保険金の全部または一部をお支払いできないことがあります。

- ① ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が弊社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を発生させた場合
 - ② 被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の請求に関して詐欺を行った場合
 - ③ ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- など

11. ご契約の無効、取消しについて

- (1) ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合は、このご契約は無効となります。この場合、既にお支払いいただいた保険料は返還できません。
- (2) ご契約者または被保険者の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、弊社はこのご契約を取り消すことができます。この場合、既にお支払いいただいた保険料は返還できません。

12. ご契約を解約される場合

●解約と解約返れい金について

保険期間の途中で解約等があった場合、下記の計算式に従い計算した保険料を返還いたします。なお、未領収の保険料がある場合は、下記の返還保険料との差額を精算していただきます(解約に伴い、解約日までの期間に応じてお支払いいただくべき保険料について、追加の請求をさせていただきます)があります。特に「保険料分割払特約(大口)」をセットしたご契約については、原則として追加保険料の請求が生じます。)

(注)長期契約、短期契約および一部の契約については、取扱いが異なります。

<<返還保険料の計算方法>>

$$\text{年間適用保険料} \times (1 - \text{既経過期間に対応する係数}) = \text{返還保険料}$$

上記計算式中の「既経過期間に対応する係数」は、下記(1)または(2)のいずれかにより適用します。

- (1) ご契約者のお申出によりご契約を解約される場合
上記計算式における既経過期間に対応する係数は、払込方法によって①または②のいずれかの係数を適用します。

- ① ②以外のご契約（一時払契約、保険料分割払特約（大口）をセットしたご契約は、下表の「短期料率」を適用します。

既経過期間	7日以内	15日以内	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	12か月まで
短期料率	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%

(注) 既経過期間が15日を超える場合、既経過期間のうち1か月に満たない期間については「1か月」として計算します。例えば、2014年10月1日から1年間のご契約で、2014年11月8日にご契約を解約された場合、2014年11月1日から11月8日までを「1か月」とみなし、既経過期間は「2か月」となります。

- ② 保険料分割払特約（「保険料分割払特約（大口）」を除きます。）、団体扱に関する特約または集団扱特約をセットしているご契約は、下表の「月割短期料率」を適用します。

既経過期間	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	12か月まで
短期料率割	1/12	2/12	3/12	4/12	5/12	6/12	7/12	8/12	9/12	10/12	11/12	12/12

(注) 既経過期間のうち1か月に満たない期間については「1か月」として計算します。例えば、2014年10月1日から1年間のご契約で、2014年11月8日にご契約を解約された場合、2014年11月1日から11月8日までを「1か月」とみなし、既経過期間は「2か月」となります。

- (2) 中途更改の場合

上記計算式における既経過期間に対応する係数には、上記の「月割短期料率」を適用します。ただし、弊社所定の条件を満たすときは、上記計算式にかかわらず、未経過期間に対応する「日割」により返還保険料を計算します。解約される際の返還保険料の計算方法において、適用する係数は次の表のとおりです。

なお、フリート契約者が中途更改する際には、別に定めるところにより「日割」または「月割短期料率」を適用しますので、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

中途更改の種類	適用する係数
① 契約内容変更手続ができない補償内容の変更（保険開始日時点で一般用総合自動車保険で契約締結可能な補償内容への変更に限ります。）のための中途更改	日割
② 2台以上の自動車の保険契約の保険期間を統一するための中途更改	
上記以外の中途更改	月割短期料率

(注) 中途更改とは、現在の保険契約を保険期間の途中で一旦解約し、同一の記名被保険者およびご契約のお車で、その解約日を保険開始日とする新たな保険契約を弊社と締結することをいいます。

【解約による保険料の精算例】

解約による保険料の精算の例は次のとおりです。なお、ご契約内容等により異なる場合があります。

<1年契約、一時払の例>

(年間保険料 100,000 円、保険開始日から解約日までの期間 3 か月)

- ① 返還保険料の計算
 年間保険料 100,000 円 × (1 - 「既経過期間に対応する短期料率」 45%) = 55,000 円
- ② 未領収の保険料と返還保険料の差額計算
 全額領収済みのため、55,000 円返還

<1年契約、12回払（保険料分割払特約をセットした場合）の例>

(年間保険料 120,000 円、払込済み保険料 20,000 円、保険開始日から解約日までの期間 3 か月)

- ① 返還保険料の計算
 年間保険料 120,000 円 × (1 - 「既経過期間に対応する月割短期料率」 3 / 12) = 90,000 円
- ② 未領収の保険料と返還保険料の差額計算
 未領収の保険料 100,000 円のため、90,000 円 - 100,000 円 = - 10,000 円 (10,000 円の追加保険料をご請求)

団体扱・集団扱のご契約等、上記以外の精算例については、取扱代理店・営業社員にお問い合わせください。

●現在のご契約を解約され新たにご契約される場合

現在のご契約を満期日を待たずに解約され、新たにご契約を締結されると、以下のように一部不利となる可能性がありますのでご注意ください。

- 解約時には既経過期間に応じて返還保険料をお支払いすることがありますが、返還保険料は原則として保険期間から既経過期間を差し引いた残りの保険期間分よりも少なくなります（例えば、保険期間1年・一時払のご契約を保険開始日から6か月後に解約した場合、返還保険料はお支払いいただいた保険料の半分よりも少なくなります。）。特に、満期日の直前で解約された場合は、返還保険料をお支払いできないことがあります。
- 新たにご契約される保険契約は、現在のご契約に比べて補償内容や保険料が変更となることや、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- 新たなご契約のノンフリート等級の進捗が、解約されない場合と比べて不利になることがあります。

13. 団体扱・集団扱のご契約について

	団体扱	集団扱
ご契約者	① 企業や官公署に勤務し、毎月の給与の支払いを受けている方 ② 退職者の方*1	① 集団自身**2 ② ①に勤務されている方 ③ 集団を構成する法人または個人 ④ ③に勤務されている方
記名被保険者および車両所有者	① ご契約者 ② ご契約者の配偶者 ③ ①または②の同居の親族 ④ ①または②の別居の扶養親族 ⑤ ご契約者となる「集団自身**2および集団を構成する法人または個人」に勤務されている方（集団扱契約の場合のみ）	

*1 退職者を団体に含めて取扱う手続をとっている場合に限りです。

*2 集団自身であっても、ご契約者の対象から一部除かれるケースがあります。

団体扱に関する特約・集団扱特約をご契約いただけるのは、お勤め先等と弊社の間で「保険料集金に関する契約書」を交わっている場合で、「ご契約者」、「記名被保険者」および「車両所有者」が上記の条件を満たす場合に限りです。

(注) 次のような理由により、保険期間の途中で団体扱に関する特約・集団扱特約が効力を失うことがあります。この際、保険料が分割して払い込まれている場合には、残りの保険料を一括して払い込んでいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- 退職等により給与の支払いを受けなくなった場合
 - 資本関係の変更等により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
 - 保険契約者を団体扱・集団扱の範囲外の方に変更した場合
 - 脱退や退職等の理由により、その構成員でなくなった場合
- など

14. その他

- 満期返れい金・契約者配当金について
 この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。
- 保険料率の改定について
 ご契約の保険期間中に、弊社において保険料率の改定や割引・割増制度の新設・改定などがあった場合でも、保険開始日時点における保険料率を適用いたし

ますので、保険期間の途中で保険料の変更はいたしません。なお、これらの改定があった後に、ご契約をいったん解約し再度保険契約を締結する場合や、ご契約の保険期間満了後に継続契約を締結する場合等は、改定後の保険料率を適用いたします。

また、これらの改定は予告なく実施することがありますので、あらかじめご了承ください。

(3) 保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合またはその業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続に基づき契約条件の変更等が行われた場合には、保険金、解約返れい金などのお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減される等の支障が生じることがあります。

この保険契約は、損害保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となりますが、全額補償されるものではありません。保険金、解約返れい金などは原則として下表の割合で補償されます。

詳しくは、弊社ウェブサイト (<http://www.fujikasai.co.jp/>) をご覧いただくか、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

	保険金	解約返れい金など
補償割合	100% (破綻後3か月以内の事故) 80% (破綻後3か月経過後の事故)	80%

II 主な補償について

1. 相手方への賠償に関する補償

●対人賠償責任保険

(1) 保険金をお支払いする主な場合

ご契約のお車の自動車事故により、他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、相手方1名につき自賠責保険などで支払われる金額を超える部分に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。

事故の状況により、次の保険金もお支払いします。

対人臨時費用保険金

対人事故の被害者の方が死亡または3日以上入院された場合に、臨時に必要なとする費用（お見舞いの花代や菓子折代など）として次の額をお支払いします。

・死亡：1名あたり15万円 ・3日以上入院：1名あたり3万円

(2) 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 戦争、外国の武力行使、暴動によって生じた損害、核燃料物質等によって生じた損害
- ② 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ③ ご契約のお車を競技、曲技*¹もしくは試験のために使用すること、または競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害
- ④ 第三者との損害賠償に関する特別な取り決めにより、損害賠償責任が加重された場合、その加重された部分の損害
- ⑤ ご契約者、被保険者の故意によって生じた損害
- ⑥ 台風、洪水、高潮によって生じた損害
- ⑦ 次のいずれかに該当する方の生命または身体が害された場合に、それによって被保険者が被った損害
 - ・記名被保険者
 - ・ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくはお子さま
 - ・被保険者の父母、配偶者またはお子さま
 - ・被保険者の業務*²に従事中の使用人
 - ・被保険者の使用者の業務*²に従事中の他の使用人*³（ただし、ご契約のお車の所有者および記名被保険者が個人の場合は補償される場合があります。）

など

*1 競技、曲技のための練習を含みます。

*2 家事を除きます。

*3 被保険者がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に

限ります。

●対物賠償責任保険

(1) 保険金をお支払いする主な場合

ご契約のお車の自動車事故により他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、保険金額を限度*に保険金をお支払いします。

※ 保険金額が10億円を超える場合（保険金額が無制限の場合など）、「ご契約のお車に業務（家事を除きます。）として積載されている危険物の火災、爆発または漏えい」に起因する対物事故」や「航空機の滅失、破損または汚損を伴う対物事故」等は、10億円が限度となります。

(2) 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 戦争、外国の武力行使、暴動によって生じた損害、核燃料物質等によって生じた損害
- ② 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ③ ご契約のお車を競技、曲技*¹もしくは試験のために使用すること、または競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害
- ④ 第三者との損害賠償に関する特別な取り決めにより、損害賠償責任が加重された場合、その加重された部分の損害
- ⑤ ご契約者、被保険者の故意によって生じた損害
- ⑥ 台風、洪水、高潮によって生じた損害
- ⑦ 次のいずれかに該当する方の所有、使用または管理する財物が損害を被った場合に、それによって被保険者が被った損害
 - ・記名被保険者
 - ・ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくはお子さま
 - ・被保険者またはその父母、配偶者もしくはお子さま

など

※ 競技、曲技のための練習を含みます。

2. ご自身や同乗者への補償

●人身傷害特約

(1) 保険金をお支払いする主な場合

自動車事故により、被保険者が死傷された場合、または後遺障害を被られた場合に、過失割合にかかわらず保険金額の範囲内で約款に定める「人身傷害特約損害額算定基準」に基づいて算出した保険金をお支払いします。ただし、無保険車傷害保険から保険金が支払われる場合はお支払いの対象外となります。

また、記名被保険者が個人の場合（個人被保険者を設定した場合を含みます。）、次の方が歩行中などの自動車事故についても補償の対象となります。

- | | |
|------------------|-----------------|
| ① 記名被保険者（個人被保険者） | ② ①の配偶者 |
| ③ ①または②の同居の親族 | ④ ①または②の別居の未婚の子 |

(2) 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 戦争、外国の武力行使、暴動によって生じた損害、核燃料物質等によって生じた損害
- ② 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ③ ご契約のお車を競技、曲技*¹もしくは試験のために使用すること、または競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害
- ④ 被保険者がご契約のお車以外の自動車に競技、曲技*¹もしくは試験のために乗車中、または競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において乗車中に生じた損害
- ⑤ 被保険者の故意または重大な過失によってその本人に生じた損害
- ⑥ 異常かつ危険な方法で自動車に乗車中の方に生じた損害
- ⑦ 被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する方の承諾を得ないでその自動車に乗車中にその本人に生じた損害
- ⑧ 無免許運転の場合、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれのある状態で運転している場合または酒気帯び運転の場合に、その本人に生じた損害

- ⑨ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によってその本人に生じた損害
- ⑩ 保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた損害（その方の受け取るべき金額部分）
- ⑪ ご契約のお車以外で、かつ、記名被保険者もしくはそのご家族が所有する自動車、または主として使用する自動車に乗車中に生じた損害
- ⑫ 被保険者が被保険者の使用者の業務^{※2}のために、ご契約のお車以外のその使用者の所有する自動車を運転中にその本人に生じた損害
- など
- ※1 競技、曲技のための練習を含みます。
- ※2 家事を除きます。

(注) 記名被保険者またはそのご家族の方が既に他の保険契約でこの特約をセットしている場合、補償が重複する場合がありますので、ご契約に際しては契約形態をご確認ください（補償範囲をご契約のお車乗車中の事故に限定する「人身傷害の被保険自動車搭乗中限定特約」をご用意しております。）。なお、補償の重複を避けるためにご契約内容を見直す場合、将来、この特約をセットされたご契約を解約されるとき等、補償がなくなってしまうことがありますのでご注意ください。

●搭乗者傷害保険

(1) 保険金をお支払いする主な場合

自動車事故[※]により、ご契約のお車に乗車中の方が死傷された場合、または後遺障害を被られた場合に、被保険者1名ごとに所定の保険金をお支払いします。保険契約の内容（「一時金払」または「日数払」）によって医療保険金のお支払方法が異なります。

※ 搭乗者傷害保険における自動車事故とは、ご契約のお車の運行に起因する事故等であり、「運行」とは、自動車の発進、走行、停止等のほか、自動車の各種装置の使用または操作も含れます。事故の状況により、次の保険金もお支払いします。

重度後遺障害特別保険金

事故発生の日からその日を含めて180日以内に約款に定める重度後遺障害を被り、かつ、介護の必要が認められた場合に、1名保険金額の10%をお支払いします（100万円限度）。

重度後遺障害介護費用保険金

事故発生の日からその日を含めて180日以内に約款に定める重度後遺障害を被り、かつ、介護の必要が認められた場合に、後遺障害支払保険金の50%をお支払いします（500万円限度）。

(2) 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 戦争、外国の武力行使、暴動によって生じた傷害、核燃料物質等によって生じた傷害
- ② 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた傷害
- ③ ご契約のお車を競技、曲技[※]もしくは試験のために使用すること、または競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用することによって生じた傷害
- ④ 被保険者の故意または重大な過失によってその本人に生じた傷害
- ⑤ 異常かつ危険な方法でご契約のお車に乗車中の方に生じた傷害
- ⑥ 被保険者が、ご契約のお車の使用について、正当な権利を有する方の承諾を得ないでご契約のお車に乗車中にその本人に生じた傷害
- ⑦ 無免許運転の場合、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれのある状態で運転している場合または酒気帯び運転の場合に、その本人に生じた傷害
- ⑧ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によってその本人に生じた傷害
- ⑨ 保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた傷害（その方の受け取るべき金額部分）
- など
- ※ 競技、曲技のための練習を含みます。

●自損事故保険

(1) 保険金をお支払いする主な場合

ご契約のお車の自動車事故[※]により、被保険者が死傷された場合、または後遺障害を被られた場合で、自動車損害賠償保障法第3条に基づく損害賠償請求権が発生しないときに、保険金をお支払いします。

※ 自損事故保険における自動車事故とは、ご契約のお車の運行に起因する事故等であり、「運行」とは、自動車の発進、走行、停止等のほか、自動車の各種装置の使用または操作も含れます。事故の状況により、次の保険金もお支払いします。

介護費用保険金

約款に定める重度の後遺障害を被り、かつ、介護の必要が認められた場合に、後遺障害保険金に加えて200万円をお支払いします。

(2) 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 戦争、外国の武力行使、暴動によって生じた傷害、核燃料物質等によって生じた傷害
- ② 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた傷害
- ③ ご契約のお車を競技、曲技[※]もしくは試験のために使用すること、または競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用することによって生じた傷害
- ④ 被保険者の故意または重大な過失によってその本人に生じた傷害
- ⑤ 異常かつ危険な方法でご契約のお車に乗車中の方に生じた傷害
- ⑥ 被保険者が、ご契約のお車の使用について、正当な権利を有する方の承諾を得ないでご契約のお車に乗車中にその本人に生じた傷害
- ⑦ 無免許運転の場合、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれのある状態で運転している場合または酒気帯び運転の場合に、その本人に生じた傷害
- ⑧ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によってその本人に生じた傷害
- ⑨ 保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた傷害（その方の受け取るべき金額部分）
- など
- ※ 競技、曲技のための練習を含みます。

●無保険車傷害保険

(1) 保険金をお支払いする主な場合

自動車事故により、被保険者が死亡された場合、または後遺障害を被られた場合で、事故の相手方が不明または十分な保険を契約していなかったために賠償を受けられなかったときに、保険金をお支払いします。

(2) 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 戦争、外国の武力行使、暴動によって生じた損害、核燃料物質等によって生じた損害
- ② 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ③ 自動車を競技、曲技[※]もしくは試験のために使用すること、または競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害
- ④ 被保険者の故意または重大な過失によってその本人に生じた損害
- ⑤ 台風、洪水、高潮によって生じた損害
- ⑥ 異常かつ危険な方法で自動車に乗車中の方に生じた損害
- ⑦ 被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する方の承諾を得ないでその自動車に乗車中にその本人に生じた損害
- ⑧ 無免許運転の場合、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれのある状態で運転している場合または酒気帯び運転の場合に、その本人に生じた損害
- ⑨ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によってその本人に生じた損害
- ⑩ 保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた損害（その方の受け取るべき金額部分）
- など
- ※ 競技、曲技のための練習を含みます。

3. ご契約のお車の補償

●車両保険

(1) 保険金をお支払いする主な場合

偶然な事故により、ご契約のお車に損害が生じた場合に、保険金をお支払いします。

車両保険の契約方式には「一般車両保険」と「エコノミー^{エース}A^{※1}」があり、補償範囲が異なります。

一般車両保険 さまざまな事故や災害を対象としたワイド補償タイプ

エコノミー^{エース}A^{※1} 補償範囲を限定して保険料をお安くしたタイプ

それぞれの補償範囲は下表のとおりです。

(○：補償の対象 ×：補償の対象外)

	事故の種類						
	他の自動車との衝突・接触	火災・爆発、盗難 ^{※2} 、騒擾(じょう)など	台風・洪水・高潮	落書・いたずら、窓ガラスの破損	自動車以外の物との衝突・接触、転覆・墜落	あて逃げ(相手自動車不明)	車庫入れミス
一般車両保険	○	○	○	○	○	○	○
エコノミー ^{エース} A ^{※1}	○ ^{※3}	○	○	○	×	×	×

※1 「エコノミー^{エース}A」とは、「車両危険限定特約(エコノミーA)」をセットした車両保険をいいます。ご契約のお車が二輪自動車、原動機付自転車、農耕作業用自動車およびA種工作車の場合はセットできません。

※2 ご契約のお車が二輪自動車および原動機付自転車の場合、盗難によって生じた損害については保険金をお支払いできません。

※3 「エコノミー^{エース}A」では、「相手自動車」および「その相手自動車の運転者または所有者」が確認できる場合に限り保険金をお支払いします。なお、「相手自動車」とは、その所有者がご契約のお車の所有者と異なる自動車をいいます。

(2) 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 戦争、外国の武力行使、暴動によって生じた損害、核燃料物質等によって生じた損害
- ② 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ③ ご契約のお車を競技、曲技[※]もしくは試験のために使用すること、または競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害
- ④ ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた損害
- ⑤ 無免許運転の場合、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれのある状態で運転している場合または酒気帯び運転の場合に生じた損害
- ⑥ 詐欺または横領によって生じた損害
- ⑦ 故障損害
- ⑧ 国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
- ⑨ タイヤの単独損害(火災、盗難を除きます。)またはご契約のお車に定着されていない付属品の単独損害(火災を除きます。)
- ⑩ ご契約のお車に存在する欠陥、摩滅、腐しよく、さび、その他自然消耗
- ⑪ 法令により禁止されている改造を行った部分品または付属品に生じた損害など

※ 競技、曲技のための練習を含みます。

4. 主な特約とその概要

この保険契約にセットできる主な特約とその概要を記載しています。詳しくは取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

(1) ご契約条件により自動的にセットされる主な特約

特約の名称	概要
他車運転特約	<p>記名被保険者やそのご家族が他人から借りたお車(自家用8車種に限りませう。)を運転中(駐車中または停車中を除きます。)に生じた対人・対物・自損・人身傷害・車両[※]事故について、ご契約のお車のご契約内容に応じて保険金をお支払いします。</p> <p>※ ご契約のお車の車両保険のご契約内容で保険金をお支払いできる事故に限り、他人から借りたお車を壊したことによるその持ち主への法律上の損害賠償責任について、ご契約の対物賠償責任保険の保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>○ ご契約のお車が自家用8車種で、かつ、記名被保険者が個人の対人賠償責任保険または対物賠償責任保険をセットしたご契約に自動的にセットされます。また、記名被保険者が法人であっても「個人被保険者」を設定することによりセットすることができます。</p>
臨時代替自動車特約	<p>ご契約のお車が整備・修理・点検等で使用できない間に、臨時に借りたお車(レンタカーを含みます。)を使用中に生じた、対人・対物・自損・無保険車傷害・人身傷害・車両[※]事故について、ご契約のお車のご契約内容に応じて保険金をお支払いします。</p> <p>※ ご契約のお車の車両保険のご契約内容で保険金をお支払いできる事故に限り、臨時に借りたお車を壊したことによるその持ち主への法律上の損害賠償責任について、ご契約の対物賠償責任保険の保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>○ 対人賠償責任保険または対物賠償責任保険をセットしたご契約に自動的にセットされます。</p>
車両保険無過失事故特約	<p>次の①または②に該当するご契約のお車と相手自動車(所有者がご契約のお車の所有者と異なる自動車をいいます。)との衝突・接触事故の場合で、かつ、相手自動車およびその運転者または所有者が確認できるときに限り、弊社と締結する継続契約のノンフリート等級および事故有係数適用期間の決定において事故件数に数えない事故として、車両保険金をお支払いします。ただし、車両新価特約第4条または車両全損時超過修理費特約第3条の規定により、車両価額協定保険特約の規定を適用した場合に算出される保険金の額を超えて車両保険金をお支払いするときは、本特約を適用しません。</p> <p>① ご契約のお車を使用または管理していた方に過失がなかったことが確定した事故</p> <p>② ご契約のお車を使用または管理していた方の過失が確定していない場合でも、「ご契約のお車が追突された事故」、「相手自動車のセンターラインオーバーによる事故」、「相手自動車の赤信号無視による事故」または「ご契約のお車が駐停車中に衝突・接触された事故」のいずれかに該当し、かつ、客観的事実に照らして過失がなかったことが認められる事故</p> <p>○ 車両保険をセットしたご契約に自動的にセットされます。</p>

(2) ご希望によりセットいただける主な特約

特約の名称	概要								
相手車全損時臨時費用特約	相手自動車が全損（相手自動車の修理費が相手自動車の価額※ ¹ 以上となる場合、または相手自動車の損傷が修理できない状態である場合をいいます。）となった場合に、相手自動車の価額※ ¹ を超える修理費または買い替え費用について、被保険者がその全部または一部を道義的に負担された場合にその費用について、約款に定める計算式に基づいて算出した保険金をお支払いします。ただし、対物賠償責任保険金をお支払いする場合に限ります。								
弁護士費用特約（自動車）（注1）	被保険者が、自動車による偶然な被害事故にあわれ、賠償義務者に対して損害賠償請求を行う際に、弊社の同意を得て支出した弁護士費用・訴訟費用等（300万円限度）や法律相談費用（10万円限度）をお支払いします。								
車両搬送費用特約	ご契約のお車が自動車事故や故障または落輪により自力走行不能となった場合に負担された次の費用について、30万円を限度（一部の用途車種においては50万円を限度）に保険金をお支払いします。 ・ご契約のお車を事故・故障現場から修理工場等へ搬送するための費用 ・落輪したご契約のお車をクレーン等で引き上げる費用 ○ 車両保険をセットしたご契約には自動的にセットされます。								
車両搬送時諸費用特約	ご契約のお車が自動車事故や故障により自力走行不能になり、修理工場等へ搬送されたために負担された次の費用について、上限額の範囲内で保険金をお支払いします。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>費用名</th> <th>保険金のお支払い対象となる費用<上限額></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両運搬・引取費用</td> <td>修理完了後のご契約のお車を被保険者の居住地その他の場所まで運搬するために必要な費用など <1事故・故障につき30万円を限度（一部の用途車種においては50万円を限度）></td> </tr> <tr> <td>臨時宿泊費用</td> <td>被保険者が臨時に宿泊せざるを得ない場合に、ホテル等の宿泊施設を利用するために必要な1泊分の客室料 <1事故・故障、1名につき1万円を限度></td> </tr> <tr> <td>臨時帰宅・移動費用</td> <td>被保険者が損害発生の地から出発地、居住地または当面の目的地のいずれかへ移動するにあたり、合理的な経路および方法により、ご契約のお車の代替となる交通機関を臨時に利用した場合に必要な費用 <1事故・故障、1名につき2万円を限度></td> </tr> </tbody> </table>	費用名	保険金のお支払い対象となる費用<上限額>	車両運搬・引取費用	修理完了後のご契約のお車を被保険者の居住地その他の場所まで運搬するために必要な費用など <1事故・故障につき30万円を限度（一部の用途車種においては50万円を限度）>	臨時宿泊費用	被保険者が臨時に宿泊せざるを得ない場合に、ホテル等の宿泊施設を利用するために必要な1泊分の客室料 <1事故・故障、1名につき1万円を限度>	臨時帰宅・移動費用	被保険者が損害発生の地から出発地、居住地または当面の目的地のいずれかへ移動するにあたり、合理的な経路および方法により、ご契約のお車の代替となる交通機関を臨時に利用した場合に必要な費用 <1事故・故障、1名につき2万円を限度>
	費用名	保険金のお支払い対象となる費用<上限額>							
	車両運搬・引取費用	修理完了後のご契約のお車を被保険者の居住地その他の場所まで運搬するために必要な費用など <1事故・故障につき30万円を限度（一部の用途車種においては50万円を限度）>							
臨時宿泊費用	被保険者が臨時に宿泊せざるを得ない場合に、ホテル等の宿泊施設を利用するために必要な1泊分の客室料 <1事故・故障、1名につき1万円を限度>								
臨時帰宅・移動費用	被保険者が損害発生の地から出発地、居住地または当面の目的地のいずれかへ移動するにあたり、合理的な経路および方法により、ご契約のお車の代替となる交通機関を臨時に利用した場合に必要な費用 <1事故・故障、1名につき2万円を限度>								
介護費用特約	人身傷害特約における傷害により、被保険者が約款に定める後遺障害等級表の第1級～第9級の後遺障害を被り、かつ、弊社の定める介護を要する状態となった場合に保険金をお支払いします。								
福祉機器等取得費用特約	人身傷害特約における傷害により、被保険者が約款に定める後遺障害等級表の第1級～第3級の後遺障害を被り、かつ、社会経済活動への参加のために福祉機器等の取得が必要と認められた場合に、お客さまが負担された取得費用をお支払いします（300万円限度）。								
携行品特約	国内・国外を問わず自宅外における偶然な事故により被保険者所有の携行品に破損・盗難などの損害が生じた場合に、携行品1個（1組・1対）あたり10万円（乗車券・通賃などは5万円）を限度として再調達価額（貴金属等は時価額※ ² ）または修繕費をお支払いします。								

日常生活賠償責任特約（注2）	日本国内において被保険者が日常生活で他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与えた結果、法律上の損害賠償責任を負担された場合に保険金をお支払いします（保険金額無制限）。なお、この特約には「賠償事故解決特約」が自動的にセットされ、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續（弁護士を選任を含みます。）は原則として弊社で行います。
人身傷害諸費用特約	人身傷害特約における傷害により、被保険者が病院等に3日以上入院した場合に、入院期間に応じた支払限度額の範囲内で、補償メニューの中から補償を提供します（または補償を利用したことにより生じた費用に対して保険金をお支払いします。）。
地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約	地震・噴火またはこれらによる津波によってご契約のお車が全損（運転者席の座面を超える浸水を被った場合等、ご契約のお車の損害の状態が本特約に定める基準に該当する場合をいいます。）となった場合に、記名被保険者が臨時に必要な費用として、50万円（車両保険金額が50万円未満の場合は、車両保険金額）をお支払いします。
ファミリーバイク賠償責任特約（注2）	記名被保険者またはそのご家族が原動機付自転車※ ³ （借用したものを含みます。）を運転中等の事故について、ご契約のお車のご契約内容に応じて「対人賠償責任保険金」「対物賠償責任保険金」「自損事故保険金」をお支払いします。
ファミリーバイク人身傷害特約（注2）	記名被保険者またはそのご家族が原動機付自転車※ ³ （借用したものを含みます。）に乗車中の事故によるご自身の傷害等について、ご契約のお車のご契約内容に応じて「人身傷害保険金」をお支払いします（ファミリーバイク賠償責任特約による「自損事故保険金」は支払われません。）。 ○ 人身傷害特約およびファミリーバイク賠償責任特約がセットされているご契約にセットすることができます（単独でセットすることはできません。）。

(注1) 記名被保険者またはそのご家族の方が既に他の保険契約でこの特約をセットしている場合、補償が重複することがありますので、ご契約に際しては契約形態をご確認ください。記名被保険者およびご家族の補償においては、この特約を複数のご契約にセットされた場合、支払限度額が合算されて補償されます（1契約における支払限度額は増額されません。）。なお、補償の重複を避けるためにご契約内容を見直す場合、将来、この特約をセットされたご契約を解約されるとき等、補償がなくなってしまうことがありますのでご注意ください。

(注2) 記名被保険者またはそのご家族の方が既に他の保険契約でこの特約をセットしている場合、補償が重複することがありますので、ご契約に際しては契約形態をご確認ください。なお、補償の重複を避けるためにご契約内容を見直す場合、将来、この特約をセットされたご契約を解約されるとき等、補償がなくなってしまうことがありますのでご注意ください。

※1 損害が生じた地および時における、相手自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・初度登録年月で同じ損耗度のお車の市場販売価格相当額をいいます。

※2 損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。

※3 二輪の場合は総排気量が125cc以下または定格出力が1.00kw以下のもの（総排気量が50cc超125cc以下または定格出力が0.60kw超1.00kw以下の側車付二輪は除きます。）をいい、三輪以上の場合は総排気量が50cc以下または定格出力が0.60kw以下のものをいいます。

5. 免責金額（自己負担額）について

対物賠償責任保険・車両保険では、免責金額の設定が可能です。ご契約に適用される免責金額については、申込書・保険証券等をご確認ください。車両保険の免責金額には定額方式と増額方式（2回目以降に適用する免責金額が1回目の事故の免責金額より高額となる方式）があります。

(注) その他、あらかじめ所定の免責金額が設定されている特約があります。

III 保険料について

1. 保険料

保険料は、保険金額・保険期間・保険開始日（長期契約の場合は各保険年度における保険開始日の応当日）時点の記名被保険者年齢・払込方法および払込手段・年齢条件・ご契約のお車の種類・適用されるノンフリート等級および事故有係数適用期間などにより決定されます。また、実際にご契約いただく保険料については、申込書・保険証券にてご確認ください。

2. 保険料の払込方法および払込手段

保険料の主な払込方法および払込手段は、下表のとおりです。

	払込方法	払込方法		
		一時払 (一括払)	分割払 ^{※1}	
			初回保険料	2回目以降
払 込 手 段	口座振替方式	○ ^{※2}	○ ^{※2}	○
	直接集金方式	○	○	○
	コンビニ払方式	○	×	×
	クレジットカード払方式 ^{※3}	○	○	× ^{※4}
	団体扱・集団扱 ^{※5}	○	○	○

※1 分割払の場合は、所定の保険料割増が適用されます（「保険料分割払特約（大口）」がセットされたご契約の場合、割増は適用されません）。

※2 「初回保険料口座振替特約」がセットされたご契約に限ります。

※3 クレジットカード払方式については、特定の代理店・営業社員のみでの取扱いとなります。

※4 クレジットカード払方式をお選びいただいた場合、2回目以降の保険料は、直接集金方式または口座振替方式になります。

※5 お勤め先（団体）や所属されている集団と弊社との間で集金事務の委託契約を交わしている場合は、給与天引き等による集金が可能です（団体扱契約・集団扱契約）。この場合、一括払では保険料の割引（5%）が適用され、分割払では上記※1の保険料の割増は適用されません。

（注）保険期間が1年でないご契約の場合、払込方法および払込手段は上記と異なります。

3. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

(1) 「初回保険料口座振替特約」をセットした場合には、一時払の保険料または分割払の第1回目の保険料を口座振替までお支払いいただくことができます。なお、払込期日の属する月の翌々月末^{※1}までお支払いの猶予がありますが、この猶予期限を過ぎても保険料のお支払いがない場合には、保険開始日以降に生じた事故による損害または傷害に対しては保険金をお支払いできず、ご契約を解除させていただきますことがあります。

(2) 分割払の第1回目の保険料が保険開始日の属する月の翌月以降に口座振替される場合で、保険開始日の属する月の翌月以降に口座振替をする第2回目以降の保険料がある場合は、合算しての請求となります。

(3) 分割払の第2回目以降の保険料は、所定の払込期日までにお支払いください。払込手段が口座振替方式の場合は払込期日の属する月の翌々月末^{※1}、直接集金方式の場合は払込期日の属する月の翌月末までお支払いの猶予がありますが、この猶予期限を過ぎても保険料のお支払いがない場合には、その払込期日後に生じた事故による損害または傷害に対しては保険金をお支払いできず、ご契約を解除させていただきますことがあります。

(4) 「コンビニ払特約」をセットした場合には、一時払の保険料をコンビニエンスストア等でお支払いいただくことができます。なお、払込期日の属する月の翌月末までに保険料のお支払いがない場合には、保険開始日以降に生じた事故による損害または傷害に対しては保険金をお支払いできず、ご契約を解除させていただきますことがあります。

○口座振替の場合、金融機関所定の振替日が保険料払込期日^{※2}となります。

（注1）ノンフリート等級7～20等級のご契約が解除となった場合、現在適用されているノンフリート等級を、今後締結する契約に継承することができます。

なくなりますのでご注意ください。

（注2）保険金をお支払いする事故が発生した場合には、未払込保険料を請求させていただきますことがあります。

※1 ご契約者の故意または重大な過失がない場合に限り、翌々月末となります。それ以外の場合には、翌月末が猶予期限となります。

※2 振替日（払込期日）が金融機関の休業日に該当する場合は、翌営業日が振替日（払込期日）となります。

4. ノンフリート等級別率率制度について

ノンフリートのご契約では「1～20等級の区分」「無事故・事故有の区分」により保険料が割引・割増される制度が採用されています。この制度では保険事故の有無および件数等により、継続契約に適用される等級および無事故・事故有の区分を決定します。

（注1）本制度や割引・割増率はご契約の保険開始日時点における内容であり、将来変更となる場合があります。

（注2）補償内容および契約条件等によっては、記載の割引・割増率が適用されない場合があります。

(1) 初めてご契約される場合の等級、事故有係数適用期間および割引・割増率

① 初めてご契約される場合

初めてご契約される場合は、6S等級となり、事故有係数適用期間は0年となります。運転者の年齢条件およびご契約のお車の用途車種に応じて、下表の割引・割増率が適用されます。

運転者 年齢条件	年齢を 問わず補償	21歳以上 限定	26歳以上 限定	30歳以上 限定	年齢条件対象外の 用途車種
割引・割増率	割増28%	割増3%	割引9%	割引9%	割増4%

② 2回目以降のお車について初めてご契約される場合

既に自動車保険をご契約（弊社以外の保険会社との保険契約や所定の共済契約を含みます。以下「他の自動車のご契約」といいます。）いただいている方が、2回目以降のお車を新たにご契約される場合は、次の条件をすべて満たすときに限り7S等級となり、事故有係数適用期間は0年となります。運転者の年齢条件およびご契約のお車の用途車種に応じて、下表の割引・割増率が適用されます。

ア. 2回目以降の新たなご契約に前契約に該当する契約が存在しないこと。

イ. 他の自動車のご契約の等級が11等級以上であること[※]。

ウ. 2回目以降の新たなご契約の記名被保険者が、他の自動車のご契約の記名被保険者、その配偶者またはそれらの方の同居の親族であり、かつ、個人であること。

エ. 2回目以降の新たなご契約のお車の所有者が、他の自動車のご契約のお車の所有者または他の自動車のご契約の記名被保険者、その配偶者もしくはそれらの方の同居の親族であり、かつ、個人であること。

オ. 他の自動車のご契約および2回目以降の新たなご契約の用途車種が、いずれも自家用8車種またはいずれも二輪自動車であること。

※ 他の自動車のご契約が弊社長期契約の場合は、取扱いが異なります。

運転者 年齢条件	年齢を 問わず補償	21歳以上 限定	26歳以上 限定	30歳以上 限定	年齢条件対象外の 用途車種
割引・割増率	割増11%	割引11%	割引40%	割引40%	割引39%

(2) 継続してご契約される場合の等級、事故有係数適用期間および割引・割増率
前契約の保険期間が1年の場合の取扱いは次のとおりです。前契約が長期契約または短期契約の場合は取扱いが異なります。

① 等級

1年間保険事故がなかった場合、継続されるご契約の等級は「1等級」上がりです。また、保険事故があった場合、継続されるご契約の等級は、3等級ダウン事故1件につき「3等級」、1等級ダウン事故1件につき「1等級」下がります。

（注）前契約の満期日もしくは解約された翌日から7日以内の日に継続されない場合、または前契約が解除された場合は、原則として7～20等級を継承することができます。なお、前契約の等級（保険事故があった場合は、3等級ダウン事故1件につき「3等級」、1等級ダウン事故1件につき「1等級」下がった等級）が1～5等級または6F等級の場合で、前契約の満

期日または解約日の翌日から8日以後13か月以内の日、解除日またはその解除日の翌日から13か月以内の日に継続契約の保険開始日があるときは、同一の等級になります。

② 事故有係数適用期間

上限を6年、下限を0年とします。前契約の事故有係数適用期間が1～6年の場合、保険開始日から1年間経過するごとに「1年」を減算します。また、前契約の事故有係数適用期間にかかわらず、保険事故があった場合、3等級ダウン事故1件につき「3年」、1等級ダウン事故1件につき「1年」を、事故件数に応じて加算します。

(注) 前契約の事故有係数適用期間(保険事故があった場合は、3等級ダウン事故1件につき「3年」、1等級ダウン事故1件につき「1年」を加算した事故有係数適用期間)が1～6年の場合で、前契約の満期日または解約日から8日以後13か月以内の日、解除日またはその解除日の翌日から13か月以内の日に継続契約の保険開始日があるときは、同一の事故有係数適用期間になります。

③ 割引・割増率

保険開始日に応じて下表の割引・割増率を適用します。(事故有係数適用期間が「0年」となる場合は無事故の割引・割増率を、事故有係数適用期間が「1～6年」となる場合は事故有の割引・割増率を適用します。)

●保険開始日が平成26年10月1日～平成27年9月30日の場合

等級	1	2	3	4	5	6F	7F	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
割引・割増率	割引率 (%)																			
無事故	64	28	12	2	13	19	29	40	42	44	46	48	49	50	51	52	53	55	57	63
事故有							20	21	22	23	25	27	29	31	33	36	38	40	42	44

●保険開始日が平成27年10月1日以降の場合

等級	1	2	3	4	5	6F	7F	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
割引・割増率	割引率 (%)																			
無事故	64	28	12	2	13	19	30	40	43	45	47	48	49	50	51	52	53	54	55	63
事故有							20	21	22	23	25	27	29	31	33	36	38	40	42	44

5. 保険事故の種類について

(1) 等級ノーカウント事故

1回の事故により支払われる保険金が次のいずれかに該当する保険金のみ事故、またはこれらの保険金の組合わせの事故をいいます。(事故件数には数えませんが。)

- ① 対人臨時費用保険金のみ支払う事故<保険開始日が平成21年3月1日以降のご契約の事故のみ>
- ② 搭乗者傷害保険に係る事故(搭乗者傷害事業主費用特約、所得補償特約に係る事故を含みます。)
- ③ 人身傷害特約に係る事故(介護費用特約、福祉機器等取得費用特約、人身傷害諸費用特約に係る事故を含みます。)
- ④ 無保険車傷害保険に係る事故
- ⑤ ファミリーバイク賠償責任特約に係る事故
- ⑥ ファミリーバイク人身傷害特約に係る事故
- ⑦ 弁護士費用特約(自動車)に係る事故
- ⑧ 自宅・車庫等修理費用特約に係る事故
- ⑨ 車両搬送費用特約に係る事故
- ⑩ 車両搬送時諸費用特約に係る事故
- ⑪ 代車費用特約(代車借入条件付実損払方式)に係る事故
- ⑫ 対物事故時の代車費用5日間特約に係る事故
- ⑬ 携行品特約に係る事故
- ⑭ 日常生活賠償責任特約に係る事故
- ⑮ 地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約に係る事故

(注1) 車両保険無過失事故特約が適用される事故については、等級ノーカウント事故として取扱います。

(注2) 販売停止や名称変更となった保険・特約に係る事故を、等級ノーカウント事故として取扱うことがあります。

(2) 等級すえおき事故(保険開始日が平成24年9月30日以前のご契約のみ)

車両保険(車両臨時費用特約、車両新価特約の再取得時諸費用保険金を含みます。)、車内身の回り品特約または事業用動産特約に係る事故(これらの事故が1回の事故によって同時に発生した場合を含みます。)のみで次の①～⑧の原因により発生した事故、または等級プロテクト特約により等級すえおき事故として取扱うこととなる事故をいいます。

- ① 火災または爆発(飛来中または落下中の物以外の他物との衝突もしくは接触または転覆もしくは墜落によって生じた火災または爆発を除きます。)
- ② 盗難
- ③ 騒擾(じょう)または労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- ④ 台風、竜巻、洪水または高潮
- ⑤ 落書または窓ガラス破損
- ⑥ いたずら(ご契約のお車の運行によるものおよびご契約のお車とご契約のお車以外の自動車(原動機付自転車を含みます。))との衝突または接触によるものを除きます。)
- ⑦ 飛来中または落下中の他物との衝突
- ⑧ ①から⑦のほか、偶然な事故(ご契約のお車と他物との衝突もしくは接触またはご契約のお車の転覆もしくは墜落によるものを除きます。)<平成18年12月1日以降に発生した事故のみ>

(3) 1等級ダウン事故(保険開始日が平成24年10月1日以降のご契約のみ)

車両保険(車両臨時費用特約、車両新価特約の再取得時諸費用保険金を含みます。)、車内身の回り品特約または事業用動産特約に係る事故(これらの事故が1回の事故によって同時に発生した場合を含みます。)のみで次の①～⑧の原因により発生した事故をいいます。

- ① 火災または爆発(飛来中または落下中の物以外の他物との衝突もしくは接触または転覆もしくは墜落によって生じた火災または爆発を除きます。)
- ② 盗難
- ③ 騒擾(じょう)または労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- ④ 台風、竜巻、洪水または高潮
- ⑤ 落書または窓ガラス破損(飛来中または落下中の物以外の他物との衝突もしくは接触または転覆もしくは墜落によって生じた窓ガラス破損を除きます。)
- ⑥ いたずら(ご契約のお車の運行によるものおよびご契約のお車とご契約のお車以外の自動車(原動機付自転車を含みます。))との衝突または接触によるものを除きます。)
- ⑦ 飛来中または落下中の他物との衝突
- ⑧ ①から⑦のほか、偶然な事故(ご契約のお車と他物との衝突もしくは接触またはご契約のお車の転覆もしくは墜落によるものを除きます。)

(4) 3等級ダウン事故

前記(1)～(3)のいずれにも該当しない事故をいいます。

6. ご契約の中断制度

保険期間の途中で「ご契約のお車を廃車、譲渡もしくはリース会社へ返還等された」、「ご契約のお車の車検が切れた」、「記名被保険者がご契約の満期日(ご契約を解約されている場合は解約日)から6か月以内に海外渡航する」または「二輪自動車・原動機付自転車のご契約の記名被保険者が妊娠された」ことに伴い、ご契約を一時的に中断される場合には、「中断証明書」を発行することができます。これにより、中断後の新たなご契約において所定の条件を満たす場合は、中断前のご契約や事故件数に応じた等級および事故有係数適用期間を適用することができます。なお、ご契約の満期日(ご契約を解約されている場合は解約日)から5年以内にお申出がない場合には、この制度をご利用できませんので十分ご注意ください。

7. その他主な割引制度について

割引名	適用条件								
長期優良契約割引	<p>次の条件をすべて満たすご契約について保険料を3%割引きます。</p> <p>① ご契約のノンフリート等級が20等級で、かつ、事故有係数適用期間が0年であること。</p> <p>② ご契約の前契約が20等級で、かつ、3等級ダウン事故*および1等級ダウン事故のいずれも発生していないこと。</p> <p>※ 等級プロテクト特約により、等級すえおき事故として取扱う事故を含みます。</p> <p>③ ご契約のお車の用途車種が自家用8車種、二輪自動車または原動機付自転車であること。</p> <p>(注1) 上記の適用条件はご契約の前契約の保険期間が1年の場合の説明です。ご契約の前契約が長期契約または短期契約の場合は、取扱いが異なります。</p> <p>(注2) この割引は前記「6. ご契約の中断制度」を利用して新たにご加入される契約には適用できません。</p>								
ハイブリッド・電気自動車割引	<p>ご契約のお車が自家用乗用車（普通・小型・軽四輪）であり、かつ、保険開始日（長期契約の場合は、各保険年度における保険開始日の応当日）の属する月がご契約のお車の初度登録年月（自家用軽四輪乗用車の場合は初度検査年月）の翌月から起算して13か月以内にある「ハイブリッド車」または「電気自動車」の場合に、保険料を3%割引きます。</p> <p><ハイブリッド車とは>…自動車検査証等の「備考」欄に「**ハイブリッド車」または「ハイブリッド車」と記載がある自動車</p> <p><電気自動車とは>…自動車検査証等の「燃料の種類」欄に「電気」と記載がある自動車</p> <p>(注) 福祉車両割引と同時に適用することはできません（両割引の適用条件を満たす場合は福祉車両割引が適用されます。）。</p>								
福祉車両割引	<p>ご契約のお車が福祉車両（消費税法に基づき、厚生労働大臣が指定する「身体障害者用物品及びその修理」（平成3年6月7日厚生省告示第130号）に規定された消費税が非課税となるお車）の場合に、保険料を3%割引きます。</p> <p>(注) ハイブリッド・電気自動車割引と同時に適用することはできません（両割引の適用条件を満たす場合は福祉車両割引が適用されます。）。</p>								
ノンフリート多数割引	<p>次に掲げる方を記名被保険者として、2台以上のお車を1保険証券でご契約される場合には、下記の割引率を適用します。</p> <p>① 保険契約者</p> <p>② ①の配偶者</p> <p>③ ①または②の同居の親族</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>契約台数</th> <th>割引率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2台</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>3台以上5台以下</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>6台以上</td> <td>5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 保険料の払込方法が長期年払・長期月払のご契約の場合は、取扱いが異なります（短期契約は本割引の対象外です。）。</p> <p>(注2) ご契約者がリース会社等の場合は、取扱いが異なります。</p>	契約台数	割引率	2台	1%	3台以上5台以下	3%	6台以上	5%
契約台数	割引率								
2台	1%								
3台以上5台以下	3%								
6台以上	5%								

新車割引	<p>ご契約のお車が自家用乗用車（普通・小型・軽四輪）であり、かつ、保険開始日（長期契約の場合は、各保険年度における保険開始日の応当日）の属する月がご契約のお車の初度登録年月（自家用軽四輪乗用車の場合は初度検査年月）の翌月から起算して25か月以内にある場合に、補償項目ごとに所定の割引率を適用します。</p>
------	--

8. フリート契約について

- フリート契約について

ご契約者が所有・使用するお車のうち、自動車保険をご契約されている合計台数が10台以上となる場合には、フリート契約をご契約いただく必要があります。フリート契約の場合、セットできる特約や適用される料率制度がノンフリート契約とは異なります。
- フリート契約の割引・割増制度について

フリート契約の割引・割増は、フリート契約者ごとに毎年の「料率審査日」の属する月の初日の6か月前の過去1年間（成績計算期間）における損害率等により決定します。

 - 料率審査日について

フリート契約では、フリート契約者ごとに毎年1回フリート契約の割引・割増を決定します。この割引・割増を決定する日を料率審査日といいます。料率審査日に決定された割引・割増は、次の料率審査日の前日までの期間、すべてのフリート契約のお車に適用します。
 - 第1回目の料率審査日について

第1回目の料率審査日は「10台到達日」から18か月後の応当日の属する月の初日になります（「10台到達日」に全車両一括特約をセットされた場合は、第1回目の料率審査日は「10台到達日」から1年後の応当日になります。）。「10台到達日」から第1回目の料率審査日の前日まではノンフリート等級別料率制度における割引・割増を適用します。
 - 成績計算期間

原則、「料率審査日」の属する月の初日の6か月前の過去1年間となります。

9. 型式別料率クラスについて

- ご契約のお車の用途車種が自家用普通乗用車または自家用小型乗用車の場合、お車の型式ごとの保険事故の実績に基づき損害保険料率算出機構が決定した「料率クラス」を適用して保険料を算出します。「料率クラス」は毎年1月1日に見直しが行われるため、補償内容やノンフリート等級が同一でも、「料率クラス」の変更に伴い、保険料が前年と異なる場合があります。
- (注) 無事故で等級が進行し前契約と同条件でご契約される場合でも、ご契約のお車の型式によっては、「料率クラス」の変更に伴い継続後の保険料が前契約より高くなる場合があります。

Ⅳ 事故が起こった場合のお手続について

1. 万一、事故が起こったら…

- ① ケガ人の救助および二次災害の防止に努めてください。
- ② 警察へ連絡してください。
- ③ 次のような確認すべきことはメモをとります。
 - ・事故発生の日時・場所および事故の状況
 - ・相手の住所・氏名(名称)・連絡先・車のナンバーなど
 - ・目撃者の住所・氏名(名称)・連絡先など
 - ・お車の修理先
- ④ 弊社に連絡してください。
事故が発生した場合は、直ちに取扱代理店・営業社員または『セイフティ 24 コンタクトセンター』までご連絡ください。

『セイフティ 24 コンタクトセンター』
0120-220-557 24時間・365日受け付けております。
*携帯電話・PHSからもご利用になれます。

この保険契約と補償内容が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申出ください。

2. 必ず弊社にご相談願います

- 次のような場合は必ず事前に弊社へご相談ください。
- ・相手の方から損害賠償の請求を受け、その全部または一部を承認する場合は、必ず弊社の承認を得てください(事故現場で示談交渉をしないでください)。
 - ・事故にあったお車を修理する場合は、必ず弊社の同意を得てください。
- (注) 正当な理由がなくご相談いただけなかった場合、損害賠償責任がないと認められる額やご相談いただけなかったことにより弊社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

3. 交通事故証明書を忘れずに

自動車事故による保険金のご請求にあたっては、原則として自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書(人身事故の場合は必ず人身事故扱いの交通事故証明書)が必要となります。

この交通事故証明書は事故発生時に警察署への届出がないと発行されませんので、事故が起こった場合にはまず警察署への届出をすることが大切です。

4. 相手の方には誠意をもって

対人事故または対物事故が発生した場合には、相手の方に対するお見舞、お詫び、死亡事故の場合の葬儀参列等、できる限り相手の方に対して誠意をつくすことが、円満に解決するためには何よりも重要です。

5. 事故の際の「過失相殺」について

対人事故または対物事故において、事故の原因について相手の方にも過失(注意を怠った責任)があった場合に、公平の原則から相手方の責任(過失割合)部分を損害額から減額して賠償することをいいます。過失割合は事故状況によって異なりますが、裁判例による基本的な基準があります。過失割合を相手の方と交渉する場合は、事前に弊社と十分打ち合わせをしてください。

6. 自賠責保険との一括払

対人事故または人身傷害事故の保険金をお支払いできる場合で、被保険者からこの保険の保険金と自賠責保険金(既に支払われた保険金を除きます。)とを同時にご請求された場合には、弊社が一括してお支払いすることができます。

この場合、自賠責保険が他の保険会社に契約されているときでも、弊社はその自賠責保険金を立替えて一括払を行います。

なお、自賠責保険との一括払ができない場合もありますので、詳しくは取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

7. 賠償事故の解決のために弊社が行う手続・援助

対人事故または対物事故の場合、被保険者および相手の方の同意に基づき、弊社は、原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。この場合、弊社の選任した弁護士が相手の方との交渉にあたる場合があります(対物事故の場合には、日本損害保険協会に登録されている物損事故調査員が弁護士を補助し、その指示に従って事故処理にあたる場合があります。)。ただし、ご契約のお車に自賠責保険が締結されていない場合や法律上の損害賠償責任の額が明らかに保険金額を超える場合、被保険者自身の損害に関する回収行為等条件を満たさない場合、被保険者に過失がなく被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生しない場合は、示談交渉をお引受けすることはできません。

8. 相手の方からの直接請求制度

対人事故または対物事故で保険金が支払われる場合、相手の方が保険金相当の損害賠償額を弊社へ直接請求することもできます。

9. 保険金請求権の時効

保険金請求権については、時効(3年)がありますので、ご注意ください。保険金請求権等が発生する時期などの詳細は、普通保険約款・特約をご確認ください。

V 保険金のお支払いについて

1. 保険金のお支払いを請求される場合に必要となる書類等

保険金を請求する際には、次のうち弊社がご請求した書類を提出していただく必要があります。

- (1) 弊社所定の保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます。）
- (2) 公の機関が発行する交通事故証明書
（注）人の死傷を伴う事故またはご契約のお車と他の自動車との衝突もしくは接触による物の損壊を伴う事故の場合に限ります。
- (3) 保険金請求権者であることを証明する書類
書類の例 ○委任状 ○印鑑証明書 ○戸籍謄本
○成年後見決定通知（写） ○未成年者用念書
○家族関係の証明書類〔住民票、健康保険証（写）等〕
など
- (4) 損害賠償責任に関する保険金の支払をご請求する場合に必要な書類
- ① 損害賠償事故の発生を示す書類
書類の例 ○示談書またはこれに代わるべき書類
○事故発生状況報告書 ○写真
など
- ② 損害賠償の額を示す書類
書類の例 ○修理見積書、請求明細書、損害物写真
○交通費・諸費用の明細書
○診断書、診療報酬明細書、後遺障害診断書、死亡診断書・死体検案書、施術証明書兼施術費明細書
○休業損害立証資料〔休業損害証明書、源泉徴収票、確定申告書（写）等〕
○レントゲンなどの検査資料 ○葬儀費用明細
○領収書 ○その他の費用の支出を示す書類
など
- ③ その他の書類
書類の例 ○自賠責保険証明書（写）
○被害者の調査同意書（弊社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書）
など
- (5) 保険の対象に発生した損害・費用等や、被保険者の傷害等により発生した損害・費用等に関する保険金の支払をご請求する場合に必要な書類
- ① 保険事故の発生を示す書類
書類の例 ○盗難届出証明書 ○車両盗難事故状況報告書
○相手車両確認資料 ○自賠責保険支払不能通知書
○相手方対人賠償保険等付保内容確認書 ○従業員証明書
など
- ② 損害の額を示す書類
書類の例 ○協定書、損害額協定に関する念書
○修理見積書、請求明細書、損害物写真
○代車借入事実・日数・費用立証資料 ○復旧完了通知書
○診断書、診療報酬明細書、後遺障害診断書、死亡診断書・死体検案書、施術証明書兼施術費明細書、治療状況申告書
○交通費・諸費用の明細書
○休業損害立証資料〔休業損害証明書、源泉徴収票、確定申告書（写）等〕
○レントゲンなどの検査資料 ○葬儀費用明細
○領収書 ○搭乗者傷害事業主費用明細書
○福祉機器等取得費用明細書、契約書
○要介護状態診断書、介護状態に関する報告書
○その他の費用の支出を示す書類
など

③ その他の書類

- 書類の例** ○自動車検査証（写） ○念書及び権利移転確認書
○調査同意書（弊社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書）
○免許証（写） ○原動機付自転車販売証明（写）
○盗難車の移転・抹消登録申請に関する誓約書 ○買受証
○念書（盗難用） ○自動車売買契約書
など

2. 保険金のお支払時期について

弊社は、前記「1. 保険金のお支払いを請求される場合に必要となる書類等」の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項^{※1}の確認を終えて保険金をお支払いします。ただし、約款に定める特別な照会または調査が必要な場合は、弊社は前記「1. 保険金のお支払いを請求される場合に必要となる書類等」の書類をご提出いただいた日から別に定める期日^{※2}までに保険金をお支払いします。詳しくは普通保険約款および特約をご確認ください。

- ※1 保険金をお支払いするために確認が必要な事項は以下のとおりです。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、弊社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- ※2 特別な照会または調査が必要な場合、及びそれぞれの場合の期日は以下のとおりです。
- ① 上記※1①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会 180日
 - ② 上記※1①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 上記※1③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
 - ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における上記※1①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ 上記※1①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- （注）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

VI ご連絡先一覧

自動車保険および自賠責保険の保険金のご請求について、ご不明な点またはご不満な点がある場合には、弊社のほか、次のような各種の交通事故相談機関が設置されており、無料でご相談等に応じておりますので、あわせてご利用ください。

●一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

(通話料はご利用者負担になります。)

固定電話・携帯電話 : 0570-022-808

P H S ・ I P 電話 : 03-4332-5241

受付時間 : 平日 午前 9:15 ~ 午後 5:00 (12月30日~1月4日を除きます。)

●公益財団法人日弁連交通事故相談センター

日弁連交通事故相談センターの相談所が下表の場所を含め全国(各弁護士会館内等)に設置されており、専門の弁護士が交通事故に関するご相談や示談のあっ旋を無料で行っていきます。

<示談のあっ旋をしている主な相談所>

相談所名	所在地	電話番号
札幌	札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館2階	011(251)7730
岩手	盛岡市大通1-2-1 サンビル2階岩手弁護士会館内	019(623)5005
仙台	仙台市青葉区一番町2-9-18 仙台弁護士会館1階	022(223)2383
山形	山形市七日町2-7-10 NANA-BEANS 8階	023(635)3648
水戸	水戸市大町2-2-75 茨城県弁護士会館内	029(221)3501
栃木	宇都宮市小幡2-7-13 栃木県弁護士会館内	028(622)2008
前橋	前橋市大手町3-6-6 群馬弁護士会館内	027(234)9321
埼玉	さいたま市浦和区高砂4-2-1 浦和高砂パークハウス1階 埼玉弁護士会法律相談センター内	048(710)5666
千葉	千葉市中央区中央4-13-9 千葉県弁護士会館内	043(227)8530
霞ヶ関	千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館3階	03(3581)1782
横浜	横浜市中区日本大通9 横浜弁護士会館内	045(211)7700
山梨	甲府市中央1-8-7 山梨弁護士会館内	055(235)7202
新潟	新潟市中央区学校町通一番町1 新潟県弁護士会館内	025(222)5533
岐阜	岐阜市端詰町22 岐阜県弁護士会館内	058(265)0020
静岡	静岡市葵区追手町10-80 静岡県弁護士会館内	054(252)0008
沼津	沼津市御幸町21-1 静岡県弁護士会沼津支部内	055(931)1848
浜松	浜松市中区中央1-9-1 静岡県弁護士会浜松支部内	053(455)3009
名古屋	名古屋市中村区名駅3-22-8 大東海ビル9階 名古屋法律相談センター内	052(565)6110
富山	富山市長柄町3-4-1 富山県弁護士会館内	076(421)4811
福井	福井市宝永4-3-1 三井生命ビル7階 福井弁護士会館内	0776(23)5255
滋賀	大津市梅林1-3-3 滋賀弁護士会館内	077(522)2013
京都	京都市中京区富小路通丸太町下ル 京都弁護士会館内	075(231)2378
大阪	大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館内	06(6364)8289
神戸	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー13階 兵庫県弁護士会分館内	078(341)1717
奈良	奈良市中筋町22-1 奈良弁護士会館内	0742(26)3532
三重	津市中央3-23 三重弁護士会館内	059(228)2232
岡山	岡山市北区南方1-8-29 岡山弁護士会館内	086(234)5888

広島	広島市中区基町6-27 広島そごう新館6階 紙屋町法律相談センター内	082(225)1600
山口	山口市黄金町2-15 山口県弁護士会館内	0570(064)490
高松	高松市丸の内2-22 香川県弁護士会館内	087(822)3693
愛媛	松山市一番町3-3-3 菅井ニッセイビル9階 愛媛弁護士会館内	089(941)6279
高知	高知市越前町1-5-7 高知弁護士会館内	088(822)4867
福岡	福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル2階 天神弁護士センター内	092(741)2270
北九州	北九州市小倉北区金田1-4-2 北九州法律相談センター内	093(561)0360
佐賀	佐賀市中の小路7-19 佐賀県弁護士会館内	0952(24)3411
熊本	熊本市中央区水道町1-23 加地ビル3階 熊本法律相談センター内	096(325)0009
鹿児島	鹿児島市易居町2-3 鹿児島県弁護士会館内	099(226)3765
那覇	那覇市松尾2-2-26-6 沖縄弁護士会館内	098(865)3737

(2014年5月現在)

●公益財団法人交通事故紛争処理センター

この紛争処理センターでは、学識経験者および弁護士からなる審査委員が無料で、被害者の正当な利益を守るため、公正な立場から和解のあっ旋を行っています。

本部・支部・相談室名	所在地	電話番号
東京本部	新宿区西新宿2-3-1 新宿モリスビル25階	03(3346)1756
札幌支部	札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館4階	011(281)3241
仙台支部	仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第一生命タワービルディング11階	022(263)7231
名古屋支部	名古屋市中村区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル24階	052(581)9491
大阪支部	大阪市中央区北浜2-5-23 小寺プラザビル4階南側	06(6227)0277
広島支部	広島市中区立町1-20 N R E G 広島立町ビル5階	082(249)5421
高松支部	高松市丸の内2-22 香川県弁護士会館3階	087(822)5005
福岡支部	福岡市中央区天神1-9-17 福岡天神フコク生命ビル10階	092(721)0881
さいたま相談室	さいたま市大宮区吉敷町1-75-1 太陽生命大宮吉敷町ビル2階	048(650)5271
金沢相談室	金沢市本町2-11-7 金沢フコク生命駅前ビル12階	076(234)6650

(2014年5月現在)

3. 特 約

下表の条件にしたがって特約が適用されます。

適用条件	番号	適用される特約	掲載頁
運転者の範囲・年齢条件に関する特約			
保険証券に「運転者家族限定特約」の記載がある場合	1	運転者家族限定特約	29 頁
保険証券に「運転者本人・配偶者限定特約」の記載がある場合	2	運転者本人・配偶者限定特約	29 頁
保険証券に「運転者年齢条件特約（個人用）」の記載がある場合	3	運転者年齢条件特約（個人用）	29 頁
保険証券に「運転者年齢条件特約（法人用）」の記載がある場合	4	運転者年齢条件特約（法人用）	29 頁
対人賠償保険または対物賠償保険が適用されており、かつ、保険証券に「運転者年齢条件特約（個人用）」または「運転者年齢条件特約（法人用）」の記載がある場合	5	年齢条件特約の不適用に関する特約	30 頁
保険証券に「運転者年齢条件特約（個人用）」の記載がある場合	6	運転免許取得者等に関する特約（年齢条件の変更）	30 頁
保険証券記載の記名被保険者が個人であって、保険証券に「運転者本人・配偶者限定特約」の記載がある場合	7	運転免許取得者等に関する特約（限定運転者の変更）	30 頁
他のお車を運転中の事故に関する特約			
対人賠償保険または対物賠償保険が適用されており、かつ、保険証券の「被保険自動車」欄に記載の自動車の用途車種が自家用8車種（注）であって、かつ、記名被保険者が個人である場合（記名被保険者が法人であって、保険証券に「個人被保険者」が記載されている場合を含む）	8	他車運転特約	31 頁
保険証券に「他車運転特約（二輪・原付）」の記載がある場合	9	他車運転特約（二輪・原付）	32 頁
保険証券の「ファミリーバイク特約」欄に各保険金額の記載がある場合	10	ファミリーバイク賠償責任特約	32 頁
保険証券の「ファミリーバイク特約」欄に「人身傷害保険金額」の記載がある場合	11	ファミリーバイク人身傷害特約	33 頁
手続き漏れに関する特約			
保険証券の「被保険自動車」欄に記載の自動車および入替自動車の用途車種が自家用8車種（注）である場合。ただし、被保険自動車の所有者が法人であって、かつ、保険証券にフリート契約である旨記載されている場合を除きます。	12	被保険自動車の入替自動補償特約	33 頁
保険証券にノンフリート契約である旨の記載がある場合	13	継続契約の取扱いに関する特約	34 頁
相手方への補償に関する特約			
保険証券に「対人臨時費用対象外特約」の記載がある場合	14	対人臨時費用対象外特約	34 頁
保険証券に「自賠責保険等適用除外車の『対人賠償損害』特約」を適用する旨の記載がある場合	15	自賠責保険等適用除外車の「対人賠償損害」特約	34 頁
保険証券に「相手車全損時臨時費用特約」の記載がある場合	16	相手車全損時臨時費用特約	34 頁
保険証券に「対物事故時自転車10万円特約」の記載がある場合	17	対物事故時の自転車修理10万円限度特約	35 頁
保険証券記載の自動車がレンタカーであり、かつ、保険証券に記載の記名被保険者がレンタカー事業者である場合	18	レンタカーの対物賠償保険に関する特約	36 頁
保険証券に「対物事故時代車費用5日間特約」の記載がある場合	19	対物事故時の代車費用5日間特約	36 頁
ご自身や搭乗者等の補償に関する特約			
保険証券に「自損事故条項の不適用特約」の記載がある場合	20	自損事故条項の不適用特約	37 頁
保険証券に「自損事故従業員対象外特約」の記載がある場合	21	自損事故条項の従業員対象外特約	37 頁
保険証券に「無保険車傷害自車内限定特約」の記載がある場合	22	無保険車傷害の自車搭乗内限定特約	37 頁
保険証券に「無保険車傷害の不適用特約」の記載がある場合	23	無保険車傷害条項の不適用特約	37 頁
保険証券に「無保険車従業員対象外特約」の記載がある場合	24	無保険車傷害条項の従業員対象外特約	37 頁
保険証券に「搭傷医療最初7日間2倍払特約」の記載がある場合	25	搭乗者傷害の医療保険金（入院最初7日間）の2倍払特約	37 頁
保険証券に「搭傷医療一時金払2倍払特約」の記載がある場合	26	搭乗者傷害の医療保険金（一時金払）の2倍払特約	37 頁
保険証券に「搭傷事業主費用特約」の記載がある場合	27	搭乗者傷害事業主費用特約	37 頁
保険証券に「所得補償特約」の記載がある場合	28	所得補償特約	38 頁
搭乗者傷害保険が適用されており、かつ、保険証券の「用途車種」欄が自家用バスまたは営業用バスである場合	29	バスの搭乗者傷害保険金支払に関する特約	39 頁
保険証券に「搭乗者傷害従業員対象外特約」の記載がある場合	30	搭乗者傷害条項の従業員対象外特約	39 頁
保険証券に「搭乗者医療保険金のみ特約」の記載がある場合	31	搭乗者傷害の医療保険金のみ補償特約	39 頁
保険証券に「搭乗者死亡後遺障害のみ特約」の記載がある場合	32	搭乗者傷害の死亡・後遺障害保険金のみ補償特約	39 頁
保険証券の「人身傷害保険」欄に保険金額の記載がある場合	33	人身傷害特約	39 頁
保険証券に「介護費用特約」の記載がある場合	34	介護費用特約	45 頁
保険証券に「福祉機器等取得費用特約」の記載がある場合	35	福祉機器等取得費用特約	46 頁
人身傷害特約が適用されており、かつ、保険証券の「用途車種」欄が自家用バスまたは営業用バスである場合	36	バスの人身傷害保険金支払に関する特約	47 頁
保険証券に「人身傷害被保険車内限定特約」の記載がある場合	37	人身傷害の被保険自動車搭乗内限定特約	47 頁
保険証券に「人身傷害諸費用特約」の記載がある場合	38	人身傷害諸費用特約	47 頁
保険証券に「人身傷害従業員対象外特約」の記載がある場合	39	人身傷害の従業員対象外特約	48 頁
ご自身のお車の補償に関する特約			
保険証券に「車両搬送費用特約」の記載がある場合	40	車両搬送費用特約	48 頁
保険証券に「車両搬送時諸費用特約」の記載がある場合	41	車両搬送時諸費用特約	50 頁
保険証券の「車両保険」欄に「エコノミーA」の記載がある場合	42	車両危険限定特約（エコノミーA）	51 頁
保険証券に「車両臨時費用特約」の記載がある場合	43	車両臨時費用特約	51 頁
保険証券の「車両保険」欄に協定新価保険金額の記載がある場合	44	車両新価特約	52 頁
保険証券に「車両全損時超過修理費特約」の記載がある場合	45	車両全損時超過修理費特約	53 頁
保険証券に「自宅・車庫等修理費用特約」の記載がある場合	46	自宅・車庫等修理費用特約	53 頁
保険証券に「代車費用（代車借入条件付実償払方式）」の記載がある場合	47	代車費用特約（代車借入条件付実償払方式）	54 頁
保険証券に「リース契約中途解約費用特約」の記載がある場合	48	リース契約中途解約費用特約	55 頁
保険証券に「リース契約中途解約費用特約」の記載がある場合	49	リースカーの修理費優先支払特約	55 頁
保険証券の付属機械装置欄の各項目に記載がある場合	50	機械装置車「車両損害」特約	56 頁
保険証券の「用途車種」欄がA種工作車もしくはB種工作車の場合、または保険証券の「被保険自動車」欄に記載の自動車 が農耕作業用自動車、消防自動車、タンク車、ふん尿車等のいずれかの場合	51	特殊車両「車両損害」補償範囲特約	56 頁
保険証券に「工作用自動車のブーム対象外特約」を適用する旨の記載がある場合	52	工作用自動車ブーム対象外特約	56 頁
保険証券に「地震・噴火・津波車両全損特約」の記載がある場合	53	地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約	56 頁
保険証券に「地震・噴火・津波車両損害特約」を適用する旨の記載がある場合	54	地震・噴火・津波危険「車両損害」特約	57 頁
保険証券の「被保険自動車」欄に記載の自動車の用途車種が自家用8車種（注）（ただし、レンタカーである場合を除きます。） である場合、または、保険証券に「車両価額協定保険特約」の記載がある場合	55	車両価額協定保険特約	57 頁
保険証券の「車両保険」欄に「車対車免ゼロ特約」の記載がある場合	56	車対車事故免ゼロ特約	58 頁

適用条件	番号	適用される特約	掲載頁
その他の補償に関する特約			
保険証券に「車内身の回り品特約」の記載がある場合	57	車内身の回り品特約	58 頁
保険証券に「事業用動産特約」の記載がある場合	58	事業用動産特約	59 頁
保険証券に「弁護士費用特約（自動車）」の記載がある場合	59	弁護士費用特約（自動車）	61 頁
保険証券に「競技・曲技等使用補償特約」の記載がある場合	60	競技・曲技等使用補償特約	62 頁
保険証券に「日常生活賠償責任特約」の記載がある場合	61	日常生活賠償責任特約	63 頁
保険証券に「賠償事故解決特約」の記載がある場合	62	賠償事故解決特約	64 頁
保険証券に「携行品特約」の記載がある場合	63	携行品特約	65 頁
保険証券に「携行品特約（家族用）」の記載がある場合	64	携行品特約（家族用）	66 頁
保険証券に「携行品特約（夫婦用）」の記載がある場合	65	携行品特約（夫婦用）	66 頁
保険料の払込方法等に関する特約			
保険証券の「払込方法」欄に「分割（ 回払）」の記載がある場合、または保険期間が2年または3年で、保険証券に「長期契約（月払）」または「長期契約（年払）」と記載がある場合	66	保険料分割払特約	66 頁
保険証券に「追加保険料分割払特約」の記載がある場合	67	追加保険料分割払特約	67 頁
保険証券に「追加保険料口座振替特約」の記載がある場合	68	追加保険料口座振替特約	67 頁
保険証券の「払込方法」欄に「大口分割」または「大口分割（全車両一括）」と記載されている場合	69	保険料分割払特約（大口）	68 頁
全車両一括特約または全車両一括特約（成績合算企業用）、および保険料分割払特約（大口）が適用されており、契約内容変更手続きにより追加保険料が発生した場合	70	追加保険料分割払特約（大口）	68 頁
保険証券に「初回保険料口座振替特約」の記載がある場合	71	初回保険料口座振替特約	69 頁
保険証券に「コンビニ払特約」の記載がある場合	72	コンビニ払特約	69 頁
保険証券に「クレジットカード払特約」の記載がある場合	73	クレジットカード払特約	70 頁
保険証券に「追加保険料払込猶予特約」の記載がある場合	74	追加保険料払込猶予特約	70 頁
保険証券に「フリート契約優良戻し特約」の記載がある場合	75	フリート契約優良戻し特約	70 頁
保険証券に「車両保険無過失事故特約」の記載がある場合	76	車両保険無過失事故特約	70 頁
団体扱・集団扱に関する特約			
保険証券の「団体扱・集団扱」欄に「一般A」の記載がある場合	77	団体扱特約（一般A）	71 頁
保険証券の「団体扱・集団扱」欄に「一般B」の記載がある場合	78	団体扱特約（一般B）	71 頁
保険証券の「団体扱・集団扱」欄に「一般C」の記載がある場合	79	団体扱特約（一般C）	72 頁
保険証券の「団体扱・集団扱」欄に「官公署」の記載がある場合	80	団体扱特約	73 頁
保険証券の「団体扱・集団扱」欄に「官公署（口振）」の記載がある場合	81	団体扱特約（口座振替方式）	73 頁
団体扱特約（一般A）、団体扱特約（一般B）、団体扱特約（一般C）、団体扱特約または団体扱特約（口座振替方式）が適用されており、かつ、各特約の「保険料集金に関する契約書に係わる覚書」が締結されている場合	82	追加保険料特約（団体扱用）	74 頁
保険証券の「団体扱・集団扱」欄に「集団扱」の記載がある場合	83	集団扱特約	74 頁
集団扱特約が適用されており、かつ、「集団扱保険料集金に関する契約書に係わる覚書」が締結されている場合	84	追加保険料特約（集団扱用）	75 頁
団体扱特約（一般A）、団体扱特約（一般B）、団体扱特約（一般C）、団体扱特約、団体扱特約（口座振替方式）または集団扱特約が適用されており、かつ、各特約の「保険料集金に関する契約書に係わる覚書」または「集団扱保険料集金に関する契約書に係わる覚書」が締結されている場合	85	追加返還保険料の集金者経由払特約	75 頁
販売用自動車等に関する特約			
保険証券に「販売用自動車保険特約（車両なし）」を適用する旨の記載がある場合	86	販売用自動車保険特約（車両保険なし）	76 頁
保険証券に「販売車特約（車両なし）・販売車の貸与中特約」の記載がある場合	87	販売用自動車の貸与中特約（人数方式）	76 頁
保険証券に「整備受託自動車保険特約（整備従事者数方式）」を適用する旨の記載がある場合	88	整備受託自動車保険特約（整備従事者数方式）	76 頁
法人向け等の特約			
保険証券の「払込方法」欄に「全車両一括」の記載がある場合	89	全車両一括特約	76 頁
保険証券の「払込方法」欄に「全車両一括」の記載がある場合で、かつ、フリート成績合算制度を適用している契約の場合	90	全車両一括特約（成績合算企業用）	77 頁
保険証券に「臨時代替自動車特約」を適用する旨の記載がある場合	91	臨時代替自動車特約	78 頁
保険証券記載の自動車がリースカーであり、かつ、当社との間に「リースカーの自動車保険に関する特約」が適用されている場合	92	リースカーの保険始期に関する特約	78 頁
ご契約の手続きに関する特約			
保険証券に「通信販売特約」の記載がある場合	93	通信販売特約	79 頁
保険証券に「インターネット等通信販売特約」の記載がある場合	94	インターネット等による通信販売特約	79 頁
保険証券に「共同保険特約（会社名、分担割合）」の記載がある場合	95	共同保険特約	79 頁
国、地方公共団体、地方公営企業、特殊法人または公共組合を保険契約者とし、79 頁の「『保険料払込猶予特約』、『保険責任期間延長特約』および『保険料払込猶予特約（独立行政法人、地方独立行政法人および国立大学法人等用）』について」の条件を満たす契約に適用します。	96	保険料払込猶予特約	79 頁
国、地方公共団体、地方公営企業、特殊法人または公共組合を保険契約者とし、79 頁の「『保険料払込猶予特約』、『保険責任期間延長特約』および『保険料払込猶予特約（独立行政法人、地方独立行政法人および国立大学法人等用）』について」の条件を満たす契約に適用します。	97	保険責任期間延長特約	79 頁
下記の2要件をすべて充足する独立行政法人を保険契約者とし、79 頁の「『保険料払込猶予特約』、『保険責任期間延長特約』および『保険料払込猶予特約（独立行政法人、地方独立行政法人および国立大学法人等用）』について」の条件を満たす契約に適用します。 1. 独立行政法人通則法および個別法に定めるところにより設立されていること。 2. 政府が資本金、その他の財産的基礎のすべてを出資、または提供していること。	98	保険料払込猶予特約（独立行政法人、地方独立行政法人および国立大学法人等用）	79 頁

(注) 自家用8車種とは、自家用普通乗用車、自家用小乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、および特種用途自動車（キャンピング車）をいいます。

一般用総合自動車保険普通保険約款

第1章 賠償責任条項

第1条 (用語の定義)

この賠償責任条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	被保険自動車を主に使用する者で、保険証券の記名被保険者欄に記載されている者をいいます。
自動車	原動機付自転車を含みます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの使用者人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
対人事故	被保険自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することをいいます。
対物事故	被保険自動車の所有、使用または管理に起因して他人の財物を滅失、破損または汚損することをいいます。
入院	医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
未婚	これまで婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第2条 (保険金を支払う場合—対人賠償)

- 当社は、対人事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この賠償責任条項および基本条項に従い、保険金を支払います。
- 当社は、1回の対人事故による(1)の損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額(注)を超過する場合に限り、その超過額(1)の損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額(注)を超過する範囲において、その超過額(1)の損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額を支払います。

第3条 (保険金を支払う場合—対物賠償)

- 当社は、対物事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この賠償責任条項および基本条項に従い、保険金を支払います。

第4条 (保険金を支払わない場合—その1 対人、対物賠償共通)

- 当社は、次のいずれかに該当する事由による法定生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 - 保険契約者、記名被保険者またはこれららの法定代理人(注1)の故意
 - 記名被保険者以外の被保険者の故意
 - 戦争、外国の武力行使、革命、政変、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注2)
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - 台風、洪水または高潮
 - 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他その有害な特性の作用またはこれらに特性に起因する事故
 - ⑥に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ③から⑥までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - 被保険自動車を競技、曲技(注5)もしくは試験のために使用すること、または被保険自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用(注6)すること。
 - 1 保険契約者または記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - 2 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
 - 3 使用済燃料を含みます。
 - 4 原子核分裂生成物を含みます。
 - 5 競技または曲技のための練習を含みます。
 - 6 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
- 当社は、被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条 (保険金を支払わない場合—その2 対人賠償)

- 当社は、対人事故により次のいずれかに該当する者の生命または身体が害された場合には、それによって被る損害に對しては、保険金を支払いません。
 - 記名被保険者
 - 被保険自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
 - 被保険者の父母、配偶者または子
 - 被保険者の業務(注)に従事する使用者
 - 被保険者の使用者の業務(注)に従事する他の使用者。ただし、被保険者が被保険自動車その使用者の業務(注)に使用している場合に限りす。
 - 家事を除きます。
- (1) ⑥の規定にかかわらず、当社は、被保険自動車の所有者および記名被保険者が個人である場合には、記名被保険者がその使用者の業務に被保険自動車を使用しているときに、同じ使用者の業務に従事する他の使用者の生命または身体を害することにより、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払います。
- (2) の所有者とは次のいずれかに該当する者をいいます。
 - 被保険自動車に所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
 - 被保険自動車に1年以上を期間とする賃借契約により賃借されている場合は、その借主
 - ①および②以外の場合は、被保険自動車を所有する者

第6条 (保険金を支払わない場合—その3 対物賠償)

- 当社は、対物事故により次のいずれかに該当する者の所有、使用または管理する財物が滅失、破損または汚損された場合には、それによって被る損害に對しては、保険金を支払いません。

- 記名被保険者
- 被保険自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
- 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子

第7条 (被保険者の範囲—対人、対物賠償共通)

- この賠償責任条項における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。
 - 記名被保険者
 - 被保険自動車を使用または管理中の次のいずれかに該当する者
 - 記名被保険者の配偶者
 - 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
 - 記名被保険者の承諾を得て被保険自動車を使用または管理中の者。ただし、自動車取扱業者が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間を除きます。
 - 記名被保険者の使用者(注)。ただし、記名被保険者が被保険自動車をその使用者(注)の業務に使用している場合に限りす。
- 1 請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき記名被保険者の使用者に準ずる地位にある者を含みます。

第8条 (個別適用)

- (1) この賠償責任条項の規定は、それぞれ被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第4条(保険金を支払わない場合—その1 対人、対物賠償共通)(1) ①の規定を除きます。
- (1) の規定によって、第15条(支払保険金の計算—対物賠償)(1)に定める当社の支払うべき保険金の限度額ならびに第15条(2) ②に定める対人賠償費用の限度額が増額されるものではありません。

第9条 (当会社による援助—対人、対物賠償共通)

- 被保険者が対人事故または対物事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、被保険者が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手段について協力または援助を行います。

第10条 (当会社による解決—対人賠償)

- 被保険者が対人事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、または当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手段(注)を行います。
- 1 弁護士を選任を含みます。
- (1) の場合には、被保険者は当会社のために応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(1) の規定は適用しません。
 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の総額が、保険証券記載の保険金額および自賠責保険等によって支払われる金額(注)の合計額を明らかに超える場合
 - 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することと同様でない場合
 - 被保険自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合
 - 正当な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合

第11条 (損害賠償請求権者の直接請求権—対人賠償)

- 対人事故にかかわる被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者(注)は、被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
- 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、当会社がこの賠償責任条項および基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注)を限度とします。
 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
 - 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
 - (3)に定める損害賠償額が保険証券記載の保険金額(注)を超えることが明らかになった場合

第12条 (当会社による解決—対物賠償)

- 被保険者が対物事故にかかわる損害賠償の請求を受け、かつ、被保険者が当会社の解決条件に同意している場合、または当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手段(注)を行います。
- (1) の折衝、示談または調停もしくは訴訟の手段(注)には、被保険自動車の所有者および被保険者から相手方の被保険自動車に生じた損害についての請求に関するものは含まれません。
- 1 弁護士を選任を含みます。
- (1) の場合には、被保険者は当会社のために応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(1) の規定は適用しません。
 - 1回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険証券記載の保険金額を明らかに超える場合

第13条 (損害賠償額と、次の算出による損害賠償額との関係)

- 前条およびこの条の損害賠償額とは、次の算出による損害賠償額とします。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	-	自賠責保険等によって支払われる金額(注)	-	被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額	=	損害賠償額
-----------------------------------	---	----------------------	---	--------------------------------	---	-------

(注) 被保険自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

- 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- (2) の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

第14条 (当会社による解決—対物賠償)

- 被保険者が対物事故にかかわる損害賠償の請求を受け、かつ、被保険者が当会社の解決条件に同意している場合、または当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手段(注)を行います。
- (1) の折衝、示談または調停もしくは訴訟の手段(注)には、被保険自動車の所有者および被保険者から相手方の被保険自動車に生じた損害についての請求に関するものは含まれません。
- 1 弁護士を選任を含みます。
- (1) の場合には、被保険者は当会社のために応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(1) の規定は適用しません。
 - 1回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険証券記載の保険金額を明らかに超える場合

- ② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
 ③ 正当な理由なく被保険者が(3)に規定する協力を拒んだ場合
 ④ 保険証券に免責金額の記載がある場合は、1回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額、保険証券記載の免責金額を下回る場合

第13条 (損害賠償請求権者の直接請求権—対物賠償)

- (1) 対物事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の対物事故につき当会社がその賠償責任条項および基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注)を限度とします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
 ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
 ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
 ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
 ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
 イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと
 (注) 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
- (3) 前条およびこの条の損害賠償額とは、次の算式によって算出した額とします。

$$\begin{array}{|l} \text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額} \\ \hline - \\ \hline \text{被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償額の額} \\ \hline - \\ \hline \text{保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額} \\ \hline \end{array} = \text{損害賠償額}$$

- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- (5) (2) または(7)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- (6) 1回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額(注)が保険証券記載の保険金額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使することはできず、また当会社は(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。
- ① (2)④に規定する事実があった場合
 ② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、対物事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人も折衝することができない場合
 ③ 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合
 (注) 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。
- (7) (6) または③に該当する場合は、(2)の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の対物事故につき当会社がその賠償責任条項および基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注)を限度とします。
- (注) 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

第14条 (費用—対人、対物賠償共通)

- 1 保険契約者または被保険者が支払った次の費用(注1)は、これを損害の一部とみなします。
- ① 基本条項第20条(事故発生時の義務)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
 ② 基本条項第20条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
 ③ 対物事故または対物事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手続を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手続を講じたことにより要した費用のうち、応急手当、搬送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
 ④ 偶然な事故によって被保険自動車に積載していた動産(注2)が落下したことに起因して、落下物を取り片づけるために被保険者が負担した費用のうち、必要かつ妥当な取り片づけ費用
 ⑤ 対物事故が発生した場合で、失火ノ責任二関スル法律(明治32年法律第40号)の適用により被保険者に法律上の損害賠償責任が生じないときにおいて、被保険者が道法(昭和27年法律第180号)第58条(原因者負担金)の原因者負担金として支出した費用
 ⑥ 対物事故または対物事故に関して被保険者の行う折衝または示談によって被保険者が当会社の同意を得て支出した費用、および第10条(当会社による解決—対人賠償)(2)または第12条(当会社による解決—対物賠償)(3)の規定により被保険者が当会社と協定するために要した費用
 ⑦ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停を要した場合またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用
 (注1) 収入の喪失を含みません。
 (注2) 除去すべき積載が禁止されている動産または法令で禁止されている方法で積載されている動産を除きます。
- (2) 被保険者が対人事故により法律上の損害賠償責任を負担する場合であって、生命または身体を害された者が次のいずれかに該当するときは、(1)の費用のほか、被保険者が臨時に必要とする費用(以下「対人臨時費用」といいます)は、これを損害の一部とみなします。
- ① 対人事故の直接の結果として死亡した場合
 ② 対人事故の直接の結果として3日以上入院した場合

第15条 (支払保険金の計算—対人賠償)

- (1) 1回の対人事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ保険証券記載の保険金額を限度とします。

$$\begin{array}{|l} \text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額} \\ \hline + \\ \hline \text{前条(1)①から③までの費用} \\ \hline - \\ \hline \text{自賠責保険等によって支払われる金額(注)} \\ \hline \end{array} = \text{保険金の額}$$

- (注) 被保険自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。
- (2) 当会社は、(1)に定める保険金のほか、次の額の合計額を支払います。
- ① 前条(1)⑥および⑦の費用

- ② 前条(2)の対人臨時費用。ただし、1回の対人事故により生命または身体を害された者1名につき、次の額とします。
- ア. 前条(2)①に該当する場合は、15万円
 イ. 前条(2)②に該当する場合は、3万円
 ③ 第10条(当会社による解決—対人賠償)(1)の規定に基づく訴訟または被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

第16条 (支払保険金の計算—対物賠償)

- (1) 1回の対物事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。

$$\begin{array}{|l} \text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額} \\ \hline + \\ \hline \text{第14条(費用—対人、対物賠償共通)(1)①から⑤までの費用} \\ \hline - \\ \hline \text{被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより取得するものが、その価額} \\ \hline - \\ \hline \text{保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額} \\ \hline \end{array} = \text{保険金の額}$$

- (2) 当会社は、(1)に定める保険金のほか、次の額の合計額を支払います。
- ① 第14条(費用—対人、対物賠償共通)(1)⑥および⑦の費用
 ② 第12条(当会社による解決—対物賠償)(1)の規定に基づく訴訟または被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金
 (3) (1) ただし書の場合にかかわらず、次のいずれかに該当する対物事故で、かつ、対物保険金額が10億円を超える規定、当会社の支払う保険金の額は10億円を限度とします。
- ① 被保険自動車に業務(注1)として積載されていた危険物(注2)の火災、爆発または漏えいにより起因する対物事故
 ② 被保険自動車(被けん引自動車)をけん引中に発生した、被けん引自動車に業務(注1)として積載されていた危険物(注2)の火災、爆発または漏えいにより起因する対物事故
 ③ 航空機の滅失、破損または汚損を伴う対物事故
 (注1) 家事を除きます。
 (注2) 道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条(用語の定義)に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)第2条(定義)に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条(定義)に定める毒物もしくは劇物をいいます。

第17条 (仮払金および供託金の貸付け等—対人、対物賠償共通)

- (1) 第9条(当会社による援助—対人、対物賠償共通)、第10条(当会社による解決—対人賠償)(1)または第12条(当会社による解決—対物賠償)(1)の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当会社は、次の金額の範囲内で、仮処分命令に基づく仮執行を無効にして被保険者に貸付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上記のとおり仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けます。
- ① 対人事故については、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ保険証券記載の保険金額(注)を限度とします。
- ② 対物事故については、1回の事故につき、保険証券記載の保険金額(注2)
- (注1) 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または第11条(損害賠償請求権者の直接請求権—対人賠償)の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
 (注2) 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または第13条(損害賠償請求権者の直接請求権—対物賠償)の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
- (2) (1) により当会社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当会社のために供託金の(注)の取戻請求権上に質権を設定するものとします。
- (注) 利息を含みます。
- (3) (1)の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、第11条(損害賠償請求権者の直接請求権—対人賠償)(2)ただし書、第13条(損害賠償請求権者の直接請求権—対物賠償)(2)ただし書、同条(7)ただし書、第15条(支払保険金の計算—対人賠償)(1)ただし書および前条(1)ただし書の規定は、その貸付金または供託金(注)を既に支払った保険金とし、適用しなす。
- (4) (1)の供託金(注)が第三者に還付された場合には、その還付された供託金(注)の限度で、(1)の当会社の名による供託金(注)または貸付金(注)が保険金として支払われたものとみなします。
- (注) 利息を含みます。
- (5) 基本条項第23条(保険金の請求)の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

第18条 (先取特権—対人、対物賠償共通)

- (1) 対人事故または対物事故にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(注)について先取特権を有します。
- (注) 第14条(費用—対人、対物賠償共通)の費用に対する保険金請求権を除きます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後、当会社から被保険者に支払った場合(注1)
 ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払った場合
 ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことに、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払った場合
 ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社から被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払った場合(注2)
 (注1) 被保険者が賠償した金額を限度とします。
 (注2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
- (注) 第14条(費用—対人、対物賠償共通)の費用に対する保険金請求権を除きます。

第19条 (損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整)

保険証券記載の保険金額が、前条(2)または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第14条(費用—対人、対物賠償共通)の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第2章 自損事故条項

第1条 (用語の定義)

この自損事故条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
運転者	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第2条（定義）第4項に定める運転者をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
自動車	原動機付自転車を含みます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用者、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
正規の乗車装置	乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に定める乗車装置をいいます。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、介護費用保険金または医療保険金をいいます。
保有者	自動車損害賠償保障法第2条第3項に定める保有者をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、被保険者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被り、かつ、それによってその被保険者に生じた損害に対して自動車損害賠償保障法第3条（自動車損害賠償責任）に基づく損害賠償請求権が発生しない場合は、その傷害に対して、この自損事故条項および基本条項に従い、保険金を支払います。

- 被保険自動車の運行に起因する事故
- 被保険自動車の運行中の、飛車もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または被保険自動車の落下。ただし、被保険者が被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注）に搭乗中である場合に限りす。

（注）隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(2) (1)の傷害にはガス中毒を含みます。
(3) (1)の傷害には、次のものを含みません。
① 日射、熱射または精神的衝動による障害
② 被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

第3条（保険金を支払わない場合—その1—）

- 当社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。
① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害
② 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができない状態中で被保険自動車を運転している場合、または道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で被保険自動車を運転している場合に生じた傷害
- 被保険者が、被保険自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険自動車に搭乗中に生じた傷害
- 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害
- 傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当社は、その者が受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
- 当社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（注）に対しては、保険金を支払いません。

（注）丹毒、淋菌感染症、散粒性皮膚炎、破傷風等をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2—）

- 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）
② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
⑤ ①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑥ 被保険自動車を競技、曲技（注4）もしくは試験のために使用すること、または被保険自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用（注5）すること。
（注1）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
（注2）使用済燃料を含みます。
（注3）原子核分裂生成物を含みます。
（注4）腕技または曲技のための練習を含みます。
（注5）急救、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
- 当社は、自動車取扱業者が被保険自動車を業務として受託している間に、被保険者に生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（被保険者の範囲）

- この自損事故条項における被保険者は、次のいずれかに該当する者としす。
① 被保険自動車の保有者
② 被保険自動車の運転者
③ ①および②以外の者で、被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注）に搭乗中の者
（注）隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
- (1)の規定にかかわらず、極めて異常かつ危険な方法で被保険自動車に搭乗中の者は被保険者に含まれません。

第6条（個別適用）

この自損事故条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第7条（支払保険金の計算）

(1) 当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、下表に掲げる支払事由に該当する場合には、下表のとおり保険金を支払います。

支払事由	支払事由	保険金の額	保険金受取人
① 死亡保険金	死亡した場合	1,500万円（注1）	被保険者の法定相続人
② 後遺障害保険金	別表1の1または別表1の2に掲げる後遺障害が生じた場合	該当する後遺障害の等級に対応する、別表1の1または別表1の2に定める金額	被保険者
③ 介護費用保険金	次のいずれかの後遺障害が生じ、かつ、介護を必要とすると認められる場合。ただし、別表1の1の第1級または第2級に掲げる後遺障害を同時に被った場合を除きます。 ア. 別表1の2の第1級、第2級または第3級③もしくは④に掲げる後遺障害イ. (3)または(4)の規定により、別表1の2の第1級または第2級に掲げる金額が支払われるべき後遺障害	200万円	被保険者
④ 医療保険金	医師の治療を要した場合	治療日数に対し、次の算式によって算出した金額。ただし、1回の事故につき、100万円を限度とします。 ア. 入院した場合 6,000円×入院日数=医療保険金の額 イ. 通院した場合 4,000円×通院日数（注2）=医療保険金の額	被保険者

（注1）1回の事故につき、被保険者に既に支払った後遺障害保険金がある場合は、1,500万円から既に支払った金額を控除した残額とします。

- (2) ④の医療保険金におけるアに該当する日数を除きます。
- (1)の死亡保険金を被保険者の法定相続人が2名以上ある場合は、当社は、法定相続分の割合により(1)の死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。
- 別表1の1または別表1の2の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- 同一事故により、別表1の2に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、次の額を後遺障害保険金として支払います。
① 第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級以上の等級に定める金額
② ①以外の場合で、第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級以上の等級に定める金額
③ ①および②以外の場合で、第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級以上の等級に定める金額。ただし、それぞれの金額の合計額が上記の金額に達しない場合は、その合計額とします。
④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害に該当する等級に定める金額
- 既に後遺障害のある被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を受けたことにより、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として支払います。

別表1の1または別表1の2に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に定める金額	－	既にあった後遺障害に該当する等級に定める金額	=	後遺障害保険金の額
--	---	------------------------	---	-----------

- 当社は、(1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて30日以内に死亡した場合は、介護費用保険金を支払いません。
- 同一事故により生じた後遺障害が(1)の介護費用保険金のアおよびイのいずれにも該当する場合であっても、当社は、重複して介護費用保険金を支払いません。
- 医療保険金における治療日数には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときは、その処置日数を含みます。
（注）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。
- 被保険者が通院しない場合であっても、次のいずれかの部位の骨折・変形等の治療によりギプス、キブス、ギブス、ギブスまたは次イ（シナー）を常時装着したときは、その日数を医療保険金の治療日数に含みます。
① 長骨骨（注）および骨柱
② 長骨骨（注）に接続する三大関節部分。ただし、長骨骨（注）部分も含めて装着した場面に限りす。
③ 肋骨、胸骨、ただし、体幹部に装着した場合に限りす。

（注）上腕骨・橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。

(10) 被保険者が医療保険金の支払を受けられる期間中にさらに医療保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては医療保険金を支払いません。

第8条（他の身体の障害または疾病の影響）

(1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後による原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療を怠ったことにより、第2条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第9条（当会社の責任限度額等）

- (1) 1回の事故につき、当会社が支払うべき死亡保険金の額は、第7条（支払保険金の計算）の規定による額とし、かつ、1,500万円を限度とします。
- (2) 1回の事故につき、当会社が支払うべき後遺障害賠償金の額は、第7条（支払保険金の計算）および前条の規定による額とし、かつ、2,000万円を限度とします。
- (3) 当会社は、(1)および(2)に定める保険金のほか、1回の事故につき、第7条（支払保険金の計算）および前条の規定による介護費用保険金および医療保険金を支払います。

第10条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害に対して第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第3章 無保険車傷害条項

第1条（用語の定義）

この無保険車傷害条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	被保険自動車以外の自動車であって被保険者の生命または身体を害した自動車を行います。ただし、被保険者が所有する自動車（注）および日本国外にある自動車を除きます。 （注）所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする賃借契約により借り入れた自動車を含みます。
医学的 he 覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
記名被保険者	被保険自動車を主に使用する者で、保険証券の記名被保険者欄に記載されている者をいいます。ただし、保険証券の記名被保険者欄に記載されている者が法人であって、かつ、保険証券に個人被保険者が記載されている場合は、保険証券記載の個人被保険者とします。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来に於いても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
自動車	原動機付自転車を含みます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額預取でこの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
正規の乗車装置	乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に定める乗車装置をいいます。
対人賠償保険等	自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。
他の無保険車傷害保険等	被保険自動車以外の自動車であって被保険者が搭乗中のものについて適用される保険契約または共済契約で、第2条（保険金を支払う場合）(1)と支払責任の発生要件を同じくするものをいいます。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療を含みます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
賠償義務者	無保険自動車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
保険金請求権者	無保険車事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 被保険者（注） ② 被保険者の父母、配偶者または子 （注）被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
無保険自動車	相手自動車で、次のいずれかの場合に該当すると認められる自動車をいい、相手自動車明らかでない認められる場合は、その自動車を無保険自動車とみなします。ただし、相手自動車が2台以上ある場合には、それぞれ相手自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金の合計額（注1）が、この保険証券記載の保険金額に達しないか認められるときに限り、それ以外の相手自動車を無保険自動車とみなします。 ① その自動車について適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について、法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を全く受けることができない場合 ② その自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金（注2）が、この保険証券記載の保険金額に達しない場合 （注1）③に該当するもの以外の相手自動車については、保険金額または共済金額がないものとして計算します。 （注2）対人賠償保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金の合計額とします。
無保険車事故	無保険自動車の所有、使用または管理に起因して、被保険者の生命が害さ

れること、または身体が害されその直接の結果として別表1の1または別表1の2に掲げる後遺障害（注）もしくは身体の障害の程度に応じて同表の後遺障害に相当すると認められる後遺障害（注）が生じることを含みます。
（注）被保険者が症状を訴えていない場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的 he 覚所見のないものを含みません。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、無保険車事故によって被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して、賠償義務者がある場合に限り、この無保険車傷害条項および基本条項に従い、保険金を支払います。
 - (2) (1)の損害の額は、第8条（損害額の決定）に定める損害の額とします。
 - (3) 当会社は、1回の無保険車事故による(1)の損害の額が、次の①および②の合計額または次の①および③の合計額のうちのいずれか高い額を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
 - ① 自賠責保険等によって支払われる金額（注1）
 - ② 対人賠償保険等によって、賠償義務者が(1)の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償保険等の保険金額または共済金額（注2）
 - ③ 他の無保険車傷害保険等によって、保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の無保険車傷害保険等の保険金額または共済金額（注3）
- （注1）自賠責保険等がない場合、または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。
（注2）対人賠償保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。
（注3）他の無保険車傷害保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額のうち最も高い額とします。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害
 - ② 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転している場合、麻薬、大麻、アヘン、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができていないおそれがある状態で自動車を運転している場合、または道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で自動車を運転して交通事故に生じた損害
 - ③ 被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車に搭乗中に生じた損害
 - ④ 被保険者の競争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害
- (2) 損害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

- 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政変等、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 台風、洪水または高潮
 - ④ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他危険な性質を有するものまたはこれらの特性に起因する事故
 - ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑥ ④から⑤までの事由に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ 自動車を競技、曲技（注4）もしくは試験のために使用すること、または自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用（注5）すること。
（注1）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平時が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
（注2）使用済燃料を含みます。
（注3）原子核分裂生成物を含みます。
（注4）競技または曲技のための練習を含みます。
（注5）救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

第5条（保険金を支払わない場合—その3）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は保険金を支払いません。ただし、これらの者の対人賠償義務者がある場合を除きます。
 - ① 被保険者の父母、配偶者または子
 - ② 被保険者の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務（注）に従事している場合に限りま
 - ③ 被保険者の使用者の業務（注）に無保険自動車を使用している他の使用人。ただし、被保険者がその使用者の業務（注）に従事している場合に限りま
- （注）家事を除きます。
- (2) 当会社は、被保険者の父母、配偶者または子の運転する無保険自動車によって被保険者の生命または身体が害された場合は保険金を支払いません。ただし、無保険自動車が2台以上ある場合で、これらの者または(1)②もしくは③に定める者以外の者が運転する他の無保険自動車があるときを除きます。
 - (3) 被保険自動車について適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合（注）には、当会社は、保険金を支払いません。
（注）保険金請求権者が対人賠償保険等によって損害賠償額の支払を直接受けることができる場合を除きます。
 - (4) 当会社は、自動車取扱業者が被保険自動車と業務として受託している場合は、その自動車が搭乗中に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条（被保険者の範囲）

- (1) この無保険車傷害条項における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。
 - ① 記名被保険者
 - ② 記名被保険者の配偶者
 - ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
 - ⑤ ①から④以外の者で、被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注）に搭乗中の者
- (2) 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
- (3) (1)の規定にかかわらず、被保険自動車および被保険自動車以外の自動車の極めて異常かつ危険な方法で搭乗中の者は被保険者に含まれません。
- (4) (1)の被保険者の胎内にある胎児が、無保険自動車の所有、使用または管理に起因して、その出生後、生命が害されること、または身体が害されその直接の結果として別表1の1または別表1の2に掲げる後遺障害（注）もしくは身体の障害の程度に応じて同表の後遺障害に相当すると認

められる後遺障害（注）が生じることによって損害を被った場合は、（1）の規定の適用において、既に生まれていたものとみなします。
 （注）その者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。

第7条（個別適用）

この無保険車傷害条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第8条（損害額の決定）

- （1）当会社が保険金を支払うべき損害の額（以下「損害額」といいます。）は、賠償義務者が被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被った損害に対して法律上負担すべきものと認められる損害賠償責任の額によって定めます。
- （2）（1）の損害額は、保険金請求権者と賠償義務者との間で損害賠償責任の額が定められているとしないにもかかわらず、次の手続によって決定します。
 - ① 当会社と保険金請求権者との間の協議
 - ② ①の協議が成立しない場合は、当会社と保険金請求権者との間における訴訟、裁判上の和解または調停

第9条（費用）

- 保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注）は、これを損害の一部とみなします。
- ① 基本条項第20条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
 - ② 基本条項第20条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用（注）収入の喪失を含みません。

第10条（支払保険金の計算）

- 1回の無保険車事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険証券記載の保険金額から次の④または⑥のうちいずれか高い額を、差し引いた額を限度とします。

$$\boxed{\text{第8条（損害額の決定）の規定による損害額}} + \boxed{\text{前条の費用}} - \boxed{\text{次の①から③までの合計額}} - \boxed{\text{次のいずれか高い額ア、④および⑤の合計額イ、⑥の額}} = \text{保険金の額}$$

- ① 自賠責保険等によって支払われる金額（注1）
 - ② 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額。ただし、賠償義務者がその損害賠償金の全部または一部に対して、自賠責保険等または対人賠償保険等によって保険金または共済金の支払を受けた場合は、その支払を受けた額を差し引いた額とします。
 - ③ 第8条の規定により決定される損害額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額
 - ④ 対人賠償保険等によって賠償義務者が第2条（保険金を支払う場合）（1）の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償保険等の保険金額または共済金額（注2）
 - ⑤ 他の無保険車傷害保険等によって保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けたことができる場合は、他の無保険車傷害保険等によって支払われる保険金または共済金の額
 - ⑥ 他の無保険車傷害保険等によって保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の無保険車傷害保険等の保険金額または共済金額（注3）
- （注1）自賠責保険等がない場合、または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。
- （注2）対人賠償保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額のうち最も高い額とします。
- （注3）他の無保険車傷害保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額のうち最も高い額とします。

第11条（保険金請求者の義務）

- （1）被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が第2条（保険金を支払う場合）（1）の損害を被った場合は、保険金請求権者は賠償義務者に対して遅滞なく書面によって損害賠償の請求をし、かつ、次の事項を書面によって当会社に通知しなければなりません。
 - ① 賠償義務者の住所および氏名または名称
 - ② 賠償義務者の損害に対して保険金または共済金を支払う対人賠償保険等の有無およびその内容
 - ③ 賠償義務者に対して書面によって行った損害賠償請求の内容
 - ④ 保険金請求権者が第2条（1）の損害に対して、賠償義務者、自賠責保険等もしくは対人賠償保険等の被保険者もしくは共済者または賠償義務者以外の第三者から既に取得した損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額
- （2）当会社は、保険金請求権者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合または（1）の書類に事実と異なる記載をした場合は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第12条（保険金請求の手続）

保険金の請求は、保険金請求権者の代表者を経由して行うものとします。

第13条（代位）

- 保険金請求権者が他人に損害賠償の請求をすることができる場合については、基本条項第29条（代位）（1）および（2）の規定を適用します。この場合には、同条項第24条（保険金の支払時期）（1）①ならびに第29条（1）および（2）中の「被保険者」を「保険金請求権者」と読み替えるものとします。

第4章 搭乗者傷害条項

第1条（用語の定義）

この搭乗者傷害条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
医療保険金（日数払）	保険証券の搭乗者傷害保険の欄に「日数払」と記載されている場合をいいます。
医療保険金（一時金払）	保険証券の搭乗者傷害保険の欄に「一時金払」と記載されている場合をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
自動車	原動機付自転車を含みます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としてしている者および、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業

	務を執行するその他の機関を含みます。
正規の乗車装置	乗車人員が動揺、衝突等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に定める乗車装置をいいます。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
道路	道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条（定義）第1項第1号に定める道路をいいます。
入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、重度後遺障害特別保険金、重度後遺障害介護費用保険金または医療保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

- （1）当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する急激かつ偶発的な外来の事故により身体に傷害を被った場合は、この搭乗者傷害条項および基本条項に従い、保険金を支払います。
 - ① 被保険自動車の運行に起因する事故
 - ② 被保険自動車の運行中、飛来中もしくは落下中他物との衝突、火災、爆発または被保険自動車（車）の落下
- （2）（1）の傷害には、ガス中毒を含みます。
- （3）（1）の傷害には、次のものを含みません。
 - ① 日射、熱射または精神的衝動による障害
 - ② 被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

- （1）当会社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害
 - ② 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合、または道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で被保険自動車を運転している場合に生じた傷害
 - ③ 被保険者が、被保険自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険自動車に生じた傷害
 - ④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害
- （2）傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者を受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
- （3）当会社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（注）に対しては、保険金を支払いません。

（注）傷、擦傷、裂傷、敗血症、皮膚炎、皮膚腫瘍をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

- 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性等その有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑤ ①から④までの事由に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑥ 被保険自動車を競技、曲技（注4）もしくは試験のために使用すること、または被保険自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用（注5）すること
- （注1）警察または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の日数において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注2）使用済燃料を含みます。
- （注3）原子核分裂生成物を含みます。
- （注4）競技または曲技のための練習を含みます。
- （注5）救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

第5条（被保険者の範囲）

- （1）この搭乗者傷害条項における被保険者は、被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注）に搭乗中の者とします。

（注）隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
- （2）（1）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者に含まれます。
 - ① 極めて異常かつ危険な方法で被保険自動車を搭乗中の者
 - ② 業務として被保険自動車を受託している自動車取扱業者

第6条（個別適用）

この搭乗者傷害条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第7条（支払保険金の計算）

- （1）当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、下表に掲げる支払事由に該当する場合には、下表のとおり保険金を支払います。ただし、⑤の医療保険金については、医療保険金（日数払）は下表の支払事由における日数払の区分に従うものとし、医療保険金（一時金払）は下表の支払事由における一時金払の区分に従うものとし、このいずれかの区分により医療保険金を支払います。

名称	支払事由	保険金の額	保険金受取人
① 死亡保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	被保険者1名ごとの保険金額の全額（注1）	被保険者の法定相続人
② 後遺障害保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合	保険金額に別表1の1または別表1の2に掲げる後遺障害者に該当する等級に対する保険金支払割合を乗じた額	被保険者
③ 重度後遺障害特別保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に別表1の1に掲げる後遺障害、	保険金額の10割に相当する額。ただし、100万円を限度とします。	被保険者

	別表1の2の第1級もしくは第2級に掲げる保険金支払割合を保険金額に乗じた額が支払われるべき後遺障害または別表1の2の第3級③もしくは④に掲げる後遺障害が生じ、かつ、介護を必要とする認められる場合		
④ 重度後遺障害介護費用保険金	③の保険金が支払われる場合	保険金額に別表1の1または別表1の2に掲げる後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合を乗じた額の50％に相当する額。ただし、500万円を限度とします。	被保険者
⑤ 医療保険金	「日数払」 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に医師の治療を要した場合	治療日数に対し、次の算式によって算出した金額 ア.入院した場合 保険証券記載の入院保険金日額×入院日数＝医療保険金の額 イ.通院した場合 保険証券記載の通院保険金日額×通院日数(注2)＝医療保険金の額	被保険者
	「一時金払」 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に医師の治療を要した場合	別表2に定める額	被保険者

(注1) 1回の事故につき、被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

(注2) ⑤の医療保険金における「日数払」の日に該当する日数を除くものとし、60日を限度とします。

- (2) (1)の被保険者の法定相続人が2名以上である場合は、当社は、法定相続分の割合により死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。
- (3) 別表1の1または別表1の2の各等級に掲げる後遺障害に該当しない状態であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度にに応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (4) 同一事故により、別表1の2に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。
- ① 第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合
- ② ①以外の等級で、第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級で、第1級から第2級上位の等級に対する保険金支払割合
- ③ ①および②以外の等級で、第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
- ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合
- (5) 既に後遺障害のある被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を受けたことにより、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として支払います。

$$\text{保険金額} \times \left(\frac{\text{別表1の1または別表1の2に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}}{\text{既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}} \right) = \text{後遺障害保険金の額}$$

- (6) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき発生の見込まれる後遺障害の程度および介護の要否を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金、重度後遺障害特別保険金および重度後遺障害介護費用保険金として支払います。
- (7) 医療保険金において治療日数には、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓器の抽出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「臓器した者の身体」との判定を受けた場合、その身体への処置がされた場合とあって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づき医療の給付とされてきたものとみなされる場合(注2)であるときは、その処置日数を含まず。
- (注) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。
- (8) 被保険者が通院しない場合であっても、次のいずれかの部位の骨折・変形等の治療によりギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーシまたは副子(シーネ)を常時装着したときは、その日数を医療保険金の治療日数に含めます。
- ① 長管骨(注)および骨節
- ② 長管骨(注)に接続する三大関節部分。ただし、長管骨(注)部分も含めて装着した場合に限ります。
- ③ 肋骨、胸骨。ただし、体幹部に装着した場合に限ります。
- (注) 上腕骨・橈骨・尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。
- (9) 医療保険金(一時金払)における医療保険金は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては支払いません。
- (10) 医療保険金(日数払)において、被保険者が医療保険金の支払を受けられる期間中にさらに医療保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては医療保険金を支払いません。
- (11) 医療保険金(一時金払)において、被保険者が被った傷害が、別表2の2の②から④までのいずれれも該当しない傷害であっても、別表2の2の②から④までのいずれかの傷害に相当すると認められるものについては、傷害の程度に応じ、それぞれその相当する傷害に該当したものとみなします。
- (12) 医療保険金(一時金払)において、同一事故により被った傷害が、別表2の2の①から④までの複数の該当する場合、当社はそれぞれその傷害により支払うべき保険金のうち、最も高い額を医療

保険金として支払います。

第8条 (他の身体の障害または疾病の影響)

- (1) 被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後による原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第2条(保険金を支払う場合)の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第9条 (当会社の責任限度額等)

- (1) 1回の事故につき、当会社が支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、前2条の規定による額とし、かつ、保険金額を限度とします。
- (2) 当社は、次の保険金の合計額が保険金額を超える場合であっても、重度後遺障害特別保険金および重度後遺障害介護費用保険金を支払います。
- ① (1)に定める死亡保険金および後遺障害保険金
- ② 第7条(支払保険金の計算)および前条の規定による重度後遺障害特別保険金および重度後遺障害介護費用保険金
- (3) 当社は、(1)および(2)に定める保険金のほか、1回の事故につき、第7条(支払保険金の計算)および前条の規定による医療保険金を支払います。

第10条 (代位)

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第5章 車両条項

第1条 (用語の定義)
この車両条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
自動車	原動機付自転車を含みます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額納取までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
全損	第7条(損害額の決定)(1)による損害額または第8条(修理費)の修理費が保険価額以上となる場合(注)をいいます。 (注) 車両が盗難され、発見できなかった場合を含みます。
装備	自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い被保険自動車に備えつけられている状態をいいます。
定着	ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
被保険自動車の価額	被保険自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・初度登録年月等(注)で同じ消耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。 (注) 初度検査年月を含みます。
付属品	被保険自動車に定着または装備されている物、および車室内でのみ使用することを目的として被保険自動車に固定されている自動車用電子式航法装置、有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器その他これらに準ずる物をいい、次の物を含みます。 ① 燃料、ポテカパーおよび洗車用品 ② 法令により自動車に定着または装備することを禁止されている物 ③ 通常装飾品とみなされる物 ④ 保険証券に明記されていない付属機械装置(注) (注) 医療防疫用途、検査測定器、電源車、放込中継車等自動車検査証記載の用途が特種用途である自動車に定着または装備されている精密機械装置をいいます。
分損	第7条(損害額の決定)(1)による損害額および第8条(修理費)の修理費がいずれも保険価額未満となる場合をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時における被保険自動車の価額をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にのみ負担となる損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
用途車種	登録番号標等(注)上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小形乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小形貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車、小型タンクカー、自家用バス等の区分をいいます。なお、用途車種の区分は小型タンクカーによるものとします。 (注) 車両番号標および標識番号標を含みます。

第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によって被保険自動車に生じた損害および被保険自動車の盗難による損害に対して、この車両条項および基本条項に従い、被保険者に保険金を支払います。ただし、被保険自動車の用途車種が二輪自動車または原動機付自転車である場合、被保険自動車について盗難によって生じた損害(注)に対しては、保険金を支払いません。
(注) 発見されるまでの間に生じた損害を含みます。
- (2) (1)の被保険自動車には、付属品を含みます。

第3条 (保険金を支払わない場合—その1)

- 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失
ア. 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者(注1)
イ. 所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上以上期間とする質借契約に基いて被保険自動車の借主(注1)
ウ. アおよびイに定める者の法定代理人
エ. アおよびイに定める者の業務に従事中的使用人

- オ. おおよびイに定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的で、これらに限り、
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注2)
 - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ④ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらに特性に起因する事故
 - ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑥ ④から⑥までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑦ 差押え、取用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消火または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
 - ⑧ 計取または横領
 - ⑨ 被保険自動車を競技、曲技(注5)もしくは試験のために使用すること、または被保険自動車を競技、破壊もしくは試験を行うことを目的として使用(注6)をすること。
(注1) これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
(注3) 使用燃料を含みます。
(注4) 原子核分裂生成物を含みます。
(注5) 競技または曲技のための練習を含みます。
(注6) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

第4条(保険金を支払わない場合—その2—)

- 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険自動車に存在する欠陥、摩滅、腐しよ、さびその他自然の消耗
 - ② 故障損害(注1)
 - ③ 被保険自動車から取りはずされて車上にない部分品または付属品に生じた損害
 - ④ 付属品のうち被保険自動車に定着されていないものに生じた損害。ただし、被保険自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災による損害が生じた場合を除きます。
 - ⑤ タイヤ(注2)に生じた損害。ただし、被保険自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難による損害が生じた場合を除きます。
 - ⑥ 法令により禁止されている飲酒を行った部分品および付属品に生じた損害。
(注1) 偶然な外來の事故に直接起因しない被保険自動車の電氣的または機械的損害をいいます。
(注2) チューブを含みます。

第5条(保険金を支払わない場合—その3—)

- 当会社は、次のいずれかに該当する者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合、または道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で被保険自動車を運転している場合に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者(注)
 - ② 所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする賃借契約に基づく被保険自動車の借主(注)
 - ③ ①および②に定める者の法定代理人
 - ④ ①および②に定める者の業務に従事中の使用人
 - ⑤ ①および②に定める者の父母、配偶者または子
(注) これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第6条(被保険者の範囲)

この車向条項における被保険者は、被保険自動車の所有者とします。

第7条(損害額の決定)

- (1) 当会社が保険金を支払うべき損害の額(以下「損害額」といいます。)は、保険価額によって定めます。
- (2) 被保険自動車の損傷を修理することができる場合には、次の算式によって算出した額を損害額とします。

$$\left(\begin{array}{|l|} \hline \text{次条に定める修} \\ \text{理費} \\ \hline \end{array} \right) - \left(\begin{array}{|l|} \hline \text{修理に際し部分品を交} \\ \text{換したために被保険} \\ \text{自動車全体として価額} \\ \text{の増加を生じた場合} \\ \text{は、その増加額} \\ \hline \end{array} \right) - \left(\begin{array}{|l|} \hline \text{修理に伴って生じた残} \\ \text{存物がある場合は、そ} \\ \text{の価額} \\ \hline \end{array} \right) = \text{損害額}$$

第8条(修理費)

前条の修理費とは、損害が生じた地および時において、被保険自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、被保険自動車の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えたと認めるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

第9条(費用)

- 保険契約者または被保険者が支出した次の費用(注)は、これを損害の一部とみなします。
- ① 基本条項第20条(事故発生時の義務)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
 - ② 基本条項第20条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
 - ③ 盗難にあった被保険自動車を引き取るために必要であった費用
 - ④ 船舶によって輸送されている間に生じた共同海損に対する被保険自動車の分担額
 - (注) 収入の喪失を含みません。

第10条(支払保険金の計算)

- (1) 1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、次のとおりとします。ただし、保険金額を限度とし、保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額を限度とします。
- ① 全損の場合は、保険価額
- ② 分損の場合は、第7条(損害額の決定)の損害額から保険証券記載の免責金額(注)を差し引いた分額。ただし、保険金額が保険価額に達しない場合は、次の算式によって算出した額とします。

$$\left(\begin{array}{|l|} \hline \text{第7条の損} \\ \text{害額} \\ \hline \end{array} \right) - \left(\begin{array}{|l|} \hline \text{保険証券記載の} \\ \text{免責金額(注)} \\ \hline \end{array} \right) \times \frac{\begin{array}{|l|} \hline \text{保険金額} \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|l|} \hline \text{保険価額} \\ \hline \end{array}} = \text{保険金の額}$$

- (注) 当会社が支払責任を負う事故の発生の時の順によって定めます。
- (2) 当会社は、(1)に定める保険金のほか、前条の費用の合計額を支払います。ただし、前条③の費用については、1回の事故につき、保険金額の10%または15万円のいずれか高い額を限度とします。
 - (3) 第7条(損害額の決定)の損害額および前条の費用のうち、回収金(注1)がある場合において、回収金(注1)の額が被保険者の自己負担額(注2)を超過するときは、当会社は(1)および

- び(2)に定める保険金の合計額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。
- (注1) 第三者が負担すべき金額で被保険者のために既に回収されたものをいいます。
 - (注2) 損害および費用の合計額から(1)および(2)に定める保険金の合計額を差し引いた額をいいます。

第11条(現物による支払)

当会社は、被保険自動車の損害の全部または一部に対して、修理または製品の交付をもって保険金の支払に代えることができます。

第12条(被害物についての当会社の権利)

- (1) 当会社が全損として保険金を支払った場合は、被保険自動車について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、支払った保険金の額が保険価額に達しない場合には、当会社は、支払った保険金の額の保険価額に対する割合によってその権利を取得します。
- (2) 被保険自動車の部分品または付属品が盗難にあった場合に、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、当会社は、支払った保険金の額の損害額に対する割合によって、その盗難にあった物について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
- (3) ①および②の場合において、当会社がその権利を取得しない旨の意思を表示して保険金を支払ったときは、被保険自動車またはその部分品もしくは付属品について被保険者が有する所有権その他の物権は当会社に移移しません。

第13条(盗難自動車の返還)

当会社が被保険自動車の盗難によって生じた損害に対して保険金を支払った日の翌日から起算して60日以内に被保険自動車が発見された場合は、被保険者は、既に受け取った保険金を当会社に払い戻して、その返還を受けることができます。この場合、発見されるまでの間に被保険自動車に生じた損害に対して保険金を請求することができます。

第6章 基本条項

第1条(用語の定義)

この基本条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
記名被保険者	被保険自動車を主に使用する者で、保険証券の記名被保険者欄に記載されている者をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書等の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。(注) (注) 他の保険契約等に関する事項を含みます。
失効	この保険契約内容の全部または一部の効力を、その時以降失うことをいいます。
自動車	原動機付自転車を含みます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としてしている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
自動車の新規取得	被保険自動車と同一の用途車種(注1)の自動車を新たに取得(注2)し、または1年以上を期間とする賃借契約により借り入れたことをいいます。 (注1) 別表3に掲げる用途車種をいいます。 (注2) 所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
所有自動車	被保険自動車と同一の用途車種(注1)の所有する自動車(注2)をいいます。ただし、被保険自動車および新規取得自動車を除きます。 (注1) 別表3に掲げる用途車種をいいます。 (注2) 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする賃借契約により借り入れた自動車を含みます。
新規取得自動車	新たに取得(注)しまたは借り入れた自動車をいいます。 (注) 所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
被保険自動車の価額	被保険自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・初度登録年月等(注)と同じ損耗度の自動車の市場販売価額相当額をいいます。 (注) 初度検査年月を含みます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	賠償責任条項、自損事故条項、無保険車傷害条項、搭乗者傷害条項または車向条項の保険金をいいます。
保険年度	保険期間の初日またはその応当日から1年間をいいます。
保険媒介者	当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者(注)をいいます。 (注) 当会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。
無効	この保険契約のすべての効力が、契約締結時から生じなかったものとして取扱うことをいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

用途車種	登録番号標等(注)上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小形乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小形貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車、小型自動車、自家用バス等の区分をいいます。なお、用途車種の区分は当社が定める区分表によるものとします。 (注)車両番号標および標識番号標を含みます。
------	--

第2条 (保険責任の始期および終期)

- (1) 当社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時(注)に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (2) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
- (3) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (4) 保険期間が始まった後でも、当社は、保険料領取前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第3条 (保険責任のおよぶ地域)

- 当社は、被保険自動車が日本国内(注)にある間に生じた事故による損害または傷害に対してのみ保険金を支払います。
- (注)日本国外における日本船舶内を含みます。

第4条 (告知義務)

- 1 保険契約者または記名被保険者(注)になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
(注)車両条項においては、被保険者とします。
- 2 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または記名被保険者(注)が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、その保険契約を解除することができます。
(注)車両条項においては、被保険者とします。
- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
① (2)に規定する事実がなかった場合
② 当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注1)
- 3 保険契約者または記名被保険者(注2)が、当社が保険金を支払うべき事故の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合は、なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
- 4 当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
⑤ 保険媒介者が、保険契約者または記名被保険者(注2)が事実を告げることを行わなかった場合
⑥ 保険媒介者が、保険契約者または記名被保険者(注2)に対し、事実を告げないことまたは事実と異なることを告げることを勧めた場合
(注1) 当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを勧めた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
- (2) 車両条項においては、被保険者とします。
- (3) ③および⑥の規定は、(3)③および⑥に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または記名被保険者(注)が事実を告げず、または事実と異なることを告げたと認められない場合には適用しません。
(注)車両条項においては、被保険者とします。
- (5) (2)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第14条(保険契約の効力)の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払ったときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (5)の規定は、(2)に規定する事実に基づかず発生した事故による損害または傷害については適用しません。

第5条 (通知義務)

- 1 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社への通知は必要ありません。
① 被保険自動車の用途車種または登録番号(注1)を変更したこと。
② ①のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(注2)が発生したこと。
(注1)車両番号および標識番号を含みます。
(注2)告知事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定められたものに関する事実に限ります。
- (1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく、(1)の規定による通知をしなかったときは、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、その保険契約を解除することができます。
- (2)の規定は、(1)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (2)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第14条(保険契約の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または傷害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払ったときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (4) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかず発生した事故による損害または傷害については適用しません。
- (6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲(注)を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(注)保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。
- (6) (6)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第14条(保険契約の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または傷害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払ったときは、当社は、その返還を請求することができます。

第6条 (保険契約者の住所変更)

- 1 保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第7条 (被保険自動車の譲渡)

- 1 被保険自動車譲渡(注1)された場合であっても、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務は、譲受人(注2)に移転しません。ただし、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を被保険自動車の譲受人(注2)に譲渡(注1)する旨を書面をもって当社に通知し承認の請求を行った場合において、当社がこれを承認したときは、譲受人(注2)に移転します。
(注1)所有権保条項付売買契約に基づく買主または賃借契約に基づく借主を保険契約者または記

- 名被保険者とする保険契約が締結されている場合の被保険自動車の返還を含みます。
- (注2)所有権保条項付売買契約に基づく売主および賃借契約に基づく買主を含みます。
- (2) (1)の通知は、被保険自動車譲渡(注1)された後(注2)に、被保険自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
(注1)所有権保条項付売買契約に基づく買主または賃借契約に基づく借主を保険契約者または記名被保険者とする保険契約が締結されている場合の被保険自動車の返還を含みます。
(注2) (1)ただし書を書面を受領した後を除きます。

第8条 (被保険自動車の入替)

- 1 次のいずれかに該当する場合には、保険契約者が書面をもってその旨を当社に通知し、新規取得自動車または所有自動車と被保険自動車の入替の承認の請求を行い、当社がこれを承認したときは、新規取得自動車または所有自動車について、この保険契約を適用します。
① 次のいずれかに該当する者が、自動車の新規取得を行った場合
ア. 被保険自動車の所有者
イ. 記名被保険者
ウ. 記名被保険者の配偶者
エ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
オ. 被保険自動車の譲渡者 譲渡または返還された場合であって、その時において、①アからエまでのいずれかに該当する者の所有自動車があるとき
(2) (1)の所有者または次のいずれかに該当する者を含みます。
① 被保険自動車所有権保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
② 被保険自動車賃借契約により賃借されている場合は、その借主
③ ①および②以外の場合は、被保険自動車を所有する者
(3) 当社は、(1)①または②に規定する事実があった後(注)に、新規取得自動車または所有自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
(注) (1)の書面を受領した後を除きます。

第9条 (保険契約の無効)

- 1 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第10条 (保険契約の取消し)

- 1 保険契約者または被保険者の許取または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、被保険自動車に関する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第11条 (保険金額の調整)

- 1 保険契約締結の際、車両条項の保険金額が被保険自動車の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意で重大な過失がなかった場合には、当社は、当社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
- (2) 保険契約締結の後、被保険自動車の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当社に対する通知をもって、将来に向かって、車両条項の保険金額について、減少後の被保険自動車の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第12条 (保険契約の解除)

- 1 当社は、第7条(被保険自動車の譲渡)(1)または第8条(被保険自動車の入替)(1)の規定により承認の請求があった場合において、これを承認しなかったときは、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、被保険自動車に対する譲渡または返還された場合に限ります。
- 2 当社は、保険契約者が第15条(保険料の返還または請求告知義務・通知義務等の場合)①または(2)の追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(注) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- 3 保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(4) (1)に基づき当社が解除権は、その通知を受けた日からその日を含めて30日以内に行使しなければ消滅による。

第13条 (重大事由による保険契約の解除)

- 1 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じせようとしたこと。
② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③ 保険契約者または被保険者(注1)が、次のいずれかに該当すること。
ア. 反社会的勢力(注2)に該当すると認められること。
イ. 反社会的勢力(注2)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
ウ. 反社会的勢力(注2)を不当に利用していると認められること。
エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注2)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
オ. その他反社会的勢力(注2)と社会的に非難されるべき関係を保ち、または認められること。
④ ①から③までに掲げるものほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当社これらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
(注1) 記名被保険者または車両条項の被保険者に限ります。
(注2) 暴力団員、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)を含みます。、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力を含みます。
- 2 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を除くことができます。
① 被保険者(注1)が、(1)①から③までのいずれかに該当すること。
② 被保険者(注2)が生じた事故(注3)または傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)①から③までまたはオのいずれかに該当すること。
(1) 賠償責任事項、自損事故事項、無保険傷害事項または搭乗者傷害事項における被保険者であって、記名被保険者または車両条項の被保険者以外の者に限ります。
(注2) 自損事故事項、無保険傷害事項または搭乗者傷害事項における被保険者に限ります。
(注3) 無保険傷害事項においては、被保険者の父母、配偶者または子に生じた損害を含みます。
- (3) (1)または(2)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から③までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または傷害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払ったときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者または記名被保険者が、(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害については適用しません。
① 賠償責任事項に基づき保険金を支払うべき損害(注)
② 車両条項に基づき保険金を支払うべき損害のうち、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害

- (注) 賠償責任条項第14条(費用-対人・対物賠償共通)に規定する費用のうち、(1)③アからオまでのいずれかに該当する被保険者が被る損害の一部のみならず費用を除きます。
- (5) 車両条項の賠償金(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合、または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害または傷害については適用しません。
- ①(4)①および②の損害(注1)
 - ②自損事故故障、無保険傷害傷害項目または搭乗者傷害条項に基づき保険金を支払うべき損害または傷害のうち、(1)③アからオまでのいずれかにより該当しない損害または傷害(注2)または傷害。ただし、その傷害(注2)または傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が(1)③アからオまでのいずれかにより該当する場合においては、その者の受け取るべき金額に限り、(3)の規定を適用するものとします。
- (注1)賠償責任条項第14条(費用-対人・対物賠償共通)に規定する費用のうち、(1)③アからオまでのいずれかに該当する被保険者が被る損害の一部のみならず費用を除きます。
- (注2)無保険傷害条項においては、(1)③アからオまでのいずれかにより該当しない被保険者について、その父母、配偶者または子に生じた損害を含みます。

第14条(保険約の解除の効力)

- 保険料の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
- 第15条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)**
- (1)第7条(告知義務)(1)により告知された内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
 - (2)危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間(注)に対する保険料を返還または請求します。
- (注)保険契約者または被保険者の申出に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

- (3)(1)および(2)の規定により追加保険料を請求する場合において、第12条(保険契約の解除)(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません(注)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。
- (4)既に保険金を支払った場合は、その返還を請求することができます。
- (5)第7条(告知義務)の(1)または第8条(被保険自動車の入替)(1)の規定による承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (6)(4)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (7)(2)および(4)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (8)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款および被保険自動車について適用される特約に依り、保険金を支払います。

第16条(保険料の返還-無効または失効の場合)

- (1)第9条(保険契約の無効)の規定により保険契約が無効となる場合には、当社は、保険料を返還しません。
- (2)保険契約が失効となる場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第17条(保険料の返還-取消しの場合)

- 第10条(保険契約の取消し)の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

第18条(保険料の返還-保険金額の調整の場合)

- (1)第11条(保険金額の調整)(1)の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険契約締結時と比べて、取り消された部分に対応する保険金を返還します。
- (2)第11条(保険金額の調整)(2)の規定により、保険契約者が保険金額の調整を請求した場合には、当社は、減額前の保険金額に対応する保険料と減額後の保険金額に対応する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。

第19条(保険料の返還-解除の場合)

- (1)第4条(告知義務)(2)、第5条(通知義務)(2)、同条(6)、第12条(保険契約の解除)(1)、同条(2)、第13条(重大事由による保険契約の解除)(1)またはこの保険契約に適用される特約の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2)第12条(保険契約の解除)(3)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、保険料および経過期間に対して別表4に掲げる短期利率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。なお、差し引いた額が負となる場合は請求します。
- (3)第15条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)の規定に基づき、保険契約者が保険料の返還を受けた場合には追加保険料を支払った場合、保険契約者が保険契約を解除した場合は、保険契約の条件に応じた追加保険料が経過期間に対して別表4に掲げる短期利率によって計算した保険料およびその保険契約にかかる未払込保険料(注)の合計額を差し引いて、その残額を返還します。
- (4)注)払込期日が到来していない保険料を含みます。
- (5)注)払込期日が1年を超過する場合は、毎年度別(2)および(3)の規定を適用し、返還すべき保険料を算出します。

第20条(事故発生時の義務)

- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。
- ①損害の発生および拡大の防止に努め、または運転者その他の者に対しても損害の発生および拡大の防止に努めさせること。
 - ②事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当社に通知すること。
 - ③次の事項を遅滞なく当社に通知すること。
 - ア、事故の状況、被害者の住所および氏名または名称
 - イ、事故発生の日時、場所または事故の状況については証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - ウ、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
 - ④被保険自動車が盗難にあった場合には、遅滞なく警察官に届け出ること。
 - ⑤被保険自動車を修理する場合には、あらかじめ当社の承認を得ること。ただし、必要な応急の仮当りを行う場合を除きます。
 - ⑥他人に損害賠償の請求(注1)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をする場合。

- ⑦損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または送送その他緊急措置を行う場合を除きます。
- ⑧損害賠償の請求に対しての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。
- ⑨他の保険契約等の有無および内容(注2)について遅滞なく当社に通知すること。
- ⑩1から⑨までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が必要とする損害または傷害の調査に協力することを。(注1)共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。(注2)既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第21条(事故発生時の義務違反)

- (1)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、当社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
 - ①前条①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
 - ②前条②から⑤までの場合は③から⑤までの規定に違反した場合は、それによって当社が被った損害の額
 - ③前条①に違反した場合は、他人に損害賠償の請求(注)をすることによって取得することができたと認められる額
 - ④前条⑦に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
 - ⑤(1)共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- (2)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条③、④もしくは⑩の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第22条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1)他の保険契約等がある場合であっても、当社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
 - (2)(1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合は、既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当社は、それらの額の合計額を、次に掲げる額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。
 - ①賠償責任条項(注1)に關しては、損害の額(注2)
 - ②車両条項(注1)に關しては、損害の額(注2)
 - ③賠償責任条項第14条(費用-対人・対物賠償共通)(2)の対人臨時費用、自損事故故障および無保険傷害傷害条項に関しては、それぞれ他の保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額。この場合において、自損事故条項(注1)に關しては、同条項第1条(用語の定義)保険金の最高に規定する介護費用保険金と医療保険金とこれら以外の保険金(注3)とに区分して算出するものとします。
 - (2)賠償責任条項第14条(2)の対人臨時費用を除きます。
 - (2)それぞれ他の保険契約または共済契約において、損害の額が異なる場合はそのうち最も高い額をいいます。
 - (3)①①および②の損害の額は、それぞれ他の保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第23条(保険金の請求)

- (1)当社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することのできるものとします。
 - ①賠償責任条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解・調停もしくは書面による合意が成立した時
 - ②自損事故条項に係る保険金の請求に関しては、次の時
 - ア、死亡保険金については、被保険者が死亡した時
 - イ、後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時
 - ウ、介護費用保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時。ただし、事故の発生の日からその日を含めて30日を経過した時以後とします。
 - エ、医療保険金については、被保険者が治療を完了した時または事故の発生の日からその日を含めて160日を経過した時のいずれか早い時
 - ③無保険傷害傷害条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者が死亡した時または被保険者に後遺障害が生じた時
 - ④搭乗者傷害条項に係る保険金の請求に関しては、次の時
 - ア、死亡保険金については、被保険者が死亡した時
 - イ、後遺障害保険金、重度後遺障害特別保険金および重度後遺障害介護費用保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ウ、医療保険金(自賠付)については、被保険者が治療を完了した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - エ、医療保険金(一時金払)については、事故の発生の日からその日を含めて180日以内で治療日数が5日となった時または治療が完了した時のいずれか早い時
- (2)被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければならない。ただし、②の交通事故証明書(注1)については、提出できない相当な理由がある場合を除きます。
 - ①保険金の請求書
 - ②公の機関が発行する交通事故証明書(注1)
 - ③後遺障害に關して支払われる保険金の請求に関しては、所轄警察官署の証明書またはこれに代わるべき書類
 - ④死亡に關して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる取入の額を示す書類および戸籍謄本
 - ⑤後遺障害に關して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる取入の額を示す書類
 - ⑥傷害に關して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
 - ⑦賠償責任条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す請求書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
 - ⑧賠償責任条項における対物事故または車両条項に係る保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書(注2)および被害が生じた物の写真(注3)
 - ⑨その他当社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの(注1)人の死傷を伴う事故または被保険自動車と他の自動車との衝突もしくは接触による物の損傷を伴う事故の場合に限りす。
 - (注2)既に支払がなされたときはその領収書とします。
 - (注3)画像データを含みます。

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族
- (注)第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 当社は、事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 賠償責任条項第14条(費用)・対人・対物賠償共済(2)の対人臨時費用の請求は、記名被保険者を発出して行うものとします。
- (7) 被保険者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合には(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第24条(保険金の支払時期)

- (1) 当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由が発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生時の状況、損害または傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(注2)または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項(注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日とします。
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日まで、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
 - ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
 - ② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
 - ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日(注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日とします。
(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基く照会その他法令に基く照会を含みます。
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくこれにこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第25条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当会社が、自傷賠償、医療賠償または診断書等の要求(注)は発行者(傷害に関して、第20条(事故発生時の義務)もしくは③の規定による通知または第23条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度を認定する他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
 - (2) (1)の規定による診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当社が負担します。
 - ① 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
 - ② 収入の喪失を含みません。
- #### 第26条(損害賠償額の請求および支払)
- (1) 損害賠償請求権者が賠償責任条項第11条(損害賠償請求権者の直接請求権-対人賠償)または同条項第13条(損害賠償請求権者の直接請求権-対物賠償)の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。ただし、②の遺失証明書のついては、提出できない相当な理由がある場合を除きます。
 - ① 損害賠償額の請求書
 - ② 公の機関が発行する交通事故証明書(注1)
 - ③ 死亡に関する損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍簿本
 - ④ 後遺障害に関する損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
 - ⑤ 傷害に関する損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
 - ⑥ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
 - ⑦ 被害者が被害物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書(注2)および被害が生じた物の写真(注3)
 - ⑧ その他当会社が(6)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
(注1) 人の死傷を伴う事故または被保険自動車と他の自動車との衝突もしくは接触による物の損壊を伴う事故の場合に限ります。
(注2) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。

- (注3) 画像データを含みます。
- (2) 損害賠償請求権者が損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けなければならない損害賠償権者の代理人がいなときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。
 - ① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者(注)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族(注)第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- (3) (2)の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当社が損害賠償額を支払った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
(4) 以上のは、事故の内容、損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、(1)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または証拠の確認を行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (5) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(4)の規定に違反した場合はまたは(1)、(2)もしくは(4)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。
- (6) 当社は、賠償責任条項第11条(損害賠償請求権者の直接請求権-対人賠償)(2)①から⑤まで、同条項第13条(損害賠償請求権者の直接請求権-対物賠償)(2)①から④までまたは同条(6)①から③までのいずれかに該当する場合には、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当社が損害賠償額を支払うために必要な事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。
 - ① 損害賠償額の支払事由が発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生時の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項(注) 損害賠償請求権者が(1)および(2)の規定による手続を完了した日とします。
- (7) (6)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(6)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。
 - ① (6)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
 - ② (6)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ (6)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
 - ④ 災害救助法が適用された災害の被災地域における(6)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ (6)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日(注1) 損害賠償請求権者が(1)および(2)の規定による手続を完了した日とします。
(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
(注3) 弁護士法に基く照会その他法令に基く照会を含みます。
- (8) (6)および(7)に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(6)または(7)の期間に算入しないものとします。
(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第27条(時効)

保険金請求権は、第23条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効により消滅する。

第28条(損害賠償請求権の行使期間)

- (1) 賠償責任条項第11条(損害賠償請求権者の直接請求権-対人賠償)または同条項第13条(損害賠償請求権者の直接請求権-対物賠償)の規定による請求権は、次のいずれかに該当する場合には、これを行使することはできません。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
 - ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合
- #### 第29条(代位)
- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当社がその損害額に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
 - ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合 被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合 被保険者が取得した債権を額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
 - (2) (1)①②の規定において、当社が代位して被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
 - ③ 被保険者が取得した債権が車両損害に関するものである場合は、当社は、正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者に対しては、その権利を行使しません。ただし、次のいずれかに該当する場合には、当社は、その権利を行使することができます。
 - ① 正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者の故意または重大な過失によって生じた損害
 - ② 正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者が法令により定められた運轉資格を持たない被保険自動車を運轉している場合に生じた損害
 - ③ 正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者が、麻薬、大麻、アルコールをへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運轉ができていないおそれがある状態で被保険自動車を運轉している場合、または道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運轉等の禁止)第1項に定める酒気帯び運轉もしくはこれに相当する状態で被保険自動車を運轉している場合に生じた損害
 - ④ 自動車取扱業者が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間に生じた損害

第30条(保険契約者の変更)

(1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約

款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、保険契約者がこの権利および義務を被保険自動車の譲受人（注）に移転させる場合は、第7条（被保険自動車の譲渡）（1）の規定によるものとします。

（注）所有権留保条項付売買契約に基づく売主および貸借契約に基づく貸主を含みます。

- (2) (1) の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第31条（保険契約者または保険金を受け取るべき者が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者または保険金を受け取るべき者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または保険金を受け取るべき者を代理するものとします。
- (2) (1) の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または保険金を受け取るべき者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または保険金を受け取るべき者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第32条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第33条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

<別表1> 後遺障害等級表

この表は、自損事故条項、無保険車傷害条項および搭乗者傷害条項に共通のものとして使用します。
 なお、無保険車傷害条項に定める後遺障害については、本表に掲げる保険金支払額・保険金支払割合は適用せず、無保険車傷害条項第10条（支払保険金の計算）の規定により計算した額を保険金として支払います。

1. 介護を要する後遺障害

等級	後遺障害	自損事故条項 保険金支払額	搭乗者傷害条項 保険金支払割合
第1級	① 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ② 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	2,000万円	100%
第2級	① 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ② 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	1,500万円	89%

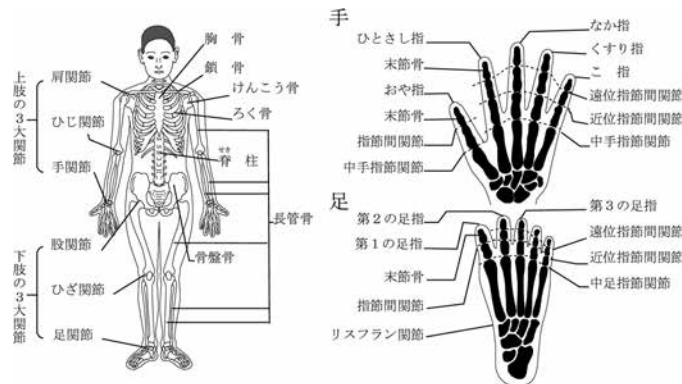
2. 1. 以外の後遺障害

等級	後遺障害	自損事故条項 保険金支払額	搭乗者傷害条項 保険金支払割合
第1級	① 両眼が失明したもの ② 咀嚼やくおよび言語の機能を廃したものの ③ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ④ 両上肢の用を全廃したもの ⑤ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥ 両下肢の用を全廃したもの	1,500万円	100%
第2級	① 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの ② 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの ③ 両上肢を手関節以上で失ったもの ④ 両下肢を足関節以上で失ったもの	1,295万円	89%
第3級	① 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの ② 咀嚼やくまたは言語の機能を廃したものの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ⑤ 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	1,110万円	78%
第4級	① 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの ② 咀嚼やくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの ③ 両耳の聴力を全く失ったもの ④ 1上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑤ 1下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥ 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものととは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節間関節もしくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） ⑦ 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	960万円	69%
第5級	① 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの ② 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ③ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ④ 1上肢を手関節以上で失ったもの ⑤ 1下肢を足関節以上で失ったもの ⑥ 1上肢の用を全廃したもの ⑦ 1下肢の用を全廃したもの ⑧ 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	825万円	59%
第6級	① 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの ② 咀嚼やくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの ③ 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ④ 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑤ 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの ⑥ 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの ⑦ 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの ⑧ 1手の5の手指またはおや指を含み4の手指を失ったもの	700万円	50%

第7級	① 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの ② 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ③ 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ④ 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑤ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑥ 1手のおや指を含み3の手指を失ったものまたはおや指以外の4の手指を失ったもの ⑦ 1手の5の手指またはおや指を含み4の手指の用を廃したものの ⑧ 1足をリスフラン関節以上で失ったもの ⑨ 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑩ 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑪ 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものととは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中手指節間関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） ⑫ 外貌に著しい醜状を残すもの ⑬ 両側の睾丸を失ったもの	585万円	42%
第8級	① 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの ② 脊柱に運動障害を残すもの ③ 1手のおや指を含み2の手指を失ったものまたはおや指以外の3の手指を失ったもの ④ 1手のおや指を含み3の手指の用を廃したものまたはおや指以外の4の手指の用を廃したものの ⑤ 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの ⑥ 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの ⑦ 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの ⑧ 1上肢に偽関節を残すもの ⑨ 1下肢に偽関節を残すもの ⑩ 1足の足指の全部を失ったもの	470万円	34%
第9級	① 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの ② 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの ③ 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの ④ 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ⑤ 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの ⑥ 咀嚼やくおよび言語の機能に障害を残すもの ⑦ 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑧ 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの ⑨ 1耳の聴力を全く失ったもの ⑩ 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑪ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑫ 1手のおや指またはおや指以外の2の手指を失ったもの ⑬ 1手のおや指を含み2の手指の用を廃したものまたはおや指以外の3の手指の用を廃したものの ⑭ 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの ⑮ 1足の足指の全部の用を廃したものの ⑯ 外貌に相当程度の醜状を残すもの ⑰ 生殖器に著しい障害を残すもの	365万円	26%
第10級	① 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの ② 正面を見た場合に複視の症状を残すもの ③ 咀嚼やくまたは言語の機能に障害を残すもの ④ 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑤ 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの ⑥ 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ⑦ 1手のおや指またはおや指以外の2の手指の用を廃したものの ⑧ 1下肢を3センチメートル以上短縮したものの ⑨ 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの ⑩ 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの ⑪ 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	280万円	20%

第11級	<ul style="list-style-type: none"> ① 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ② 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③ 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ④ 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑤ 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ⑥ 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話し声を解することができない程度になったもの ⑦ 脊柱に変形を残すもの ⑧ 1手のひとさし指、なか指またはくすり指を失ったもの ⑨ 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの ⑩ 胸部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの 	210万円	15%
第12級	<ul style="list-style-type: none"> ① 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ② 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③ 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ④ 1耳の聴力の大部分を欠損したもの ⑤ 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの ⑥ 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの ⑦ 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの ⑧ 長管骨に変形を残すもの ⑨ 1手のこ指を失ったもの ⑩ 1手のひとさし指、なか指またはくすり指の用を廃したもの ⑪ 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの ⑫ 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したものの局部に頑固な神経症状を残すもの ⑬ 外貌に醜状を残すもの 	145万円	10%
第13級	<ul style="list-style-type: none"> ① 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの ② 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの ③ 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの ④ 両眼のまぶたの一部に欠損を残したまたはまつげはげを残すもの ⑤ 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑥ 1手のこ指の用を廃したもの ⑦ 1手のおや指の指骨の一部を失ったもの ⑧ 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの ⑨ 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの ⑩ 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの ⑪ 胸部臓器の機能に障害を残すもの 	95万円	7%
第14級	<ul style="list-style-type: none"> ① 1眼のまぶたの一部に欠損を残したまたはまつげはげを残すもの ② 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ③ 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ④ 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの ⑤ 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの ⑥ 1手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの ⑦ 1手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの ⑧ 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したものの局部に神経症状を残すもの 	50万円	4%

注 関節などの説明図



<別表2> 搭乗者傷害条項の医療保険金（一時金払）の医療保険金支払額基準

以下の給付金の規定に従い、搭乗者傷害条項の医療保険金（一時金払）の医療保険金として支払います。

- 治療給付金
治療日数の合計が1日以上5日未満となった場合に、1回の事故につき1万円を支払います。
- 入院院給付金
治療日数の合計が5日以上（5日目の入院または通院の日が事故の発生の日からその日を含めて180日以内の場合に限ります。）となった場合に、1回の事故につき次の表の区分に従い定められた額を支払います。

	被保険者が被った傷害	入院院給付金の額
①	②から④までのいずれにも該当しない傷害	10万円
②	ア. 手指・足指を除く部位の骨折・脱臼・神経損傷・神経断裂イ. 上肢・下肢（手指・足指を除きます。）の腱・筋・靭帯の損傷・断裂	30万円
③	ア. 上肢・下肢（手指・足指を除きます。）の欠損・切断イ. 眼球の内出血・血腫・破裂	50万円
④	ア. 脳挫傷・脳挫創等の脳損傷イ. 頭蓋内血腫（頭蓋内出血を含みます。）ウ. 頸髄損傷エ. 脊髄損傷オ. 胸部臓器等の破裂・損傷	100万円

<別表3> 被保険自動車の入替ができる用途車種区分表

被保険自動車	基本条項第1条（用語の定義）に規定する新規取得自動車または所有自動車
自家用普通乗用車	→ 自家用普通乗用車
自家用小型乗用車	→ 自家用小型乗用車
自家用軽四輪乗用車	→ 自家用軽四輪乗用車
自家用軽四輪貨物車	→ 自家用軽四輪貨物車
自家用普通貨物車 （最大積載量0.5トン超2トン以下）	→ 自家用普通貨物車 （最大積載量0.5トン超2トン以下）
自家用普通貨物車 （最大積載量0.5トン以下）	→ 自家用普通貨物車 （最大積載量0.5トン以下）
自家用小型貨物車	→ 自家用小型貨物車
特種用途自動車 （キャンピング車）	→ 特種用途自動車 （キャンピング車）
営業用乗用車A	→ 営業用乗用車A
営業用乗用車B	→ 営業用乗用車B
営業用乗用車C	→ 営業用乗用車C
営業用乗用車D	→ 営業用乗用車D
自家用軽四輪貨物車	→ 自家用軽四輪貨物車
自家用普通貨物車 （最大積載量2トン超）	→ 自家用普通貨物車 （最大積載量2トン超）
自家用普通貨物車 （最大積載量0.5トン超2トン以下）	→ 自家用普通貨物車 （最大積載量0.5トン超2トン以下）
自家用普通貨物車 （最大積載量0.5トン以下）	→ 自家用普通貨物車 （最大積載量0.5トン以下）
自家用小型貨物車	→ 自家用小型貨物車
営業用軽四輪貨物車	→ 営業用軽四輪貨物車
営業用普通貨物車 （最大積載量2トン超）	→ 営業用普通貨物車 （最大積載量2トン超）
営業用普通貨物車 （最大積載量0.5トン以下）	→ 営業用普通貨物車 （最大積載量0.5トン以下）
営業用小型貨物車	→ 営業用小型貨物車
自家用バス	→ 自家用バス
営業用バス	→ 営業用バス
二輪自動車	→ 二輪自動車
原動機付自転車	→ 原動機付自転車
砂利類運送用普通貨物車	→ 砂利類運送用普通貨物車
普通型ダンプカー （最大積載量2トン超）	→ 普通型ダンプカー （最大積載量2トン超）
普通型ダンプカー （最大積載量2トン以下）	→ 普通型ダンプカー （最大積載量2トン以下）
小型ダンプカー	→ 小型ダンプカー
特種用途自動車 （キャンピング車以外）	→ 特種用途自動車 （キャンピング車以外）
A種工作車（クレーン・ショベル付）	→ A種工作車（クレーン・ショベル付）
A種工作車（クレーン・ショベル付以外）	→ A種工作車（クレーン・ショベル付以外）
B種工作車	→ B種工作車

- 注1. 特種用途自動車（キャンピング車）とは、自動車検査証に記載の用途が特種用途であり、かつ、車体の形状がキャンピング車である特種用途自動車をいいます。
- 注2. 営業用乗用車Aとは、東京都の特別区、横浜市、名古屋、京都市、大阪市または神戸市に使用の本拠を有するハイヤーをいいます。
- 注3. 営業用乗用車Bとは、営業用乗用車Aと使用の本拠を同じくするタクシーをいいます。ただし、営業用乗用車Dを除きます。
- 注4. 営業用乗用車Cとは、営業用乗用車A、営業用乗用車Bおよび営業用乗用車D以外のハイヤー・タクシーをいいます。
- 注5. 営業用乗用車Dとは、一人一車制の個人タクシー事業者の所有するタクシーをいいます。

<別表4> 短期料率表

1. 年掛契約、保険料分割払特約（大口）を付して締結した保険契約の場合

既経過期間	7日未満	15日未満	1か月未満	2か月未満	3か月未満	4か月未満	5か月未満	6か月未満	7か月未満	8か月未満	9か月未満	10か月未満	11か月未満	12か月未満
料率	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%

2. 保険料分割払特約、団体扱特約もしくは集団扱特約を付して締結した保険契約の場合

既経過期間	1か月未満	2か月未満	3か月未満	4か月未満	5か月未満	6か月未満	7か月未満	8か月未満	9か月未満	10か月未満	11か月未満	12か月未満
料率	1/12	2/12	3/12	4/12	5/12	6/12	7/12	8/12	9/12	10/12	11/12	12/12

ただし、当社が別に定める場合は、日割または月割を適用します。

特 約

1. 運転者家族限定特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
家族	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 特定運転者の配偶者 ② 特定運転者またはその配偶者の同居の親族 ③ 特定運転者またはその配偶者の別居の未婚の子
事実の発生日	保険期間の初日の時点で家族に該当する者が、家族に該当しなくなった事実の発生日をいいます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用者人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
特定運転者	被保険自動車を運転する特定の者をいい、1名に限るものとします。被保険自動車について普通保険約款賠償責任条項の適用がある場合は、同条項第1条(用語の定義)に規定する記名被保険者となります。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。この特約が保険期間の途中で付帯された場合は、変更手続き完了のお知らせの変更日から保険期間末日までをいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
用途車種	登録番号標等(注)上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車、小型ダンパー、自家用バス等の区分をいいます。なお、用途車種の区分は当社が定める区分表によるものとします。 (注)車向番号標および標識番号標を含みます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、被保険自動車の用途車種が、次のいずれかに該当する自動車であって、かつ、被保険自動車について運転する者を特定運転者およびその家族に限定する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

- ① 自家用普通乗用車
- ② 自家用小型乗用車
- ③ 自家用軽四輪乗用車

第3条 (限定運転者以外の者が運転している間に生じた事故の取扱い)

- (1) 当社は、この特約により、保険証券記載の特定運転者およびその家族以外の者が被保険自動車運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する事故による損害または傷害については除きます。
 - ① 被保険自動車盗難にあつた時から発見されるまでの間にその被保険自動車について生じた事故
 - ② 自動車取扱業者が業務として委託した被保険自動車を使用または管理している間にその被保険自動車について生じた普通保険約款賠償責任条項第1条(用語の定義)に定める対人事故および対物事故

- (2) (1)の規定にかかわらず、保険期間の初日の時点で、家族に該当していた者については、(1)の規定を適用しません。ただし、保険契約者または特定運転者から、家族に該当していた事実を確認できる公的資料等の提出があり、当社が妥当と認めた場合に限りします。

- (3) 当社は、(2)の規定を適用する場合には、事実の発生日以降の期間に対し、当社が定めるところに従い追加保険料を請求します。

- (4) (3)において、保険契約者または特定運転者は、事実の発生日について、当社が妥当と認める資料の提出を行わなければならない。資料の提出がない場合、または提出された資料によって事実の発生日が特定できない場合は、当社は、保険期間の初日以降の期間に対し、当社が定めるところに従い追加保険料を請求します。
- (5) 当社は、保険契約者が(3)および(4)の追加保険料の払込みを怠った場合は、(2)の規定は適用しません。

2. 運転者本人・配偶者限定特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
事実の発生日	元配偶者が特定運転者の配偶者に該当しなくなった事実の発生日をいいます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用者人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
特定運転者	被保険自動車を運転する特定の者をいい、1名に限るものとします。被保険自動車について普通保険約款賠償責任条項の適用がある場合は、同条項第1条(用語の定義)に規定する記名被保険者となります。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。この特約が保険期間の途中で付帯された場合は、変更手続き完了のお知らせの変更日から保険期間末日までをいいます。
元配偶者	保険期間の初日の時点で、特定運転者の配偶者であった者をいいます。
用途車種	登録番号標等(注)上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車、小型ダンパー、自家用バス等の区分をいいます。なお、用途車種の区分は当社が定める区分表によるものとします。 (注)車向番号標および標識番号標を含みます。

のとします。
(注)車向番号標および標識番号標を含みます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、被保険自動車の用途車種が、次のいずれかに該当する自動車であって、かつ、被保険自動車について運転する者を特定運転者およびその配偶者に限定する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

- ① 自家用普通乗用車
- ② 自家用小型乗用車
- ③ 自家用軽四輪乗用車

第3条 (限定運転者以外の者が運転している間に生じた事故の取扱い)

- (1) 当社は、この特約により、保険証券記載の特定運転者およびその配偶者以外の者が被保険自動車運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する事故による損害または傷害については除きます。
 - ① 被保険自動車盗難にあつた時から発見されるまでの間にその被保険自動車について生じた事故
 - ② 自動車取扱業者が業務として委託した被保険自動車を使用または管理している間にその被保険自動車について生じた普通保険約款賠償責任条項第1条(用語の定義)に定める対人事故および対物事故

- (2) (1)の規定にかかわらず、元配偶者については、(1)の規定を適用しません。ただし、保険契約者または特定運転者から、元配偶者に該当していた事実を確認できる公的資料等の提出があり、当社が妥当と認めた場合に限りします。

- (3) 当社は、(2)の規定を適用する場合には、事実の発生日以降の期間に対し、当社が定めるところに従い追加保険料を請求します。

- (4) (3)において、保険契約者または特定運転者は、事実の発生日について、当社が妥当と認める資料の提出を行わなければならない。資料の提出がない場合、または提出された資料によって事実の発生日が特定できない場合は、当社は、保険期間の初日以降の期間に対し、当社が定めるところに従い追加保険料を請求します。

- (5) 当社は、保険契約者が(3)および(4)の追加保険料の払込みを怠った場合は、(2)の規定は適用しません。

3. 運転者年齢条件特約 (個人用)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運転者年齢条件	被保険自動車運転する者の年齢条件をいいます。
記名被保険者	被保険自動車を主に使用する者で、保険証券の記名被保険者欄に記載されている者をいいます。ただし、普通保険約款賠償責任条項の適用がない場合は、次のいずれかに該当する者とします。 <ol style="list-style-type: none">① この保険契約に運転者家族限定特約の適用がある場合は、同特約第1条(用語の定義)に規定する特定運転者② この保険契約に運転者本人・配偶者限定特約の適用がある場合は、同特約第1条(用語の定義)に規定する特定運転者③ ①および②以外の場合は、被保険自動車の所有者
自動車	原動機付自転車を含みます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
用途車種	登録番号標等(注)上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車、小型ダンパー、自家用バス等の区分をいいます。なお、用途車種の区分は当社が定める区分表によるものとします。 (注)車向番号標および標識番号標を含みます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、被保険自動車の用途車種が、次のいずれかに該当する自動車であり、記名被保険者が個人であって、かつ、保険証券に運転者年齢条件が記載されている場合に適用されます。

- ① 自家用普通乗用車
- ② 自家用小型乗用車
- ③ 自家用軽四輪乗用車
- ④ 二輪自動車
- ⑤ 原動機付自転車

第3条 (運転者年齢条件に該当しない者が運転している間に生じた事故の取扱い)

- (1) 当社は、この特約により、次のいずれかに掲げる者のうち、保険証券記載の運転者年齢条件に該当しない者が被保険自動車運転している間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 記名被保険者
 - ② 記名被保険者の配偶者
 - ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ④ ①から③までに該当する者の業務(注)に従事中の使用人

- (2) 当社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、この特約を適用しません。
 - ① この保険契約に車内身の回り品特約が適用されている場合には、同特約に定める損害
 - ② この保険契約に車両危険限定特約(エコノミーA)が適用されている場合には、同特約第2条(保険金を支払う場合)②から④までに定める損害

4. 運転者年齢条件特約 (法人用)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運転者年齢条件	被保険自動車運転する者の年齢条件をいいます。
記名被保険者	被保険自動車を主に使用する者で、保険証券の記名被保険者欄に記載されている者をいいます。ただし、普通保険約款賠償責任条項の適用がない場合は、次のいずれかに該当する者とします。 <ol style="list-style-type: none">① この保険契約に運転者家族限定特約の適用がある場合は、同特約第1条(用語の定義)に規定する特定運転者② この保険契約に運転者本人・配偶者限定特約の適用がある場合は、同

	<p>特約第1条（用語の定義）に規定する特定運転者 ①および②以外の場合は、被保険自動車の所有者</p>
自動車	原動機付自転車を含みます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運代行業等自動車を取り扱うことを業としている者であり、これらの者の用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
用途車種	登録番号標等（注）上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車、小型ダンパー、自家用バス等の区分をいいます。なお、用途車種の区分は当社が定める区分表によるものとします。 （注）車両番号標および標識番号標を含みます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、被保険自動車の用途車種が、次のいずれかに該当する自動車であり、記名被保険者が法人である場合（注）であって、かつ、保険証券に運転者年齢条件が記載されている場合に適用されます。

- ① 自家用普通乗用車
- ② 自家用小型乗用車
- ③ 自家用軽四輪乗用車
- ④ 二輪自動車
- ⑤ 原動機付自転車

（注）普通保険約款賠償責任条項の適用がなく保険証券に特定運転者の記載がない場合を含みます。

第3条（運転者年齢条件）に該当しない者が運転している間に生じた事故の取扱い
（1）当社は、この特約により、保険証券記載の運転者年齢条件に該当しない者が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する事故による損害または傷害については除きます。

- ① 被保険自動車に盗難にあった時から発見されるまでの間にその被保険自動車に生じた事故
 - ② 自動車取扱業者が業務として受託して被保険自動車を使用または管理している間にその被保険自動車に生じた普通保険約款賠償責任条項第1条（用語の定義）に定める対人事故および物事故
- （2）当社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、この特約を適用しません。
- ① この保険契約に車両内の回品特約が適用されている場合には、同特約に定める損害
 - ② この保険契約に車両危険限定特約（エゴミーA）が適用されている場合には、同特約第2条（保険金を支払う場合）②から④までに定める損害

5. 年齢条件特約の不適用に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運転者年齢条件	運転者年齢条件特約における年齢条件をいいます。
運転者年齢条件特約	運転者年齢条件特約（個人用）または運転者年齢条件特約（法人用）をいいます。
記名被保険者	被保険自動車を主に使用する者で、保険証券の記名被保険者欄に記載されている者をいいます。
自動車	原動機付自転車を含みます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に、運転者年齢条件特約が適用されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

（1）当社は、この特約により、被保険自動車を運転する者の年齢に合致する年齢条件への運転者年齢条件の変更手続き漏れがあった場合で、この保険契約に適用されている運転者年齢条件特約の対象とはならない運転者が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害は、運転者年齢条件特約にかかわらず、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される運転者年齢条件特約以外の特約の規定に従い保険金を支払います。ただし、この保険契約に適用されている普通保険約款賠償責任条項の保険金を除きます。

（2）当社は、（1）の規定にかかわらず、記名被保険者が、運転者年齢条件に該当しない場合は、運転者年齢条件特約の補償対象とならない運転者が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

（3）（1）の取扱いには、保険証券記載の保険期間中1回に限ります。

第4条（支払保険金の計算）

（1）当社は、前条の規定により運転者年齢条件特約を適用せず事故による損害に対しては、保険金を支払う場合には、この保険契約に適用されている保険料の、事故を起こした運転者の年齢に合致する最も近い運転者年齢条件に運転者年齢条件を変更（注）した場合の保険料に対する割合により、保険金を削減して支払います。

（注）運転者年齢条件特約の削除を含みます。
（2）（1）の規定により当社が保険金を支払う場合は、普通保険約款賠償責任条項第9条（当社による援助・対人・対物賠償共通）から第13条（損害賠償請求権者の直接請求権・対物賠償）までの規定は適用せず、かつ、これらの規定にかかわる費用に対しては、保険金を支払いません。

第5条（他車運転特約の一部不適用—他の自動車の車両損害）

当社は、この特約により、この保険契約に他車運転特約が適用されている場合には、他車運転特約第6条（車両損害についての特約）に規定する車両損害に関し被保険者が法律上の賠償責任を負担する損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条（他の特約との関係）

当社は、運転免許取得者等に関する特約（年齢条件の変更）を適用することにより保険金を支払うことができる場合には、この特約は適用しません。

6. 運転免許取得者等に関する特約（年齢条件の変更）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
----	----

運転者年齢条件	この保険契約に付帯される運転者年齢条件特約（個人用）の年齢条件をいいます。
記名被保険者	被保険自動車を主に使用する者で、保険証券の記名被保険者欄に記載されている者をいいます。ただし、普通保険約款賠償責任条項の適用がない場合は普通保険約款車両条項の被保険者となります。
公的書類上の事実発生日	戸籍簿本、住民票等の公的書類上で次のいずれかに該当することとなった事実の発生日をいいます。 ① 記名被保険者の配偶者 ② 記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族
追加被保険者	運転者年齢条件の変更等の承認請求を行ったことにより新たにこの保険契約の被保険者に追加された者をいいます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免許取得日	運転免許証上の免許取得の日をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、記名被保険者が個人であって、かつ、この保険契約に運転者年齢条件特約（個人用）が付帯されている場合に適用されます。

第3条（運転者年齢条件特約（個人用）に関する特約）

（1）次のいずれかに該当する場合には、保険契約者または記名被保険者が、書面により、運転者年齢条件の変更等の承認請求を行い、かつ、当社がこれを承認したときには、次の①のときは追加被保険者の免許取得日以降、次の②のときは追加被保険者の公的書類上の事実発生日以降、当社が承認した運転者年齢条件を適用し、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約を適用します。ただし、①においては免許取得日の翌日から起算して30日以内に、②においては公的書類上の事実発生日の翌日から起算して30日以内に、当社が変更承認請求の書面を受領した場面に限りま

- ① 追加被保険者が保険期間の初日において法令に定められた運転資格を有しておらず、保険期間の初日の翌日以降に新たに運転資格を取得した事実があり、かつ、その事実を確認できる運転免許証が被保険者、記名被保険者または追加被保険者より提示された場合
 - ② 追加被保険者が保険期間の初日において記名被保険者の配偶者または記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族のいずれにも該当しておらず、保険期間の初日の翌日以降に新たにこれらの者に該当するようになった事実があり、かつ、その事実を確認できる戸籍簿本、住民票等の公的書類が被保険者、記名被保険者または追加被保険者より提示された場合
- （2）保険契約者または記名被保険者が、保険期間の初日以降に（1）に定める運転者年齢条件の変更等の承認請求とは別に、当社に対して書面をもって運転者年齢条件の変更等の承認請求を行っている場合には、（1）の①および②中の「保険期間の初日」とあるのをすべて「保険期間の初日」以降に運転者年齢条件の変更等の承認請求により承認された変更日（注）と読み替えて、（1）の規定を適用します。
- （注）該当する承認請求が複数ある場合は、最も後の変更日とします。

第4条（変更承認請求の起算日）

前条（1）に定めるところに従い、運転者年齢条件の変更等の承認請求を行う場合においては、変更等の起算日は次のとおりとします。

- ① 前条（1）①に該当する場合は、追加被保険者の免許取得日
- ② 前条（1）②に該当する場合は、追加被保険者が記名被保険者の配偶者または記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族のいずれかに該当することとなった公的書類上の事実発生日

第5条（保険料の返還または追加保険料の請求）

（1）当社は、第3条（運転者年齢条件特約（個人用）に関する特約）（1）に定める運転者年齢条件の変更等の承認請求を受け、これを承認した場合には、当社が定めるところに従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求できます。

（2）（1）において、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は遅滞なく、その全額を一時に当社に払い込まなければならないものとします。

（3）（1）および（2）に定める追加保険料が払い込まれなかった場合には、第3条（運転者年齢条件特約（個人用）に関する特約）の規定は適用しません。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

7. 運転免許取得者等に関する特約（限定運転者の変更）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	被保険自動車を主に使用する者で、保険証券の記名被保険者欄に記載されている者をいいます。ただし、普通保険約款賠償責任条項の適用がない場合は普通保険約款車両条項の被保険者となります。
公的書類上の事実発生日	戸籍簿本、住民票等の公的書類上で次のいずれかに該当することとなった事実の発生日をいいます。 ① 記名被保険者の配偶者 ② 記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族 ③ 記名被保険者もしくはその配偶者の別居の未婚の子
追加被保険者	運転者本人・配偶者限定特約の変更等の承認請求を行ったことにより新たにこの保険契約の被保険者に追加された者をいいます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免許取得日	運転免許証上の免許取得の日をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、記名被保険者が個人であって、かつ、この保険契約に運転者本人・配偶者限定特約が付帯されている場合に適用されます。

第3条（運転者本人・配偶者限定特約に関する特約）

（1）次のいずれかに該当する場合には、保険契約者または記名被保険者が、書面により、この保険契約に付帯される運転者本人・配偶者限定特約の変更等の承認請求を行い、かつ、当社がこれを承認したときには、次の①のときは追加被保険者の免許取得日以降、次の②のときは追加被保険者の公的書類上の事実発生日以降、当社が承認した運転者本人・配偶者限定特約を適用し、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約を適用します。ただし、①においては免許取得日の翌日から起算して30日以内に、②においては公的書類上の

事実発生日の翌日から起算して30日以内に、当社が変更承認請求の書面を受領した場合に限り
ます。

- ① 追加被保険者が保険期間の初日においては法令に定められた運転資格を有しておらず、保険期間の初日の翌日以降に新たに運転資格を取得した事実があり、かつ、その事実を確認できる運転免許証が被保険者、記名被保険者または追加被保険者より提示された場合
- ② 追加被保険者が保険期間の初日においては記名被保険者の配偶者、記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族または記名被保険者もしくはその配偶者の別居の未婚の子のいずれかにも該当しておらず、保険期間の初日の翌日以降に新たにこれらの者に該当するようになった事実があり、かつ、その事実を確認できる戸籍簿本、住民票等の公的書類が保険契約者、記名被保険者または追加被保険者より提示された場合

- (2) 保険契約者または記名被保険者が、保険期間の初日以降に(1)に定める運転者本人・配偶者限定特約の変更等の承認請求とは別に、当社に対して書面をもって運転者本人・配偶者限定特約の変更等の承認請求を行っている場合には、(1)の①および②中の「保険期間の初日」とあるのをすべて「保険期間の初日以降に運転者本人・配偶者限定特約の変更等の承認請求により承認された変更日(注)」と読み替えて、(1)の規定を適用します。

(注) 該当する承認請求が複数ある場合は、最も後の変更日とします。

第4条 (変更承認請求の起算日)

- 前条(1)に定めるところに従い、運転者本人・配偶者限定特約の変更等の承認請求を行う場合においては、変更等の起算日は次のとおりとします。
- ① 前条(1)①に該当する場合は、追加被保険者の免許取得日
 - ② 前条(1)②に該当する場合は、追加被保険者が記名被保険者の配偶者、記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族または記名被保険者もしくはその配偶者の別居の未婚の子のいずれかに該当することとなった公的書類上の事実発生日

第5条 (保険料の返還または追加保険料の請求)

- (1) 当会社は、第3条(運転者本人・配偶者限定特約に関する特則)(1)に定める運転者本人・配偶者限定特約の変更等の承認請求を受け、これを承認した場合には、当会社の定めるところに従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求できます。
- (2) (1)において、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は遅滞なく、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。
- (3) (1)および(2)に定める追加保険料が払込まれなかった場合には、第3条(運転者本人・配偶者限定特約に関する特則)の規定は適用しません。

第6条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

8. 他車運転特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運転中	駐車または停車を除きます。
記名被保険者	被保険自動車を主に使用する者で、保険証券の記名被保険者欄に記載されている者をいいます。
個人被保険者	保険証券記載の個人被保険者をいいます。
自家用8車種	用途車種が次のいずれかに該当するものをいいます。 ① 自家用普通乗用車 ② 自家用小型乗用車 ③ 自家用軽四輪乗用車 ④ 自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下) ⑤ 自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下) ⑥ 自家用小型貨物車 ⑦ 自家用軽四輪貨物車 ⑧ 特種用途自動車(キャンピング車)
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく責任保険または責任共済をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客の自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額収受までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
正規の乗車装置	乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)に定める乗車装置をいいます。
他の自動車	次のいずれかに該当するものをいいます。 ① 記名被保険者が個人である場合は、記名被保険者、その配偶者または記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族が所有する自動車(注)以外の自動車であって、その用途車種が自家用8車種に該当するものをいいます。ただし、記名被保険者、その配偶者または記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族が常時使用する自動車を除きます。 ② 記名被保険者が法人である場合は、記名被保険者、個人被保険者、その配偶者または個人被保険者もしくはその配偶者の同居の親族が所有する自動車(注)以外の自動車であって、その用途車種が自家用8車種に該当するものをいいます。ただし、記名被保険者、個人被保険者、その配偶者または個人被保険者もしくはその配偶者の同居の親族が常時使用する自動車を除きます。 (注) 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする賃借契約により借り入れた自動車を含みます。
他の自動車の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の自動車について適用される保険契約または共済契約をいいます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
用途車種	登録番号標等(注)上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車、小型トラック、自家用バス等の区分をいいます。なお、用途車種の区分は当社が定める区分表によるも

のとします。

(注) 車両番号標および標識番号標を含みます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、被保険自動車の用途車種が自家用8車種であって、かつ、次のいずれかに該当する場合に適用されます。

- ① 記名被保険者が個人である場合
- ② 記名被保険者が法人であって、保険証券に個人被保険者が記載されている場合

第3条 (保険金を支払う場合—賠償責任)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する者が、自ら運転者として運転中の他の自動車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款賠償責任条項(注)を適用します。ただし、この場合における被保険者は、次のいずれかに該当する者に限ります。

- ① 記名被保険者(記名被保険者が法人の場合は個人被保険者となります。以下同様とします。)
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

(注) 被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

(2) (1)の場合において、他の自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、普通保険約款賠償責任条項第10条(当会社による解決—対人賠償)③の規定にかかわらず、同条(1)の規定を適用します。

(3) 当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第2条(保険金を支払う場合—対人賠償)(2)の規定にかかわらず、他の自動車を引当てて生じた1回の対人事故が同条(1)の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

第4条 (保険金を支払う場合—自損傷害)

当会社は、次のいずれかに該当する者が、自ら運転者として運転中の他の自動車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款自損事故条項(注1)を適用します。ただし、この場合における被保険者は、他の自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内(注2)に搭乗中(注3)の次のいずれかに該当する者に限ります。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

(注1) 被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

(注2) 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(注3) 極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

第5条 (保険金を支払う場合—人身傷害)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する者が、自ら運転者として運転中の他の自動車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、人身傷害特約(注)を適用します。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

(注) 被保険自動車について適用される他の特約を含みます。
(2) 当会社は、(1)の規定により保険金を支払うべき損害に対しては、人身傷害特約(注)の規定による保険金を支払いません。

(注) 被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

第6条 (車両損害についての特則)

(1) 当会社は、この保険契約に普通保険約款車両損害が適用されている場合は、普通保険約款賠償責任条項第6条(保険金を支払わない場合—その3 対物賠償)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者が、自ら運転者として運転中の他の自動車(以下この条において「他の自動車」といいます。)に生じた損害(以下この条において「車両損害」といいます。)について被保険者(注)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、普通保険約款賠償責任条項の規定により保険金を支払います。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

(注) 第3条(保険金を支払う場合—賠償責任)(1)に定める被保険者をいいます。

(2) (1)の規定にかかわらず、当会社は、この特約を適用する保険契約の普通保険約款車両条項、基本条項およびその他の特約において、他の運転自動車を被保険自動車とみなして適用した場合に、当社が負担する支払責任および支払うべき保険金の額を超える車両損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険金額については、保険証券記載の保険金額にかかわらず、他の運転自動車の損害が生じた地および時のための価額(注)を保険金額とみなして適用します。
(注) 他の運転自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕入れ・初年度登録年月等(初年度検査年月を含む)で、同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。

第7条 (保険金を支払う場合—車両搬送費用特約)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する者が、自ら運転者として運転中の他の自動車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、車両搬送費用特約(注)を適用します。ただし、同特約第3条(保険金を支払う場合)①の事由による損害が生じた場合に限ります。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

(注) 被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

(2) 当会社は、(1)の規定により保険金を支払うべき損害に対しては、第6条(車両損害についての特則)に優先して(1)の規定を適用します。

第8条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、普通保険約款賠償責任条項、自損事故条項、基本条項、人身傷害特約および車両搬送費用特約の規定による場合のほか、次のいずれかに該当するときに生じた事故により、被保険者が被った損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の使用者の業務(注1)のために、その使用者の所有する自動車(注2)を運転しているとき。
- ② 被保険者が役員(注3)となっている法人の所有する自動車(注2)を運転しているとき。
- ③ 自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として委託した他の自動車を運転しているとき。
- ④ 被保険者が、他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで、他の自動車を運転しているとき。
- ⑤ 記名被保険者(注)の同居の未婚の子または記名被保険者の配偶者の別居の未婚の子が自ら所有または常時使用する自動車を運転しているとき。
(注1) 家事を除きます。
(注2) 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする賃借契約に

より借り入れた自動車を含みます。

(注3) 理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第9条 (被保険自動車の譲渡の場合)
この特約の適用においては、当会社は、普通保険約款基本条項第7条 (被保険自動車の譲渡) (2)の規定は適用しません。

第10条 (読み替え規定)

記名被保険者が法人である場合、この特約の適用においては、普通保険約款中、「記名被保険者」とあるのを「記名被保険者または保険証券記載の個人被保険者」と読み替えます。

9. 他車運転特約 (二輪・原付)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運転中	駐車または停車中を除きます。
記名被保険者	被保険自動車を主に使用する者で、保険証券の記名被保険者欄に記載されている者をいいます。
個人被保険者	保険証券記載の個人被保険者をいいます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法 (昭和30年法律第97号) に基づく責任保険または責任共済をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額預収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
正規の乗車装置	乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準 (昭和26年運輸省令第67号) に定める乗車装置をいいます。
他の自動車	次のいずれかに該当するものをいいます。 ① 記名被保険者が個人である場合は、記名被保険者、その配偶者または記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族が所有する自動車 (注) 以外の自動車であって、その用途車種が二輪自動車または原動機付自転車に該当するものをいいます。ただし、記名被保険者、その配偶者または記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族が常時使用する自動車を除きます。 ② 記名被保険者が法人である場合は、記名被保険者、個人被保険者、その配偶者または個人被保険者もしくはその配偶者の同居の親族が所有する自動車 (注) 以外の自動車であって、その用途車種が二輪自動車または原動機付自転車に該当するものをいいます。ただし、記名被保険者、個人被保険者、その配偶者または個人被保険者もしくはその配偶者の同居の親族が常時使用する自動車を除きます。 (注) 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする賃借契約により借り入れた自動車を含みます。
他の自動車の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の自動車について適用される保険契約または共済契約をいいます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいい、原動機付自転車を含みます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
用途車種	登録番号標等 (注) 上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車、小型タンクカー、自家用バス等の区分をいいます。なお、用途車種の区分は当会社が定める区分表によるものとします。 (注) 車両番号標および標識番号標を含みます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、被保険自動車の用途車種が、二輪自動車または原動機付自転車であって、かつ、次のいずれかに該当する場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

- ① 記名被保険者が個人である場合
- ② 記名被保険者が法人であって、保険証券に個人被保険者が記載されている場合

第3条 (保険金を支払う場合—賠償責任)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する者が、自ら運転者として運転中の他の自動車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款賠償責任条項 (注) を適用します。ただし、この場合における被保険者は、次のいずれかに該当する者に限ります。

- ① 記名被保険者 (記名被保険者が法人の場合は個人被保険者となります。以下同様とします)。
 - ② 記名被保険者の配偶者
 - ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- (注) 被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

(2) (1) の場合において、他の自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、普通保険約款賠償責任条項第10条 (当会社による解決—対人賠償) (3) の規定にかかわらず、同条 (1) の規定を適用します。

(3) 当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第2条 (保険金を支払う場合—対人賠償) (2) の規定にかかわらず、他の自動車について生じた1回の対人事故による同条 (1) の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

第4条 (保険金を支払う場合—自損賠償)

当会社は、次のいずれかに該当する者が、自ら運転者として運転中の他の自動車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款自損事故条項 (注1) を適用します。ただし、この場合における被保険者は、他の自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内 (注2) に搭乗中 (注3) の次のいずれかに該当する者に限ります。

- ① 記名被保険者
 - ② 記名被保険者の配偶者
 - ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- (注1) 被保険自動車について適用される他の特約を含みます。
- (注2) 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
- (注3) 極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

第5条 (保険金を支払う場合—人身傷害)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する者が、自ら運転者として運転中の他の自動車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、人身傷害特約 (注) を適用します。

- ① 記名被保険者
 - ② 記名被保険者の配偶者
 - ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- (注) 被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

(2) 当会社は、(1) の規定により保険金を支払うべき損害に対しては、人身傷害特約 (注) の規定による保険金を支払いません。

(注) 被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

第6条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、普通保険約款賠償責任条項、自損事故条項、基本条項および人身傷害特約の規定による場合のほか、次のいずれかに該当するときに生じた事故により、被保険者が被った損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の使用者の業務 (注1) のために、その使用者の所有する自動車 (注2) を運転しているとき。
 - ② 被保険者が役員 (注3) となっている法人の所有する自動車 (注2) を運転しているとき。
 - ③ 自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として受託した他の自動車を運転しているとき。
 - ④ 被保険者が、他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで、他の自動車を運転しているとき。
 - ⑤ 記名被保険者の別居の未婚の子または記名被保険者の配偶者の別居の未婚の子が自ら所有または常時使用する自動車を運転しているとき。
- (注1) 家事を除きます。
- (注2) 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする賃借契約により借り入れた自動車を含みます。
- (注3) 理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第7条 (被保険自動車の譲渡の場合)

この特約の適用においては、当会社は、普通保険約款基本条項第7条 (被保険自動車の譲渡) (2)の規定は適用しません。

第8条 (ファミリーバイク賠償責任特約との関係)

当会社は、この保険契約がファミリーバイク賠償責任特約が適用されている場合において同特約の規定により保険金を支払うべき事故に対しては、この特約は適用しません。

第9条 (読み替え規定)

記名被保険者が法人である場合、この特約の適用においては、普通保険約款中、「記名被保険者」とあるのを「記名被保険者または保険証券記載の個人被保険者」と読み替えます。

10. ファミリーバイク賠償責任特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	被保険自動車を主に使用する者で、保険証券の記名被保険者欄に記載されている者をいいます。
自家用8車種	用途車種が次のいずれかに該当するものをいいます。 ① 自家用普通乗用車 ② 自家用小型乗用車 ③ 自家用軽四輪乗用車 ④ 自家用普通貨物車 (最大積載量0.5トン超2トン以下) ⑤ 自家用普通貨物車 (最大積載量0.5トン以下) ⑥ 自家用小型貨物車 ⑦ 自家用軽四輪貨物車 ⑧ 特種用途自動車 (キャンピング車)
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法 (昭和30年法律第97号) に基づく責任保険または責任共済をいいます。
借用原動機付自転車	第6条 (被保険者の範囲) に規定する被保険者のいずれかに該当する者が所有する原動機付自転車 (注) 以外のものをいいます。ただし、同条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が常時使用する原動機付自転車を除きます。 (注) 所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および1年以上を期間とする賃借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額預収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
正規の乗車装置	乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準 (昭和26年運輸省令第67号) に定める乗車装置をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
保険金請求権者	普通保険約款無保険傷害条項の保険金請求権者をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者により負担となります。
用途車種	登録番号標等 (注) 上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車、小型タンクカー、自家用バス等の区分をいいます。なお、用途車種の区分は当会社が定める区分表によるものとします。 (注) 車両番号標および標識番号標を含みます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、被保険自動車の用途車種が、自家用8車種または二輪自動車であって、かつ、記名被保険者が個人である場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第3条（保険金を支払う場合－賠償責任）

- 当社は、被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険約款の条件に従い、普通保険約款賠償責任条項（注）を適用します。この場合において、対物賠償保険契約における保険証券記載の免責金額が5万円を超えたときには、その免責金額を5万円とみなします。
（注）被保険自動車について適用される他の特約を含みます。
- (1)の原動機付自転車が借用原動機付自転車である場合は、普通保険約款賠償責任条項第10条（当会社による解決－対人賠償）(3)③の規定にかかわらず、同条（1）の規定を適用します。
- (1)の原動機付自転車が借用原動機付自転車である場合、当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第2条（保険金を支払う場合－対人賠償）(2)の規定にかかわらず、借用原動機付自転車について生じた1回の対人事故による同条（1）の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

第4条（保険金を支払う場合－自損傷害）

- 当会社は、被保険者が正規の乗車装置に搭載中（注1）の原動機付自転車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険約款の条件に従い、普通保険約款自損傷害条項（注2）を適用します。
（注1）極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。
（注2）被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

第5条（保険金を支払わない場合－賠償責任）

- 当会社は、第3条（保険金を支払う場合－賠償責任）の適用においては、普通保険約款賠償責任条項および基本条項の規定による場合のほか、次のいずれかに該当する事故により生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- 被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を、被保険者の業務（注1）のために、被保険者の使用者が運転している間に生じた事故。ただし、その使用者が次条に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。
- 被保険者の使用者の所有する原動機付自転車（注2）を、その使用者の業務（注1）のために、被保険者が運転している間に生じた事故。ただし、その使用者が次条に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。
- 次条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が、原動機付自転車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸等原動機付自転車を取り扱う業務のために、所有、使用または管理する原動機付自転車を、生じた事故
- 被保険者が、原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでその原動機付自転車を運転している間に生じた事故
（注1）事故を除きます。
（注2）所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および1年以上を期間とする賃貸契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。

第6条（被保険者の範囲）

- この特約における被保険者は、普通保険約款賠償責任条項第7条（被保険者の範囲－対人・対物賠償共通）および自損事故条項第5条（被保険者の範囲）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者となります。

- 記名被保険者
- 記名被保険者の配偶者
- 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

第7条（被保険自動車の譲渡の制限）

- この特約の適用においては、当会社は、普通保険約款基本条項第7条（被保険自動車の譲渡）(2)の規定は適用しません。

第8条（運転者家族限定特約等の不適用）

- この特約の適用においては、当会社は、運転者家族限定特約、運転者本人・配偶者限定特約、運転者年齢条件特約（個人用）および他車運転特約の規定は適用しません。

第9条（自損傷害の特則）

- この保険契約に人身傷害特約が適用されており、かつ、ファミリーバイク人身傷害特約の適用がない場合は、当会社は、人身傷害特約第3条（普通保険約款自損傷害条項の不適用）の規定にかかわらず、第4条（保険金を支払う場合－自損傷害）の規定を適用します。

第10条（無保険車傷害の特則）

- (1) この保険契約に無保険車傷害の自車搭乗中限定特約が適用されている場合には、当会社は、被保険者が正規の乗車装置に搭載中（注1）の原動機付自転車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険約款の条件に従い、普通保険約款無保険車傷害条項（注2）を適用します。
（注1）極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。
（注2）被保険自動車について適用される他の特約を含みます。
- (2) 被保険者が正規の乗車装置に搭載中（注1）の借用原動機付自転車について適用される他の保険約款等がある場合で、保険金請求権者が他の保険約款等によって保険金または共済金の支払を受けることができるときは、当会社は、普通保険約款基本条項第22条（他の保険約款等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、1回の無保険車事故による損害の額（注2）が、次の①および③の合計額を超過するときに限り、次の算式によって算出した額を保険金として保険金請求権者に支払います。ただし、次の②または③のうちいずれか高い額を、保険証券記載の保険金額から差し引いた額を限度とします。

$$\boxed{\begin{array}{l} 1\text{回の無保険車} \\ \text{事故による損害} \\ \text{の額（注2）} \end{array}} + \boxed{\begin{array}{l} \text{普通保険約款無保} \\ \text{険車傷害条項第9} \\ \text{条（費用）の費用} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{l} \text{次の①、②、③、④および⑥} \\ \text{の合計額または①、③、④および⑤} \\ \text{の合計額のいずれか高い額} \end{array}} = \text{保険金の額}$$

- 普通保険約款無保険車傷害条項第2条（保険金を支払う場合）(3)①に規定する額
- 普通保険約款無保険車傷害条項第2条（3）②に規定する額
- 普通保険約款無保険車傷害条項第2条（3）③に規定する額
- 他の保険約款等によって支払われる保険金または共済金の額
- 普通保険約款無保険車傷害条項第10条（支払保険金の計算）②に規定する額
- 普通保険約款無保険車傷害条項第10条③に規定する額
（注1）極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。
（注2）普通保険約款無保険車傷害条項第8条（損害額の決定）の規定により決定される額をいいます。

11. ファミリーバイク人身傷害特約

第1条（用語の定義）

- この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
正規の乗車装置	乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に定める乗車装置をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。

被保険者	ファミリーバイク賠償責任特約第6条（被保険者の範囲）に規定する被保険者と同一とします。
------	---

第2条（この特約の適用条件）

- この特約は、この保険契約に人身傷害特約およびファミリーバイク賠償責任特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合－人身傷害）

- 当会社は、被保険者が正規の乗車装置に搭載中（注1）の原動機付自転車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険約款（注2）の条件に従い、人身傷害特約を適用します。
（注1）極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。
（注2）被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

第4条（被保険自動車の譲渡の場合）

- この特約の適用においては、当会社は、普通保険約款基本条項第7条（被保険自動車の譲渡）(2)の規定は適用しません。

第5条（運転者家族限定特約等の不適用）

- この特約の適用においては、当会社は、運転者家族限定特約、運転者本人・配偶者限定特約および運転者年齢条件特約（個人用）の規定は適用しません。

第6条（準用規定）

- この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款基本条項（注）および人身傷害特約の規定を準用します。
（注）この保険契約に適用される他の特約を含みます。

12. 被保険自動車の入替自動補償特約

第1条（用語の定義）

- この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
入替自動車	普通保険約款基本条項第8条（被保険自動車の入替）(1)に定める新規取得自動車のうち被保険自動車を廃車、譲渡または返還した後、その代償と（注）同条（1）②が、そのいずれかに該当する者が新たに取得（注）し、または1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車をいいます。 （注）所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。
入替自動車の価額	入替自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・初度登録年月等（注）で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。 （注）初年度検査年月を含みます。
自家用8車種	用途車種が次のいずれかに該当するものをいいます。 ① 自家用普通乗用車 ② 自家用小形乗用車 ③ 自家用軽四輪乗用車 ④ 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下） ⑤ 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下） ⑥ 自家用小形貨物車 ⑦ 自家用軽四輪貨物車 ⑧ 特種用途自動車（キャンピング車）
取得日	入替自動車を取得（注1）した日または借り入れた日を行い、入替自動車の自動車検査証の記載日（注2）とします。ただし、保険契約者または入替自動車の所有者が、自動車検査証以外での書類により、その記載日（注2）以外の日を入替自動車を取得（注1）した日または借り入れた日として証明した場合は、その日とします。 （注1）所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。 （注2）自動車検査証に入替自動車の所有者の氏名が記載された日を行います。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額預り内容の間の、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約した含んだ自動車の売買契約をいいます。
所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 被保険自動車または入替自動車に所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 被保険自動車または入替自動車が1年以上を期間とする賃貸契約により賃借されている場合は、その借主 ③ ①および②以外の場合は、被保険自動車または入替自動車を所有する者
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
用途車種	登録番号標等（注）上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小形乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小形貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車、小型タンク車、自家用バス等の区分をいいます。なお、用途車種の区分は当会社が定める区分表によるものとします。 （注）車両番号標および標識番号標を含みます。

第2条（この特約の適用条件）

- この特約は、被保険自動車および入替自動車の用途車種が、自家用8車種である場合に限り適用されます。ただし、被保険自動車の所有者が法人であって、かつ、保険証券にフリート契約である旨記載されている場合を除きます。

第3条（入替自動車に対する自動補償）

- 当会社は、この特約において、普通保険約款基本条項第8条（被保険自動車の入替）(3)の規定にかかわらず、同条（1）①に定める自動車の新規取得において、被保険自動車が廃車、譲渡または返還された場合であって、取得日の翌日から起算して30日以内に、保険契約者が書面により被保険自動車の入替の承認の請求を行い、当会社からこれを受領したときに限り、取得日以後承認するまでの間は、入替自動車を被保険自動車とみなして、普通保険約款（注）を適用します。ただし、同条（1）①に定める自動車の新規取得において、廃車、譲渡または返還された被保険自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
（注）被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

第4条（車両保険の特則）

- 取得日から、当会社が前条の被保険自動車の入替の承認の請求を受けた時（注1）までの期間の普通保険約款車両向条項および車両価額協定保険特約の適用については、前条の規定にかかわらず、次に定めるところによります。
① 入替自動車が車両価額協定保険特約第2条（この特約の適用条件）①に定める自動車である場合は、入替自動車について、同特約（注2）を適用します。
② 入替自動車について適用する保険金額（注3）は、取得日における入替自動車の価額とします。

- (注1) 当会社が第6条(保険料の返還または請求)(1)の規定により追加保険料を請求する場合は、その追加保険料を当会社が徴収した時または取得日の翌日から起算して30日を経過した時のいずれか早い日とします。
- (注2) 車両価額協定保険特約第3条(協定保険価額)(7)の規定を除きます。
- (注3) ①の規定により、入替自動車に車両価額協定保険特約が適用される場合は、協定保険価額を含みます。

第5条(保険契約の解除)

- (1) 当会社は、第3条(入替自動車に対する自動補償)の被保険自動車の入替の承認の請求があった場合において、これを承認しなかったときは、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) (1)の解除は、将来に向かってのみその效力を生じます。
- (3) (1)に基づき当会社の解除権は、その承認の請求を受領した日からその日を含めて30日以内に行使しなければ消滅します。

第6条(保険料の返還または請求)

- (1) 第3条(入替自動車に対する自動補償)の場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (2) (1)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料徴収前に生じた事故(注)による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (注) 取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故を除きます。

13. 継続契約の取扱いに関する特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	被保険自動車を主に使用する者で、保険証券の記名被保険者欄に記載されている者をいいます。
継続漏れ	この保険契約の継続契約の締結手続き漏れをいいます。
自動車	原動機付自転車を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
用途車種	登録番号標等(注)上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車、小型ダンパー、自家用バズ等の区分をいいます。なお、用途車種の区分は当社が定める区分表によるものとします。
	(注) 車両番号標および標識番号標を含みます。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にノンフリート契約である旨記載されており、かつ、この保険契約に自動継続特約が付帯されていない場合に適用されます。

第3条(継続契約)

この特約において継続契約とは、この保険契約と保険契約者、記名被保険者および被保険自動車を同一として当社と締結する契約で、この保険契約の保険期間の末日を保険期間の初日とする保険契約をいいます。

第4条(継続契約に関する特別)

- 継続漏れがあった場合であっても、次の①から⑥までに定める条件をいずれも満たしているときに限り、この保険契約が満了する日と同一の日に改めて継続されたものとして取り扱います。
- ① この保険契約が1年以上を保険期間とする保険契約であること。ただし、この保険契約が、当社が定めるノンフリート契約の等級特別(保険期間通算特別)を適用し締結した保険期間が1年に満たない保険契約である場合を含みます。
- ② この保険契約の保険期間中に当社が保険金を支払う事故が発生していないこと。
- ③ この保険契約が、この特約を適用して締結されたものでないこと。
- ④ 被保険自動車を同一とする他の保険契約がないこと。
- ⑤ 電話、面談等により、当社が、保険契約者に対して直接継続手続きの連絡を行ったにもかかわらず、保険契約者の事情により、継続の手続き漏れとなったものでないこと。
- ⑥ この保険契約の保険期間内に、保険契約者または当社から継続契約を締結しない旨の意思表示が行われなかったこと。
- ⑦ 保険契約者が、保険証券記載の保険期間の末日の翌日から起算して30日以内に書面により継続契約の申込みを行うこと。
- ⑧ 特約に別に定める場合を除いて、保険契約者が⑦の申込みと同時に継続契約の保険料を当社に払い込むこと。

第5条(継続契約に適用される内容)

- (1) 前条の規定にかかわらず、次の①から③までの事項については、継続契約に適用される内容は①から③までの定めるところによります。
- ① 車両条項の適用がある場合は、被保険自動車の保険金額は、次のいずれかに定めるところにより決定します。
- ア. この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されている場合は、被保険自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・初度登録年月(注)の自動車の市場販売価格相当額を基準として算定した被保険自動車の価額見積額とします。
- イ. この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されていない場合には、この保険契約の車両保険金額を基準とし、被保険自動車の税法上の減価償却残存率等を参考にして算定した被保険自動車の価額見積額とします。
- ② この保険契約に付帯された特約のうち、付帯できる条件が定められている特約については、その特約の定める条件を満たさない場合は継続契約には適用しません。
- ③ 継続契約の保険料は、この保険契約の無事故実績等の条件によって定めるものとします。
- (注) 被保険自動車の用途車種が自家用軽四輪乗用車または自家用軽四輪貨物車である場合は、初度検査年月をいいます。
- (2) 当会社が制度または料率等(注)を改定した場合には、継続契約に対しては、継続契約の保険期間の始期における制度または料率等(注)が適用されるものとします。
- (注) 普通保険約款、特約、保険引受に関する制度または保険料率等をいいます。

第6条(保険責任に関する特別)

第4条(継続契約に関する特別)の規定により、締結された継続契約に対しては、普通保険約款基本条項第2条(保険責任の始期および終期)(3)の規定は適用しません。

第7条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

14. 対人臨時費用対象外特約

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約の適用がある旨記載されている場合に適用されます。

第2条(臨時費用の補償対象外)

- (1) 当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第14条(費用—対人・対物賠償共通)(2)の規定にかかわらず、同条(2)に規定する対人臨時費用を損害の一部とみなしません。
- (2) 当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第15条(支払保険金の計算—対人賠償)(2)の規定にかかわらず、同条(2)②の対人臨時費用については保険金を支払いません。

15. 自賠責保険等適用除外車の「対人賠償損害」特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく責任保険または責任共済をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいい、原動機付自転車を含みます。

第2条(自賠責保険等適用除外車に関する取扱い)

- (1) 当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第2条(保険金を支払う場合—対人賠償)(2)の規定は適用しません。
- (2) 当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第11条(損害賠償請求権者の直接請求権—対人賠償)(3)ならびに第15条(支払保険金の計算—対人賠償)(1)および(2)の規定の適用にあたっては、それぞれ同条項第11条(3)および第15条(1)に規定する「自賠責保険等によって支払われる金額」を差し引きません。
- (3) 普通保険約款賠償責任条項第10条(当会社による解決—対人賠償)(3)の規定の適用にあたっては、当会社は、この保険契約は自賠責保険等の契約が締結されているものとみなします。
- 第3条(自賠責保険等の契約がある場合)
- 被保険自動車に自賠責保険等の契約が締結されている場合には、前条の規定は適用しません。

16. 相手車全損時臨時費用特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手車	被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する対物事故により、滅失、破損または汚損した他人の所有する自動車をいい、原動機付自転車を含みます。
相手車の価額	損害が生じた地および時における、相手車と同一車種、同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。
相手車の車両保険等	相手車について適用される保険契約または共済契約で、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他の偶然的事故によって相手車に生じた損害および相手車の盗難によって生じた損害に対して保険金または共済金を支払うものをいいます。
相手車の修理費	損害が生じた地および時において、相手車を事故発生直前の状態に復旧するために、当社が必要かつ妥当と認める修理費をいいます。
記名被保険者	被保険自動車を主に使用する者で、保険証券の記名被保険者欄に記載されている者をいいます。
全損	当社が相手車の損害の調査を行った結果、次のいずれかに該当すると認めた場合をいいます。
	① 相手車が、修理することができない状態であること。
	② 相手車の修理費が、相手車の価額以上となること。
対物事故	被保険自動車の所有、使用または管理に起因して他人の財物を滅失、破損または汚損することをいいます。
対物賠償保険金	普通保険約款賠償責任条項第16条(支払保険金の計算—対物賠償)に定める保険金をいいます。
他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいい、原動機付自転車を含みます。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に対物賠償保険の適用がある場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第3条(被保険者の範囲)

この特約において、被保険者とは普通保険約款賠償責任条項第7条(被保険者の範囲—対人・対物賠償共通)に定める被保険者をいいます。

第4条(個別適用)

この特約の規定は、それぞれ被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、次条に定める相手車全損時臨時費用保険金の限度額が増額されるものではありません。

第5条(相手車全損時臨時費用の定義)

- 次のいずれかの費用をいいます。
- ① 相手車の損害が全損である場合に、相手車に生じた損害に対して被保険者が臨時に必要とする費用
- ② 当社が、相手車の修理費が相手車の価額を超えることと認めた場合における、相手車の修理費から相手車の価額を差し引いた額に対して被保険者が負担する費用
- 第6条(相手車全損時臨時費用保険金)
- 当会社は、対物賠償保険金を支払われる場合は、普通保険約款賠償責任条項第14条(費用—対人・対物賠償共通)に規定する費用に加えて、次の①または②により算出される額のいずれか高い額を相手車全損時臨時費用保険金として支払います。
- ① 前条①の相手車全損時臨時費用の支戻。ただし、1回の対物事故により全損となった相手車1台につき、次のいずれかの規定により算出された額を限度とします。
- ア. 相手車の価額について被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額の15%に相当する額が10万円未満の場合は10万円
- イ. 相手車の価額について被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額の15%に相当する額が30万円を超える場合は30万円
- ウ. 上記アまたはイのいずれかにも該当しない場合は、相手車の価額について被保険者が負担する法

律上の損害賠償責任の額の15%に相当する額

- ② 前条②の相手車全損時臨時費用の額。ただし、1回の対物事故における相手車1台につき、次のアの額にイの額の額より超過する額または50万円のいずれか低い額を限度とします。
- ア 前条②の相手車全損時臨時費用。この場合において、前条②の相手車の修理費とは、相手車に損害が生じた日の翌日から起算して6か月以内に、相手車を修理することによって必要となる修理費に限りします。

- イ、相手車の価額について被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額
ウ、相手車の価額

第7条(他の保険契約等がある場合の取扱い)

- (1) 当会社は、相手車に生じた損害に対して相手車の車両保険等によって保険金が支払われる場合であって、次の①の額が②の額を超えるときは、超過額(注1)を前条に定める額から差し引いて相手車全損時臨時費用保険金として支払います。この場合において、既に超過額(注1)の一部または全部に相当する相手車全損時臨時費用保険金を支払ったときは、その相当額の返還を請求することができます。ただし、前条②の規定により算出された相手車全損時臨時費用保険金を支払う場合に限りします。
- ① 相手車の車両保険等によって支払われる保険金の額(注2)。ただし、相手車の修理費のうち、相手車の所有者以外の者が負担すべき金額で相手車の所有者のために既に回収されたものがある場合において、それにより保険金の額が差し引かれるときは、その額を差し引かないものとして算出された保険金の額とします。

② 相手車の価額

- (1) ①の額が②の額を超えるときのその超える額をいいます。
(注2) 相手車の修理費以外の諸費用等に対して支払われる額がある場合は、その額を除いた額とします。
- (2) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この特約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (3) (2)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がなくてもして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

第8条(相手車全損時臨時費用保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、普通保険約款基本条項第23条(保険金の請求)(1)①に規定する判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行なうことができます。
- (2) 第6条(相手車全損時臨時費用保険金)の相手車全損時臨時費用保険金の請求は、記名被保険者を經由して行うものとします。
- (3) 普通保険約款賠償責任条項第13条(損害賠償請求権者の直接請求権—対物賠償)の規定は、相手車全損時臨時費用保険金には適用しません。

第9条(普通保険約款基本条項の読み替え)

- この特約については、普通保険約款基本条項第13条(重大事由による保険契約の解除)(4)②の規定中「車両条項」とあるのを「相手車全損時臨時費用特約」と読み替えるものとします。

第10条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款賠償責任条項、基本条項およびこれに付される特約の規定を準用します。

17. 対物事故時の自動車修理10万円限度特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	被保険自動車を主に使用する者で、保険証券の記名被保険者欄に記載されている者をいいます。
自動車	原動機付自転車を含みます。
修理費	損害が生じた地および時において、被保険自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、被保険自動車の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えるとき、その部分品の修理費は補修による修理費とします。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金全額回収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
装備	自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い被保険自動車に備えつけられている状態をいいます。
定着	ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
付属品	被保険自動車に定着または装備されている物、および車室内でのみ使用することを目的として被保険自動車に固定されている自動車用電子式航法装置、有料道路自動料金収受システム用の供する車載器その他これらに準ずる物をいいます。ただし、次に規定する物を除きます。 ① 燃料、ボデーカバーおよび洗車用品 ② 法令により自動車に定着または装備することを禁止していない物 ③ 通常装飾品とみなされる物 ④ 付属機械装置(注)のうち、保険証券に明記されていない物 (注) 医療防護車、検査判定車、電源車、放送中継車等自動車検査証記載の用途が特種用途である自動車に定着または装備されている精密機械装置をいいます。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されていない場合であって、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第3条(保険金を支払う場合)

当会社は、普通保険約款賠償責任条項第3条(保険金を支払う場合—対物賠償)の規定により保険金が支払われる場合に、同条に定める対物事故と同時に生じた被保険自動車の損害に対して、この特約(注)に従い、第5条(被保険者の範囲)に定める被保険者に保険金を支払います。

(注) 被保険自動車に適用される他の特約を含みます。

第4条(保険金を支払わない場合)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失
ア 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者(注1)
イ 所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の借主(注1)
ウ 上記アおよびイに定める者の法定代理人
エ 上記アおよびイに定める者の業務に従事中の使用者
オ 上記アおよびイに定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限りします。
② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事または暴動(注2)
③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性等の他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
⑤ ④に規定しない以外の放射線照射または放射能汚染
⑥ ④ら⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑦ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
⑧ 詐欺または横領
⑨ 被保険自動車を競技、曲技(注5)もしくは試験のために使用すること、または被保険自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用(注6)すること。
(注1) これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
(注3) 使用済燃料を含みます。
(注4) 原子核分裂生成物を含みます。
(注5) 競技または曲技のための練習を含みます。
(注6) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険自動車に存在する欠陥、摩滅、腐しなく、およびその他自然の消耗
② 故障損害(注1)
③ 被保険自動車から取りはずされて車上不必要な部分品または付属品に生じた損害
④ 付属品のうち被保険自動車に定着されていない物に生じた損害。ただし、被保険自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。
⑤ タイヤ(注2)に生じた損害。ただし、被保険自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合を除きます。
⑥ 法令により禁止されている改造を行なった部分品および付属品に生じた損害
(注1) 偶然な外来の事故に直接起因しない被保険自動車の電気または機械的損害をいいます。
(注2) チューブを含みます。

(3) 当会社は、次のいずれかに該当する者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、寛いし刑、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合、または道路交通法(昭和35年法律105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で被保険自動車を運転している場合に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者(注)
② 所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の借主(注)
③ ①および②に定める者の法定代理人
④ ①および②に定める者の業務に従事中の使用者
⑤ ①および②に定める者の父母、配偶者または子
(注) これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第5条(被保険者の範囲)

この特約における被保険者は、被保険自動車の所有者とします。

第6条(支払限度額)

この特約により支払われる保険金は10万円を限度とします。

第7条(支払保険金の計算)

1回の事故につき当会社が支払う保険金の額は、次のとおりとします。

- ① 被保険自動車を修理することができない場合

$$\boxed{\text{被保険自動車の市場販売価格相当額}} + \boxed{\text{次条に定める費用}} = \text{保険金の額}$$

- ② ①以外の場合

$$\boxed{\text{修理費}} + \boxed{\text{次条に定める費用}} - \boxed{\text{修理に際し部分品を交換したために被保険自動車全体として価額の増加を生じた場合は、その価額}} - \boxed{\text{修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額}} - \boxed{1\text{万円}} = \text{保険金の額}$$

第8条(費用)

- この特約において費用とは、保険契約者または被保険者が支出した次の費用(注)をいいます。
① 普通保険約款基本条項第20条(事故発生時の義務)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 普通保険約款基本条項第20条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
③ 当会社が保険金を支払うべき損害により被保険自動車が自力で移動することができない場合に、これを損害発生の地からもりの修理工場もしくは当会社の指定する場所まで運搬するために要した費用。および、これらの場所間で運轉する共同に必要な仮修理費用の合計額
(注) 船舶によって転載されている間に生じた共同海損に対する被保険自動車の分担額

第9条(回収金がある場合の取扱い)

損害額(次条に規定する額)をいいます。以下同様とします。のうち、回収金(注1)がある場合において、回収金(注1)の額が被保険者の自己負担額(注2)を超えるときは、当会社は第7条(支払保険金の計算)に定める保険金の額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。
(注1) 第三者が負担すべき金額で、被保険者のために既に回収されたものをいいます。
(注2) 損害額のうち実際に発生した額の合計額から第7条に定める保険金の額を差し引いた額をいいます。

第10条(損害額)

- (1) この特約において損害額とは、次の①または②の規定による額とします。
 ① 被保険自動車を修理することができない場合は、被保険自動車の市場販売価格相当額
 ② ①以外の場合は、次の算式によって算出した額

$$\begin{array}{|c|c|c|c|c|} \hline \text{修理費} & + & \text{第8条(費用)の費用} & - & \text{修理に際し部分品を交換したために被保険自動車全体として価額の増加を伴った場合は、その価額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|c|} \hline \text{修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額} \\ \hline \end{array} = \text{損害額}$$

- (2) この特約において被保険自動車の市場販売価格相当額とは、その損害が生じた地および時における被保険自動車の価額(注)とします。
 (注) 被保険自動車と同一車種、同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。

第11条(現物による支払)
 当会社は、被保険自動車の損害の全部または一部に対して、修理または代品の交付をもって保険金の支払に代えることができます。

第12条(被保物についての当会社の権利)

- (1) 第10条(損害額) (1) ①または第11条(用語の定義)に規定する修理費が被保険自動車の市場販売価格相当額以上となる場合で保険金を支払ったときは、当会社は、支払った保険金の額の被保険自動車の市場販売価格相当額に対する割合によって所有権その他物権を取得します。
 (2) (1)の場合において、当会社がその権利を取得しない旨の意思表示をして保険金を支払ったときは、被保険自動車またはその部分品もしくは付属品について被保険者が有する所有権その他物権は当会社に移転しません。

第13条(重大事由解除に関する特約)

- (1) 当会社は、被保険者(注1)が、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。
 ① 反社会的勢力(注2)に該当すると認められること。
 ② 反社会的勢力(注2)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 ③ 反社会的勢力(注2)を不当に利用していると認められること。
 ④ 法人である場合において、反社会的勢力(注2)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 ⑤ その他反社会的勢力(注2)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 (注1) 記名被保険者以外の者に限ります。
 (注2) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
 (2) (1)または普通保険約款基本条項第13条(重大事由による保険契約の解除)(1)③の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、同条項第14条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)の解除の原因となる事由または同条項第13条(1)③の事由が生じた時から解除がなされた時点で発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払ったときは、当会社は、その返還を請求することができます。
 (3) (2)の規定は、(1)①から⑤までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第14条(普通保険約款基本条項の読み替え)

この特約については、普通保険約款基本条項の規定中「車両条項」とあるのを「対物事故時の自転車修理10万円限度特約」と読み替えるものとします。

第15条(他の特約との関係)

この特約の適用においては、当会社は、他車運転特約、他車運転特約(二輪・原付)、ファミリーバイク賠償責任特約および臨時代替自動車特約の規定は適用しません。

第16条(準用規定)

この特約において生じた事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

18. レンタカーの対物賠償保険に関する特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	被保険自動車を主に使用する者で、保険証券の記名被保険者欄に記載されている者をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
レンタカー	道路運送法(昭和26年法律第183号)第80条(有償貸渡)第1項に基づき業として有償で貸渡することの許可を受けた自家用自動車をいいます。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、被保険自動車がレンタカーであり、かつ、記名被保険者がレンタカー事業者である場合に適用されます。

第3条(対物賠償保険の特約)

当会社は、この特約により、記名被保険者の所有、使用または管理する財物の滅失、破損または汚損について被保険自動車の借受人である被保険者(注)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被保険者については、普通保険約款賠償責任条項第6条(保険金を支払わない場合—その3)の対物賠償①の規定は適用しません。

(注) 記名被保険者の使用人、および記名被保険者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を除きます。

19. 対物事故時の代車費用5日間特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額預収内容の間の、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 被保険自動車から所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 被保険自動車が1年以上を期間とする賃借契約により賃借されている場合は、その借主 ③ ①および②以外の場合は、被保険自動車を所有する者

対物事故	被保険自動車の所有、使用または管理に起因して他人の財物を滅失、破損または汚損することをいいます。
他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
特約事故	被保険者が、対物事故に起因する被保険自動車の損傷を修理した場合または対物事故に伴い被保険自動車の代替自動車を購入した場合をいいます。
納車日	修理のために修理工場に入庫した被保険自動車が、修理完了後、保険契約者、被保険者または被保険自動車の自動車検査証の使用準備に記載された者のいずれかの手に戻った日をいいます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいい、原動機付自転車を含みます。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、被保険自動車に対物賠償保険が付保されている場合で、かつ、保険証券がこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第3条(保険金を支払う場合—代車費用保険金)

- (1) 当会社は、特約事故に対して、この特約に従い、第8条(代車費用保険金の計算)に定める金額を代車費用保険金として被保険者に支払います。ただし、普通保険約款賠償責任条項第3条(保険金を支払う場合—対物賠償)による保険金支払がない場合で、被保険自動車が自力で走行できるときは、当会社は代車費用保険金を支払いません。
 (2) (1)の規定にかかわらず、被保険自動車が自力で走行できず、被保険者がその損傷を修理しないときは、当会社は、代車費用保険金を支払いません。

第4条(保険金を支払わない場合—その1)

- 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた対物事故に起因する特約事故に対しては、保険金を支払いません。
 ① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失
 ア. 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者(注)
 イ. 所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする賃借契約に基づく被保険自動車の借主(注)
 ウ. 上記アおよびイに定める者の法定代理人
 エ. 上記アおよびイに定める者の業務に従事する中の使用人
 オ. 上記アおよびイに定める者の父母、配偶者または子
 ② 差押え、取用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防法には避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
 ③ 詐欺または横領
 (注) これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第5条(保険金を支払わない場合—その2)

- 当会社は、対物事故に起因する被保険自動車の損害が、次のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。
 ① 被保険自動車に存在する欠陥、摩滅、腐し、およびその他自然の消耗
 ② 故障損害(注1)
 ③ 被保険自動車から取りはずされて車上にない部分品または付属品に生じた損害
 ④ 付属品のうち被保険自動車に定着されていないものに生じた損害。ただし、被保険自動車の他の部分と同時に損害を被った場合は火災によって損害が生じた場合を除きます。
 ⑤ タイヤ(注2)に生じた損害。ただし、被保険自動車の他の部分と同時に損害を被った場合は火災または盗難によって損害が生じた場合を除きます。
 ⑥ 法令により禁止されている改造を行った部分品および付属品に生じた損害
 (注1) 偶然な外來の事故に直接起因しない被保険自動車の電氣的または機械的損害をいいます。
 (注2) チューブを含みます。

第6条(保険金を支払わない場合—その3)

- 当会社は、次のいずれかに該当する者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないうれがある状態で被保険自動車を運転している場合、または道路運送法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定められた酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で被保険自動車を運転している場合に生じた対物事故に起因する特約事故に対しては、保険金を支払いません。
 ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者(注)
 ② 所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする賃借契約に基づく被保険自動車の借主(注)
 ③ ①および②に定める者の法定代理人
 ④ ①および②に定める者の業務に従事する中の使用人
 ⑤ ①および②に定める者の父母、配偶者または子
 (注) これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第7条(被保険者の範囲)

この特約における被保険者は、被保険自動車の所有者とします。

第8条(代車費用保険金の計算)

- (1) 1回の事故につき、当社が支払う代車費用保険金の額は、支払対象日数に5,000円を乗じた額とします。ただし、支払対象日数は、5日を限度とします。
 (2) (1)の「支払対象日数」は、次のいずれかに定める日数とします。
 ① 被保険自動車の損傷を修理することができない場合、または被保険自動車が自力で走行できない場合であって被保険者がその損傷を修理しなかったときは、事故日から、その日を含めて被保険自動車の代替自動車を新たに取得した日までの日数。
 ② 被保険者が被保険自動車の損傷を修理した場合は、被保険自動車が修理のために修理工場に入庫した日から、その日を含めて、納車日までの日数。ただし、保険契約者、被保険者または被保険自動車の自動車検査証の使用準備に記載された者の責めに帰すべき事由により納車日が遅延した場合は、その遅延によって増加した日数を除きます。

第9条(代位)

普通保険約款基本条項第29条(代位)の規定にかかわらず、当社がこの特約に従い保険金を支払った場合でも、被保険者が代車費用について第三者に対して有する損害賠償請求権その他の債権は、当会社に移転しません。

第10条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この特約により支払うべき保険金の額を支払います。
 (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合は既に被保険者もしくは共済金が支払われている場合は、当会社は、それぞれそのべき保険金または共済金において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険

金または共済金のうち最も高い額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

第11条 (普通保険約款の読み替え)

- この特約については、普通保険約款基本条項を次のとおり読み替えるものとします。
- ① 第2条 (保険責任の始期および終期) (3)の規定中「保険金」とあるのを「対物事故時の代車費用5日間特約の保険金」。
 - ② 第13条 (重大事由による保険契約の解除) (2)の規定中「賠償責任条項、自損事故条項、無保険車傷害条項または搭乗者傷害条項」とあるのを「対物事故時の代車費用5日間特約」。
 - ③ 第13条 (4) ②の規定中「車両条項」とあるのを「対物事故時の代車費用5日間特約」。
 - ④ 第23条 (保険金の請求) (1) ⑤の規定中「車両条項」とあるのを「対物事故時の代車費用5日間特約」、「損害発生の時」とあるのを「対物事故時の代車費用5日間特約第8条 (代車費用保険金の計算)の規定によって当社が保険金を支払うべき日数が確定した時」。

第12条 (他の特約との関係)

この特約の適用においては、当会社は、他車運転特約、他車運転特約 (二輪・原付)、ファミリーバイク特約責任特約および臨時代替自動車特約の規定は適用しません。

第13条 (準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

20. 自損事故条項の不適用特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約の適用がある旨記載されている場合に適用されます。

第2条 (無保険事故条項の不適用)

当会社は、普通保険約款自損事故条項 (注) を適用しません。

(注) 他の特約により規定される同条項を含みます。

21. 自損事故条項の従業員対象外特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	被保険自動車を主に使用する者で、保険証券の記名被保険者欄に記載されている者を含みます。
被保険者	普通保険約款自損事故条項第5条 (被保険者の範囲) の被保険者をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、記名被保険者が使用人を有する法人 (注) であり、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用します。

(注) 会社等の企業体、官公署、公社、公庫、公団およびその他の特殊法人を含みます。

第3条 (保険金を支払わない場合-従業員対象外)

当会社は、被保険者が記名被保険者の業務に従事中 (注1) の使用人である場合には、被保険者が被った損害に対しては、普通保険約款自損事故条項 (注2) による保険金を支払いません。

(注1) 家事を除きます。

(注2) 他の特約により適用される普通保険約款自損事故条項を含みます。

22. 無保険車傷害の自転車搭乗中限定特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
正規の乗車装置	乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準 (昭和26年運輸省令第67号) に定める乗車装置をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条 (無保険車傷害条項の読み替え)

この特約により、普通保険約款無保険車傷害条項第6条 (被保険者の範囲) を次のとおり読み替えて適用します。

第6条 (被保険者の範囲)

(1) この無保険車傷害条項における被保険者は、被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内 (注) に搭乗中の者とします。ただし、極めて異常かつ危険な方法で搭乗中の者を除きます。

(注) 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(2) (1) の被保険者の胎内にある胎児が、無保険自動車の所有、使用または管理に起因して、その出生後に、生命が害されること、または身体が害されるその直接の結果として別表1に掲げる後遺障害 (注) もしくは身体の障害の程度に応じて同表の後遺障害に相当する1と認められる後遺障害 (注) が生じることによって損害を被った場合は、(1) の規定の適用において、既に生まれていないものとみなします。

(注) その者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。

23. 無保険車傷害条項の不適用特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約の適用がある旨記載されている場合に適用されます。

第2条 (無保険車傷害条項の不適用)

当会社は、普通保険約款無保険車傷害条項 (注) を適用しません。

(注) 他の特約により規定される同条項を含みます。

24. 無保険車傷害条項の従業員対象外特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	被保険自動車を主に使用する者で、保険証券の記名被保険者欄に記載されて

	ている者をいいます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険者	普通保険約款無保険車傷害条項第6条 (被保険者の範囲) の被保険者をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、記名被保険者が使用人を有する法人 (注) であり、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用します。

(注) 会社等の企業体、官公署、公社、公庫、公団およびその他の特殊法人を含みます。

第3条 (保険金を支払わない場合-従業員対象外)

当会社は、被保険者が記名被保険者の業務に従事中 (注1) の使用人である場合には、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対しては、普通保険約款無保険車傷害条項 (注2) による保険金を支払いません。

(注1) 家事を除きます。

(注2) 他の特約により適用される普通保険約款無保険車傷害条項を含みます。

25. 搭乗者傷害の医療保険金 (入院最初7日間) の2倍払特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条 (入院の場合の医療保険金)

当会社は、この特約により、普通保険約款搭乗者傷害条項第7条 (支払保険金の計算) (1) 表中⑤の療養給付金における「日数」の「入院保険金日額を、1日につき保険証券記載の入院保険金日額の2倍とします。ただし、事故発生の日からその日を含めて7日以内の治療日数にのみ適用します。

26. 搭乗者傷害の医療保険金 (一時金払) の2倍払特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条 (この特約による医療保険金 (一時金払) の2倍払)

当会社は、この特約により、普通保険約款搭乗者傷害条項第7条 (支払保険金の計算) (1) 表中⑤の医療保険金における「一時金払」の額は、普通保険約款別表2に規定する療養給付金の額または入院給付金の額を2倍した額とします。

27. 搭乗者傷害事業主費用特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
記名被保険者	被保険自動車を主に使用する者で、保険証券の記名被保険者欄に記載されている者を含みます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
後遺障害等級表	普通保険約款別表1の後遺障害等級表をいいます。
正規の乗車装置	乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準 (昭和26年運輸省令第67号) に定める乗車装置をいいます。
他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいい、原動機付自転車を含みます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条 (保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、この特約により、第6条 (補償対象者) に定める補償対象者が次のいずれかに該当する意欲かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡したことにより、または事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害等級表に掲げる後遺障害が生じたことにより記名被保険者が (4) に規定する事業主費用を臨時に負担することによって被る損害に対して、事業主費用保険金を支払います。

① 被保険自動車の運行中、飛来物もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または被保険自動車の落下

(2) (1) の自動車には、ガス中毒を含みます。

(3) (1) の傷害には、次のものを含みません。

① 日射、熱射または精神的衝動による障害

② 補償対象者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

(4) (1) の事業主費用とは、次に掲げる費用で当社が妥当と認めた費用をいいます。

① 葬儀費用、香典、花代、弔電費用等の補償対象者の葬儀に関する費用

② 遠隔地で事故が発生した場合の補償対象者の捜索費用、移送費用等の救済者費用

③ 事故現場の清掃費用等の復旧費用

④ 補償対象者の代替のための求人または採用等に関する費用

⑤ その他 (1) に規定する補償対象者の死亡または後遺障害に直接起因して負担した費用

(5) (1) および (4) の事業主費用は、事故の発生の日からその①または②のいずれかの日までに要した費用に限ります。

(1) 補償対象者が死亡した日からその日を含めて180日目日

(2) 補償対象者の後遺障害が決定した日からその日を含めて180日目日

(6) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における記名被保険者および補償対象者以外の医師の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度を認定します。

第4条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する傷害により生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 補償対象者の故意または重大な過失によって、その本人について生じた傷害
 - ② 記名被保険者または記名被保険者の法定代理人（注）の故意または重大な過失によって生じた傷害
- 補償対象者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転した場合は、または道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で被保険自動車を運転している場合に、その本人に生じた傷害
- 記名被保険者または記名被保険者の法定代理人（注）が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合、または道路交通法第65条第1項に定める酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で被保険自動車を運転している場合に、生じた傷害
- 補償対象者が、被保険自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険自動車に搭乗中に生じた傷害
- 補償対象者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって、その本人について生じた傷害
- ⑦ 記名被保険者または記名被保険者の法定代理人（注）の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害

（注）記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。

- （2）傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
- （3）当会社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（注）による損害に対しては、保険金を支払いません。

（注）丹毒、淋菌肺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

（4）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらに特性に起因する事故
 - ④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑤ ①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑥ 被保険自動車を競走、曲技（注4）もしくは試験のために使用すること、または被保険自動車を競走、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用（注5）すること
 - ⑦ 1群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注2）使用済燃料を含みます。
- （注3）原子核分裂生成物を含みます。
- （注4）競走または曲技としての練習を含みます。
- （注5）救急、消防、事故処理、修繕、清掃等のための使用を除きます。

第5条（事業主費用保険金の額）

- （1）第3条（保険金を支払う場合）（1）の事業主費用保険金の支払いは、補償対象者1名につき200万円を限度とします。ただし、同条（4）の事業主費用のうち、香典、弔慰金等の補償対象者の遺族または補償対象者に支払われる事業主費用に対して当会社が支払う事業主費用保険金は、次に掲げる金額を限度とします。

- ① 補償対象者が死亡した場合、または補償対象者に後遺障害等級表の第1級から第3級に掲げる後遺障害が生じた場合は、100万円
 - ② 補償対象者に後遺障害等級表の第4級から第7級に掲げる後遺障害が生じた場合は、50万円
 - ③ 補償対象者に後遺障害等級表の第8級から第14級に掲げる後遺障害が生じた場合は、30万円
- （2）後遺障害等級表の各等級に掲げる後遺障害に該当しない状態であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとします。
- （3）同一事故により、後遺障害等級表の2に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、それぞれ次に定める等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- ① 第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級
 - ② ①以外の場合で、第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級
 - ③ ①および②以外の場合で、第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級
 - ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害に該当する等級

第6条（補償装置）

この特約において補償対象者とは、被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注）に搭乗中の記名被保険者（雇用関係のある記名被保険者の使用人をいいます。ただし、極めて異常かつ危険な方法で搭乗中の者を除きます）を指します。

第7条（保険金の請求）

- （1）当会社に対する保険金請求権は、記名被保険者が事業主費用を負担した時から発生し、これを使用することができるものとします。
- （2）保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第23条（保険金の請求）（2）に定める書類または証拠のほか、記名被保険者が費用を支払ったことおよびその金額を証明する書類を当会社に提出しなければなりません。ただし、次の金額の保険金請求分を除きます。
 - ① 補償対象者が死亡した場合は、10万円
 - ② 補償対象者に後遺障害等級表の第1級から第3級に掲げる後遺障害が生じた場合は、5万円
 - ③ 補償対象者に後遺障害等級表の第4級から第7級に掲げる後遺障害が生じた場合は、3万円
- （3）記名被保険者が、正当な理由がなく（2）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- （1）他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この特約により支払うべき保険金の額を支払います。
 - （2）（1）の規定にかかわらず、他の保険契約等より優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合は既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、損害の額（注）から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

（注）それぞれの保険契約または共済契約において、損害の額が異なる場合はそのうち最も高い額をいいます。
 - （2）の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第9条（普通保険約款賠償責任条項との関係）

当会社は、第3条（保険金を支払う場合）（1）の損害のうち、普通保険約款賠償責任条項および基本条項（注）により保険金の支払責任が発生する損害については、損害の額が普通保険約款賠償責任条項により支払うべき保険金の額を超えるときに限り、その超過額に対してのみ事業主費用保険金を支払います。

（注）被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

第10条（代位）

- （1）第3条（保険金を支払う場合）に規定する損害が生じたことにより記名被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するは、次の額を限度とします。
 - ① 当会社が損害額の全額を保険金として支払った場合、記名被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合、記名被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害額を差し引いた額
- （2）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
- （2）（1）の不法行為において、当会社に移転せず記名被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

第11条（時効）

保険金請求権は、第7条（保険金の請求）（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第12条（重大事由解除に関する特別）

- （1）当会社は、補償対象者が、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその補償対象者に係る部分解除することをできます。
 - ① 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。
 - ② 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ③ 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。
 - ④ その他反社会的勢力（注）と団体の非難されるべき関係性を有していると認められること。

（注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- （2）（1）または普通保険約款基本条項第13条（重大事由による保険契約の解除）（1）③の規定による解除が損害の発生した後にされた場合であっても、同条項第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、（1）の解除の原因となる事由または同条項第13条（1）③の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができません。
- （3）（2）の規定は、普通保険約款基本条項第13条（重大事由による保険契約の解除）（1）③からオまでのものでないとしても該当しない記名被保険者（注）（1）①から④までのものでないとしても該当しない記名被保険者およびその遺族に事業主費用を支払うことで生じた損害については適用しません。

この特約については、普通保険約款基本条項第2条（保険責任の始期および終期）（3）の規定中「保険金」とあるを「搭乗者傷害事業主費用特約の保険金」と読み替えるものとします。

第14条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款基本条項およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

28. 所得補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	被保険自動車を主に使用する者で、保険証券の記名被保険者欄に記載されている者をいいます。ただし、保険証券に特約被保険者の記載がある場合は特約被保険者となります。
就業不能	業務能力の減失または減少により平常の業務に従事することができず、医師の治療を要している状態をいいます。
就業不能期間	就業不能となった場合は、就業不能となった日から平常の業務に従事することができなくなった日までの期間をいいます。
就業不能期間中	就業不能期間が連続していない場合は、それぞれの就業不能期間の間の期間を含みます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款搭乗者傷害条項の適用がある場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、被保険者が普通保険約款搭乗者傷害条項（注）に規定する保険金を支払う事由に該当する傷害を被り、その直接の結果として死亡もしくは就業不能となった場合は、この特約および基本条項に従い、休業保険金および臨時費用保険金を支払います。

（注）保険証券記載の自動車に適用される他の特約を含みます。

第4条（被保険者の範囲）

この特約における被保険者は、記名被保険者とします。

第5条（休業保険金）

- （1）当会社は、被保険者が第3条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、就業不能となった場合は、就業不能期間に対し、1か月（注）につき5万円を休業保険金として被保険者に支払います。

（注）就業不能期間が連続していない場合は就業不能期間の合計日数30日とします。
- （2）当会社は、被保険者が第3条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて12か月以内に死亡した場合は、就業不能期間を12か月とみなして（1）の規定を適用します。
- （3）就業不能期間が1か月（注）に満たない場合は、休業保険金を支払いません。

（注）就業不能期間が連続していない場合は就業不能期間の合計日数30日とします。
- （4）（1）の休業保険金の支払は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて12か月をもって限度とします。

第6条（臨時費用保険金）

当会社は、被保険者が第3条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、被保険者が次のいずれかに該当する場合は、臨時費用保険金として5万円を被保険者に支払います。

- ① 就業不能期間が15日以上かつ（注）
- ② ①以外で死亡したとき

（注）就業不能期間が連続していない場合は就業不能期間の合計日数15日とし、15日目の就業不能の日が事故の発生の日からその日を含めて12か月以内の場合に限ります。

第7条（保険金の支払）

（1）被保険者が死亡した場合は被保険者の法定相続人に保険金を支払います。

(2) (1)の被保険者の法定相続人が2名以上である場合は、当社は、法定相続分の割合により(1)の保険金を法定相続人に支払います。

第8条 (他の身体障害または疾病の影響)

(1) 被保険者が第3条(保険金を支払う場合)の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは被保険者を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第3条(保険金を支払う場合)の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第9条 (就業不能期間中の事故の取扱い)

(1) 前条(1)の規定にかかわらず、被保険者が既に発生している事故による就業不能期間中にさらに休業保険金の支払を受けられる新たな傷害を被った場合は、両傷害の就業不能期間を通算し、第5条(休業保険金)(1)から(3)の規定に従い休業保険金および第6条(臨時費用保険金)の臨時費用保険金を支払います。

(2) (1)の規定を適用し休業保険金を支払う場合は、第5条(休業保険金)(4)の規定にかかわらず、休業保険金の支払は、新たな傷害を被った事故の発生の日からその日を含めて12か月をもって限度とします。

(3) 当社は、(1)の規定を適用し休業保険金および臨時費用保険金の支払を受けられる就業不能期間中の事故に対して、(1)の規定を適用しない保険金を支払いません。

第10条 (保険金の請求)

(1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これ行使することができるものとします。

- 被保険者が死亡した場合には、その死亡の時
 - 被保険者が就業不能となった場合には、被保険者が平常の業務に従事することができる程度におった時または事故の発生の日からその日を含めて12か月を経過した時のいずれか早い時
- (2) 被保険者または保険金請求権者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第23条(保険金の請求)(2)に定める書類または証拠のほか、当会社の定める就業不能状況報告書を当会社に提出しなければならないものとします。
- (3) 被保険者が(2)の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払いません。

第11条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款搭乗者傷害条項および基本条項ならびにこれに付帯される特約の規定を準用します。

29. バスの搭乗者傷害保険金支払に関する特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
1事故保険金額	保険証券記載の1事故保険金額をいいます。
医療保険金	普通保険約款搭乗者傷害条項第1条(用語の定義)保険金の定義に規定する医療保険金をいいます。
後遺障害保険金	普通保険約款搭乗者傷害条項第1条(用語の定義)保険金の定義に規定する後遺障害保険金をいいます。
死亡保険金	普通保険約款搭乗者傷害条項第1条(用語の定義)保険金の定義に規定する死亡保険金をいいます。
通院保険金	普通保険約款搭乗者傷害条項第7条(支払保険金の計算)(1)表中⑤の医療保険金における「日数払」のイに係る保険金をいいます。
入院保険金	普通保険約款搭乗者傷害条項第7条(支払保険金の計算)(1)表中⑤の医療保険金における「日数払」のアに係る保険金をいいます。
用途車種	登録番号標等(注)上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車、小型ダンプカー、自家用バス等の区分をいいます。なお、用途車種の区分は当社が定める区分によるものとします。 (注)車両番号標および標識番号標を含みます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券記載の自動車の用途車種が次のいずれかに該当する自動車である場合に適用されます。

- 自家用バス
- 営業用バス

第3条 (当会社の責任限度額等—死亡保険金および後遺障害保険金)

- 当会社の支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の総額は、この特約により、1回の事故につき、1事故保険金額を限度とします。
- 普通保険約款搭乗者傷害条項第9条(当会社の責任限度額等)(1)の規定による被保険者1名ごとの死亡保険金および後遺障害保険金の合計額が、1事故保険金額を超える場合は、この特約により、次の算式によって、被保険者1名ごとに支払う死亡保険金および後遺障害保険金の額を決定します。

$$\begin{array}{|c|} \hline 1事故保険金額 \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{被保険者1名ごとの死亡保険金および後遺障害保険金の額} \\ \hline \\ \hline \text{被保険者1名ごとの死亡保険金および後遺障害保険金の額の合計額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{被保険者1名ごとに支払う死亡保険金および後遺障害保険金の額} \\ \hline \end{array}$$

(3) 当会社は、次の保険金の合計額が1事故保険金額を超える場合であっても、重度後遺障害特別保険金および重度後遺障害介護費用保険金を支払います。

- (1)および(2)に定める死亡保険金および後遺障害保険金の総額
- 普通保険約款搭乗者傷害条項第7条(支払保険金の計算)および第8条(他の身体障害または疾病の影響)の規定による重度後遺障害特別保険金および重度後遺障害介護費用保険金

第4条 (当会社の責任限度額等—入院保険金および通院保険金)

(1) 当会社の支払うべき医療保険金のうち、入院保険金の総額は、この特約により、1回の事故につき、次の算式によって算出した入院保険金1事故限度額を限度とします。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{入院保険金1事故限度額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{被保険者1名ごとの入院保険金の額} \\ \hline \\ \hline \text{被保険者1名ごとの入院保険金の額の合計額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{入院保険金1事故限度額} \\ \hline \end{array}$$

(2) 普通保険約款搭乗者傷害条項第9条(当会社の責任限度額等)(3)の規定による被保険者1名ごとの医療保険金のうち、入院保険金の合計額が、入院保険金1事故限度額を超える場合は、この特約により、次の算式によって、被保険者1名ごとに支払う入院保険金の額を決定します。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{入院保険金1事故限度額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{被保険者1名ごとの入院保険金の額} \\ \hline \\ \hline \text{被保険者1名ごとの入院保険金の額の合計額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{被保険者1名ごとに支払う入院保険金の額} \\ \hline \end{array}$$

(3) 当会社の支払うべき医療保険金のうち、通院保険金の総額は、この特約により、1回の事故につき、次の算式によって算出した通院保険金1事故限度額を限度とします。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{通院保険金1事故限度額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{被保険者1名ごとの通院保険金の額} \\ \hline \\ \hline \text{被保険者1名ごとの通院保険金の額の合計額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{通院保険金1事故限度額} \\ \hline \end{array}$$

(4) 普通保険約款搭乗者傷害条項第9条(当会社の責任限度額等)(3)の規定による被保険者1名ごとの医療保険金のうち、通院保険金の合計額が、通院保険金1事故限度額を超える場合は、この特約により、次の算式によって、被保険者1名ごとに支払う通院保険金の額を決定します。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{通院保険金1事故限度額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{被保険者1名ごとの通院保険金の額} \\ \hline \\ \hline \text{被保険者1名ごとの通院保険金の額の合計額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{被保険者1名ごとに支払う通院保険金の額} \\ \hline \end{array}$$

第5条 (保険金の請求)

この特約の請求は、保険契約者を經由して行なうものとします。
(注)死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金をいいます。

30. 搭乗者傷害条項の従業員対象外特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	被保険自動車を主に使用する者で、保険証券の記名被保険者欄に記載されている者をいいます。ただし、普通保険約款賠償責任条項の適用がない場合は、車両条項の被保険者となります。
被保険者	普通保険約款搭乗者傷害条項第5条(被保険者の範囲)の被保険者をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、記名被保険者が使用人を有する法人(注)であり、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用します。

(注)会社等の企業体、官公署、公社、公庫、公団およびその他の特殊法人を含みます。

第3条 (保険金を支払わない場合—従業員対象外)

当会社は、被保険者が記名被保険者の業務に従事(注1)の使用人である場合にも、被保険者が被った傷害に対しては、普通保険約款搭乗者傷害条項(注2)による保険金を支払いません。
(注1)家事を除きます。
(注2)他の特約により適用される普通保険約款搭乗者傷害条項を含みます。

31. 搭乗者傷害の医療保険金のみ補償特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条 (支払保険金)

当会社は、この特約により、普通保険約款搭乗者傷害条項に規定する保険金のうち、医療保険金のみを支払います。

32. 搭乗者傷害の死亡・後遺障害保険金のみ補償特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条 (支払保険金)

当会社は、この特約により、普通保険約款搭乗者傷害条項に規定する保険金のうち、死亡保険金、後遺障害保険金、重度後遺障害特別保険金または重度後遺障害介護費用保険金のみを支払います。

33. 人身傷害特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
運転者	自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)第2条(定義)第4項に定める運転者をいいます。
記名被保険者	被保険自動車を主に使用する者で、保険証券の記名被保険者欄に記載されている者をいいます。ただし、保険証券の記名被保険者欄に記載されている者が法人であって、かつ、保険証券に個人被保険者が記載されている場合は、保険証券記載の個人被保険者となります。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
後遺障害等級表	普通保険約款別表1の後遺障害等級表をいいます。
自動車	原動機付自転車を含みます。

自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運輸代行業等自動車を取り扱いつて業としてしている者をい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法に基づく責任保険または責任共済をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客より自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金全額回収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
正規の乗車装置	乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に定める乗車装置をいいます。
対人賠償保険等	自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う損害賠償責任または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。
他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
賠償義務者	自動車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
保有者	自動車損害賠償保障法第2条第3項に定める保有者をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。
保険金請求権者	第5条（保険金を支払う場合）の人身傷害事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者を含みます。 ① 被保険者（注） ② 被保険者の父母、配偶者または子 （注）被保険者が死亡した場合は、その法定相続人となります。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあつて損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
労働者災害補償制度	次のいずれかの法律に基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度をいいます。 ① 国家公務員災害補償法（昭和22年法律第50号） ② 国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号） ③ 裁判官の災害補償に関する法律（昭和35年法律第100号） ④ 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号） ⑤ 公立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和38年法律第143号）

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条（普通保険約款自損事故条項の適用）

当会社は、普通保険約款自損事故条項（注）を適用しません。

（注）この特約により規定される同条項を含みます。

第4条（普通保険約款無保険損害賠償条項の適用条件）

（1）普通保険約款無保険損害賠償条項（注）については、同条項第2条（保険金を支払う場合）、保険金請求権者の請求に基づいて適用します。

- この特約による保険金が支払われない場合
- この特約により支払われるべき保険金の額（注）が、同条項により支払われるべき保険金の額および自賠責保険等によって支払われる金額の合計額を下回る場合

（注）第19条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）2.の規定が適用される場合には、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額とします。

- （1）の規定により、普通保険約款無保険損害賠償条項が適用される場合は、当会社は、その被保険者については、この特約による保険金は支払わず、既に支払っていたときはその額を同条項により支払われる保険金から差し引きます。

第5条（保険金を支払う場合）

（1）当会社は、日本国内において、第9条（被保険者の範囲）に定める被保険者が次のいずれかに該当する意欲かつ偶然な外来の事故により、身体に傷害を被ること（以下「人身傷害事故」といいます。）によってその被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害（この損害の額は第11条「損害額の決定」に定める損害の額をいいます。以下同様とします。）に対して、この特約および基本条項において、保険金を支払います。

- 自動車の運行に起因する事故
- 自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発、または自動車の落下
- （1）の傷害には、ガス中毒を含みます。
- （1）の傷害には、次のものを含みません。
 - 日射、熱射または精神的衝動による障害
 - 被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

第6条（保険金を支払わない場合—その1）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動（注1）
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれら特性に起因する事故
- ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ④から⑥までの事由に隣接して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- 被保険自動車を競技、曲技（注4）もしくは試験のために使用すること、または被保険自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用（注5）すること。

（注1）群衆または多数の者の集団的行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

- （注2）使用済燃料を含みます。
- （注3）原子核分裂生成物を含みます。
- （注4）競技または曲技のための練習を含みます。
- （注5）救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

第7条（保険金を支払わない場合—その2）

- （1）当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
 - 被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害
 - 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している場合、または道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態^{ニホウ}で自動車を運転している場合に生じた損害
 - 被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでその自動車に搭乗中に生じた損害
 - 被保険者の競争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害
- 損害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
- （3）当会社は、平穏な生活または平準の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（注）による損害に対しては、保険金を支払いません。
（注）丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

第8条（保険金を支払わない場合—その3）

- （1）当会社は、被保険者が、被保険者の使用者の業務（注1）のために、被保険自動車以外のその使用者の所有する自動車（注2）を運転している場合に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- （注1）家事を除きます。
- （注2）所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする賃借契約により借り入れた自動車を含みます。

- （2）当会社は、被保険者が、被保険自動車以外の自動車であつて、記名被保険者、その配偶者、または記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族もしくは別居の未婚の子が所有する自動車（注）、またはこれらの者が主として使用する自動車に搭乗中に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

（注）所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする賃借契約により借り入れた自動車を含みます。

- （3）当会社は、被保険自動車以外の、自動車検査証に事業用と記載されている自動車を被保険者が運転している場合に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- （4）当会社は、被保険自動車以外の、営業用バスまたは自家用バスを被保険者が運転している場合に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- （5）当会社は、被保険者が被保険自動車以外の自動車に競技、曲技（注1）もしくは試験のために搭乗中、または、競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において搭乗中（注2）に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- （注1）競技または曲技のための練習を含みます。
- （注2）救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために搭乗している場合を除きます。

第9条（被保険者の範囲）

（1）この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

- 記名被保険者
- 記名被保険者の配偶者
- 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- ①から④以外の者で、被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注）に搭乗中の者

（注）隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
（2）（1）に定める者のほか、次のいずれかに該当する者をこの特約の被保険者とします。ただし、これらの者が被保険自動車の運行に起因する事故により身体に傷害を被り、かつ、それによってこれらの者に生じた損害について自動車損害賠償保障法第3条（自動車損害賠償責任）に基づく損害賠償請求権が発生しない場合に限りです。

- 被保険自動車の保有者
- 被保険自動車の運転者
- （1）および（2）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。
 - 極めて異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中の者
 - 業務として自動車を受託している自動車取扱業者

第10条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第11条（損害額の決定）

（1）当会社が保険金を支払うべき損害の額（以下「損害額」といいます。）は、被保険者が人身傷害事故の直接の結果として、次のいずれかに該当した場合に、その区分ごとに、それぞれ別額に定める人身傷害特約損害額算定基準および次の（2）から（4）の規定により算定された金額の合計額とします。ただし、賠償義務がある場合において、次の①から③の区分ごとに算定された金額が自賠責保険等によって支払われる金額（注）を下回る場合には、自賠責保険等によって支払われる金額（注）とします。

- 生活機能または業務能力の減少または減失をきたし、医師の治療を要した場合に限りです。
- 後遺障害
- 死亡

（注）自賠責保険等がない場合、または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

- （2）後遺障害等級表の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

- 同一事故により、後遺障害等級表の2に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、同表において重い後遺障害に該当する等級により損害額を算定します。ただし、次の①から③に該当する場合は、当会社は、次の①から③に規定する等級に従い損害額を算定するものとします。
 - 第1級かつ第3級または第2級かつ第3級に該当する場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級以上の等級
 - ①以外の場合で、第1級から第8級または第2級以上の等級に2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級以上の等級
 - ①および②以外の場合で、第1級から第13級または第2種以上の等級に2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級以上の等級

- （4）既に後遺障害のある被保険者が第5条（保険金を支払う場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、後遺障害等級表に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に応じた損害額から既にあった後遺障害に該当する等級に応じた損害額を差し引いて損害額を算定します。

- (5) 賠償義務者がある場合には、保険金請求権者は、(1)の規定により、(1)①から③の区分ごとに算定された金額の合計額のうち、その賠償義務者が保険金請求権者に対して法律上の損害賠償責任を負担するものと認められる部分を除いた金額のみを損害額として、(1)の損害額に代えて、当会社に保険金を請求することができます。
- (6) (5)の「その賠償義務者が保険金請求権者に対して法律上の損害賠償責任を負担するものと認められる部分」とは、(1)の規定により、(1)①から③の区分ごとに算定された金額に対し、次の手続に基づいて決定したその賠償義務者の過失割合を乗じた額(注)の合計額とします。
- ① 当会社と保険金請求権者との間の協議
 - ② ①の協議が成立しない場合は、当会社と保険金請求権者との間における訴訟、裁判上の和解または調停
- (注) この額が自賠責保険等によって支払われる金額を下回る場合には、自賠責保険等によって支払われる金額とします。
- (7) (5)の規定により保険金が請求され、当会社が保険金を支払った場合であっても、第16条(代位)の規定にかかわらず、当会社は、保険金請求権者がその賠償義務者に対して有する権利について、これを取ります。
- (8) 賠償義務者からの損害賠償金の支払を先行した後に、保険金請求権者が保険金を請求した場合であっても、賠償義務者ととの間で判決または裁判上の和解において損害賠償額を確定し、その基準が社会通念上妥当であると認められるときは、当会社は、その基準により算出された額(注1)を(1)に規定する損害額とみなして、第13条(支払保険金の計算)①に規定する計算式を適用します。ただし、これにより算出される額(注2)は、(1)の規定により算定された損害額を限度とします。
- (注1) 訴訟費用、弁護士報酬、その他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用および遅延損害金は含まれません。
- (注2) 次条の費用に対する保険金の額を除きます。

第12条 (費用)

保険契約者または被保険者が支出した次の費用(注)に対して、次条(1)の規定により、保険金を支払います。

- ① 普通保険約款基本条項第20条(事故発生時の義務)①に規定する損害の発生および拡大の防止のために必要とされた有益であった費用
 - ② 普通保険約款基本条項第20条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- (注) ①の喪失を含みません。

第13条 (支払保険金の計算)

- (1) 1回の人身傷害事故につき当会社の支払う保険金の額は、被保険者1名につき、次の①から④に定める額によって算出された額とします。ただし、1回の人身傷害事故につき当会社の支払う保険金の額は、被保険者1名につき保険金額を限度とします。
- ① 賠償義務者がいない場合または賠償義務者があり、その賠償義務者が保険金請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が確定していない場合において、保険金請求権者が、第11条(損害額の決定)(1)に規定する損害額により保険金を請求したとき

$$\boxed{\text{第11条(1)に規定する損害額}} + \boxed{\text{前条に規定する費用の額}} - \boxed{\text{(2)に規定する①から③の合計額}} = \text{保険金の額}$$

- ② 賠償義務者があり、その賠償義務者が保険金請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が確定していない場合において、保険金請求権者が、第11条(5)に規定する損害額により保険金を請求したとき

$$\boxed{\text{第11条(5)に規定する損害額}} + \boxed{\text{前条に規定する費用の額}} - \boxed{\text{(3)に規定する①から③の合計額}} = \text{保険金の額}$$

- ③ 賠償義務者があり、その賠償義務者が保険金請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額(以下③)において、「対人損害賠償責任」といいます。)が確定した後に、保険金請求権者が、当会社に対して保険金を請求したとき
- ア. 後記①以外のとき

$$\boxed{\text{第11条(1)に規定する損害額}} + \boxed{\text{前条に規定する費用の額}} - \boxed{\text{(2)に規定する①から⑥の合計額}} = \text{保険金の額}$$

イ. 保険金請求権者から対人損害賠償責任の額の算出の基となる損害額を確定できる資料の当会社への提出があり、かつ、対人損害賠償責任の額の算出の基となる損害額が第11条(1)に規定する損害額を上回るとき

$$\boxed{\text{第11条(1)に規定する損害額}} + \boxed{\text{前条に規定する費用の額}} - \boxed{\text{(2)に規定する①から⑥の合計額}} \times \boxed{\text{第11条(1)に規定する損害額}} \div \boxed{\text{対人損害賠償責任の額の算出の基となる損害額}} = \text{保険金の額}$$

- ④ ③の場合であっても、③の算式によって算出した額が、次の算式によって算出した額を下回るときは、次の算式より算出した額とします。

$$\boxed{\text{第11条(5)に規定する損害額}} + \boxed{\text{前条に規定する費用の額}} - \boxed{\text{(3)に規定する①から③の合計額}} = \text{保険金の額}$$

- (2) (1)①および③の算式のうち、「(2)に規定する①から⑥の合計額」とは、次の①から⑥までの合計額をいいます。

- ① 自賠責保険等または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業によって既に給付が決定したまたは支払われた金額
 - ② 対人賠償等によって賠償義務者が第5条(保険金を支払う場合)(1)の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して既に給付が決定したまたは支払われた保険金もしくは共済金の額
 - ③ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額
 - ④ 労働者災害補償制度によって既に給付が決定したまたは支払われた額(注1)
 - ⑤ 第11条(損害額の決定)(1)の規定により決定される損害額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担する額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額
 - ⑥ ①から⑤のほか、第5条(1)の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額(注1)
- (注1) 社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。
- (注2) 保険金および保険金日額等が定額である傷害保険、医療保険および生命保険等の保険金を含みません。

- (3) (1)①および③の算式のうち、「(3)に規定する①から③の合計額」とは、次の①から③までの合計額をいいます。

- ① 労働者災害補償制度によって既に給付が決定したまたは支払われた額(注1)
 - ② 第11条(損害額の決定)(5)の規定により決定される損害額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担する額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額
 - ③ ①および②のほか、第5条(保険金を支払う場合)(1)の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額(注2)
- (注1) 社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。
- (注2) 保険金および保険金日額等が定額である傷害保険、医療保険および生命保険等の保険金を含みません。
- (4) (1)のただし書の規定にかかわらず、被保険者が第5条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、後遺障害等級表の第1級もしくは第2級の後遺障害(注)または第3級③もしくは④に掲げる後遺障害が生じ、かつ、介護を必要とすると認められる場合で保険金額が無制限以外のときは、被保険者の2倍に相当する額を限度として保険金を支払います。ただし、1回の人身傷害事故につき、被保険者1名ごとに2億円を限度とします。
- (注) 第11条(損害額の決定)(2)および(3)の規定により第1級または第2級とする後遺障害を含みます。

第14条 (保険金請求権者の義務等)

- (1) 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が第5条(保険金を支払う場合)(1)の損害を被った場合、賠償義務者があるときは、保険金請求権者は賠償義務者に対して遅滞なく書面によって損害賠償の請求をし、かつ、次の事項を書面にし、かつ、当会社に通知しなければなりません。
 - ① 賠償義務者の住所、氏名または名称および被保険者との関係
 - ② 賠償義務者の住所、氏名または名称および共済金を支払う対人賠償保険等の有無およびその内容
 - ③ 賠償義務者に対して書面によって行った損害賠償請求の内容
 - ④ 保険金請求権者が第5条(1)の損害に対して、賠償義務者、自賠責保険等もしくは対人賠償保険等の保険者もしくは共済者または賠償義務者以外の第三者から既に取得した損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額
 - ⑤ 人身傷害事故の原因となった、被保険自動車以外の自動車がある場合、その自動車の所有者の住所、氏名または名称および被保険者との関係
- (2) 保険金請求権者は、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なくこれを提出し、また当会社が行う損害または傷害の調査に協力しなければなりません。
- (3) 保険金請求権者が、正当な理由がなく(1)もしくは(2)の規定に違反した場合は(1)もしくは(2)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (4) 当会社は、賠償義務者または第5条(保険金を支払う場合)(1)の損害を補償するために保険金、共済金その他の給付を行う者がある場合、必要と認めるときは、これらの者に対し、保険金、共済金その他の給付の有無および額について照会を行い、または当会社の支払保険金について通知をすることがあります。

第15条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行することができるものとします。
- ① 被保険者が死亡した場合には、その死亡の時
 - ② 被保険者に後遺障害が生じた場合には、その後遺障害が生じた時
 - ③ 被保険者が傷害を被った場合には、被保険者が平常の生活もしくは業務に従事することができる程度になった時

第16条 (代位)

- (1) 当会社が保険金を支払った場合、当会社は、次の①または②のうちいずれか少ない額を限度として、人身傷害事故が生じたことにより保険金請求権者が取得する債権(以下この条において「被保険者債権」といいます。)を取得します。
- ① 当会社が支払った保険金の額
 - ② 被保険者債権の額。ただし、上記①に掲げる額がこの保険契約により定めらるべき損害額(第11条(損害額の決定)(1)の規定により算定された損害額)をいいます。以下この条において「定めらるべき損害額」といいます。)に不足する場合は、被保険者債権の額からその不足額を控除した残額とします。

- (2) (1)の「被保険者債権の額」とは、次のいずれか少ない方をいいます。
- ① 定めらるべき損害額を限度として、賠償義務者が負担すべき法律上の損害賠償責任の額
 - ② 第11条(損害額の決定)(1)の規定により、同条(1)①から③の区分ごとに算定された金額に対し、賠償義務者が責任を負うべき過失割合を乗じた額(注)の合計額
- (注) この額が自賠責保険等によって支払われる金額を下回る場合には、自賠責保険等によって支払われる金額とします。
- (3) (1)の場合において、(1)①に掲げる額が定めらるべき損害額に不足するときは、保険金請求権者は、被保険者債権のうち当会社が(1)の規定により取得した部分を除いた部分について、当会社が取得した債権に先立って弁済を受ける権利を有します。
- (4) 判決または裁判上の和解において、賠償義務者が負担すべき損害賠償額が、紙面に定める人身傷害特約損害額算定基準と異なる基準により算出された場合であっても、その基準が社会通念上妥当であると認められるときは、当会社はその基準により算出された額(注)を定めらるべき損害額とみなして、(1)および(3)の規定を適用します。なお、この場合における被保険者債権の額は、(2)の規定にかかわらず、賠償義務者が負担すべき法律上の損害賠償責任の額とします。
- (注) 訴訟費用、弁護士報酬、その他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用および遅延損害金は含まれません。

第17条 (保険金の支払いは請求権の移転)

- (1) 当会社が保険金を支払った場合について、保険金請求権者が、その補償にあてるべき保険金、共済金その他の金銭の請求権を有している場合は、その請求権は、保険金の支払時に当会社に移転するものとします。
- (2) 保険金請求権者は、(1)により移転した請求権を当会社が行使するにあたって、当会社が必要とする書類の提出等を求めた場合には、これに協力しなければなりません。

第18条 (当会社の指定する医師が作成した診断書等の要請)

- (1) 当会社は、普通保険約款基本条項第20条(事故発生時の義務)②もしくは③の規定による通知または同条項第23条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払に必要と認められる限りにおいて、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1)の規定による診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当会社が負担します。
- (注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
- (注2) ①の喪失を含みません。
- 第19条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)
- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この特約により支払うべき保険金の額を支払いします。

- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合は既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を「損害の額」(注)から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。
- (注) それぞれの保険契約または共済契約において、損害の額が異なる場合はそのうち最も高い額をいいます。
- (3) (2)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第20条 (他の身体の障害または疾病の影響)

- (1) 被保険者が第5条(保険金を支払う場合)の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後によりその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療を怠らなかったことにより第5条(保険金を支払う場合)の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第21条 (時効)

保険金請求権は、第15条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第22条 (普通保険約款基本条項の読み替え)

この特約については、普通保険約款基本条項を次のとおり読み替えるものとします。

① 第13条(重大事由による保険契約の解除)の規定中「無保険車傷害条項」とあるのを「人身傷害特約」

② 第13条(5)の規定中「無保険車傷害条項」とあるのを「人身傷害特約」

第23条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款基本条項の規定を準用します。

<別紙> 人身傷害特約損害額算定基準

第1 別紙による損害

傷害による損害は、傷害が治癒または症状固定(治療による症状の改善が見られなくなった状態をいいます。以下同様とします。)するまでの間に被保険者が被った積極損害(注1)、休業損害および精神的損害とします。

なお、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法に基づく医療の給付とされたものとみなされる処置(注2)であるときには、その処置に伴い生じた損害を含みます。

(注1) 救助捜索費、治療関係費、文書料、その他の費用をいいます。

(注2) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

1. 積極損害

<1> 治療関係費

治療上、必要かつ妥当な実費とします。

(1) 応急手当費

被保険者の応急手当のために要した緊急欠くことのできない費用をいい、必要かつ妥当な実費とします。

なお、応急手当の際に生じた営業妨害による売上減等の間接的損害は含みません。

(2) 診察料

初診料、再診料および往診料をいい、必要かつ妥当な実費とします。

(3) 入院料

入院料とは、治療のために必要とされる入院室料、基準看護の看護料、給食料、入院時医学管理料等をいい、原則としてその地域における普通病室への入院に必要なかつ妥当な実費とします。

(4) 投薬料、手術料、処置料等

治療のために必要な投薬料、手術料・処置料のほか、注射料、検査料、レントゲン診断料、輸血料、麻酔料、ギプス費等投資料をいい、必要かつ妥当な実費とします。

なお、売薬については、原則として医師の指示によるものに限りま。

(5) 通院費、転院費、入・退院費

通院費は、傷害の態様等によりタクシー利用が相当とされる場合以外は、電車、バスの料金とし、自家用車を利用した場合は実費相当額とします。

(6) 看護料

看護料は、原則として、医師(保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者)が医師である場合には、これらの者以外の医師をいいます。以下同様とします。)がその療養に必要と認めた場合に限り、下記によります。

A 厚生労働大臣の許可を受けた有料職業紹介所の紹介による者が看護した場合

近親資料等により必要かつ妥当な実費とします。

B 近親者等が看護した場合

a 入院看護をした場合は、1日につき4,100円とします。

b 12歳以下の子供もしくは歩行困難な方の通院に付添った場合または医師の指示により入院看護に代えて自宅看護をした場合は、1日につき2,050円とします。

(7) 入院中の諸費

療養に直接必要とある諸物品の購入費もしくは使用料、医師の指示により摂取した栄養物の購入費または通信費等とし、入院1日につき1,100円とします。

(8) 温泉療養費

医師が療養上必要と認め、かつ、その指導の下に医療機関の付属療養所またはこれに準ずる施設において療養する場合の実費とします。

(9) 柔道整復等の費用

正規の免許を有する柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師が行う施術費用は、必要かつ妥当な実費とします。

(10) 義肢等の費用

傷害を被った結果、医師が義肢、義歯、義眼、眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、松葉杖、その他身体の機能を補完するための用具を必要と認めた場合に限り、必要かつ妥当な実費とします。

(11) 診断書等の費用

診断書、診療報酬明細書等の発行に必要なかつ妥当な実費とします。

(12) 文書料

交通事故証明書、住民票等の発行に必要なかつ妥当な実費とします。

<2> その他の費用

上記<1>以外の損害であって、救助捜索費用、事故発生場所から医療機関まで被害者を搬送するための費用等については、事故との相当因果関係の範囲内で、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

2. 休業損害

受傷により収入(注)が減少した場合、減収額に応じて支払うものとし、原則として、下記の算定方法によります。なお、被保険者が所属または勤務する企業等の損害は対象となりません。

(注) 専ら被保険者本人の労働の対価として得ているものをいいます。

<1> 有職者の場合

下記の算定方法によります。ただし、1日あたりの収入額が5,700円を下回る場合またはその額の立証が困難な場合は、「(4) アルバイト・パートタイマー」に該当する者を除き、1日につき5,700円とします。なお、休業損害の対象となる日数は、実休業日数を基準とし、被保険者の傷害の態様、実治療日数等を勘案し、治療期間の範囲内で決定します。

(1) 給与所得者

事故直前3か月間の月例給与等

× 休業損害の対象となる日数

90日

- A 事故直前3か月間の月例給与等は、事故前年の源泉徴収票に記載された年収額を基礎として、雇用主が作成した休業損害証明書における3か月間の月例給与の合計額(本給および付加給)により決定します。ただし、入社当月等就労期間が短い方が受傷した場合は、雇用契約書等の立証資料にもとづき決定します。
- B 月例給与等の一部が支給されている場合は、上記金額から休業損害の対象となる日数に対応する期間に対して現に支給された金額を差し引きます。
- C 賞与等について、現実に入収入の減少が生じた場合は、その減少額を休業損害に含めます。
- D 役員報酬は、原則として、支払の対象となりません。ただし、被保険者本人の労働の対価とみなされる部分がある場合は、その部分を支払の対象とします。
- (2) 商工鉱業者・農林漁業者等事業所得者および家族従業者

(事故前1か年間の収入額－必要経費) × 寄与率

× 休業損害の対象となる日数

365日

- A 事故前1か年間の収入額および必要経費は、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により、被保険者本人について確認されずとします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準じる資料があるときは、付表1に定める年齢別平均給与額を上限として決定します。
- B 寄与率は、被保険者の収入が、事業収入または同一事業に従事する家族総収入等として計上されている場合に適用し、その総収入に対する本人の寄与している割合とします。
- C 代替労力を利用した場合は、被保険者本人に入収入の減少があったものとみなし、被保険者本人の休業損害に代えてその代替労力の利用に要した必要かつ妥当な実費を支払います。
- (3) 自由業者

事故前1か年間の収入額(固定給を除く)－必要経費

× 休業損害の対象となる日数

365日

- A 自由業者とは、報酬、料金または謝金により生計を営む方であって、開業医、弁護士、プロスポーツ選手、芸能人、芸術家、保険代理店主、歩合制の外資員、習志業、その他これに準じる方をいいます。
- B 事故前1か年間の収入額、必要経費、代替労力については「(2) 商工鉱業者・農林漁業者等事業所得者および家族従業者」に準じます。
- (4) アルバイト・パートタイマー
- 「(1) 給与所得者」の算定方法に準じます。ただし、休業日数が特定できない場合は、次の方法で休業損害の対象となる日数を算出します。

事故直前3か月間の就労日数

× 休業した期間の延べ日数

90日

<2> 家事従事者

現実家事に従事できなかった日数に対し、1日につき5,700円とします。なお、休業損害の対象となる日数は、実治療日数とし、被保険者の傷害の態様等を勘案して治療期間の範囲内で決定します。

<3> 金利生活者、地主、家主、恩給・年金生活者、幼児、学生、生活保護法(昭和25年法律第144号)の被保護者等に労働の対価としての収入のない方は、支払の対象となりません。

3. 精神的損害

精神的損害は、各期間区分ごとに入院、通院の別に次の方式で計算した総合合計額とします。

日額×対象日数

(1) 日額 入院1日につき8,400円

対象日数 通院1日につき4,200円

(2) 対象日数

入院対象日数は入院治療を受けた日数とします。通院対象日数は各期間区分ごとの総日数(注1)から入院対象日数を差し引いた日数の範囲内で、医師による治療を受けた実通院日数の2倍とします。なお、被保険者が通院しない場合であっても、次のいずれかの部位を部位治療の二倍との治療によりギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレまたは副子(シーネ)を常時装着したときは、その日数を実通院日数に含めます。

A 長管骨(注2)および背柱

B 長管骨(注2)に接続する三大関節部分。ただし、長管骨(注2)部分も含めて装着した場合に限りま。

C 肋骨、胸骨。ただし、体幹部に装着した場合に限りま。

ただし、対象日数は、各期間区分ごとの入院対象日数および通院対象日数にそれぞれ以下の割合を乗じて計算します。

事故日から当日を起算日として90日以内の期間 : 100%

事故日から当日を起算日として90日超180日以内の期間 : 75%

事故日から当日を起算日として180日超270日以内の期間 : 45%

事故日から当日を起算日として270日超390日以内の期間 : 25%

事故日から当日を起算日として390日超の期間 : 15%

なお、妊婦である被保険者が胎児を死産または流産した場合には下記の加算額を加算した金額を支払います。

妊娠月数(週数)	加算額
3ヵ月(12週)以内	30万円

4ヵ月(13週)～6ヵ月(24週)以内	50万円
7ヵ月(25週)～9ヵ月(36週)以内	80万円
10ヵ月(37週)～	120万円

(注1) 期間区分ごとの総日数とは、治療最終日の属する期間区分においては治療最終日までの日数を含みます。

(注2) 上腕骨・橈骨・尺骨、大腿骨、胫骨および腓骨を含みます。

第2 後遺障害による損害

後遺障害による損害は、逸失利益、精神的損害、将来の介護料およびその他の損害とします。なお、後遺障害の等級は後遺障害等級表(普通保険約款別表1の後遺障害等級表をいいます。以下同様とします。)によります。

1. 逸失利益

後遺障害のため、労働能力の全部または一部を喪失したことにより生じる将来の得べかりし利益の損失をい、原則として、下記の〈1〉および〈2〉に従い次の算式により計算します。

収入額×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数

〈1〉被保険者区分別計算方法

(1) 家事従事者以外の有職者

下記のいずれか高い額とします。

A 現実収入額×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数

B (年齢別平均給与額×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがある場合には、年齢別平均給与額に替えて年齢別平均給与額とします。

(2) 家事従事者および18歳以上の学生

年齢別平均給与額×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがある場合には、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。

(3) 幼児および18歳未満の学生

18歳平均給与額×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数

ただし、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがある場合は18歳平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。

(4) 身体・精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者

下記のいずれか高い額とします。

A 18歳平均給与額×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数

B 年齢別平均給与額の50%×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数

〈2〉収入額、労働能力喪失率、喪失期間、中間利息控除方法

上記〈1〉の算式における収入額、労働能力喪失率、労働能力喪失期間および中間利息控除方法(ライプニッツ係数)は、下記のとおりとします。

(1) 収入額

A 現実収入額は、事故前1か年間または後遺障害確定前1か年間に労働の対価として得た収入額のいずれか高い額とし、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準じる資料があるときは、付表1に定める年齢別平均給与額を上限として決定します。

B 年齢別平均給与額、18歳平均給与額および全年齢平均給与額は、付表1によります。年齢別平均給与額は特段の断りがない限り、被保険者の症状固定時の年齢とします。

(2) 労働能力喪失率

付表2に定める各等級に対応する労働能力喪失率を基礎に、労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被保険者の年齢・職業、現実の減収額等を勘案し決定します。

(3) 労働能力喪失期間

労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被保険者の年齢・職業、現実の減収額等を勘案し決定します。

(4) ライプニッツ係数

労働能力喪失期間(年数)に対応するライプニッツ係数は、付表3によります。

2. 精神的損害

後遺障害等級別に次の金額とします。

第1級	2,000万円	第8級	400万円
第2級	1,600万円	第9級	300万円
第3級	1,300万円	第10級	200万円
第4級	1,000万円	第11級	150万円
第5級	700万円	第12級	100万円
第6級	600万円	第13級	60万円
第7級	500万円	第14級	40万円

ただし、第1級、第2級および第3級に該当する方で、父母、配偶者、子のいずれもいない場合は、第1級1,600万円、第2級1,400万円、第3級1,200万円とします。

3. 将来の介護料

将来の介護料は、後遺障害の症状固定後に生じる介護料および雑費とし、原則として、下記〈1〉および〈2〉に従い次の算式により計算します。

介護料×介護期間に対応するライプニッツ係数

〈1〉介護料

(1) 後遺障害等級表の1の第1級に該当する後遺障害の場合で、かつ、終日寝たきり、四肢の麻痺または知的機能の低下により、常に介護を要すると認められる場合1か月につき15万円とします。

(2) 後遺障害等級表の1の第2級、同表の2の第1級、第2級または第3級③もしくは④に該当する後遺障害で、かつ、随時介護を要すると認められる場合1か月につき7.5万円とします。

〈2〉介護期間、中間利息控除方法(ライプニッツ係数)

(1) 介護期間

障害の態様、機能回復の可能性、医師の診断、付表4に定める平均余命等を勘案し決定します。

(2) ライプニッツ係数

介護期間(年数)に対応するライプニッツ係数は付表3によります。

4. 家屋等の改修費

被保険者の受傷の内容、後遺障害の程度等により家屋等の改造の必要性が認められた場合は、500万円を限度として認定します。

5. その他の損害

上記1. から4. 以外の後遺障害による損害については、事故との相当因果関係の範囲内で必要かつ妥当な実費とします。

第3 死亡による損害

死亡による損害は、葬儀費、逸失利益、精神的損害およびその他の損害とします。

1. 葬儀費

60万円とします。ただし、立証資料等により60万円を超えることが明らかなる場合は、100万円を限度として実費を支払います。

2. 逸失利益

死亡により生じた将来の得べかりし利益の損失をい、原則として、下記の〈1〉および〈2〉に従い次の算式により計算します。

(収入額－生活費)×就労可能年数に対応するライプニッツ係数

〈1〉被保険者区分別計算方法

(1) 家事従事者以外の有職者

下記のいずれか高い額とします。

A (現実収入額－生活費)×就労可能年数に対応するライプニッツ係数

B (年齢別平均給与額－生活費)×就労可能年数に対応するライプニッツ係数

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがある場合には、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。

(2) 家事従事者および18歳以上の学生

(年齢別平均給与額－生活費)×就労可能年数に対応するライプニッツ係数

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがある場合には、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。

(3) 幼児および18歳未満の学生

(全年齢平均給与額－生活費)×就労可能年数に対応するライプニッツ係数

(4) 身体・精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者

下記のいずれか高い額とします。

A (18歳平均給与額－生活費)×就労可能年数に対応するライプニッツ係数

B (年齢別平均給与額の50%－生活費)×就労可能年数に対応するライプニッツ係数

〈2〉収入額、生活費、就労可能年数、中間利息控除方法

上記〈1〉の算式における収入額、生活費、就労可能年数および中間利息控除方法(ライプニッツ係数)は、下記のとおりとします。

(1) 収入額

A 現実収入額は、事故前1か年間に労働の対価として得た収入額とし、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準じる資料があるときは付表1に定める年齢別平均給与額を上限として決定します。なお、給与所得者の定年退職等の事由により現実収入額が減少する蓋然性が高い場合は、離職後の現実収入額は付表1に定める年齢別平均給与額を上限として決定します。

B 年齢別平均給与額、18歳平均給与額および全年齢平均給与額は、付表1によります。年齢別平均給与額は特段の断りがない限り、被保険者の死亡時の年齢とします。

(2) 生活費

生活費は、被扶養者の人数に応じ、収入額に対する下記の割合とします。なお、被扶養者とは、被保険者に現実に扶養されていた方をいいます。

A 被扶養者がいない場合 : 50%

B 被扶養者が1人の場合 : 40%

C 被扶養者が2人の場合 : 35%

D 被扶養者が3人以上の場合 : 30%

(3) 就労可能年数

就労可能年数は、付表5によります。

(4) ライプニッツ係数

就労可能年数に対応するライプニッツ係数は、付表5によります。

3. 精神的損害

被保険者の属性別に下記の金額とします。

〈1〉被保険者が一家の支柱である場合 : 1,900万円

〈2〉被保険者が18歳未満である場合(注) : 1,500万円

〈3〉被保険者が65歳以上である場合 : 1,400万円

〈4〉被保険者が上記以外である場合 : 1,600万円

(注) 有職者を除きます。

4. その他の損害

上記1. から3. 以外の死亡による損害は、事故との相当因果関係の範囲内で必要かつ妥当な実費とします。

付表1 全年齢平均給与額(平均月額)・年齢別平均給与額(平均月額)

年齢	男子 円	女子 円	年齢	男子 円	女子 円
全年齢平均給与額	415,400	275,100	43	478,300	301,000
18	187,400	169,600	44	482,000	298,800
19	199,800	175,800	45	485,600	296,500
20	219,800	193,800	46	489,300	294,300
21	239,800	211,900	47	492,900	292,000
22	259,800	230,000	48	495,500	291,800
23	272,800	238,700	49	498,100	291,700
24	285,900	247,400	50	500,700	291,600
25	298,900	256,000	51	503,300	291,400
26	312,000	264,700	52	505,800	291,300
27	325,000	273,400	53	500,700	288,500
28	337,300	278,800	54	495,500	285,600
29	349,600	284,100	55	490,300	282,800
30	361,800	289,400	56	485,200	280,000
31	374,100	294,700	57	480,000	277,200
32	386,400	300,100	58	455,400	269,000
33	398,000	301,900	59	430,900	260,900
34	409,600	303,700	60	406,300	252,700
35	421,300	305,500	61	381,700	244,500
36	432,900	307,300	62	357,200	236,400
37	444,500	309,100	63	350,100	236,400
38	450,500	307,900	64	343,000	236,400
39	456,600	306,800	65	336,000	236,500
40	462,600	305,600	66	328,900	236,500
41	468,600	304,500	67	321,800	236,500
42	474,700	303,300	68～	314,800	236,600

付表2 労働能力喪失率表

障害等級	労働能力喪失率	障害等級	労働能力喪失率
第1級	100/100	第8級	45/100
第2級	100/100	第9級	35/100
第3級	100/100	第10級	27/100
第4級	92/100	第11級	20/100
第5級	79/100	第12級	14/100
第6級	67/100	第13級	9/100
第7級	56/100	第14級	5/100

付表3 ライブニッツ係数表

期間	ライブニッツ係数	期間	ライブニッツ係数	期間	ライブニッツ係数	期間	ライブニッツ係数
年1	0.952	年19	12.085	年37	16.711	年55	18.633
2	1.859	20	12.462	38	16.868	56	18.699
3	2.723	21	12.821	39	17.017	57	18.761
4	3.546	22	13.163	40	17.159	58	18.820
5	4.329	23	13.489	41	17.294	59	18.876
6	5.076	24	13.799	42	17.423	60	18.929
7	5.786	25	14.094	43	17.546	61	18.980
8	6.463	26	14.375	44	17.663	62	19.029
9	7.108	27	14.643	45	17.774	63	19.075
10	7.722	28	14.898	46	17.880	64	19.119
11	8.306	29	15.141	47	17.981	65	19.161
12	8.863	30	15.372	48	18.077	66	19.201
13	9.394	31	15.593	49	18.169	67	19.239
14	9.899	32	15.803	50	18.256		
15	10.380	33	16.003	51	18.339		
16	10.838	34	16.193	52	18.418		
17	11.274	35	16.374	53	18.493		
18	11.690	36	16.547	54	18.565		

(注) 幼児、18歳未満の学生および働く意思と能力を有する者(有職者・家事従事者、18歳以上の学生以外)の後遺障害による逸失利益を算定するに当り、労働能力喪失期間の終期が18歳を超える場合は、終期までの年数に対応する係数から就労の始期(18歳)までの年数に対応する係数を差し引いて算出する。

(例) 10歳、労働能力喪失期間20年の場合
 $12.462(20年の係数) - 6.463(8年の係数) = 5.999$

付表4 第20回生命表による平均余命

		(単位:年)																			
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
男	78	77	76	75	74	73	72	71	70	69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58
女	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	72	71	70	69	68	67	66	65
男	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳	40歳
女	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39
男	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29
女	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36
男	39	38	37	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20
女	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26
男	30	29	28	27	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11
女	36	35	34	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17
男	22	21	20	19	18	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	9	8	7	6	5	4
女	27	26	25	24	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8
男	14	13	13	12	11	11	10	9	9	8	7	6	5	4	4	3	3	2	2	2	2
女	18	18	17	16	15	14	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	3	2	2
男	8	7	7	6	6	5	5	4	4	3	3	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1
女	11	10	9	9	8	7	7	6	5	4	3	3	2	2	1	1	1	1	1	1	1
男	90歳	91歳	92歳	93歳	94歳	95歳	96歳	97歳	98歳	99歳	100歳	101歳	102歳	103歳	104歳	105歳	106歳	107歳	108歳	109歳	110歳
女	4	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
男	5	5	4	4	4	3	3	3	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
女	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
男	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
女	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

(例) 1. 10歳男性の平均余命年数は、68年。
 2. 40歳女性の平均余命年数は、46年。

付表5 死亡時の年齢別就労可能年数およびライビニッツ係数表

〔18歳未満の者に適用する表〕

年齢 歳	幼児・学生・働く意思と能力を有する者		有 職 者	
	就労可能年数 年	ライビニッツ係数	就労可能年数 年	ライビニッツ係数
0	49	7.549	67	19.239
1	49	7.927	66	19.201
2	49	8.323	65	19.161
3	49	8.739	64	19.119
4	49	9.176	63	19.075
5	49	9.635	62	19.029
6	49	10.117	61	18.980
7	49	10.623	60	18.929
8	49	11.154	59	18.876
9	49	11.712	58	18.820
10	49	12.297	57	18.761
11	49	12.912	56	18.699
12	49	13.558	55	18.633
13	49	14.236	54	18.565
14	49	14.947	53	18.493
15	49	15.695	52	18.418
16	49	16.480	51	18.339
17	49	17.304	50	18.256

〔18歳以上の者に適用する表〕

年齢 歳	就労可能年数 年	ライビニッツ係数	年齢 歳	就労可能年数 年	ライビニッツ係数
18	49	18.169	60	12	8.863
19	48	18.077	61	11	8.306
20	47	17.981	62	11	8.306
21	46	17.880	63	10	7.722
22	45	17.774	64	10	7.722
23	44	17.663	65	10	7.722
24	43	17.546	66	9	7.108
25	42	17.423	67	9	7.108
26	41	17.294	68	8	6.463
27	40	17.159	69	8	6.463
28	39	17.017	70	8	6.463
29	38	16.868	71	7	5.786
30	37	16.711	72	7	5.786
31	36	16.547	73	7	5.786
32	35	16.374	74	6	5.076
33	34	16.193	75	6	5.076
34	33	16.003	76	6	5.076
35	32	15.803	77	5	4.329
36	31	15.593	78	5	4.329
37	30	15.372	79	5	4.329
38	29	15.141	80	5	4.329
39	28	14.898	81	4	3.546
40	27	14.643	82	4	3.546
41	26	14.375	83	4	3.546
42	25	14.094	84	4	3.546
43	24	13.799	85	3	2.723
44	23	13.489	86	3	2.723
45	22	13.163	87	3	2.723
46	21	12.821	88	3	2.723
47	20	12.462	89	3	2.723
48	19	12.085	90	3	2.723
49	18	11.690	91	2	1.859
			92	2	1.859
			93	2	1.859
			94	2	1.859
			95	2	1.859
			96	2	1.859
			97	2	1.859
			98	2	1.859
			99	2	1.859
			100~	1	0.952

(注) 幼児・18歳未満の学生および十分働く意思と能力を有する者(有職者・家事従事者、18歳以上の学生以外)における就労可能年数およびライビニッツ係数は、下記(例)に準じて算出します。

(例) 3歳の場合

- 就労の終期(67歳)までの年数64年(67年-3年)に対応する係数19.119
- 就労の始期(18歳)までの年数15年(18年-3年)に対応する係数10.380
- 就労可能年数49年(64年-15年)
- 適用する係数8.739(19.119-10.380)

34. 介護費用特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医師	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が医師である場合には、これらの者以外の医師をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
後遺障害等級表	普通保険約款別表1の後遺障害等級表をいいます。
支払対象期間	支払対象期間開始日から起算して、被保険者が要介護状態にあると認められる期間(注)をいいます。 (注) 障害の態様、機能回復の可能性、医師の診断、人身傷害特約<別紙>人身傷害特約損害額算定基準付表4に定める平均余命等を勘案し決定します。
支払対象期間開始日	被保険者に後遺障害等級表に掲げる第1級から第9級までに該当する後遺障害の程度が決定し、かつ、要介護状態であることを医師が診断した日をいいます。
重度の要介護状態	終日就床しており、かつ、次のいずれにも該当する状態をいいます。 ① 歩行の際に、補助用具を用いても、付表1の1に規定するいずれかの状態またはそれらと同程度の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること。 ② 次のいずれかの行為の際に、補助用具を用いても、それぞれ付表1の2から5までに規定するいずれかの状態またはそれらと同程度の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること。 ア. 食事 イ. 排せつ ウ. 入浴 エ. 衣類の着脱
中度の要介護状態	次のいずれかに該当する状態をいいます。 ① 歩行の際に、補助用具を用いても、付表1の1に規定するいずれかの状態またはそれらと同程度の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要な状態であり、かつ、重度の要介護状態②に規定する状態であること。 ② 歩行の際に、補助用具を用いなければ歩行ができず、かつ、重度の要介護状態②に掲げるうち3項目以上の行為の際に、それぞれ付表1の2から5までに規定するいずれかの状態またはそれらと同程度の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること。
認知症	正常に発達した知的機能が、脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷により、全般的かつ持続的に低下することをいいます。
補助用具	義手、義足、車いす等をいいます。
要介護状態	要介護状態区分Aまたは要介護状態区分Bのいずれかに該当する状態をいいます。
要介護状態区分A	重度の要介護状態または中度の要介護状態のいずれかの状態をいいます。
要介護状態区分B	認知症であり、かつ、認知症により次のいずれかに該当する状態をいいます。 ① 次のいずれかの行為の際に、補助用具を用いても、それぞれ付表1の1から5に規定するいずれかの状態またはそれらと同程度の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること。 ア. 歩行 イ. 食事 ウ. 排せつ エ. 入浴 オ. 衣類の着脱 ② 付表2に規定する通常の日常生活を逸脱したいずれかの問題行動、または、それらと同程度の介護を必要とする問題行動があるために、常に他人の介護が必要であること。
ライビニッツ係数	支払対象期間に対応するライビニッツ係数は人身傷害特約<別紙>人身傷害特約損害額算定基準付表3によります。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に人身傷害特約が適用されている場合で、かつ、保険証券がこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第3条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、被保険者が人身傷害特約第5条(保険金を支払う場合)(1)の傷害を被り、その直接の結果として、次のいずれにも該当する場合であって、人身傷害特約および普通保険約款基本条項(注)の規定により保険金支払の対象となるときは、この特約に従い、保険金を支払います。
- 後遺障害等級表の第1級から第9級までに掲げる後遺障害が生じること。ただし、同一事故により、後遺障害等級表に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、人身傷害特約第11条(損害額の決定)(3)の規定による後遺障害とします。
 - 要介護状態となること。

- (注) 保険証券記載の自動車については適用される他の特約を含みます。
(2) (1)①および②に該当する場合には、被保険者が後遺障害等級表に掲げる第1級から第9級までの後遺障害の症状を訴えている場合、または第1条(用語の定義)に定める要介護状態にあることを訴えている場合であっても、その後遺障害または要介護状態を裏付けるに足りる医学的見解がない障害または状態を含みません。

第4条 (被保険者の範囲)

この特約における被保険者は、人身傷害特約第9条(被保険者の範囲)に規定する被保険者となります。

第5条 (個別適用)

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第6条 (支払保険金の計算)

当会社は、支払対象期間開始日において、被保険者が次に掲げる状態となった場合には、支払対象期間開始日における被保険者の状態に応じた次のいずれかに該当する額(注)に支払対象期間に対応するライビニッツ係数を乗じた額を保険金として被保険者に支払います。

① 要介護状態区分Aのうち重度の要介護状態または要介護状態区分Bである場合…1ヶ年につき30万円

② 要介護状態区分Aのうち中度の要介護状態である場合…1ヶ年につき240万円

(注)①および②に規定する状態が重複する場合は①の額とします。

第7条 (他の身体の障害または疾病の影響)

(1) 被保険者が人身傷害特約第5条(保険金を支払う場合)(1)の傷害を被った時既に要介護状態に該当していた場合で、次のいずれかの影響により、要介護状態の程度が加重されたときは、当会社は、その影響がなかった場合に相当する前条の額および支払対象期間を決定して保険金を支払います。ただし、その影響がなかった場合に被保険者が要介護状態に該当しないときは、当会社は、保険金を支払いません。

① 被保険者が人身傷害特約第5条(1)の傷害を被った時に、既に存在していた身体の障害または疾病

② 被保険者が同条(1)の傷害を被った時より後に、その原因となった事故と関係なく発生した身体の障害または疾病

(2) 被保険者が人身傷害特約第5条(保険金を支払う場合)(1)の傷害を被った時または要介護状態に該当していなかった場合で、次のいずれかの影響により、要介護状態となったときは、または要介護状態の程度が加重されたときは、当会社は、その影響がなかった場合に相当する前条の額および支払対象期間を決定して保険金を支払います。ただし、その影響がなかった場合に被保険者が要介護状態に該当しないときは、当会社は、保険金を支払いません。

① 被保険者が人身傷害特約第5条(1)の傷害を被った時に、既に存在していた身体の障害または疾病

② 被保険者が同条(1)の傷害を被った時より後に、その原因となった事故と関係なく発生した身体の障害または疾病

(3) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者(注)が治療をさせなかったことにより要介護状態の程度が加重された場合または要介護状態となった場合も、(1)および(2)と同様の方法で保険金を支払います。

(注)保険契約者または保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第8条 (要介護状態となった場合等の通知)

(1) 被保険者が要介護状態となった場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は遅滞なく、要介護状態の内容を証明する医師の診断書(注)を添えて書面により通知し、その通知の内容について当会社が説明を求めたときは、これに応じなければなりません。

(注)当会社の定める様式とします。

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がないのに(1)の規定に違反した場合は、または、その通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合、もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条 (保険金の請求)

(1) 当会社に対する保険金請求権は、支払対象期間開始日の翌日から発生し、これを行することができるとします。

(2) 保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第23条(保険金の請求)(2)に定める書類または証拠のほか、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

① 当会社の定める要介護状態報告書

② 被保険者または保険金を受け取るべき者の印鑑証明書

③ 要介護状態の内容を証明する医師の診断書および診療明細書(注)

④ 被保険者の戸籍抄本

⑤ 当会社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書(注)当会社の定める様式とします。

(3) 被保険者または保険金を受け取るべき者が、保険金の請求を第三者に委任する場合は、(2)の書類のほか、委任を証する書類および受けた者の印鑑証明書を提出しなければなりません。

(4) 被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(2)もしくは(3)の規定に違反した場合は(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条 (当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

(1) 当会社は、第8条(要介護状態となった場合等の通知)の通知または前条の書類を受け取った場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または尸体検案書の提出を求めることができます。

(2) (1)の規定による診断書または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当会社が負担します。

(注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 収入の喪失を含みます。

第11条 (代位)

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第12条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第13条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款基本条項および人身傷害特約の規定を準用します。

付表1

1. 歩行

① 両手両足を付けて這ったり、膝・尻を付けて進んだりしない移動できない。

② 自分では寝返りおよびベッド上の小移動しかできない。

③ 自分では全く移動することができない。

2. 食事

① 食器または食物を工夫しても自分では食事ができない。

② 自分では全く食事ができない(注)。

(注) 身体の障害により療養中であり、経口食は禁じられ点滴で栄養をとっている、または、流動食に限られている場合を含みます。

3. 排せつ

① 自分では拭取りの始末ができない。

② 自分では座位を保持することができない。

③ かなりの頻度で失禁してしまうので、おむつまたは特別な器具を使用している。

④ 医師から絶対安静を命じられているため、しびん等を使用している。

4. 入浴

① 自分では体を洗ったり拭いたりすることができない。

② 自分では浴槽の出入りができない。

③ 自分では全く入浴ができない。

5. 衣類の着脱

衣類を工夫しても自分では全く手足を衣類に通せない。

付表2

① 徘徊をする、または、迷子になる。

② 過食、拒食または異食をする。

③ 所かまわず排せつをする、または、弄便等の不潔行為をする。

④ 乱暴行為または破壊行為をする。

⑤ 興奮し騒ぎたてる。

⑥ 火の不始末をする。

⑦ 物を盗む、または、むやみに物を集める。

35. 福祉機器等取得費用特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医師	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が医師である場合には、これらの者以外の医師をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
後遺障害等級表	普通保険約款別表1の後遺障害等級表をいいます。
支払対象期間	症状固定日以後、最初に取得した福祉機器等の取得日の属する月からその月を含めて24ヶ月までの期間をいいます。ただし、被保険者に生じた後遺障害の症状固定日の属する月からその月を含めて36ヶ月以内にある支払対象期間に限りです。
症状固定日	被保険者に後遺障害等級表に掲げる第1級から第3級までに該当する後遺障害の程度が決定したことを医師が診断した日をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
他の保険契約等	この特約と全部または一部に対して支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約をいいます。
福祉機器等	被保険者の後遺障害による支障を補完または軽減するために必要と認められる構造、装具または装備を有する機器または用具をいいます。
福祉機器等の取得費用	被保険者またはその法定代理人が新たに福祉機器等を取得(注1)するに要した費用(注2)をいいます。ただし、あらかじめ当会社の承認を得て支出した費用に限りです。 (注1) 所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。 (注2) ローン金利を除きます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に人身傷害特約が適用されている場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第3条 (保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、被保険者が人身傷害特約第5条(保険金を支払う場合)(1)の傷害を被り、その直接の結果として、次のいずれにも該当する場合であって、人身傷害特約および普通保険約款基本条項(注)の規定により保険金支払の対象となるときは、この特約に従い、保険金を支払います。

① 後遺障害等級表の第1級から第3級までに掲げる後遺障害が生じること。ただし、同一事故による後遺障害等級表に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合は、人身傷害特約第11条(損害額の決定)(3)の規定による後遺障害とします。

② 社会経済活動への参加のために福祉機器等の取得を必要とすると当会社が認めること
(注)(1)①に該当する場合には、被保険者が後遺障害等級表に掲げる第1級から第3級までの後遺障害の症状を訴えている場合であっても、その後遺障害を裏付けるに足りる医学的他覚所見がない障害を含みます。

第4条 (被保険者の範囲)

この特約における被保険者は、人身傷害特約第9条(被保険者の範囲)に規定する被保険者とします。

第5条 (個別適用)

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、次条に定める保険金の限度額が増額されるものではありません。

第6条 (支払保険金の計算)

(1) 当会社は、被保険者が支払対象期間中に福祉機器等の取得費用を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

(2) 当会社が支払う保険金の合計額は、いかなる場合においても、被保険者1名あたり300万円を限度とします。

(3) 被保険者が支払対象期間中に、同種の福祉機器等を2以上取得した場合は、当会社は被保険者が最初に取得した1福祉機器等の取得費用を負担することによって被る損害に対してのみ、保険金を支払います。

(4) 当会社は、保険金の全部または一部の支払に代えて、福祉機器等の交付をすることができます。

第7条 (他の身体の障害または疾病の影響)

(1) 被保険者が第3条(保険金を支払う場合)の傷害を被った時既に存在していた身体の障害または疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により、同条の傷害を被ったことの結果として被保険者に生じた後遺障害が重大な場合は、当会社は、その影響がなかった場合に相当する後遺障害等級を決定して、保険金を支払います。ただし、その影響がなかった場合に被保険者が後遺障害等級表に掲げる第1級から第3級までの後遺障害に該当しないときは、当会社は、保険金を支払いません。

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者(注)が治療をさせなかったことにより人身傷害特約第5条(保険金を支払う場合)(1)の傷害を被ったことの結果として被保険者に生じた後遺障害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で保険金を支払います。

(注) 保険契約者または保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第8条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この特約により支払うべき保険金の額を支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、それぞれ保険金もしくは共済金において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

第9条（保険金の請求）

- 当会社に対する保険金請求権は、被保険者に生じた後遺障害の症状固定日以後、当会社の事前の承認を得た後に、福祉機器等を取付した時から発生し、これを行使できるものとします。
- 被保険者または保険金を受け取るべき者が、保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第23条（保険金の請求）(2)に定める書類または証拠のほか、被保険者が実際に支出した福祉機器等の取得費用の明細書を当会社に提出しなければなりません。
- 被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(2)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款基本条項および人身傷害特約の規定を準用します。

36. バスの人身傷害保険金支払に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
1事故保険金額	保険証券記載の1事故保険金額をいいます。
保険金	人身傷害特約第13条（支払保険金の計算）の保険金をいいます。
用途車種	登録番号標等（注）上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車、小型タンク車、自家用バス等の区分をいいます。なお、用途車種の区分は当社が定める区分表によるものとします。 （注）車両番号標および標識番号標を含みます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に人身傷害特約が適用されており、かつ、保険証券記載の自動車の用途車種が次のいずれかに該当する自動車である場合に適用されます。

- 自家用バス
- 営業用バス

第3条（当会社の責任限度額等）

当会社の支払うべき保険金の総額は、この特約により、1回の事故につき、1事故保険金額を限度とします。この場合、被保険者1名ごとの保険金の合計額が、1事故保険金額を超える場合は、この特約により、次の算式によって、被保険者1名ごとに支払う保険金の額を決定します。

$$\frac{1 \text{ 事故 保 険 金 額}}{\text{被保険者 1 名 ごと の 保 険 金 の 合 計 額}} \times \frac{\text{被保険者 1 名 ごと の 保 険 金 の 額}}{\text{被保険者 1 名 ごと の 保 険 金 の 合 計 額}} = \text{被保険者 1 名 ごと に 支 払 う 保 険 金 の 額}$$

37. 人身傷害の被保険自動車搭乗中限定特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	被保険自動車を主に使用する者で、保険証券の記名被保険者欄に記載されている者を行います。
自動車	原動機付自転車を含みます。
正規の乗車装置	乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸令第67号）に定める乗車装置をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に人身傷害特約が適用されており、かつ、次のいずれかに該当する場合に適用されます。

- 記名被保険者が個人の場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合
- 記名被保険者が法人である場合。ただし、保険証券に個人被保険者の記載がある場合を除きます。
- 記名被保険者が法人の場合で、保険証券に個人被保険者の記載があり、かつ、この特約を適用する旨記載されている場合

第3条（人身傷害特約の支払責任の限定－被保険自動車搭乗中の補償）

当会社は、この特約により、人身傷害特約第9条（被保険者の範囲）(1)に定める被保険者については、被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注1）に搭乗中の場合に限り、同特約（注2）を適用します。
（注1）隔壁等により通行できないように仕付けられている場所を除きます。
（注2）被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

38. 人身傷害諸費用特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
合計支払限度額	保険契約者または被保険者がこの特約の別表に定めるサービスを受けた結果、当社がこの特約により人身傷害諸費用保険金を支払うこととなる費用の合計の額を支払限度額から差し引いた額をいいます。
支払限度額	入院3日目において、10万円をいい、以後入院4日目からその日を含めて入院日数が10日ごとに10万円を増額した額（注）をいいます。ただし、1回の人身傷害事故について、180万円を限度とします。 （注）入院日数に10日に満たない端日数が生じた場合には、その端日数に

	1万円を乗じた額を増額した額とします。
支払対象期間	入院3日目から被保険者の入院中および退院日からその日を含めて30日以内の期間をいいます。ただし、入院3日目からその日を含めて180日を超えない期間とします。
人身傷害事故	人身傷害特約（注1）による保険金の対象となる事故（注2）をいいます。 （注1）人身傷害特約に適用される他の特約を含みます。 （注2）人身傷害特約第4条（普通保険約款無保険傷害特約の適用条件）(2)の規定により無保険傷害特約の保険金支払の対象となる事故を含みます。
他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条（人身傷害諸費用保険金）

- 当会社は、人身傷害事故により、被保険者が病院または診療所に3日以上入院した場合に、それによって保険契約者または被保険者において必要となるこの特約の別表に定めるサービスに指定業者（注）以外から受けたことでの保険契約者または被保険者に生じた費用に対して、人身傷害諸費用保険金を支払います。
（注）当会社が指定する業者をいいます。
- (1)の規定にかかわらず、人身傷害事故により、被保険者が病院または診療所に3日以上入院した場合に、それによって保険契約者または被保険者において必要となるこの特約の別表に定めるサービスに指定業者（注）以外から受けたことでの保険契約者または被保険者に生じた費用に対して、当会社が指定する業者をいいます。
- (1)および(2)の費用は、保険契約者または被保険者からの領収証等の提出により、当会社に対してその支出した、金額その他具体的内容について明らかとされたものに限りま。

第4条（保険金を支払わない場合）

- 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、人身傷害諸費用保険金を支払いません。
- 被保険者が入院している病院または診療所においてサービスの利用が許可されない場合
 - サービスの利用により、被保険者の傷害がより重大となるおそれがあると医師が判断する場合

第5条（被保険者の範囲）

この特約における被保険者は、人身傷害特約第9条（被保険者の範囲）に定める被保険者となります。

第6条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれ被保険者ごとに個別に適用します。

第7条（支払保険金の計算）

- 当会社は、この特約の別表に定めるサービスに対して、合計支払限度額の範囲内で人身傷害諸費用保険金を支払います。
- 支払限度額は、同一の人身傷害事故において、被保険者本人にのみ補償し、別の人身傷害事故の支払限度額もしくは他の被保険者の支払限度額を合算して合計支払限度額とすることはできません。
- 当会社は、この特約の別表に定めるサービスに対応する上限額を超えて人身傷害諸費用保険金を支払いません。
- 当会社は、支払対象期間を超えて受けたサービスによる第3条（人身傷害諸費用保険金）(1)または同条(2)の費用に対しては、人身傷害諸費用保険金を支払いません。

第8条（現物による支払）

当会社は、保険契約者または被保険者が被った損害（注）の全部または一部に対して、サービスの提供をもって保険金の支払に代えることができます。この場合、第11条（保険金の請求）の規定は適用しません。
（注）第3条（人身傷害諸費用保険金）(1)または同条(2)の費用をいいます。

第9条（事故発生時の義務）

- 保険契約者または被保険者が第3条（人身傷害諸費用保険金）によりサービスを受ける場合には、保険契約者または被保険者は受けようとするサービスの内容及び被保険者の状況等についてサービスを受ける前に当会社へ通知しなければならない。この場合において、当会社は必要な調査をし、かつ、保険契約者または被保険者に対し、必要な説明または証明を求めることができます。
- 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかったもしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条（支払対象期間の重複等）

- 当会社は、原因または時を異にして発生した人身傷害事故により支払対象期間が重複する場合、その重複する期間に対して重ねて人身傷害諸費用保険金を支払いません。
- 入院が終了した後、被保険者が、その入院の原因となった傷害によって再入院したときは、後の入院と前の入院をあわせて1回の入院とみなし、新たに支払対象期間の規定を適用します。

第11条（保険金の請求）

第3条（人身傷害諸費用保険金）(2)に定める人身傷害諸費用保険金の請求権は、被保険者の退院日からその日を含めて30日経過した日の翌日または入院3日目からその日を含めて180日経過した日の翌日のいずれか早い日に発生し、これを行使できるものとします。

第12条（他の身体の障害または疾病の影響）

- 被保険者が人身傷害事故により傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または第3条（人身傷害諸費用保険金）(1)の入院を受けた後にその原因となった人身傷害事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同院の入院の期間が延長された場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくはサービスを受けようとする者が治療をせななかったことにより第3条（人身傷害諸費用保険金）(1)の入院の期間が延長された場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第13条（この保険契約における人身傷害特約との関係）

当会社は、この特約が適用されている保険契約について、この特約により、人身傷害諸費用保険金の支払を行った場合は、人身傷害特約において、その損害（注）に係る保険金を支払いません。
（注）第12条（他の身体の障害または疾病の影響）(1)または同条(2)の費用をいいます。

第14条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この特約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を損害の額（注）から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。
（注）それぞれの保険契約または共済金において、損害の額が異なる場合はそのうち最も高い額を

いいます。
 (3) (2) の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第15条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款基本条項および人身傷害特約の規定を準用します。
 <<別表>>

サービス名	サービス内容・条件	1事故・1被保険者あたりの上限額
ホームヘルパー派遣サービス	被保険者のうち家事従事者（被保険者の住居において、炊事、掃除、洗濯等の家事を主として行う者をいいます。以下同様とします。）が病院もしくは診療所に入院した場合、または、家事従事者以外の被保険者が病院もしくは診療所に入院し家事従事者が看護のために被保険者に付き添う場合に、家事を代行するためにホームヘルパー（注）を家事従事者の住居に派遣する役務の提供 (注) 炊事、掃除、洗濯等の世話をを行うことを職業とする者をいいます。	1日あたり 25,000円
介護ヘルパー派遣サービス	被保険者のうち介護人（機能障害により介護が必要な者の日常生活の世話を主として行う者をいいます。以下同様とします。）が病院もしくは診療所に入院した場合、または、介護人以外の被保険者が病院もしくは診療所に入院し介護人が看護のために被保険者に付き添う場合に、介護ヘルパー（注）を介護人の住居に派遣する役務の提供 (注) 機能障害により介護が必要な者の日常生活の世話をを行うことを職業とする者をいいます。	1日あたり 25,000円
ベビーシッター派遣サービス	次のいずれかに該当する場合に、子供の身の回りの世話を代行するためにベビーシッター（注1）を派遣する役務の提供または子供を保育施設（注2）に預け入れる役務の提供 ア. 被保険者のうち育児従事者（被保険者の住居において、子供の身の回りの世話を主として行う者をいいます。以下同様とします。）が病院または診療所に入院した場合 イ. 育児従事者以外の被保険者が病院または診療所に入院し、育児従事者が看護のために被保険者に付き添っている場合 (注1) 子供の身の回りの世話をを行うことを職業とする者をいいます。 (注2) 保育所、ベビーホテル等、子供の身の回りの世話をを行うことを業とする施設をいいます。	1日あたり 25,000円
ペットシッターサービス	次のいずれかに該当する場合に、ペット（被保険者が被保険者の住居において、愛が動物または伴侶動物として飼養している犬または猫をいいます。以下同様とします。）の世話を代行するためにペットシッター（注1）を派遣する役務の提供またはペットをペット専用施設（注2）に預け入れる役務の提供 ア. 被保険者のうち、飼養従事者（ペットの散歩、食餌および飼養施設の掃除等日常の世話を主として行う者をいいます。以下同様とします。）が病院または診療所に入院した場合 イ. 飼養従事者以外の被保険者が病院または診療所に入院し、飼養従事者が看護のために被保険者に付き添っている場合 (注1) ペットの散歩、食餌および飼養施設の掃除等日常の世話をを行うことを職業とする者をいいます。 (注2) ペットが宿泊できる設備をえたペットショップ、ペット美容室、動物病院またはペットホテルをいいます。	1日あたり 25,000円
家庭教師派遣サービス	学校教育法に基づく小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校（以下「学校」といいます。）に在籍している被保険者が入院した場合に、家庭教師（注）をその被保険者の入院する病院もしくは診療所またはその被保険者の住居に派遣する役務の提供。ただし、業として法人が派遣する家庭教師に限ります。 (注) 学校の授業と同等の内容を補助的に指導することを職業とする者をいいます。	1日あたり 15,000円
メンタルヘルス	被保険者が病院または診療所に入院した場合に、カウンセラー（注）によって事故後の心理的ショックを和らげることが目的としたカウンセリングの提供 (注) 「臨床心理士」「精神対話士」「産業カウンセラー」「精神保健福祉士」等をいいます。	50,000円
自動車教習所講習	被保険者が病院または診療所に入院した場合に、被保険者が退院後、社会復帰のために必要となる公安委員会の指定を受けた自動車教習所（注1）が開催する任意の安全運転講習（注2）の提供 (注1) 免許を受けようとする者に対し、自動車の運転に関する技能および知識について教習を行う施設をいいます。 (注2) 自動車免許取得または再取得等のために法令により義務付けられた講習を除きます。	50,000円

39. 人身傷害の従業員対象外特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	被保険自動車を主に使用する者で、保険証券の記名被保険者欄に記載されている者をいいます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険者	人身傷害特約第9条（被保険者の範囲）の被保険者をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、記名被保険者が使用人を有する法人（注）であり、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用します。

(注) 会社等の企業体、官公署、公社、公庫、公団およびその他の特殊法人を含みます。

第3条 (保険金を支払わない場合—従業員対象外)

当会社は、被保険者が記名被保険者の業務に従事中（注1）の使用人である場合には、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対しては、人身傷害特約（注2）による保険金を支払いません。

(注1) 家事を除きます。

(注2) 他の特約により適用される人身傷害特約を含みます。

40. 車両搬送費用特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	被保険自動車を主に使用する者で、保険証券の記名被保険者欄に記載されている者をいいます。
故障	被保険自動車に生じた偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的または機械的事故をいいます。
故障損害	故障によって被保険自動車に生じた損害をいいます。
自動車	原動機付自転車を含みます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運搬代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
車両損害	衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によって被保険自動車に生じた損害および被保険自動車の盗難による損害をいいます。
車両搬送費用	被保険者が負担した次の費用をいいます。 ① 被保険自動車を損害発生地のから修理工場等へ搬送（注1）するために要した費用 ② クレーン等により、被保険自動車を路面（注2）に引き戻すために要した費用 (注1) 修理工場等まで運転するために必要な仮修理の実施を含みます。 (注2) 被保険自動車が自力走行不能となる直前に走行していた路面をいいます。
修理工場等	修理工場、解体工場または当会社の指定する場所をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 被保険自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 被保険自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③ ①および②以外の場合は、被保険自動車を所有する者
自力走行不能	次のいずれかに該当する状態をいいます。 ① 被保険自動車が自力で移動することができない状態 ② 被保険自動車が法令等により走行が禁じられる状態
正規の乗車装置	乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に定める乗車装置をいいます。
装備	自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い被保険自動車に備えつけられている状態をいいます。
他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
定着	ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
付属品	被保険自動車に定着または装備されている物、および車室内でのみ使用することを目的として被保険自動車に固定されている自動車用電子式航海装置、有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器その他これらに準ずる物をいい、次の物を含みません。 ① 燃料、ボデーカバーおよび洗車用品 ② 法令により自動車に定着または装備することを禁止されている物 ③ 通常装飾品とみなされる物 ④ 付随機械装置（注） (注) 医療的夜視、検査測定車、電源車、放送中継車等自動車検査証記載の用途が特種用途である自動車に定着または装備されている精密機械装置をいいます。
用途車種	登録番号標等（注）上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、一輪自動車、原動機付自転車、小型タンク車、自家用バス等の区分をいいます。なお、用途車種の区分は当会社が定める区分表によるも

	のとします。 (注) 車両番号標および標識番号標を含みます。
落輪等	被保険自動車の一輪以上を路面以外の場所へ踏み出した状態(注)をいいます。 (注) 踏み越えた場合を含みます。
路面	通常、自動車の交通の用に供する道その他の場所の走行面をいいます。ただし、社会通念上自動車の走行に適さないと認められる範囲を除きます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されている場合または保険証券上この特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条 (保険金を支払う場合)

当会社は、次のいずれかの事由により、被保険者が車両搬送費用(注)を負担したことによって被った損害に対しては、特約の範囲内、被保険者に車両搬送費用保険金を支払います。

- ① 車両損害により被保険自動車が自力走行不能になること。
- ② 故障損害により被保険自動車が自力走行不能になること。
- ③ 落輪等により被保険自動車自力走行不能になること。

(注) ③の事由については、第1条(用語の定義)に定める車両搬送費用の②に該当する費用に限ります。

第4条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって被保険者が被った損害に対しては、車両搬送費用保険金を支払いません。

- ① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失
 - A. 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者(注1)
 - イ. 所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする賃借契約に基づく被保険自動車の借主(注1)
 - ウ. アおよびイに定める者の法定代理人
 - エ. アおよびイに定める者の業務に従事中の使用者
 - オ. アおよびイに定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限り、また、
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動(注2)
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらに特性に起因する事故
- ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ 差押え、取用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防法または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
- ⑧ 詐欺または横領
- ⑨ 被保険自動車を競技、曲技(注5)もしくは試験のために使用すること、または被保険自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用(注6)すること。

(注1) これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 使用済燃料を含みます。

(注4) 原子核分裂生成物を含みます。

(注5) 競技または曲技のための練習を含みます。

(注6) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する損害によって被保険者が被った損害に対しては、車両搬送費用保険金を支払いません。

- ① 被保険自動車から取りはずされた車上にない部分品または付属品に生じた損害
- ② 付属品のうち被保険自動車に定着されていないものに生じた損害。ただし、被保険自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。
- ③ タイヤ(注)に生じた損害。ただし、被保険自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合を除きます。
- ④ 法令により禁止されている改造を生じた部分品および付属品に生じた損害
- ⑤ 被保険自動車の付属品に含まれない物の損害。ただし、被保険自動車の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。

(注) チューブを含みます。

(3) 当会社は、次のいずれかに該当する者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、場合、麻薬、大麻、あへん、貫せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合、または道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で被保険自動車を運転している場合に生じた損害または落輪等によって被保険者が被った損害に対しては、車両搬送費用保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者(注)
- ② 所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする賃借契約に基づく被保険自動車の借主(注)
- ③ アおよびイに定める者の法定代理人
- ④ ①および②に定める者の業務に従事中の使用者
- ⑤ ①および②に定める者の父母、配偶者または子

(注) これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(4) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって被保険者が被った損害に対しては、車両搬送費用保険金を支払いません。

- ① キーが被保険自動車の車室内にある状態での施錠
- ② キーの紛失
- ③ 燃料の不足または費消
- ④ 蓄電池の充電不足および放電
- ⑤ 次のいずれかに起因する故障
 - A. エンジンの改造、車高の変更等、法令により禁止されている改造または自動車製造業者が認めない改造
 - イ. 自動車製造業者の取扱説明書等に示されている取扱いと異なる使用または仕様の限度を超える使用
- ⑥ 被保険自動車について有効な自動車検査証の交付を受けていない間の故障
- ⑦ 被保険自動車について、法令に定められた点検、検査またはその点検もしくは検査の前後の自動車の整備において発見された故障

(5) 当会社は、次のいずれかに該当する事由を直接の原因とする自力走行不能によって被保険者が被った損害に対しては、車両搬送費用保険金を支払いません。

- ① 積雪
- ② 積雨、降雪または融雪等による一時的な水たまり、ぬかるみ
- ③ 路面の凍結
- ④ 轍
- ⑤ 砂地、湿地、沼地その他これらに類する軟弱な地盤。ただし、自力走行不能となる直前に走行していた路面もこれら軟弱な地盤である場合に限り、また、

第5条 (被保険者の範囲)

- (1) この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。
- ① 被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内(注1)に搭乗中の者(注2)
 - ② 被保険自動車の所有者
 - ③ 記名被保険者
- (2) ① 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
(注2) 一時的に被保険自動車から離れたいる者を含みます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。
- ① 被保険自動車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険自動車に搭乗していた者および搭乗していたとみなされる者
 - ② 極めて異常かつ危険な方法で被保険自動車に搭乗中の者
 - ③ 業務として被保険自動車を受託している自動車取扱業者

第6条 (支払保険金の計算)

(1) 1回の事故につき当会社の支払う車両搬送費用保険金の額は、被保険者が負担した車両搬送費用の額とします。ただし、被保険自動車の用途車種が次の①から⑥以外の場合は1回の事故につき30万円を限度とし、①から⑥である場合は50万円を限度とします。

- ① 自家用普通用貨物車(最大積載量2トン超)
- ② 営業用普通用貨物車(最大積載量2トン超)
- ③ 自家用バスまたは営業用バス
- ④ 砂利類運送用普通用貨物車または普通型ダンプカー(最大積載量2トン超)
- ⑤ 特種用途自動車(キャンピング車以外)
- ⑥ A種工作車またはB種工作車

(2) 車両搬送費用のうち回収金(注1)がある場合において、回収金(注1)の額が被保険者の自己負担額(注2)を超過するときは、当会社は(1)に定める車両搬送費用保険金の額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。
(注1) 第三者が負担すべき金額で被保険者のために既に回収されたものをいいます。
(注2) 車両搬送費用から(1)に定める車両搬送費用保険金の額を差し引いた額をいいます。

第7条 (現物による支払)

当会社は、事故によって生じた車両搬送費用を被保険者が負担することによって被った損害の全部または一部に対して、車両搬送費用保険金の支払と同等のサービスの提供をもって保険金の支払に代えることができます。この場合、第9条(保険金の請求)の規定は適用しません。

第8条 (他大の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 他大の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この特約により支払うべき保険金の額を支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

第9条 (保険金の請求)

当会社に対する車両搬送費用保険金請求権は、被保険者が車両搬送費用を負担した時から発生し、これ行使することができるものとします。

第10条 (代位)

(1) 第3条(保険金を支払う場合)に規定する損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当会社が損害額の全部を保険金として支払った場合
- ② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害額を差し引いた額(注)共同不法行為の場合における連帯債務者相互間での求償権を含みます。

(2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 当会社は、正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者に対しては、その権利を行使しません。ただし、次のいずれかに該当する損害によって生じた車両搬送費用を負担することによって被保険者が被った損害に対しては、当会社はその権利を行使することができます。

- ① 正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者の故意または重大な過失によって生じた損害
- ② 正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者が法令により定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合に生じた損害
- ③ 正当な権利により被保険自動車を運転または管理していた者が、麻薬、大麻、あへん、貫せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合、または道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で被保険自動車を運転している場合に生じた損害

④ 自動車取扱業者が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間に生じた損害

第11条 (重大事由による解除の特例)

(1) 当会社は、被保険者(注1)が、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。

- ① 反社会的勢力(注2)に該当すると認められること。
- ② 反社会的勢力(注2)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ③ 反社会的勢力(注2)を不当に利用していると認められること。
- ④ 法人である場合において、反社会的勢力(注2)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- ⑤ その他反社会的勢力(注2)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(注1) 記名被保険者または普通保険約款車両条項の被保険者以外の者に限ります。
(注2) 暴力団員、暴力団員等、暴力団員でないが暴力団員とみなされた日から起算して経過しない者を含みます。暴力団員、暴力団員等、暴力団員関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(2) (1)または普通保険約款基本条項第13条(重大事由による保険契約の解除)(1)③の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、同条項第14条(保険契約の解除の効力)の規定にかかわらず、(1)の解除の原因となる事由または同条項第13条(1)③の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払います。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(3) (1)の規定は、(1)①から⑤までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用されません。

用しません。

第12条（この特約との関係）

- この特約の適用においては、当会社は、当会社は、年齢条件限定特約、運転者本人・配偶者限定特約、運転者年齢条件特約（個人用）および運転者年齢条件特約（法人用）の規定は適用しません。
- この特約の適用においては、当会社は、車両危険限定特約（エコノミーA）の規定は適用しません。
- この特約の適用においては、当会社は、他車運転特約（二輪・原付）、ファミリーバイク賠償責任特約およびファミリーバイク人身傷害特約の規定は適用しません。

第13条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款基本条項およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

第41. 車両搬送時特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	被保険自動車を主に使用する者で、保険証券の記名被保険者欄に記載されている者をいいます。
交通機関	鉄道（軌道を含みます。）、バス、タクシー、レンタカー、有償旅客運送を行う船舶または有償旅客運送を行う航空機等をいいます。
故障	被保険自動車に生じた偶然な外来の事故に直接起因しない電気的または機械的故障をいいます。
故障損害	故障によって被保険自動車に生じた損害をいいます。
自動車	原動機付自転車を含みます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行等自動車を取り扱うことと業としてしている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
車両損害	衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によって被保険自動車に生じた損害および被保険自動車の盗難による損害をいいます。
修理工場等	修理工場、解体工場または当会社の指定する場所をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額預収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 被保険自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 被保険自動車が1年以上を期間とする賃借契約により賃借されている場合は、その借主 ③ ①および②以外の場合は、被保険自動車を所有する者
自力走行不能	次のいずれかに該当する状態をいいます。 ① 被保険自動車自力で移動することができない状態 ② 被保険自動車法令等により走行が禁じられる状態
正規の乗車装置	乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に定める乗車装置をいいます。
装備	自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い被保険自動車に備えつけられている状態をいいます。
他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
定着	ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
付属品	被保険自動車に定着または装備されている物、および車室内でのみ使用することを目的として被保険自動車に固定されている自動車用電子式航法装置、有料道路自動車料金収受システム用の供する車載器その他これらに準ずる物をいい、次の物を含みません。 ① 燃料、ボデーカバーおよび洗車用品 ② 法令により自動車に定着または装備することを禁止されている物 ③ 通常裝飾品とみなされる物 ④ 付属機械装置（注） （注）医療防護車、検査測定車、電源車、放送中継車等自動車検査証記載の用途が特種用途である自動車に定着または装備されている精密機械装置をいいます。
用途車種	登録番号標等（注）上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車、小型タンパー、自家用バス等の区分をいいます。なお、用途車種の区分は当会社が定める区分表によるものとします。 （注）車両番号標および標識番号標を含みます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券がこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

当会社は、次のいずれかの事由により、被保険者が別表に定める車両搬送時賠償費用を負担したことによって被った損害に対して、この特約に従い、被保険者に車両搬送時賠償費用を支払います。

- 車両損害により被保険自動車自力走行不能になること
- 故障損害により被保険自動車自力走行不能になること

第4条（保険金を支払わない場合）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって被保険者が被った損害に対しては、車両搬送時

賠償費用保険金を支払いません。

① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失

- 被保険自動車に被保険者または被保険金を受け取るべき者（注1）
ア. 所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする賃借契約に基づく被保険自動車の借主（注1）
ウ. アおよびイに定める者の法定代理人
エ. アおよびイに定める者の業務に従事中の使用人
オ. アおよびイに定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者または被保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限り、

② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）

③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

④ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらに特性に起因する事故

⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

⑥ ②から⑤までの事由に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故故障、差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権者の行使。ただし、消防または避難に必要と処置として行われた場合を除きます。

⑦ 詐欺または横領

⑧ 被保険自動車を競技、曲技（注5）もしくは試験のために使用すること、または被保険自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用（注6）すること。
（注1）これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく維持が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注3）使用済燃料を含みます。

（注4）原子核分裂生成物を含みます。

（注5）競技または曲技のための練習を含みます。

（注6）救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

（2）当会社は、次のいずれかに該当する損害によって被保険者が被った損害に対しては、車両搬送時賠償費用保険金を支払いません。

① 被保険自動車から取りはずされた車上にない部分品または付属品に生じた損害

② 部分品と同時に損傷を受けた場合または火災によって損傷が生じた場合を除きます。

③ タイプ（注）に生じた損害。ただし、被保険自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合を除きます。

④ 法令により禁止されている改造を行った部分品および付属品に生じた損害

⑤ 被保険自動車の付属品に含まれない物の損害。ただし、被保険自動車の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。

（注）チューブを含みます。

（3）当会社は、次のいずれかに該当する者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、寛し刑、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合、または道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で被保険自動車を運転している場合に生じた損害によって被保険者が被った損害に対しては、車両搬送時賠償費用保険金を支払いません。

① 保険契約者、被保険者または被保険金を受け取るべき者（注）

② 所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする賃借契約に基づく被保険自動車の借主（注）

③ ①および②に定める者の法定代理人

④ ①および②に定める者の業務に従事中の使用人

⑤ ①および②に定める者の父母、配偶者または子

（注）これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（4）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって被保険者が被った損害に対しては、車両搬送時賠償費用保険金を支払いません。

① キーが被保険自動車の車室内にある状態での錠錠

② キーの紛失

③ 燃料の不足または費消

④ 蓄電池の充電不足および放電

⑤ 次のいずれかに起因する故障

ア. エンジンの改造、車高の変更等、法令により禁止されている改造または自動車製造業者が認めない改造

イ. 自動車製造業者の取扱説明書等に示されている取扱いと異なる使用または仕様の限度を超える簡便

⑥ 被保険自動車について有効な自動車検査証の交付を受けていない間の故障

⑦ 被保険自動車について、法令に定められた点検、検査またはその点検もしくは検査の前後の自動車の整備において発見された故障

第5条（被保険者の範囲）

（1）この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者となります。

① 被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注1）に搭乗中の者（注2）

② 被保険自動車の所有者。ただし、①に該当しない場合は、この特約の別表の車両運搬・引取費用についての被保険者となります。

③ 記名被保険者。ただし、①に該当しない場合には、この特約の別表の車両運搬・引取費用についての被保険者となります。

（注1）隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

（注2）一時的に被保険自動車から離れている者を含みます。

（2）この規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。

① 被保険自動車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険自動車に搭乗していた者および搭乗していたとみなされる者

② 極めて異常かつ危険な方法で被保険自動車に搭乗中の者

③ 業務として被保険自動車を受託している自動車取扱業者

第6条（支払保険金の計算）

（1）1回の事故について、当会社は、この特約の別表の「車両搬送時賠償費用名」欄に対応する「上限額」の範囲内で車両搬送時賠償費用保険金を支払います。

（2）被保険自動車賠償費用のうち回収金（注1）がある場合において、回収金（注1）の額が被保険者の自己負担額（注2）を超過するときは、当会社は（1）に定める車両搬送時賠償費用保険金の額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。

（注1）第三者が負担すべき金額で被保険者のために既に回収されたものをいいます。

（注2）車両搬送時賠償費用から（1）に定める車両搬送時賠償費用保険金の額を差し引いた額をいいます。

第7条（現物による支払）

当社は、事故によって生じた車両搬送時諸費用を被保険者が負担することによって被った損害の全部または一部に対して、車両搬送時諸費用保険金の支払と同等のサービスの提供をもって保険金の支払に代えることができます。この場合、第9条（保険金の請求）の規定は適用しません。

第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当社は、この特約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当社は、それらの額の合計額を、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

第9条（保険金の請求）

当会社に対する車両搬送時諸費用保険金請求権は、被保険者が車両搬送時諸費用を負担した時から発生し、これ行使することができるものとします。

第10条（地位）

(1) 第3条（保険金を支払う場合）に規定する損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当会社が損害額、全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害額を差し引いた額
- (注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
- (2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 当社は、正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者に対しては、その権利を行使しません。ただし、次のいずれかに該当する損害によって生じた車両搬送時諸費用を負担することによって被保険者が被った損害に対しては、当社は、その権利を行使することができます。
 - ① 正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者の故意または重大な過失によって生じた損害
 - ② 正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者が法令により定められた運転資格を持たない被保険自動車を運転している場合に生じた損害
 - ③ 正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者が、麻薬、大麻、あへん、管せい刑、シスター等が影響による異常な運転ができておそれがある状態で被保険自動車を運転している場合、または道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で被保険自動車を運転している場合に生じた損害
 - ④ 自動車取扱業者が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間に生じた損害

第11条（重大事由解除に関する特約）

- (1) 当会社は、被保険者（注1）が、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。
- ① 反社会的勢力（注2）に該当すると認められること。
 - ② 反社会的勢力（注2）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ③ 反社会的勢力（注2）を不当に利用していると認められること。
 - ④ 法人である場合において、反社会的勢力（注2）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - ⑤ その他反社会的勢力（注2）と社会的に非難されるべき関係を生じていると認められること。
- (注1) 記名被保険者または普通保険約款車両条項の被保険者以外の者に限りします。
- (注2) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

- (2) (1) または普通保険約款基本条項第13条（重大事由による保険契約の解除）(1) ③の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、同条項第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)の解除の原因となる事由または同条項第13条（1）③の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (3) (2)の規定は、(1) ①から⑤までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第12条（他の特約との関係）

- (1) この特約の適用においては、当社は、運転者家族限定特約、運転者本人（配偶者限定特約、運転者年齢条件特約（個人用）および運転者年齢条件特約（法人用））の規定は適用しません。
- (2) この特約の適用においては、当社は、車両危険限定特約（エコノミーA）の規定は適用しません。

- (3) この特約の適用においては、当社は、他車運転特約、他車運転特約（二輪・原付）、ファミリーバイク賠償責任特約、ファミリーバイク人身傷害特約および臨時代替自動車特約の規定は適用しません。

第13条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款基本条項およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

◀別表▶

車両搬送時諸費用名	車両搬送時諸費用の内容・条件	上限額
車両運搬・引取費用	損害発生地の地から修理工場等まで被保険自動車搬送され修理された場合に、修理完了後の被保険自動車被保険者の居住地その他の場所まで運搬するために必要な費用。 または、この場合、修理完了後の被保険自動車を引取るために必要な費用。	被保険自動車の用途車種が次の①から⑥以外の場合は1回の事故につき30万円を限度とし、①から⑥である場合は50万円を限度とします。 ① 自家用普通貨物車（最大積載量2トン超） ② 営業用普通貨物車（最大積載量2トン超） ③ 自家用バスまたは営業用バス ④ 砂利類運送用普通貨物車または普通型ダンプカー（最大積載量2トン超） ⑤ 特種用途自動車（キャンピング車以外） ⑥ A種工作車またはB種工作車
臨時宿泊費用	損害発生地の地から修理工場等まで被保険自動車搬送され被保険者が臨時に宿泊せざるを得ない場合に、ホテル等の宿	1回の事故につき、被保険者1名あたり1万円を限度とします。

	泊施設（注1）を利用するために必要な1泊分の客室料（注2）。 ただし、あらかじめ当会社の承認がない限り、損害の発生から24時間以内に利用した1泊の宿泊に限りします。 （注1）居住施設を除きます。 （注2）飲食等に必要とした費用は含みません。	
臨時帰宅・移動費用	損害発生地の地から修理工場等まで被保険自動車搬送されたために、被保険者が、損害発生地の地から出発地、居住地または他の目的地のいずれかをへ移動するにあたって、合理的な経路および方法により、被保険自動車の代替および交通機関を臨時に利用した場合に必要な費用（注）。 ただし、あらかじめ当会社の承認がない限り、損害の発生から24時間以内に利用した場合に限りします。 （注）ハイヤー、グリーン車またはビジネスクラスもしくはファーストクラス等の利用により、通常の交通費を超過した場合は、その超過した額を含みません。	1回の事故につき、被保険者1名あたり2万円を限度とします。

42. 車両危険限定特約（エコノミーA）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	その所有者が被保険自動車の所有者と異なる自動車（注）をいいます。 （注）原動機付自転車を含みます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額預取までを含め、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 自動車（注）が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 自動車（注）が1年以上を期間とする賃借契約により賃借されている場合は、その借主 ③ ①および②以外の場合は、自動車（注）を所有する者 （注）原動機付自転車を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第2条（保険金を支払う場合）(1)の規定にかかわらず、被保険自動車に生じた次のいずれかに該当する損害に限り、普通保険約款車両条項および基本条項（注1）に従い、保険金を支払います。

- ① 被保険自動車と相手自動車との衝突または接触によって被保険自動車に生じた損害。ただし、被保険自動車と衝突または接触した相手自動車について、次の事項がすべて確認されたに限りします。
ア. 登録番号等（注2）
イ. 事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称
- ② 被保険自動車に火災もしくは爆発が生じた場合または他物の爆発によって被保険自動車被爆した場合の損害
- ③ 盗難によって生じた損害
- ④ 騒擾または労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害
- ⑤ 台風、竜巻、洪水または高潮によって生じた損害
- ⑥ 落書、いたずらまたは他ガラス破壊の損害（注3）
- ⑦ 飛来物または落下中の他物との衝突によって生じた損害。ただし、その衝突の結果生じた事故による損害を除きます。
- ⑧ ①から⑦までのほか、偶然な事故によって生じた損害。ただし、被保険自動車と他物との衝突もしくは接触によって生じた損害または被保険自動車の転覆もしくは墜落によって生じた損害を除きます。

- (注1) 被保険自動車について適用される他の特約を含みます。
(注2) 登録番号、車両番号、標識番号または台番号を含みます。
(注3) いたずらの損害には、被保険自動車の運行に起因して生じた損害および被保険自動車と他の自動車との衝突または接触によって生じた損害を含みません。なお、他の自動車には原動機付自転車破壊の損害は、また、窓ガラス破壊の場合は、そのガラス代金とします。

第3条（保険金の請求—交通事故証明書を提出できない場合）

- 被保険者は、第2条（保険金を支払う場合）①に基づき保険金の支払を請求する場合、普通保険約款基本条項第23条（保険金の請求）(2) ただし書の交通事故証明書を提出できない相当の理由があるときは、交通事故証明書にかえて次の書類および写真を当会社に提出しなければなりません。
- ① 被保険自動車と相手自動車との衝突または接触の事実を証明する書類であって、その相手自動車の事故発生時の運転者または所有者の住所の記載および記名押印のあるもの
 - ② 被保険自動車の損傷部位の写真
 - ③ 相手自動車の衝突または接触の部位を示す写真または資料

43. 車両臨時費用特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
被保険者	普通保険約款車両条項の被保険者をいいます。

保険金額	車両保険契約における保険証券記載の保険金額をいいます。
臨時費用保険金	第3条（保険金を支払う場合）の規定によって支払うべき全損時臨時費用保険金または分損時臨時費用保険金をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券がこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社が、普通保険約款車両条項および基本条項（注1）の規定により、当会社の保険金を支払うべき損害が全損（注2）である場合は、全損時臨時費用保険金を被保険者に支払います。
 (注1) 被保険自動車について適用される他の特約を含みます。
 (注2) 1 普通保険約款車両条項第1条（用語の定義）に定める全損をいいます。ただし、この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されている場合には、同特約第1条（用語の定義）に定める全損をいいます。
- (2) 当会社は、普通保険約款車両条項および基本条項（注1）の規定により当会社が保険金を支払うべき損害およびその損害額が次のいずれかに該当する場合は、分損時臨時費用保険金を被保険者に支払います。
- ① 車両価額協定保険特約が適用される場合は、全損（注2）以外の損害および同特約第5条（損害額の決定）の規定による損害額が50万円以上であること。
 - ② 車両価額協定保険特約が適用されない場合は、全損（注3）以外の損害および普通保険約款車両条項第7条（損害額の決定）の規定による損害額が50万円以上であること。
 (注1) 被保険自動車について適用される他の特約を含みます。
 (注2) 車両価額協定保険特約第1条（用語の定義）に定めるところによります。
 (注3) 普通保険約款車両条項第1条（用語の定義）に定めるところによります。

第4条（全損時臨時費用保険金の支払額）

- (1) 1回の事故につき当会社が支払う前条（注1）に定める全損時臨時費用保険金の額は、次のとおりとします。
- ① 保険金額の15%に相当する額が10万円未満の場合は、10万円
 - ② 保険金額の15%に相当する額が10万円以上30万円未満の場合は、保険金額の15%に相当する額
 - ③ 保険金額の15%に相当する額が30万円以上の場合は、30万円
- (2) 次のいずれかに該当する場合には、(1)の規定の適用においては、保険価額（注）を保険金額とします。
- ① この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されていない場合であって、保険金額が保険価額（注）を超える場合
 - ② この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されている場合であって、車両価額協定保険特約第7条（協定保険価額が保険価額を著しく超える場合）の適用がある場合
 (注) 普通保険約款車両条項第1条（用語の定義）に規定する保険価額をいいます。

第5条（分損時臨時費用保険金の支払額）

- 1回の事故につき当会社が支払う第3条（保険金を支払う場合）(2)に定める分損時臨時費用保険金の額は、損害額（注）に応じて、次の①および②のとおりとします。
- ① 損害額（注）が50万円以上200万円未満のときは、損害額の5%に相当する額
 - ② 損害額（注）が200万円以上のときは、10万円
- (注) 車両価額協定保険特約が適用される場合は同特約第5条（損害額の決定）の規定による損害額、車両価額協定保険特約が適用されない場合は普通保険約款車両条項第7条（損害額の決定）の規定による損害額をいいます。ただし、保険金額を上限とします。

第6条（当会社の責任限度額）

当会社は、臨時費用保険金と普通保険約款車両条項第10条（支払保険金の計算）に定める保険金（注）の合計額が保険証券記載の保険金額を超える場合であっても、臨時費用保険金を支払います。
 (注) この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されている場合には、同特約第6条（支払保険金の計算）に定める保険金とします。

第7条（保険金の請求）

- 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使用することができるものとします。
- ① 第3条（保険金を支払う場合）(1)に規定する全損時臨時費用保険金の請求に関しては、事故発生の時
 - ② 第3条（保険金を支払う場合）(2)に規定する分損時臨時費用保険金の請求に関しては、損害額（注）が確定した時
 (注) 車両価額協定保険特約が適用される場合は同特約第5条（損害額の決定）の規定による損害額、車両価額協定保険特約が適用されない場合は普通保険約款車両条項第7条（損害額の決定）の規定による損害額をいいます。

第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この特約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合は既に既保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、これらの額の合計額を、それぞれの保険契約または共済契約のうち、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

第9条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款車両条項、基本条項およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

44. 車両新価特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	被保険自動車を主に使用する者で、保険証券の記名被保険者欄に記載されている者をいいます。
協定保険価額	車両価額協定保険特約第1条（用語の定義）に規定する協定保険価額をいいます。
再取得	次のいずれかに該当する者が代替自動車を新たに取得することをい、所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。 ① 被保険自動車の所有者（注） ② 記名被保険者 ③ 記名被保険者の配偶者 ④ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 (注) 被保険自動車と所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主とします。
自家用8車種	用途車種が次のいずれかに該当するものをいいます。

	① 自家用普通乗用車 ② 自家用小形乗用車 ③ 自家用軽四輪乗用車 ④ 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トンを超2トン以下） ⑤ 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下） ⑥ 自家用小形貨物車 ⑦ 自家用軽四輪貨物車 ⑧ 特種用途自動車（キャンピング車）
車価表	自動車の標準的な取引価格を記載した当社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」をいいます。
修理費	普通保険約款車両条項第8条（修理費）に定める修理費をいいます。
初度登録	被保険自動車または自家用軽四輪乗用車または自家用軽四輪貨物車である場合は、初度検査とします。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領取までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
新規取得自動車等	普通保険約款基本条項第8条（被保険自動車の入替）(1)に定める新規取得自動車または所有自動車を含みます。
新車保険価額	被保険自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様の新車の市場販売価格相当額であり、車価表等に記載された価格をいいます。ただし、保険契約締結の時に、車価表等に被保険自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様の自動車の記載がない場合は、車価表に記載された初度登録後1年未満の被保険自動車と同等クラスの自動車の価格により定めるものとします。
代替自動車	被保険自動車の代替として使用する自動車をいいます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
被保険者	普通保険約款車両条項の被保険者をいいます。
復旧	再取得または被保険自動車の修理のいずれかを行います。
復旧費用	損害を受けた被保険自動車について復旧をするために実際に要した額をいいます。なお、代替自動車を再取得する場合は、代替自動車の本体価格、付属品およびこれにかかると消費税の額をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時における被保険自動車の価額をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
用途車種	登録番号標等（注）上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小形乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小形貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車、小型オートバイ、自家用バス等の区分を含みます。なお、用途車種の区分は当社が定める区分とするものとします。 (注) 車両番号標および標識番号標を含みます。

第2条（この特約の適用条件）

- この特約は、次の①から⑤までに定める条件をすべて満たしており、かつ、保険証券がこの特約を適用する旨記載されている場合に適用します。
- ① 被保険自動車の用途車種が自家用8車種であること。
 - ② 保険期間の初日の属する月が、被保険自動車の初度登録年月の翌月から起算して25か月以内であること。
 - ③ 保険期間の末日の属する月が、被保険自動車の初度登録年月の翌月から起算して37か月以内であること。
 - ④ この保険契約に車両価額協定保険特約があわせて適用されていること。
 - ⑤ 保険証券記載の協定新価保険金額に対する協定保険価額の割合が50%以上であること。

第3条（協定新価保険価額）

- (1) 当会社と保険契約者または被保険者は、被保険自動車の新車保険価額を協定し、その価額（以下「協定新価保険価額」といいます。）を協定新価保険金額として定めるとします。
- (2) 普通保険約款基本条項第8条（被保険自動車の入替）(1)①または②のいずれかの場合に、保険契約者が書面により被保険自動車の入替の請求を行う、当会社がこれを承認するときに、次の①および②に定める条件をいずれも満たしているときは、当会社と保険契約者または被保険者は、新規取得自動車等の新車保険価額を協定し、協定新価保険額および協定新価保険金額を変更するものとします。
- ① 保険期間の初日の属する月が、新規取得自動車等の初度登録年月の翌月から起算して25か月以内であること。
 - ② 保険期間の末日の属する月が、新規取得自動車等の初度登録年月の翌月から起算して37か月以内であること。
 - ③ (2)の場合において、保険期間の初日の属する月が新規取得自動車等の初度登録年月の翌月から起算して25か月を超えるとき、または保険期間の末日の属する月が新規取得自動車等の初度登録年月の翌月から起算して37か月を超えるときは、当会社は、この特約を適用しません。
 - ④ (1)の場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
 - ⑤ (4)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領取前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（支払保険金の計算）

- 1回の事故につき当会社が支払う保険金の額は、普通保険約款車両条項第10条（支払保険金の計算）(1)および車両価額協定保険特約第6条（支払保険金の計算）の規定にかかわらず、次のとおりとします。
- ① 被保険自動車の損傷を修理することができない場合で再取得を行ったとき、または修理費が協定保険価額以上となる場合で復旧を行ったときは、復旧費用と協定保険価額のいずれか高い額をただし、保険証券記載の協定新価保険金額を限度とします。
 - ② 修理費が協定保険価額に達しない場合で、かつ、協定新価保険価額の50%以上に相当する額となる場合（注1）で、復旧を行ったときは、復旧費用と修理費のいずれか高い額を、ただし、保険証券記載の協定新価保険金額を限度とします。
 - ③ 被保険自動車の損傷を修理することができない場合で再取得を行わなかったとき、または修理費が協定保険価額以上となる場合で復旧を行わなかったときは、協定保険価額（注2）
 - ④ ①から③以外の場合は、車両価額協定保険特約第5条（損害額の決定）②の額から保険証券記載

の免責金額（注3）を差し引いた額。ただし、協定保険価額（注2）を限度とします。
（注1）被保険自動車内外表、外被部品以外の部分に著しい損傷が生じた場合に限ります。
（注2）車両価額協定保険特約第7条（協定保険価額が保険価額を著しく超える場合）の適用がある場合は、保険価額とします。

（注3）当会社が保険金を支払う事故の発生時の順によって定めます。

第5条（復旧義務）

- 被保険者は、前条①または②の規定により保険金の支払を受ける場合には、被保険自動車に損害が生じた日の翌日から起算して90日以内に、復旧しなければなりません。ただし、復旧に際しやむを得ない事情がある場合には、あらかじめ当会社の承認を得て、復旧の期間につき、これを変更することができます。
- 保険契約者または被保険者は、復旧をした場合は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。

第6条（協定新価保険価額が新車保険価額を著しく超える場合）

協定新価保険価額が新車保険価額を著しく超える場合は、第4条（支払保険金の計算）および第10条（再取得時諸費用保険金）の規定の適用においては、その新車保険価額を協定新価保険価額および協定新価保険金額とします。

第7条（協定新価保険金額と評価のための告知）

保険契約者または被保険者は、被保険自動車の協定新価保険価額を定めるに際し、当社が被保険自動車の新車保険価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。

第8条（この特約を適用しない場合）

当会社は、次の①および②に規定する損害に対しては、この特約を適用しません。

- 被保険自動車が盗難されたことよって生じた損害。ただし、被保険自動車が発見された場合で、発見されるまでの間に被保険自動車に損害が生じたときを除きます。
- 次のいずれかに該当する者の重大な過失によつて生じた損害
ア、被保険者または被保険者を受け取るべき者（注）イ、所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする賃借契約に基づく被保険自動車の借主（注）ウ、上記アおよびイに定める者の法定代理人
エ、上記アおよびイに定める者の業務に従事する者の中から使用人
オ、上記アおよびイに定める者の父兄、配偶者または子。ただし、被保険者または被保険者を受け取るべき者（注）を除くことを目的とする場合に限ります。
（注）これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第9条（保険金の支払時期）

当会社は、普通保険約款基本条項第24条（保険金の支払時期）（1）の規定にかかわらず、請求完了日（注）または①から③までの日のいずれか遅い日からその日を含めて30日以内に、同条項第24条（1）①から③までの事項の確認を終え、保険金を支払います。

- 第5条（復旧義務）（1）の復旧を行った場合は、同条（2）の復旧の通知をした日
- 第5条（1）の復旧を行わなかった場合であつて、被保険者が復旧する意思のないことを当社に申し出たときは、申し出のあった日
- 第5条（1）の復旧を行わなかった場合であつて、上記②の申し出がなかったときは、被保険自動車に損害が生じた日の翌日から起算して90日を超えた日
（注）被保険者が普通保険約款基本条項第23条（保険金の請求）（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

第10条（再取得時諸費用保険金）

- 再取得に伴い、当社が第4条（支払保険金の計算）①または②に規定する保険金を支払う場合は、協定新価保険金額の15％に相当する額を再取得時諸費用保険金として被保険者に支払います。ただし、30万円を限度とします。
- 当会社は、（1）の規定によって支払うべき再取得時諸費用保険金と保険金の合計額が保険証券記載の協定新価保険金額を超える場合でも、再取得時諸費用保険金を支払います。
- 再取得時諸費用保険金に関しては、（1）と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約（以下この条において「他の保険契約等」といいます。）がある場合であっても、当会社は、この特約により支払うべき保険金の額を支払います。
- （3）の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合は既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がその額のおとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額から差し引いた額に対してのみ再取得時諸費用保険金を支払います。
- 再取得時諸費用保険金が支払われる場合は、当会社は車両臨時費用特約第3条（保険金を支払う場合）に定める全損時臨時費用保険金および分損時臨時費用保険金は支払いません。

第11条（被害物についての当会社の権利）

- 当会社は、普通保険約款車両条項第12条（被害物についての当会社の権利）（1）の規定にかかわらず、再取得を行ったことにより当社が保険金を支払った場合は、被保険自動車について被保険者が持っている所有権その他の物権を取得します。
- （1）の場合において、当社がその権利を取得しない旨の意思を表示して保険金を支払ったときは、被保険自動車について被保険者が持っている所有権その他の物権は当社には移転しません。

第12条（他の特約との関係）

- 当会社は、他車運転特約第6条（車両損害についての特別）の規定の適用において、この特約は適用しません。
- 当会社は、被保険自動車の入替自動補償特約第4条（車両保険の特別）の規定の適用において、この特約は適用しません。
- 当会社は、臨時代替自動車特約第8条（車両損害についての特別）の規定の適用において、この特約は適用しません。

第13条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款車両条項、基本条項および車両価額協定保険特約の規定を準用します。

45. 車両全損時超過修理費特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
協定保険価額	車両価額協定保険特約第1条（用語の定義）に規定する協定保険価額をいいます。ただし、同特約第7条（協定保険価額が保険価額を著しく超える場合）の適用がある場合は、保険価額とします。
自家用8車種	用途車種が次のいずれかに該当するものをいいます。 ① 自家用普通乗用車 ② 自家用小形乗用車 ③ 自家用軽四輪乗用車 ④ 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）

	⑤ 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下） ⑥ 自家用小形貨物車 ⑦ 自家用軽四輪貨物車 ⑧ 特種用途自動車（キャンピング車）
修理支払限度額	協定保険価額に50万円を加えた金額をいいます。
修理費	普通保険約款車両条項第8条（修理費）に定める修理費をいいます。
初度登録	被保険自動車が自家用軽四輪乗用車または自家用軽四輪貨物車である場合は、初度検査とします。
全損	車両価額協定保険特約第1条（用語の定義）に定める全損をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
被保険者	普通保険約款車両条項の被保険者をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあつて損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
用途車種	登録番号標等（注）上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小形乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小形貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車、小型タンパー、自家用バス等の区分をいいます。なお、用途車種の区分は当社が定める区分表によるものとします。 （注）車両番号標および標識番号標を含みます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①から③までに定める条件をすべて満たしており、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

- 被保険自動車の用途車種が自家用8車種であること。
- この保険契約が車両価額協定保険特約が併せて適用されていること。
- 保険期間の初日の属する月が、被保険自動車の初度登録年月の翌月から起算して25か月を超えていないこと。

第3条（支払保険金の計算）

被保険自動車に生じた損害が全損の場合で、かつ、実際に修理したときは、当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第10条（支払保険金の計算）（1）および車両価額協定保険特約第6条（支払保険金の計算）の規定にかかわらず、同特約第5条（損害額の決定）②に定める損害の額を保険金として支払います。ただし、修理支払限度額を限度とします。

第4条（車両臨時費用特約の一部変更）

当会社は、車両臨時費用特約第6条（当会社の責任限度額）を「当会社は、臨時費用保険金と車両全損時超過修理費特約第3条（支払保険金の計算）に定める保険金の額の合計額が保険証券記載の保険金額を超える場合であっても、臨時費用保険金を支払います。」と読み替えて適用します。

第5条（保険金の請求）

被保険者がこの特約の規定による保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第23条（保険金の請求）（2）に定める書類または証拠のほか、被保険自動車を修理したことおよびその修理費が確認できる書類または証拠を当社に提出しなければなりません。

第6条（被害物についての当会社の権利）

当会社が、この特約により保険金を支払った場合は、被保険自動車について被保険者が持っている権利は当社に移転しません。

第7条（他の特約との関係）

- 当会社は、他車運転特約第6条（車両損害についての特別）の規定の適用において、この特約は適用しません。
- 当会社は、被保険自動車の入替自動補償特約第4条（車両保険の特別）の規定の適用において、この特約は適用しません。
- 当会社は、臨時代替自動車特約第8条（車両損害についての特別）の規定の適用において、この特約は適用しません。

第8条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款車両条項、基本条項および車両価額協定保険特約の規定を準用します。

46. 自宅・車庫等修理費用特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	被保険自動車を主に使用する者で、保険証券の記名被保険者欄に記載されている者をいいます。
事故	被保険自動車が自宅・車庫等と衝突または接触したことをいいます。
修理費用	損害が生じた地および時において、被害車庫等を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。
他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被害車庫等	事故により損害を被った自宅・車庫等をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいい、原動機付自転車を含みます。
免責金額	支払保険金の計算にあつて損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険自動車が事故によって自宅・車庫等に損害が生じた場合には、被保険者が被害車庫等の修理費用を負担することによって被る損害に対して、この自宅・車庫等修理費用特約および基本条項に従い、自宅・車庫等修理費用保険金を支払います。

第4条（保険金を支払わない場合）

- 当会社は、次のいずれかに該当する事由によつて生じた損害に対しては、自宅・車庫等修理費用保険金を支払いません。
 - 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失によつて生じた損害
ア、保険契約者（注1）または被保険者

- イ、被害車庫等を所有、使用または管理する者（注2）
ウ、上記アおよびイに定める者の法定代理人
エ、上記アおよびイに定める者の専任の従事中の使用人
オ、上記アおよびイに定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者が取得させる目的であった場合に限りす。
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）
③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらに特性に起因する事故
⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑦ 差支え、取用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
⑧ 被保険自動車を競技、試技（注6）もしくは試験のために使用するごと、または被保険自動車を競技、試技もしくは試験を行うことと目的とする場所において使用（注7）すること。
（注1）被保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

- （注2）これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（注3）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
（注4）使用汚染物を含みます。
（注5）原子核分裂生成物を含みます。
（注6）競技または試技のための練習を含みます。
（注7）救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
（2）当社は、被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合、または道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で被保険自動車を運転している場合に生じた事故による損害に対しては、自宅・車庫等修理費用保険金を支払いません。

第5条（被保険者の範囲）

- （1）この自宅・車庫等修理費用特約における被保険者は被保険自動車を運転中の者とします。
（2）（1）の規定にかかわらず、被保険自動車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険自動車を運転中の者は被保険者に含まれません。

第6条（保険の目的-自宅・車庫等）

- （1）この自宅・車庫等修理費用特約において、自宅・車庫等とは次のいずれかに該当する者が所有、使用または管理する建物もしくは車庫をいいます。
① 記名被保険者
② 被保険自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
（2）（1）の建物には次の①から④までの物を含むものとします。
① 門、塀または垣
② 物置その他の付属建物
③ 建具その他の建物の従物
④ 電気・ガス・暖房・冷房設備その他の建物の付属設備

第7条（支払保険金）

- （1）当社の支払う自宅・車庫等修理費用保険金の額は、被保険者が実際に負担した被害車庫等の修理費用の額とします。ただし、1回の事故につき20万円を限度とします。
（2）（1）の規定によって支払うべき自宅・車庫等修理費用保険金の額は、保険期間を通じ（注）、50万円をもって限度とします。
（注）保険期間が1年を超える場合は、同一保険年度中とします。
（3）（2）の保険年度は、保険期間の初日から起算した1年を単位とする期間ごとに定めるものとし、最終年度については、その期間が1年未満であっても、1保険年度とします。

第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- （1）他の保険契約等がある場合であっても、当社は、この特約により支払うべき保険金の額を支払います。
（2）（1）の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当社は、それらの額の合計額を、損害の額（注）から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。
（注）それぞれの保険契約または共済契約において、損害の額を異なる場合はそのうち最も高い額をいいます。
（3）（2）の償済の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第9条（普通保険約款基本条項の読み替え）

- この特約については、普通保険約款基本条項を次のとおり読み替えるものとします。
（2）第2条（保険責任の始期および終期）（3）の規定中「保険金」とあるのを「自宅・車庫等修理費用特約の保険金」
② 第13条（重大事由による保険契約の解除）（2）の規定中「賠償責任条項、自損事故条項、無保険車傷害条項または搭乗者傷害条項」とあるのを「自宅・車庫等修理費用特約」
③ 第13条（4）②の規定中「車両条項」とあるのを「自宅・車庫等修理費用特約」
④ 第23条（保険金の請求）（1）②の規定中「車両条項」とあるのを「自宅・車庫等修理費用特約」

第10条（運転者家族限定特約等の不適用）

この特約の適用においては、運転者家族限定特約、運転者本人・配偶者限定特約、運転者年齢条件特約（個人用）および運転者年齢条件特約（法人用）の規定は適用しません。

第11条（特約規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款基本条項およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

47. 代車費用特約（代車借入条件付実損払方式）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	被保険自動車を主に使用する者で、保険証券の記名被保険者欄に記載されている者をいいます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱ったことと業としてしている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 被保険自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 被保険自動車が生1年以上を期間とする賃貸契約により賃貸されている場合は、その借主 ③ ①および②以外の場合は、被保険自動車を所有する者
正規の乗車装置	乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に定める乗車装置をいいます。
代車借入期間	被保険者が最初に代車を借り入れた日以降の代車借入期間をいいます。
他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
盗難	付属品等被保険自動車の一部のみの盗難を除きます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、被保険自動車が普通保険約款車庫条項の適用がある場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

- （1）当社は、次のいずれかに該当する事由により被保険自動車を使用できなくなり、かつ、被保険自動車の代替交通手段としてレンタカー等の代車を利用したときにより、被保険者が費用を負担したことによって被った損害に対して、この特約に従い、代車費用保険金を支払います。
① 普通保険約款車両条項および被保険自動車について適用される他の特約の規定により被保険者の対象となる事故（注）に伴って被保険自動車に損害が生ずること。
② 被保険自動車の盗難。ただし、被保険者または被保険者が盗難の事実を警察官に届け出た場合に限りす。
（注）②に該当する場合を除きます。

- （2）（1）①に定める事由に該当する場合であっても、被保険自動車が自力で走行する場合で、かつ、被保険者がその損傷を修理しないときは、当社は、代車費用保険金を支払いません。

第4条（被保険者の範囲）

- （1）この特約における被保険者は、代車を借り入れた次のいずれかに該当する者とします。
① 記名被保険者
② 被保険自動車の所有者
③ 被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注1）に搭乗中の者（注2）
（注1）隅座りおよび通行できないように仕切られている場所を除きます。
（注2）一時的に被保険自動車から離れている者を含みます。
（2）（1）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者に含まれません。
① 被保険自動車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険自動車に搭乗していた者および搭乗していたとみなされる者
② 極めて異常かつ危険な方法で被保険自動車に搭乗中の者
③ 業務として被保険自動車を受託している自動車取扱業者

第5条（代車費用保険金の計算）

- 1回の事故につき当社の支払う代車費用保険金の額は、次の①の額に②の期間を乗じた額とします。
① 次の②の代車借入期間における被保険者が負担した1日あたりの代車費用。ただし、保険証券記載の保険金上限を限度とします。
② 代車借入期間。ただし、30日を限度とします。

第6条（代車借入期間）

- 前条②の規定にかかわらず、次の①から③に規定する期間は代車借入期間に含めません。
① 第3条（保険金を支払う場合）（1）③の場合においては、次に規定する期間
ア、事故日の翌日を起算日として90日後の日以後の期間
イ、被保険自動車の損傷を修理することができない場合は、被保険者が、被保険自動車の代替とする自動車を新たに取得（注1）した日以後の期間
ウ、①イ以外の場合で、被保険自動車の損傷を修理しないときは、被保険者が被保険自動車の代替とする自動車を新たに取得（注1）した日、または被保険者が代車を借り入れた日から起算して被保険自動車の損傷に対して通常の修理を行った場合に被保険自動車が被保険者の手元に戻ったであろう日のうちいずれか早い日以後の期間
エ、被保険自動車の損傷を修理する場合は、被保険自動車が修理完了後、被保険者の手元に戻った日以後の期間。ただし、被保険者の責めに帰すべき事由によりこれらの者の手元に被保険自動車の戻るのが遅延した場合は、その遅延がなければ手元に戻ったであろう日以後の期間とします。
② 第3条（1）②の場合においては、次に規定する期間

- ア、警察届出（注2）の翌日を起算日として90日後の日以後の期間
イ、被保険自動車が発見されなかった場合は、被保険者が、被保険自動車の代替とする自動車を新たに取得（注1）した日以後の期間
ウ、被保険自動車が発見された場合であって、損傷があり、かつ、被保険自動車の損傷を修理することができないときは、被保険者が、被保険自動車の代替とする自動車を新たに取得（注1）した日以後の期間
エ、被保険自動車が発見された場合であって、損傷があり、かつ、被保険自動車の損傷を修理しないとき（注2）に該当するときは除きます。は、被保険者が被保険自動車の代替とする自動車を新たに取得（注1）した日、または被保険者が代車を借入れた日から起算して被保険自動車の損傷に対して通常の修理を行った場合に被保険自動車が被保険者の手元に戻ったであろう日のうちいずれか早い日以後の期間
オ、被保険自動車が発見された場合であって、損傷があり、かつ、被保険自動車の損傷を修理する場合は、被保険自動車が修理完了後、被保険者の手元に戻った日以後の期間。ただし、被保険者の責めに帰すべき事由によりこれらの者の手元に被保険自動車の戻るのが遅延した場合は、その遅延がなければ手元に戻ったであろう日以後の期間とします。
カ、被保険自動車が発見された場合であって、損傷がないときは、被保険自動車が発見されて、被保険者の手元に戻った日以後の期間。ただし、被保険者の責めに帰すべき事由によりこれらの者の手元に被保険自動車の戻るのが遅延した場合は、その遅延がなければ手元に戻ったであろう日以後の期間とします。

- ③ ①および②の規定にかかわらず、被保険自動車の代替とする自動車を新たに取得（注1）または被保険自動車の損傷を修理するのの際にやむを得ない事情がある場合には、あらかじめ当社の承認を得て、①または②アまたは②イの期間につき、これを変更することができず。
（注1）所有権留保条項付売買契約に基づく購入または1年以上を期間とする賃貸契約による借入れを含みます。

- （注2）被保険者または被保険者が盗難があったことを警察官に届け出た日をいいます。
第7条（現物による支払）
当社は、被保険者または被保険者からの申出があった場合には、被保険者の損害の全部または一部に対して、代車自動車の貸与をもって代車費用保険金の支払に代えることができます。

第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この特約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合には既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、それ以外の保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約または共済契約のないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

第9条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する代車費用保険金の請求権は、普通保険約款基本条項第23条（保険金の請求）(1)の規定にかかわらず、第5条（代車費用保険金の計算）の規定により当会社が保険金を支払うべき代車費用の額が確定した時から発生し、これを使用することができるものとします。
- (2) 被保険者が代車費用保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第23条（保険金の請求）(2)に定める書類または証拠のほか、レンタカー等の代車を借入れた事実、日数および代車費用の額を証明する客観的書類を当会社に提出しなければなりません。ただし、当社がレンタカー等の代車を借入れた事実、日数および代車費用の額を確認できる場合を除きます。
- (3) 被保険者が、正当な理由がなく(2)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類額もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それにより当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条（普通保険約款基本条項の読み替え）

- この特約については、普通保険約款基本条項を次のとおり読み替えるものとします。
- ① 第13条（重大事由による保険契約の解除）(2)の規定中「賠償責任事項、自損事故損害、無保険車傷害事項または搭乗者傷害事項」とあるのを「代車費用特約（代車借入条件付実損払方式）」
- ② 第13条（4）④の規定中「車両条項」とあるのを「代車費用特約（代車借入条件付実損払方式）」

第11条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款車両条項、基本条項およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

48. リース契約中途解約費用特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
借主	リース契約上の借主をいいます。
記名被保険者	被保険自動車を中心に使用する者で、保険証券の記名被保険者欄に記載されている者をいいます。
修理費	普通保険約款車両条項第8条（修理費）の規定にかかわらず、損害が生じた地および時にあり、被保険自動車を事故発生直前の状態に回復するために必要な修理費。この場合、被保険自動車の復旧に際して、当社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。
全損	被保険自動車の損傷を修理することができない場合または修理費がリース契約中途解約費用の額以上となる場合をいいます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
被保険自動車の価額	保険契約者と当社であらかじめ約定した方法により設定するものとします。
分損	全損以外の場合をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたっては損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
リース契約	あらかじめ借受人を定めて有償で自動車を貸渡することを業としている者との賃貸契約をいいます。
リース契約中途解約費用	被保険自動車の全損または分損を原因としてリース契約を中途で解約することによって、被保険者がリース契約に基づきリース契約上の貸主に対して負担する費用をいいます。ただし、被保険者が事故発生した時点で、リース契約に基づき支払うべき費用は除きます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、被保険自動車リース契約により貸し出された自動車であり、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約、普通保険約款車両条項および基本条項（注）に従い、保険金を支払います。（注）被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合―貸主の故意・法令違反等）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する者の故意によって生じた損害に対しては、普通保険約款車両条項およびこの特約による保険金を支払いません。
- ① リース契約上の貸主（注）
- ② ①に定める者の法定代理人
- ③ ①に定める者の業務に従事中の使用人
- ④ ①に定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。
- (注) これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (2) 当会社は、(1)①から④までのいずれかに該当する者が法令に定められた運転資格を持たない被保険自動車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合、または道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で被保険自動車を運転している場合に生じた損害に対しては、普通保険約款車両条項およびこの特約による保険金を支払いません。

第5条（車両傷損の被保険者）

普通保険約款車両条項第6条（被保険者の範囲）の規定にかかわらず、同条項およびこの特約における被保険者は、被保険自動車の借主とします。

第6条（車両価額協定保険特約の不適用）

当会社は、車両価額協定保険特約第2条（この特約の適用条件）の規定にかかわらず、同特約を適用しません。

第7条（損害額の決定）

当会社が保険金を支払うべき損害の額は、普通保険約款車両条項第7条（損害額の決定）の規定にかかわらず、次のとおりとします。

- ① 全損の場合
リース契約中途解約費用を損害の額とします。
- ② 分損の場合
次の算式によって算出した額を損害の額とします。

$$\boxed{\text{修理費}} - \boxed{\text{修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額}} = \text{損害の額}$$

第8条（支払保険金の計算）

- (1) 1回の事故につき当会社の支払うべき保険金の額は、普通保険約款車両条項第10条（支払保険金の計算）(1)の規定にかかわらず、次のとおりとします。
- ① 全損の場合は、前条①に定める損害額
- ② 分損の場合は、次の算式によって算出した額とします。

$$\boxed{\text{前条②に定める損害額}} - \boxed{\text{保険証券記載の免責金額（注）}} = \text{保険金の額}$$

- (注) 当会社が支払責任を負う事故の発生の時の順によって定めます。
- (2) 普通保険約款車両条項第10条（3）の規定にかかわらず、同条項第7条（損害額の決定）に定める損害額および同条項第9条（費用）に定める費用のうち、回収金（注1）がある場合は、次のとおりとします。

- ① 全損の場合
規定にかかわらず、当社が支払うべき回収金の額は、前条①に定める損害額および普通保険約款車両条項第9条に定める費用の合計額から回収金（注1）を差し引いた額とします。ただし、リース契約中途解約費用の算出にあたり、回収金（注1）を充当している場合を除きます。
- ② 分損の場合
回収金（注1）の額が被保険者の自己負担額（注2）を超過するときは、当会社は(1)および普通保険約款車両条項第10条（2）に定める損害額の合計額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。
- (注1) 第三者が負担すべき金額で被保険者または被保険自動車の所有者のために既に回収されたものをいいます。
- (注2) 損害額および費用の合計額から(1)および普通保険約款車両条項第10条（2）に定める保険金の合計額を差し引いた額をいいます。

第9条（被保険者としての当会社の権利）

- (1) 当会社が全損として保険金を支払った場合は、被保険自動車について被保険自動車の所有者が持っている所有権その他の物権を取得します。
- (2) 被保険自動車の一部が盗難にあった場合に、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、当会社は、支払った保険金の額の損害額に対する割合に応じて、その盗難にあった物について被保険者がする所有権その他の物権を取得します。
- (3) (1)および(2)の場合において、当社がその権利を取得しない旨の意思を表示して保険金を支払ったときは、被保険自動車について被保険自動車の所有者が持っている所有権その他の物権は当会社に移動しません。

第10条（盗難自動車への返還）

普通保険約款車両条項第13条（盗難自動車の返還）の規定にかかわらず、当社が被保険自動車の盗難によって生じた損害に対して保険金を支払った日の翌日から起算して60日以内に被保険自動車が発見された場合は、リース契約上の貸主が既に受け取ったリース契約中途解約費用を被保険者に返し、かつ、被保険者が既に受け取った保険金を当会社に払い戻したとき限り、被保険者はその返還を受けることができます。この場合、発見されるまでの間に被保険自動車に生じた損害により被った損害に対しては保険金を請求することができます。

第11条（重大事由による解除に関する特約）

- (1) 当会社は、被保険者（注1）が、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。
- ① 反社会的勢力（注2）に該当すると認められること。
- ② 反社会的勢力（注2）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ③ 反社会的勢力（注2）を不当に利用していると認められること。
- ④ 法人である場合において、反社会的勢力（注2）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- ⑤ その他反社会的勢力（注2）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- (注1) 記名被保険者以外の者に限ります。
- (注2) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

- (2) (1)の解除または普通保険約款基本条項第13条（重大事由による保険契約の解除）(1)③の規定による解除が損害の発生した後になされた場合は、同条項第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)の解除の原因となる事由または同条項第13条（1）③の事由が生じた時から解除がなされた時点で発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (3) (2)の規定は、(1)①から⑤までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第12条（申込書の保険金額欄の記載）

- (1) 保険契約者は、申込書の保険金額欄に保険証券記載の保険期間の初日における被保険自動車の価額を記載しなければなりません。
- (2) 普通保険約款基本条項第8条（被保険自動車の入替）(1)①および②のいずれかの場合において、保険契約者が書面により被保険自動車の入替の承認の請求を行うときは、新たに被保険自動車の価額を契約内容変更依頼書（承認請求書）に記載しなければなりません。
- (3) 当会社は、(2)の場合において、その定めるところに従い、保険金を返還し、または追加保険料を請求できます。
- (4) 保険契約者が(3)の追加保険料の支払を怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第13条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

49. リースカーの修理費優先支払特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
事故関連費用	普通保険約款車両条項第9条（費用）に定める費用をいいます。

損害額	リース契約中途解約費用特約第7条（損害額の決定）②に定める損害の額をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
リース契約中途解約費用	被保険自動車の全損または分損を原因としてリース契約を中途で解約することによって、被保険者がリース契約に基づきリース契約上の貸主に対して負担する費用をいいます。ただし、被保険者が事故発生の際までに、リース契約に基づき支払うべき費用は除きます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項およびリース契約中途解約費用特約の適用がある場合に適用されます。

第3条（この特約による支払保険金の計算）

- 当社は、この特約により、次の①および②に掲げる条件をいずれも満たしている場合は、リース契約中途解約費用特約第8条（支払保険金の計算）の規定にかかわらず、1回の事故につき当社の支払う保険金の額は、損害額から保険証券記載の免責金額（注）を差し引いた額とします。ただし、20万円（以下「限度額」といいます。）を限度とします。
 - 用語の定義）に定める修理費がリース契約中途解約費用の額以上となり、当社が同条に定める全損と認定した場合であつ、かつ、実際に修理を行ったこと
 - リース契約中途解約費用の額が、限度額以下であつたこと
- （注）当社が支払責任を負う事故の発生の際の順によって定めます。
- （1）の保険金に加え、保険契約者または被保険者が事故関連費用を支出した場合は、当社は、これらの費用の合計額を保険金として支払います。
- 損害額および事故関連費用のうち、回収金（注1）がある場合において、回収金（注1）の額が被保険者の自己負担額（注2）を超過するときは、当社は（1）および（2）に定める保険金の合計額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。

（注1）第三者が負担すべき金額で被保険者または被保険自動車の所有者のために既に回収されたものをいいます。ただし、リース契約中途解約費用の算出にあたり、充当しているものは除きます。

（注2）損害額および事故関連費用のうち、実際に発生した額の合計額から（1）および（2）に定める保険金の合計額を差し引いた額をいいます。
- （1）から（3）までの規定にかかわらず、被保険者の請求があった場合は、リース契約中途解約費用特約第8条（支払保険金の計算）の規定に従い保険金を支払います。

50. 機械装着車「車両損害」特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
装備	自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い被保険自動車に備えつけられている状態をいいます。
定着	ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
付属機械装置	医療防疫車、検査測定車、電源車、放送中継車等自動車検査証記載の用途が特種用途である自動車に定着または装備されている精密機械装置をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条（付属機械装置の取扱い）

当社は、この特約により、普通保険約款車両条項第2条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、付属機械装置が定着または装備されており、かつ、その価額が保険証券記載の保険金額に含まれている場合に限り、付属機械装置を普通保険約款車両条項第1条（用語の定義）に規定する付属品に含めることとします。

第4条（保険金を支払う場合）

- 当社は、この特約により、普通保険約款車両条項第2条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、保険証券に明記された付属機械装置については、被保険自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合に限り、損害に対して保険金を支払います。
- 当社は、付属機械装置に生じた損害と被保険自動車の他の部分に生じた損害に対しては、それぞれ各別に（普通保険約款車両条項第7条（損害額の決定）から第10条（支払保険金の計算）までの規定）を適用し、損害に対して保険金を支払います。ただし、付属機械装置の損害に対しては、免責金額を差し引きません。
- この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されている場合には、同特約第5条（損害額の決定）から第7条（協定保険価額が保険価額を著しく超える場合）までの規定を含みます。

51. 特殊車両「車両損害」補償範囲特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

- 被保険自動車が工作用自動車の場合には、当社は、この特約により、普通保険約款車両条項第2条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被保険自動車の次の場合には、被保険自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合に限り、損害に対して保険金を支払います。
 - キャタビラ、排土板（注1）、バケット（注2）、フォーク、ローワー等作業において常時接地する部品
 - リダー（注3）、ドロップハンマ、ディーゼルハンマ、アースオーガ（注4）、パイロハンマ（注5）その他これらに類似の機能を有する物であつて、被保険自動車に装着されている部品および機械装置または使用の目的により交換する部分部品および機械装置（注1）かつ、エンジンおよびエンドピッドを含みます。
 - 注2）ツメ、ツース、ポイントおよびサイドカットを含みます。

（注3）ステーおよびフロントブラケットを含みます。

（注4）ローアを含みます。

（注5）チャックを含みます。

- 被保険自動車が農耕作業用自動車の場合には、当社は、この特約により、普通保険約款車両条項第2条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被保険自動車の鋤、ロータリー、サイドロータリー、タイヤ、リヤカー、トレーラー等使用の目的により交換装着する部品（注1）については、車体（注2）と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合に限り、損害に対して保険金を支払います。

（注1）部分品の付帯部品を含みます。

（注2）原動機定着部分を含みます。
- 当社は、この特約により、普通保険約款車両条項第2条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、次の①から③に定める物は、被保険自動車に含めません。
 - 被保険自動車が工作用自動車の場合は、被保険自動車から取りはずして用いるコード、ワイヤ、ホース、チェーン、ドリル等の積載付属品
 - 被保険自動車に消防自動車の場合、被保険自動車から取りはずして用いる吸水管、ホース、梯子、斧、斧、トビ、管轄、塵除、塵除用器、分解手入道具等の積載付属品
 - 被保険自動車がタンク車、ふん尿車等の場合は、被保険自動車に付属するホース

52. 工作用自動車ブーム対象外特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、被保険自動車が工作用自動車であつて、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条（ブーム部分の取扱い）

- 当社は、この特約により、普通保険約款車両条項第2条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被保険自動車のブーム部分については、被保険自動車に含めません。
- （1）のブーム部分とは、次の物をいいます。
 - ブーム（注）ならびに伸縮シリンダ、俯仰シリンダ、ワイヤロープ、フック等ブーム（注）と機能上一体をなしている部品およびブーム（注）の機能に必要である部品
 - ①に定めるものに定着または装備されている次の物
 - 使用の目的により交換装着する部分部品および機械装置
 - 安全装置および警報装置
 - 作動油および油脂類
 - 配線、配管およびホース類
 - その他定着または装備されている物

（注）ジブを含みます。

53. 地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	被保険自動車を主に使用する者で、保険証券の記名被保険者欄に記載されている者をいいます。
原動機のシリンダー	エンジンの内部部品であり、燃焼室を構成する筒状の部品をいいます。
サイドシル	自動車のボデーを構成する部品の一つであり、ドア開口部の下端部を構成する部品をいいます。
サスペンション	自動車が走行中に車輪を通じて路面から受ける衝撃や振動を緩和する緩衝機構と、アックス（車軸）と車体を連結しているリンク機構を一括してサスペンションといい、この特約ではそれらの機構を構成する部品の総称をいいます。
車体底部	モノコックボデーの場合、自動車のボデーを構成する一部であり、フロア部分の総称をいいます。フレーム式ボデーの場合、骨組みであるフレーム自体の下面部分および、自動車のボデーのフロア部分の総称をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額回収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
ピラー	自動車のボデーを構成する部品の一つであり、ルーフを支える窓柱部分をいいます。
フレーム	自動車を走行させるために必要な動力伝達装置、サスペンション、かじり装置および制動装置を取り付けるための車枠をいいます。
フレーム式ボデー	フレームとボデーが分離構造となっているものをいいます。
フロア	自動車のボデーを構成する部品の一つであり、車体の床板部分をいいます。
保険金額	車両保険における保険証券記載の保険金額をいいます。
ボデー	自動車の車体のことをいいます。
モノコックボデー	フレームとボデーが一体構造となっているものをいいます。
ルーフ	自動車のボデーを構成する部品の一つであり、屋根部分をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に、適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

- 当社は、この特約により、次のいずれかに該当する事由によって被保険自動車に損害が生じ、全損となった場合には、被保険者が臨時に必要なとする費用に対し、1回の事故について、50万円（注1）を地震・噴火・津波危険車両全損時一時金として支払います。

- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 ② 次のいずれかに該当する事由
 ア ①の事由による拡大
 イ 発生原因が何であるかにかかわらず、被保険自動車に生じた損害の直接の原因となった事故の①の事由による拡大（注2）
 ウ ①の事由に伴う秩序の混乱
 (注1) 保険金額が50万円に満たない場合は、保険金額を限度とします。
 (注2) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。
- (2) この特約において全損とは、被保険自動車の損害の状態が次のいずれかに該当する場合をいいます。なお、被保険自動車について①から⑤までに掲げる部品の名称が異なる場合は、その部品と同一箇所にある同等の機能を有する部品として判定します。

- ① 次のアからウまでに定める条件をすべて満たす場合
 ア ルーフの著しい損傷（注）が生じたこと
 イ 3本以上のビラーの折損、断裂またはこれと同程度の損傷が生じたこと
 ウ 前面ガラス、後面ガラスおよび左右いずれかのドアガラスの損傷が生じたこと。
- ② 次のアからウまでに定める条件をすべて満たす場合
 ア 2本以上のビラーの折損、断裂またはこれと同程度の損傷が生じたこと。
 イ サイドシルの折損、断裂またはこれと同程度の損傷が生じたこと。
 ウ 座席の著しい損傷（注）が生じたこと。
- ③ 次のいずれかに該当する損傷が生じ、走行が困難な場合
 ア 前の左右双方のサスペンションおよびこれらと接続された部位のフレームの著しい損傷（注）
 イ 後の左右双方のサスペンションおよびこれらと接続された部位のフレームの著しい損傷（注）
 ウ 前の左右双方のサスペンションおよび車体底部の著しい損傷（注）
 エ 後の左右双方のサスペンションおよび車体底部の著しい損傷（注）
- ④ 次のいずれかに該当する場合
 ア 原動機のリジダーに著しい損傷（注）が生じ、原動機の始動が著しく困難な場合
 イ 電気自動車の駆動用電気装置の電池部分に著しい損傷（注）が生じ、駆動用電気装置の始動が著しく困難な場合
- ⑤ 流失または埋没し発見されなかった場合
 ⑥ 運転者席の座面を超える浸水を被った場合
 ⑦ 全焼した場合
 ⑧ ①から⑤までのほか、損傷を修理することができない場合で廃車を行ったとき
 (注) 著しい損傷とは、それぞれ部品において、その一部の交換または補修では原状回復できず、部品全体を交換し必要とする場合をいいます。なお、サスペンションについては、構成する部品の大部分に交換を必要とする程度の損傷をいいます。また、原動機のリジダーについては、原動機外観の損傷状態より、原動機のリジダーの損傷が判定できる場合を含みます。
- (3) 当会社は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被保険自動車に損害が生じ、全損となった場合において、その損害を損害が生じる直前の状態（注）に復旧する前に、別の地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被保険自動車に損害が生じたときは、(1)の地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被保険自動車に生じた損害に対しては、(1)の規定を適用しませんが、(注) 損傷が生じる直前の状態とは、構造、質、用途、規模、型、能力等において損害が生じる直前と同一の状態をいいます。
- (4) 普通保険約款基本条項の被保険自動車の入替に関する規定により被保険自動車が入れ替えられた場合は、当会社は、被保険自動車ごとに(3)の規定を適用します。

第4条（保険金を支払わない場合）

- 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、地震・噴火・津波危険車両全損時一時金を支払いません。
- ① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失
 ア 被保険契約の被保険者または保険金を受け取るべき者（注1）
 イ 被保険自動車の所有者、所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする賃借契約に基づく被保険自動車の借主（注1）
 ウ アおよびイに定める者の法定代理人
 エ アおよびイに定める者の業務に従事する使用人
 オ アおよびイに定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる旨であった場合に限りです。
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
- ③ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 ④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑤ 次のいずれかに該当する事由
 ア ②から⑤までの事由によって発生した事故の拡大
 イ 発生原因が何であるかにかかわらず、第3条（保険金を支払う場合）(1)に規定する損害の直接の原因となつた事故の②から⑤までの事由による拡大（注5）
 ウ ②から⑤までの事由に伴う秩序の混乱
- ⑥ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
- ⑦ 詐欺または横領
 (注1) これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 (注2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
 (注3) 使用済燃料を含みます。
 (注4) 原子核分裂生成物を含みます。
 (注5) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

第5条（被保険者の範囲）

この特約における被保険者は、記名被保険者とします。

第6条（保険金の支払時期）

普通保険約款基本条項第24条（保険金の支払時期）(1)の確認をするために、次表「事由」に掲げる特別な調査が不可欠な場合には、同条(1)の規定にかかわらず、当会社は、同条(2)の特別な調査または調査に加え、請求完了日（注）からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数を経過する日までに、地震・噴火・津波危険車両全損時一時金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

事由	期間
災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における普通保険約款基本条項第24条（保険金の支払時期）(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	365日

(注) 被保険者または保険金を受け取るべき者が普通保険約款基本条項第23条（保険金の請求）(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

第7条（被保険自動車が発見された場合の取扱い）

- (1) 第3条（保険金を支払う場合）(2)⑤の規定にしたがい地震・噴火・津波危険車両全損時一時金の請求を行った以降に被保険自動車が発見されたときは、被保険者は、遅滞なく、そのことを当会社に通知しなければなりません。
- (2) 当会社は、(1)の通知を受けた場合には、被保険者に対して、その通知の内容を書面に記載し提出することを求めることができます。
- (3) 当会社は、(1)の通知を受けた場合には、被保険者に対して、保険金の返還を請求することができず。ただし、被保険自動車の損害が第3条(2)の他の規定に該当する場合には、この規定は適用しません。

第8条（普通保険約款車両条項との関係）

この保険契約に普通保険約款車両条項が適用される場合において、被保険自動車に生じた損害により同条項（注）の保険金が支払われるときは、当会社は、その損害に対しては、第3条（保険金を支払う場合）の規定を適用しません。

(注) 普通保険約款車両条項に適用される他の特約を含みます。

第9条（普通保険約款基本条項の読み替え）

- この特約については、普通保険約款基本条項を次のとおり読み替えるものとします。
- ① 第13条（重大事由による保険契約の解除）(4)②の規定中「車両条項」とあるのを「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約」
 ② 第22条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(2)③の規定中「賠償責任条項第14条（費用—対人—対物賠償共通）(2)の対人臨時費用、自損事故条項および無保険車傷害条項」とあるのを「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金」
 ③ 第23条（保険金の請求）(1)⑤の規定中「車両条項」とあるのを「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約」

第10条（運転者家族限定特約等の不適用）

この特約の適用においては、当会社は、運転者家族限定特約、運転者本人・配偶者限定特約、運転者年齢条件特約（個人用）および運転者年齢条件特約（法人用）の規定は適用しません。

第11条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款基本条項およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

54. 地震・噴火・津波危険「車両損害」特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第3条（保険金を支払わない場合—その1）③および⑥の規定にかかわらず、保険証券記載の自動車について次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払います。

① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

第2条（保険金の支払時期）

普通保険約款基本条項第24条（保険金の支払時期）(1)の確認をするために、次表「事由」に掲げる特別な調査が不可欠な場合には、同条(1)の規定にかかわらず、当会社は、同条(2)の特別な調査または調査に加え、請求完了日（注）からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

事由	期間
災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における普通保険約款基本条項第24条（保険金の支払時期）(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	365日

(注) 被保険者または保険金を受け取るべき者が普通保険約款基本条項第23条（保険金の請求）(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

55. 車両価額協定保険特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
協定保険価額	被保険契約者または被保険者と当会社が被保険自動車の価額として契約締結時に協定した価額をいい、契約締結時における被保険自動車と同一の用途車（車名、型、仕様・初度登録年月等）で同じ消耗率の自動車の市場販売価格相当額により定めます。 (注) 初度検査年月を含みます。
自家用8車種	用途車種が次のいずれかに該当するものをいいます。 ① 自家用小型乗用車 ② 自家用小型乗用車 ③ 自家用軽四輪乗用車 ④ 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下） ⑤ 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下） ⑥ 自家用小型貨物車 ⑦ 自家用軽四輪貨物車 ⑧ 特種用途自動車（キャンピング車）
市場販売価格相当額	自動車の標準的な取引価格を記載した当社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」等に記載された価格をいいます。
全損	被保険自動車の損傷を修理することができない場合、または普通保険約款車両条項第8条（修理費）の修理費が協定保険価額以上となる場合（注）をいいます。 (注) 車両が盗難され、発見できなかった場合を含みます。
被保険自動車	被保険証券記載の自動車をいいます。
被保険者	普通保険約款車両条項の被保険者をいいます。
分損	普通保険約款車両条項第8条（修理費）の修理費が協定保険価額未満となる場合をいいます。
保険金額	被保険証券記載の保険金額をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責

用途車種	金額は被保険者の自己負担となります。 登録番号等(注)上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車、小型タンパカー、自家用バス等の区分をいいます。なお、用途車種の区分は当社が定める区分表によるものとします。 (注)車両番号標および標識番号標を含みます。
レンタカー等の自動車	不定額の借主に有償で貸し渡すことを目的とする自動車をいい、1年以上を期間とする賃借契約により貸し渡すものを除きます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、次のいずれかに該当する場合に適用されます。
 ① 被保険自動車の用途車種が自家用8車種のいずれかに該当する自動車である場合。ただし、被保険自動車からレンタカー等の自動車である場合を除きます。
 ② 被保険自動車が①に定める用途車種以外の自動車であり、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合

第3条 (協定保険価額)

- 当会社と保険契約者または被保険者は、協定保険価額を保険金額として定めるものとします。
- 保険契約締結の後、被保険自動車の改造、付属品の装着等によって被保険自動車の価額が著しく増加した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知し、承認を請求しなければなりません。
- 保険契約締結の後、被保険自動車の改造、付属品の取りはずし等によって被保険自動車の価額が著しく減少した場合には、保険契約者または被保険者は、当会社に対する通知をもって、協定保険価額および保険金額について、減少後の被保険自動車の価額に至るまでの減額を請求することができます。
- ②および③の場合、当会社と保険契約者または被保険者は、将来に向かって、保険証券記載の協定保険価額に②の事由によって増加した価額を加えた額または保険証券記載の協定保険価額から③の事由によって減少した価額を差し引いた額に、協定保険価額および保険金額を変更するものとします。
- ④の場合には、当会社は、変更前の保険金額に対応する保険料と変更後の保険金額に対応する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- ⑤の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領取前に生じた事故による損害に対しては、承認の請求がなかつたものとして、この特約(注)に従い、保険金を支払います。
(注)普通保険約款および被保険自動車について適用される他の特約を含みます。
- 普通保険約款基本条項第8条(被保険自動車の入替)(1)①または②に規定する事実があった場合において、保険契約者が書面により被保険自動車の入替の承認の請求を行い、当会社がこれを承認するときは、①の規定により普通保険約款基本条項第1条(用語の定義)に規定する新規取得自動車または所有自動車の価額を定め、その価額に協定保険価額および保険金額を変更するものとします。
- (7)の場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- ⑧の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領取前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条 (保険金額の調整)

この特約が適用されている場合には、当会社は、普通保険約款基本条項第11条(保険金額の調整)の規定は適用しません。

第5条 (損害額の決定)

当会社が保険金を支払うべき損害の額は、普通保険約款車両条項第7条(損害額の決定)の規定にかかわらず、次のとおりとします。

- 被保険自動車の損傷を修理することができない場合は、協定保険価額
- ①以外の場合は、次の算式によって算出した額

$$\frac{\text{普通保険約款車両条項第8条(修理費)に定める修理費}}{\text{普通保険約款車両条項第8条(修理費)}} - \frac{\text{修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額}}{\text{普通保険約款車両条項第8条(修理費)}} = \text{損害の額}$$

第6条 (支払保険金の計算)

1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、普通保険約款車両条項第10条(支払保険金の計算)(1)の規定にかかわらず、次のとおりとします。ただし、保険金額を限度とします。

- 全損の場合は、前条①の額
 - 分損の場合は、前条②の額から保険証券記載の免責金額(注)を差し引いた額
- (注)当会社が支払責任を負う事故の発生時の順によって定めます。

第7条 (協定保険価額が保険価額を著しく超える場合)

協定保険価額が保険価額(注)を著しく超える場合は、前2条の規定の適用においては、その保険価額(注)を協定保険価額および保険金額とします。

第8条 (価額の評価のための告知)

保険契約者または被保険者は、被保険自動車の協定保険価額を定めるに際し、当会社が被保険自動車の価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

第9条 (被害物についての当会社の権利)

この特約が適用される場合は、普通保険約款車両条項第12条(被害物についての当会社の権利)(1)中の「保険価額」を「協定保険価額」と読み替えるものとします。ただし、第7条(協定保険価額が保険価額を著しく超える場合)の規定が適用される場合を除きます。

56. 車対車事故免責ゼロ特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	その所有者が被保険自動車の所有者と異なる自動車(注)をいいます。 (注)原動機付自転車を含みます。
自家用8車種	用途車種が次のいずれかに該当するものをいいます。 ① 自家用普通乗用車 ② 自家用小型乗用車 ③ 自家用軽四輪乗用車 ④ 自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下) ⑤ 自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)

所有権留保条項付売買契約	⑥ 自家用小型貨物車 ⑦ 自家用軽四輪貨物車 ⑧ 特種用途自動車(キャンピング車)
所有者	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領取までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移す、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
被保険自動車	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 自動車(注)が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 自動車(注)が1年以上を期間とする賃借契約により賃借されている場合は、その借主 ③ ①および②以外の場合は、自動車(注)を所有する者
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
用途車種	登録番号等(注)上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車、小型タンパカー、自家用バス等の区分をいいます。なお、用途車種の区分は当社が定める区分表によるものとします。 (注)車両番号標および標識番号標を含みます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、次の①および②に定める条件をすべて満たしており、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

- 被保険自動車の用途車種が、自家用8車種である場合
- 車両両保険契約における保険証券記載の免責金額が、5万円の場合

第3条 (車両両免責金額の取扱い—免責金額5万円の不適用)

被保険自動車と相手自動車との衝突または接触によって被保険自動車に生じた損害に対して、普通保険約款車両条項およびこちらに付帯される他の特約における支払保険金の計算の規定により差し引かれるべき免責金額が5万円を超えた場合は、この特約により、その免責金額を差し引きません。ただし、被保険自動車と衝突または接触した相手自動車の登録番号等(注)ならびに事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称が確認された場合に限りです。
(注)登録番号、車両番号、標識番号または車台番号をいいます。

第4条 (保険金の請求—交通事故証明書を出さない場合)

被保険者は、この特約に基づき保険金の支払を請求する場合、普通保険約款基本条項第23条(保険金の請求)(2)ただし書の交通事故証明書を提出できない相当の理由があるときは、交通事故証明書にかえて次の書類および写真を当会社に提出しなければなりません。
 ① 被保険自動車と相手自動車との衝突または接触の事実を証明する書類であって、その相手自動車の事故発生時の運転者または所有者の住所の記載および記名押印のあるもの
 ② 被保険自動車の損傷部位の写真
 ③ 相手自動車の衝突または接触の部位を示す写真または資料

57. 車内身の回り品特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領取までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移す、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
装備	自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い被保険自動車に備えつけられている状態をいいます。
他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
定着	ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時における損害を生じた身の回り品の価額をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。
身の回り品	日常生活の用に供するために個人が所有する動産をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条 (保険金を支払わない場合)

- 当会社は、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によって被保険自動車の車室内・トランク内に収容またはキャリア(注)に固定された身の回り品に生じた損害を請求して、この特約に従い、被保険者に保険金を支払います。(注)自動車屋根もしくはトランク上に設置された小型・少量の荷物を積載・運搬するための装置をいいます。
- 当会社は、この特約が被保険者の委託を受けないで付帯される場合があることをあらかじめ承認します。この場合、保険契約者はその旨を当会社に告げなければならないことを要しません。

第4条 (保険金を支払わない場合—その1)

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 ① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失
 ア. 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者(注1)
 イ. 所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする賃借契約に基づく被保険自動車の借主(注1)
 ウ. 上記アおよびイに定める者の業務に従事する者
 エ. 上記アおよびイに定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者または保険金を受け取

- るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ④ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらに起因する事故
 - ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑥ ②から⑤までの事由に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑦ 差押え、取用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
 - ⑧ キャリアに固定された身の回りの品の盗難
 - ⑨ 紛失
 - ⑩ 詐欺または横領
 - ⑪ 被保険自動車を競技、曲技（注5）もしくは試験のために使用すること、または被保険自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用（注6）をすること。
- （注1）これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

- （注2）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注3）使用済燃料を含みます。
- （注4）原子核分裂生成物を含みます。
- （注5）競技または曲技のための練習を含みます。
- （注6）救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

第5条（保険金を支払わない場合—その2—）

- 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 身の回りの品に存在する欠陥、摩滅、腐しよく、さびその他自然の消耗
 - ② 故障損害（注）

（注）偶然な外来の事故に直接起因しない身の回りの品の電気的または機械的損害をいいます。

第6条（保険金を支払わない場合—その3—）

- 当会社は、次のいずれかに該当する物に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険自動車に定着、固定または装備されている場合、通常、自動車の付属品とみなされる物、保険証券に付属品または付属機械装置として明記された物および被保険自動車の原動機燃焼燃料タンク内の燃料
 - ② 貴金属、宝玉石、宝石および書画、骨とう、彫刻物その他の美術品
 - ③ き草、免許状その他これらに準ずる物
 - ④ 動物および植物
 - ⑤ 通貨、手形その他有価証券、印紙、切手
 - ⑥ 保証証書または貯金証書（注）、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物
 - ⑦ 橋本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物
 - ⑧ 商品、事業用什器・備品その他これらに準ずる物
 - ⑨ 事業を営む者がその事業に関連して預託を受けている物
- （注）通帳およびキャッシュカードを含みます。

第7条（保険金を支払わない場合—その4—）

- 当会社は、次のいずれかに該当する者が法令により定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、麻薬、大麻、あひん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合、または道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で被保険自動車を運転している場合に、その本人の所有する身の回りの品について生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（注）
 - ② 所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする賃借契約に基づく被保険自動車の借主（注）
 - ③ ①および②に定める者の法定代理人
 - ④ ①および②に定める者の業務に従事する中の使用者
 - ⑤ ①および②に定める者の父母、配偶者または子
- （注）これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第8条（被保険者の範囲）

この特約における被保険者は、身の回りの品の所有者とします。

第9条（損害額の決定）

- （1）当会社が保険金を支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。
- （2）身の回りの品の損傷を修理することができる場合には、次の算式によって算出した額を損害額とします。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{次条に} \\ \text{定める} \\ \text{修理費} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{第11条} \\ \text{（費用に} \\ \text{定める費} \\ \text{用）} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{修理に際し部分品を交換した} \\ \text{ために損害を生じた身の回り} \\ \text{品全体として価額の増加を生} \\ \text{じた場合は、その増加額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{修理に伴って生じた} \\ \text{残存物がある場合} \\ \text{は、その価額} \\ \hline \end{array} = \text{損害額}$$

- （3）第11条（費用）に定める費用のみを保険契約者または被保険者が負担した場合は、その費用を損害の額とします。
- （4）損害を生じた身の回りの品が一組または一對のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害が損害を生じた身の回りの品全体の価値に及ぼす影響を考慮して損害額を決定します。

第10条（修理費）

前条（修理費）とは、損害が生じた地および時において、損害を生じた身の回りの品を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。

第11条（費用）

- 第9条（損害額の決定）の費用とは、保険契約者または被保険者が支出した次の費用をいいます。
- ① 普通保険約款基本条項第20条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用
 - ② 同条①に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
 - ③ 盗難によって身の回りの品を引き取るために必要であった費用
 - ④ 船舶によって輸送されている間に生じた共同海損に対する身の回りの品の分担額

第12条（支払保険金の計算）

- （1）1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、第9条（損害額の決定）の損害額（以下「損害額」といいます。）から、次の金額を差し引いた額とします。ただし、保険金額を限度とし、保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額を限度とします。
 - ① 保険証券記載の免責金額
 - ② 損害額のうち、回収金（注）がある場合において、回収金（注）の額が①の免責金額を超過するときは、その超過額

- （注）第三者が負担すべき金額で被保険者が既に回収したものをいいます。
- （2）被保険者が2名以上いる場合は、（1）に記載した当会社の支払う保険金の額に、次の①の額の②の額に相当する割合を乗じて各被保険者別の当会社の支払う保険金の額を決定します。
 - ① 各被保険者別の損害額。ただし、回収金（注）を差し引いた残額とします。
 - ② ①の合計額

（注）第三者が負担すべき金額で被保険者が既に回収したものをいいます。

第13条（現物による支払）

当会社は、身の回りの品の損害の全部または一部に対して、修理または代品の交付をもって保険金の支払に代えることができます。

第14条（被害物についての当会社の権利）

- （1）当会社が損害を生じた身の回りの品に対して全損（注）として保険金を支払った場合は、損害を生じた身の回りの品について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、支払った保険金の額が損害を生じた身の回りの品の保険価額に達しない場合には、当会社は、支払った保険金の額の保険価額に対する割合によってその権利を取得します。
- （注）第9条（損害額の決定）（1）による損害額または第10条（修理費）の修理費が、損害を生じた身の回りの品の保険価額以上となる場合をいいます。
- （2）（1）の場合において、当会社がその権利を取得し、賠償の支払いの意思を表示して保険金を支払ったときは、損害を生じた身の回りの品について被保険者が有する所有権その他の物権は当会社に移転させます。

第15条（盗難事故における保険金請求の特例）

被保険者が身の回りの品の盗難事故による保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第23条（保険金の請求）（2）に定める書類に加え、警察署の盗難届出証明書を当会社に提出しなければなりません。

第16条（盗難品の回りの品の返還）

当会社が身の回りの品の盗難によって生じた損害に対して保険金を支払った日の翌日から起算して60日以内の身の回りの品が発見された場合は、被保険者は、既に受け取った保険金を当会社に払い戻して、その返還を受けることができます。この場合、発見されるまでの間に身の回りの品に生じた損害に対して保険金を請求することができます。

第17条（盗難の際の調査）

- （1）身の回りの品について盗難が発生した場合は、当会社は、盗難に関する事実および状況を調査し、かつ、保険契約者、被保険者、その家族、使用人または監守人に対し詳細な陳述を求めるところができます。
- （2）保険契約者または被保険者は、当会社が（1）の調査をし、もしくは陳述を求めた場合はこれに協力しなければなりません。
- （3）保険契約者、被保険者が、（1）の陳述に不正の表示をした場合もしくは、それについて事実を告げない場合または正当な理由がなく（2）の協力を拒んだ場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第18条（盗難品発見後の通知義務）

保険契約者または被保険者は、盗難にあった身の回りの品を発見し、または回収した場合は、直ちにその旨を当会社に通知しなければなりません。

第19条（保険金支払前に盗難品が回収された場合の措置）

盗難にあった身の回りの品について、当会社が損害に対して保険金を支払う前にその身の回りの品が回収された場合は、その身の回りの品について盗難の損害は生じなかったものとみなします。ただし、その身の回りの品に損または汚損がある場合は、損害が生じたものとみなします。

第20条（この保険契約における車両保険および携行品特約との関係）

この特約が付帯された保険契約にあわせて付帯された車両保険および携行品特約等の規定により支払われる保険金がある場合は、当会社は、第3条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、保険金を支払います。ただし、損害の額が他の支払保険金等の額を超過する場合に限り、この特約の規定に従い、超過額に対して保険金を支払います。

第21条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- （1）他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この特約により支払うべき保険金の額を支払います。
- （2）（1）の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、損害の額（注）から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。
- （注）それぞれの保険契約または共済契約において、損害の額が異なる場合はそのうち最も高い額をいいます。
- （3）（2）の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第22条（普通保険約款基本条項の読み替え）

この特約については、普通保険約款基本条項を次のとおり読み替えるものとします。

- ① 第13条（重大事由による保険契約の解除）（2）の規定中「賠償責任条項、自損事故条項、無保険賠償条項または搭乗者傷害条項」とあるのを「身の回りの品特約」
- ② 第14条（4）②の規定中「車両条項」とあるのを「車内身の回りの品特約」
- ③ 第20条（事故発生時の義務）の規定中「被保険自動車」とあるのを「身の回りの品」
- ④ 第23条（保険金の請求）の規定中「車両条項」とあるのを「車内身の回りの品特約」
- ⑤ 第29条（代位）の規定中「車両損害」とあるのを「身の回りの品損害」

第23条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款基本条項およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

58. 事業用財産特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	被保険自動車を主に使用する者で、保険証券の記名被保険者欄に記載されている者をいいます。
キャリア	自動車の屋根またはトランク上に設置された小型・少量の荷物を積載・運搬するための装置をいいます。
残存物 取片づけ費用	事故によって損害を受けた事業用財産の残存物の取片づけに必要な取りこわし費用、取片づけ清掃費用および撤出費用をいいます。
修理費	損害が生じた地および時において、損害が生じた事業用財産を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。
乗車券等	鉄道・船舶・航空機等の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券および旅行券（注）をいいます。 （注）定期券、回数券およびプリペイドカードは除きます。
所有権留保条項 付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移

	さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
全損	修理費または第10条（損害額の決定）（1）の損害額が、損害を生じた事業用動産の保険価額以上となる場合をいいます。
装備	自動車の機能に十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い被保険自動車に備えつけられている状態をいいます。
他の保険契約等	この契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
定着	ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車を含みます。
費用	保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注）をいいます。 ① 普通保険約款基本条項第20条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用 ② 同条①に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用 ③ 船舶によって輸送されている間に生じた共同海損に対する事業用動産の分担額 （注）収入の喪失を含みません。
付属品	被保険自動車に定着または装備されている物、および車室内のみ使用することを目的として被保険自動車に固定されている自動車用電子航法装置、有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器その他これらに準ずる物をいいます。
保険価額	事業用動産に損害が生じた地および時における、損害を生じた事業用動産の価額をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
臨時費用	第3条（保険金を支払う場合）（1）に規定する事故によって事業用動産が損害を受けたため臨時に生ずる費用をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

- （1）当社は、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、高潮その他の偶然な事故によって被保険自動車の車室内、荷室内、荷台もしくはトランク内収容またはキャリアに固定されている事業用動産に、被保険自動車と同時に損害が生じた場合、事業用動産に生じた損害に対して、この特約に従い、被保険者に損害保険金を支払います。
- （2）当社は、（1）の損害保険金が支払われる場合において、臨時費用に対して、この特約に従い、臨時費用保険金を支払います。
- （3）当社は、（1）の損害保険金が支払われる場合において、残存物取片づけ費用に対して、この特約に従い、残存物取片づけ費用保険金を支払います。
- （4）当社は、この特約が被保険者の委託を受けないで付帯される場合があることをあらかじめ承認します。この場合、保険契約者の旨を当社に告げることがありません。

第4条（保険金を支払わない場合—その1—）

- （1）当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 - 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失
 - 保険契約者、記名被保険者、被保険者または保険金を受け取るべき者（注1）
 - 被保険自動車の所有者、所有権留保条項に基づき被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする質借契約に基づく被保険自動車の借主（注1）
 - 上記Aおよびイに定める者の法定代理人
 - 上記Aおよびイに定める者の業務に従事する者
 - 上記Aおよびイに定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させるために公共団体の権力者の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
 - 盗難または紛失
 - 詐欺または横領
 - 法令で定める積載物の重量・大きさまたは積載方法に関する制限の違反
 - 事業用動産の積載方法が事業用動産を安全に積載するために適していなかったこと。ただし、保険契約者、記名被保険者、またはこれらの者の代理人もしくは使用人がいずれもその事実を知らず、かつ、知らなかったことについて重大な過失がなかったことを除きます。
 - 被保険自動車を競技、曲技（注5）もしくは試験のために使用すること、または被保険自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とした場所において使用（注6）すること。
（注1）これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地域において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
 - 使用済燃料を含みます。
 - 原子核分裂生成物を含みます。
 - 競技または曲技のための練習を含みます。
 - 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
- （2）当社は、この特約による保険金の支払は、保険期間において1回を限度とし、2回目以降については、保険金を支払いません。ただし、保険期間が1年を超える場合は、保険年度（注）ごとに1回を限度とします。
（注）初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれ保険期間の初日応当日から1年間をいいます。ただし、1年末満の端日数がある場合は、1年間とみなし

て最終年度とします。

第5条（保険金を支払わない場合—その2—）

- 当社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 事業用動産に存在する欠陥、摩滅、腐しよく、さびその他自然の消耗
 - ② 故障損害（注）
 - ③ 事業用動産の擦傷、掻き傷もしくは塗料のはがれ等の外観上の損傷または事業用動産の汚損であって、事業用動産の機能に支障を来さない損害
 - ④ 漆器の色目または質質の変化
 - ⑤ 風、雨、ひょうもしくは砂塵の吹き込みまたはこれらのもの混入により生じた損害
（注）偶然な外來の事故に直接起因する事業用動産の電氣的または機械的損害をいいます。
- ## 第6条（保険金を支払わない場合—その3—）
- 当社は、次のいずれかに該当する者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、寛せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合、または道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で被保険自動車を運転している場合に事業用動産に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、記名被保険者、被保険者または保険金を受け取るべき者（注）
 - ② 被保険自動車の所有者、所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする質借契約に基づく被保険自動車の借主（注）
 - ③ ①および②に定める者の法定代理人
 - ④ ①および②に定める者の業務に従事する者
 - ⑤ ①および②に定める者の父母、配偶者または子
（注）これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第7条（被保険者の範囲）

この特約における被保険者は、事業用動産の所有者とします。

第8条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、当社の支払うべき保険金（損害保険金、臨時費用保険金および残存物取片づけ費用保険金をいいます。以下同様とします。）の限度額が増額されるものではありません。

第9条（事業用動産）

- （1）この特約において、事業用動産とは、被保険者または被保険者が営む事業の用に供するために自ら所有する動産、または記名被保険者が営む事業に関連して預託を受けている動産をいいます。
- （2）（1）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する物は、事業用動産に含まれません。
 - ① 被保険自動車の付属品、車室内のみで使用することを目的として被保険自動車に固定されている自動車用電子航法装置および被保険自動車の原動機燃料タンク内の燃料
 - ② 日常生活の用に供するために記名被保険者（注1）、記名被保険者の配偶者および記名被保険者またはその配偶者の同居の親族が所有する動産
 - ③ 通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに準ずる物。ただし、乗車券等については、事業用動産に含まず。
 - ④ 貴金属、宝玉石、骨とう、彫刻物その他の美術品
 - ⑤ 積本、設置書、図案、ひな型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿、印章、勲章、き章、免許状その他これらに準ずるもの
 - ⑥ 動物および植物
 - ⑦ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により情報を記録しておくことができる物
 - ⑧ または自動記録された情報に生じた損害
 - ⑨ 被保険者（注2）
 - ⑩ コンテナ
 - ⑪ 船舶（注3）
- （注1）法令の規定、公序良俗に違反する動産
- （注2）記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注3）ブルドーザー、パワーショベル等土木建設用自動車、自動二輪車、原動機付自転車、自動三輪車、農耕作業用自動車を含みます。
- （注4）ヨット・モーターボートを含みます。

第10条（損害額の決定）

- （1）当会社が損害保険金を支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。
- （2）事業用動産の損害を修理することができる場合は、次の算式によって算出した額を損害額とします。

$$\text{修理費} + \text{費用} - \text{修理に際し部分品を交換したために損害を生じた事業用動産全体として価額の増加を生じた場合は、その増加額} - \text{修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額} = \text{損害額}$$

- （3）費用のみを保険契約者または被保険者が負担した場合は、その費用を損害の額とします。
- （4）損害を生じた事業用動産が一組または一対の物からなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害が損害を生じた事業用動産全体の価値に及ぼす影響を考慮して損害額を決定します。
- （5）（1）から（4）までの規定にかかわらず、事業用動産が乗車券等の場合においては、その乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被保険者が支出した額および保険契約者または被保険者が負担した費用の合計額を損害額とします。
- （6）事業用動産が乗車券等である場合において、事業用動産の損害額の合計額が5万円を超えるときは、当社は、その損害額の合計額を5万円とみなします。

第11条（支払保険金の計算）

- （1）1回の事故につき当会社の支払う損害保険金の額は、前条の損害額（以下「損害額」といいます。）から、次の①および②の合計額を差し引いた額とします。ただし、保険金額を限度とし、保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額を限度とします。
 - ① 保険証券記載の免責金額
 - ② 損害額のうち、回収金（注）がある場合において、回収金（注）の額が①の免責金額を超過するときは、その超過額
（注）第三者が負担すべき金額で被保険者が既に回収したものをいいます。
- （2）被保険者が2名以上いる場合は、（1）に記載した当会社の支払う損害保険金の額に、次の①の額の②の額に対する割合を乗じて各被保険者ごとの当会社の支払う損害保険金の額を決定します。
 - ① 各被保険者ごとの損害額。ただし、回収金（注）を差し引いた残額とします。
 - ② ①の合計額
（注）第三者が負担すべき金額で被保険者が既に回収したものをいいます。
- （3）当会社は、損害保険金の10％に相当する額を、臨時費用保険金として被保険者に支払います。
- （4）当会社は、損害保険金の10％に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を残存物取片づけ費用保険金として被保険者に支払います。
- （5）当会社は、（3）および（4）の規定によってそれぞれ支払うべき臨時費用保険金または残存物取片づけ費用保険金と（1）および（2）に定める損害保険金の合計額が保険金額を超える場合で

あっても、臨時費用保険金または残存物取片づけ費用保険金を支払います。

第12条（普通保険約款賠償責任条項との関係）
当社は、第9条（保険金を支払う場合）（3）の残存物取片づけ費用のうち、普通保険約款賠償責任条項および基本条項（注）により保険金の支払責任が発生する損害については、損害の額が普通保険約款賠償責任条項によって支払すべき保険金の額を超えるときに限り、その超過額に対してのみ残存物取片づけ費用保険金を支払います。

（注）被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

第13条（現物による支払）

当社はは、事業用財産の損害の全部または一部に対して、修理または代品の交付をもって保険金の支払に代えることができます。

第14条（被害者についての当会社の権利）

- （1）当会社が損害を生じた事業用財産に対して全損として保険金を支払った場合は、損害を生じた事業用財産について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、支払った保険金の額が損害を生じた事業用財産に達しない場合には、当社は、支払った保険金の額の保険金請求に対する割合によってその権利を取得します。
- （2）（1）の場合において、当社がその権利を取得しない旨の意思表示をして保険金を支払ったときは、損害を生じた事業用財産について被保険者が有する所有権その他の物権は当社に移転しません。

第15条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- （1）他の保険契約等がある場合であっても、当社は、この特約により支払うべき保険金の額を支払います。
- （2）（1）の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当社は、それらの額の合計額を、次に掲げる額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。
 - ① 損害保険金および残存物取片づけ費用保険金に関しては、損害の額
 - ② 臨時費用保険金に関しては、それぞれ保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額
- （3）（2）①の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第16条（普通保険約款基本条項の読み替え）

- この特約については、普通保険約款基本条項を次のとおり読み替えるものとします。
- ① 第2条（保険責任の始期および終期）（3）の規定中「保険金」とあるのを「事業用財産特約の保険金」
 - ② 第13条（重大事由による保険契約の解除）（2）の規定中「賠償責任条項、自損事故条項、無保険車傷害条項または搭乗者傷害条項」とあるのを「事業用財産特約」
 - ③ 第13条（4）②の規定中「車両条項」とあるのを「事業用財産特約」
 - ④ 第20条（事故発生時の義務）⑤の規定中「被保険自動車」とあるのを「事業用財産」
 - ⑤ 第23条（保険金の請求）（1）⑤の規定中「車両条項」とあるのを「事業用財産特約」
 - ⑥ 第29条（代位）（3）の規定中「車両損害」とあるのを「事業用財産の損害」

第17条（この特約との関係）

- この特約の適用においては、当社は、次の①および②の特約の規定は適用しません。
- ① 運転者年齢条件特約（個人用）
 - ② 運転者年齢条件特約（法人用）
- （2）この保険契約に他車運転特約が適用される場合、この特約の適用においては同特約第6条（車両損害についての特別）の規定を適用しません。
- （3）この保険契約に臨時代替自動車特約が適用される場合、この特約の適用においては同特約第8条（車両損害についての特別）の規定を適用しません。

第18条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款基本条項およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

59. 弁護士費用特約（自動車）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	被保険自動車を主に使用する者で、保険証券の記名被保険者欄に記載されている者をいいます。
キャリア	自動車の屋根またはトランク上に設置された小型・少量の荷物を積載・運搬するための装置をいいます。
自動車	原動機付自転車を含みます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことと業としてする者をいい、これらの者の 사용자、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法の業務を執行するその他の機関を含みます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金全額回収のために、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することとを契約内容とした自動車の売買契約をいいます。
正規の乗車装置	乗車人員が動揺、衝撃により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に定める乗車装置をいいます。
装置のある室内	隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
賠償義務者	被保険者が被る被害にかかわる損害賠償請求を受ける者をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
弁護士費用等	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬、司法書士報酬、行書報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続等するために要した費用をいいます。ただし、法律相談に必要な費用を除きます。
法律相談	法律上の損害賠償請求に関する次の行為を含みます。ただし、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等一般的その資格者の行う相談の範囲内と判断することが妥当である行為を含みます。 ① 弁護士が行う法律相談

	② 司法書士が行う、司法書士法（昭和25年法律第197号）第3条第1項第5号および同項第7号に規定する相談 ③ 行政書士が行う、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の3第3号に規定する相談
保険金請求権者	被害を被った被保険者（注）をいいます。 （注）被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

- （1）当会社は、この特約により、日本国内において発生した偶然な事故により、次のいずれかに該当する被害が生じたこと（以下「被害事故」といいます。）によって、保険金請求権者が賠償義務者に対し被害事故にかかわる法律上の損害賠償請求を行う場合に、保険金請求権者が弁護士費用等（注1）を負担することによって被る損害に対して、弁護士費用保険金を支払います。

- ① 賠償義務者が自動車を所有、使用または管理すること起因する事故により、次のいずれかに該当すること。
 - A. 被保険者の生命または身体が害されること。
 - B. 被保険者が所有、使用または管理する財物が滅失、破損、または汚損されること。
- ② ①のほか、被保険者が自動車を操縦中に、次のいずれかに該当すること。
 - A. 被保険者の生命または身体が害されること。
 - B. 被保険者が所有、使用または管理する財物（注2）が滅失、破損、または汚損されること。
- ③ ①および②のほか、被保険自動車または被保険自動車以外の被保険者が所有する自動車（注3）が滅失、破損、または汚損されること。
 - （注1）当会社の同意を得て支出した費用に限り、ます。
 - （注2）その自動中に積載中の財物に限り、ます。
 - （注3）所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする賃借契約により借り入れた自動車を含みます。
- （2）当会社は、この特約により、保険金請求権者が被害事故にかかわる法律相談を行う場合は、それによって支出した費用（注）を負担することによって被る損害に対して、法律相談費用保険金を支払います。
（注）当会社の同意を得て支出した費用に限り、ます。
- （3）（1）および（2）の規定にかかわらず、当会社は、被保険者または被保険者の使用者の業務の用に供される財物（注）および業務に関連して受託した財物について生じた被害事故に対しては、保険金を支払いません。
（注）被保険自動車を除きます。
- （4）当会社は、（1）および（2）に規定する費用のうち普通保険約款賠償責任条項において支払われるものがある場合には、その費用に対しては保険金を支払いません。
- （5）この特約において、当会社は、同一の原因から生じた一連の被害は、一つの被害とみなし、最初の被害が発生した時にすべての被害が発生したものとみなします。
- （6）当会社は、被害事故が被保険証券の保険期間中に生じた場合に限り、保険金を支払います。

第4条（保険金を支払わない場合—その1）
当会社は、次のいずれかに該当する事由によって被害事故が発生した場合は、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 台風、洪水または高潮
- ④ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ①から⑤までの事由に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ 被保険自動車を競技、曲技（注4）もしくは試験のために使用すること、または被保険自動車を競技、被保険もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用（注5）すること。
（注1）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
（注2）使用済燃料を含みます。
（注3）原子核分裂生成物を含みます。
（注4）競技または曲技のための練習を含みます。
（注5）救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

第5条（保険金を支払わない場合—その2）

- （1）当会社は、次のいずれかに該当する被害事故が発生した場合は、保険金を支払いません。
① 被保険者の故意または重大な過失によって発生した被害事故
② 被保険者が法令で定められた運転資格を持たないで自動車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している場合、または道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で自動車を運転している場合に発生した被害事故
- ③ 被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車を操縦中に発生した被害事故
- ④ 被保険者の競争行為、自殺行為または犯罪行為によって発生した被害事故
- ⑤ 被保険者が、被保険者の使用者の業務（注1）のために、被保険自動車を以外のその使用者の所有する自動車（注2）であって、自動車検査証に事業用と記載されているものを運転している場合に発生した被害事故
- ⑥ 被保険者が被保険自動車以外の自動車に競技、曲技（注3）もしくは試験のために操縦中、または、競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において操縦中（注4）に発生した被害事故
- ⑦ 第7条（被保険者の範囲）（1）⑤および⑥に規定する被保険者が所有、使用または管理する財物のうち、被保険自動車の室内もしくはトランク内に収容されていない財物またはキャリアに固定されていない財物について生じた被害事故
（注1）家事を除きます。
（注2）所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする賃借契約により借り入れた自動車を含みます。
（注3）競技または曲技のための練習を含みます。
（注4）救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために搭乗している場合を除きます。
- （2）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって被る損害または財物の損壊が発生した場合は、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の影響を受けているおそれがある状

- 態で発生した身体の障害または財物の損壊
- ② 被保険者が違法に所有、占有する財物の損壊
- ③ 労働災害により生じた身体の障害。ただし、被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中に生じた事故による身体の障害を除きます。
- ④ 被保険者が次の行為（注1）を受けたことにより生じた身体の障害
- ア. 診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防
- イ. 医療品または医療用具等の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示
- ウ. 身体の整形
- エ. あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅうまたは柔道整復等
- ⑤ 初年度契約の保険期間の開始日（注2）より前に被保険者が被害の発生を予見した（注3）身体の障害または財物の損壊
- （注1）不作為を含みます。
- （注2）この特約が保険期間の途中で付帯された場合は、変更手続き完了のお知らせ記載の変更日を含みます。
- （注3）予見していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

第6条（保険金を支払わない場合）

- （1）当会社は、次のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は、これらの者に対する損害賠償請求またはこれにかかわる法律相談を保険金請求権者が行うことにより生じた費用に対しては、保険金を支払いません。
- ① 次条（1）①から④および⑥に規定する被保険者
- ② 被保険者の父母、配偶者または子
- （2）当会社は、次のいずれかに該当する損害賠償請求または法律相談を保険金請求権者が行う場合は、それにより生じた費用に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被害に対して保険金の請求（注1）が行われる保険契約（注2）の保険者に対する損害賠償請求またはこれにかかわる法律相談
- ② 損害賠償請求を行う地および時において社会通念上不当な損害賠償請求またはこれにかかわる法律相談
- （注1）賠償義務者が有する損害賠償責任を支払責任とする保険契約に対する損害賠償額の支払請求を除きます。
- （注2）共済契約を含みます。

第7条（被保険者の範囲）

- （1）この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。
- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- ⑤ ①から④以外の者で、被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の者
- ⑥ ①から⑤以外の者で、被保険自動車の所有者。ただし、被保険自動車の被害事故に関する損害賠償請求または法律相談を行う場合に限りです。
- （2）（1）⑥の被保険自動車の所有者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
- ① 被保険自動車に所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
- ② 被保険自動車が1年以上を期間とする賃貸契約により賃借されている場合は、その借主
- ③ ①および②以外の場合は、被保険自動車を所有する者
- （3）（1）の規定にかかわらず、自動車に極めて異常かつ危険な方法で搭乗中の者は被保険者を含みません。
- （4）（1）の規定にかかわらず、自動車取扱業者が自動車を業務として受託している場合は、これらの者は被保険者を含みません。

第8条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、第11条（支払保険金の限度）に定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第9条（損害賠償請求等の通知）

- （1）保険契約者または保険金請求権者は、保険金請求権者が損害賠償請求を行う場合または訴訟の提起を行う場合には、当会社に次の①から④までに掲げる事項について事前に書面で通知しなければなりません。
- ① 損害賠償請求を行う相手の氏名または名称および者に関して有する情報
- ② 被害の具体的な内容
- ③ 損害賠償請求を行う相手との交渉の内容
- ④ その他当会社が必要と認める事項
- （2）保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合、または（1）①から④までに掲げる事項を通知した書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条（保険金請求権者の協力）

- （1）保険金請求権者は、当会社のために、被害事故に関する訴訟の進捗状況等に関する必要な情報を当会社に提供しなければなりません。
- （2）保険金請求権者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第11条（支払保険金の限度）

- （1）当会社が支払うべき弁護士費用保険金の額は、1回の被害事故につき、被保険者1名あたり300万円を限度とします。
- （2）当会社が支払うべき法律相談費用保険金の額は、1回の被害事故につき、被保険者1名あたり10万円を限度とします。

第12条（保険金の削減）

- （1）保険金請求権者が弁護士費用保険金の支払を受けようとする場合において、被害事故にかかわる損害賠償請求と被害事故以外にかかわる損害賠償請求を同時に行うときは、損害の額に次の割合を乗じた額を支払います。

被害事故にかかわる法律上の損害賠償責任の額

被害事故にかかわる法律上の損害賠償責任の額および被害事故以外にかかわる法律上の損害賠償責任の額の合計額

- （2）保険金請求権者が法律相談費用保険金の支払を受けようとする場合において、被害事故にかかわる法律相談と被害事故以外にかかわる法律相談を同時に行うときは、損害の額に次の割合を乗じた額を支払います。ただし、保険金請求権者が行った同一事故にかかわる法律相談が1回である場合を除きます。

被害事故にかかわる法律相談に要した時間

被害事故にかかわる法律相談に要した時間および被害事故以外にかかわる法律相談に要した時間の合計時間
--

第13条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、保険金請求権者が弁護士費用等および法律相談費用を支出した時から発生し、これを行使することができるものとします。

第14条（代位）

- （1）第3条（保険金を支払う場合）に規定する損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転する場合は、次の額を限度とします。
- ① 当会社が損害額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害額を差し引いた額
- （注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
- （2）（1）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

第15条（支払保険金の返還）

- （1）当会社は、次のいずれかに該当する場合は、保険金請求権者に支払った保険金の返還を求めることができます。
- ① 弁護士への委任取消等により保険金請求権者が支払った着手金の返還を受けた場合
- ② 被害事故に関して保険金請求権者が提起した訴訟の判決に基づき、保険金請求権者が賠償義務者からその訴訟に関する弁護士費用の支払を受けた場合で、次のイの額がアの額を超過する場合
- ア. 保険金請求権者がその訴訟について弁護士に支払った費用の全額
- イ. 判決で確定された弁護士費用の額と当会社が第3条（保険金を支払う場合）の規定により既に支払った保険金の合計額
- （2）（1）の規定により当会社が返還を求める保険金の額は次の①および②のとおりとします。
- ① （1）①の場合は返還された着手金の金額に相当する金額。ただし、第3条（保険金を支払う場合）の規定により支払われた保険金のうち着手金に相当する金額を限度とします。
- ② （1）②の場合は超過額に相当する金額。ただし、第3条の規定により支払われた保険金の額を限度とします。

第16条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- （1）他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この特約により支払うべき保険金の額を支払います。
- （2）（1）の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、損害の額（注）から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。
- （注）それぞれ保険契約または共済契約において、損害の額が異なる場合はそのうち最も高い額をいいます。
- （3）（2）の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第17条（時効）

保険金請求権は、第13条（保険金の請求）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第18条（普通保険約款基本条項の読み替え）

- この特約においては、普通保険約款基本条項の規定を次のとおり読み替えます。
- ① 第2条（保険金の始期および終期）（3）の規定中「保険金」とあるのを「弁護士費用特約（自動車）の保険金」
- ② 第13条（重大事由による保険契約の解除）（2）の規定中「賠償責任条項、自損事故条項、無保険車傷害条項または搭乗者傷害条項」とあるのを「弁護士費用特約（自動車）」
- ③ 第13条（4）②の規定中「車両条項」とあるのを「弁護士費用特約（自動車）」
- ④ 第30条（保険契約者の変更）の規定中「保険契約者」とあるのを「保険契約者および被保険者」
- 第19条（運転者家族限定特約等の不適用）
- この特約の適用においては、当会社は、運転者家族限定特約、運転者本人・配偶者限定特約、運転者年齢条件特約（個人用）および運転者年齢条件特約（法人用）の規定は適用しません。

第20条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この基本契約の普通保険約款基本条項およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

60. 競技・曲技等使用補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条（この特約の補償内容）

当会社は、保険契約者があらかじめ被保険自動車を競技・曲技（注1）もしくは試験のために使用するごと、または被保険自動車を競技・曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用（注2）することに対応する当会社所定の保険料を支払っていた場合は、この特約により、次に掲げる規定を適用します。

- ① 普通保険約款賠償責任条項第4条（保険金を支払わない場合—その1 対人・対物賠償共通）（1）⑨
- ② 普通保険約款自損事故条項第4条（保険金を支払わない場合—その2）（1）⑥
- ③ 普通保険約款無保険車傷害条項第4条（保険金を支払わない場合—その2）①
- ④ 普通保険約款搭乗者傷害条項第4条（保険金を支払わない場合—その2）⑥
- ⑤ 普通保険約款車両条項第3条（保険金を支払わない場合—その1）⑨
- ⑥ 対歩行者等事故傷害補償特約第4条（保険金を支払わない場合—その1）⑦
- ⑦ 対物事故時の自動車修理10万円限度特約第4条（保険金を支払わない場合）（1）⑨
- ⑧ 搭乗者傷害事業主費用特約第4条（保険金を支払わない場合）（4）⑥
- ⑨ 人身傷害特約第6条（保険金を支払わない場合—その1）⑥
- ⑩ 車両搬送費用特約第4条（保険金を支払わない場合）（1）⑨
- ⑪ 車両搬送特約第4条（保険金を支払わない場合）（1）⑨
- ⑫ 白毛・車庫修理費用特約第4条（保険金を支払わない場合）（1）⑨
- ⑬ 車内身の回り品特約第4条（保険金を支払わない場合—その1）⑩
- ⑭ 事業用座席特約第4条（保険金を支払わない場合—その1）（1）⑫

- ⑬ 弁護士費用特約（自動車）第4条（保険金を支払わない場合—その1）⑦
 ⑭ 携行品特約第4条（保険金を支払わない場合）⑧
 (注1) 競技または曲技のための練習を含みます。
 (注2) 日常、生活、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

61. 日常生活賠償責任特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	被保険自動車を主に使用する者で、保険証券の記名被保険者欄に記載されている者をいいます。
財物の損壊	財物の滅失、損傷もしくは汚損をいいます。
事故	次に掲げる偶然な事故をいいます。 ① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ② 被保険者の日常生活（注）に起因する偶然な事故 (注) 住宅以外の不動産および自動車の所有、使用または管理を除きます。なお、自動車には原動機付自転車を含みます。
住宅	記名被保険者の居住の用に供される保険証券記載の住宅をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。
身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。
他人	第6条（被保険者の範囲）に定める被保険者以外の者をいいます。
他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が、日本国内において生じた事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊により、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約により、保険金を支払います。

第4条（保険金を支払わない場合—その1）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ④ 可燃物物質（注3）もしくは燃焼燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑤ (注1)から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 使用済燃料を含みます。

(注4) 原子核分裂生成物を含みます。

第5条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、被保険者が次のいずれかの損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② 専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産（注1）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ④ 被保険者の使用人（注2）が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別な約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑨ 航空機、船舶（注3）・車両（注4）、銃器（注5）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

(注1) 住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。

(注2) 被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。

(注3) 原動力が専ら人力であるものを除きます。

(注4) 原動力が専ら人力であるものおよびゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きます。

(注5) 空気銃を除きます。

第6条（被保険者の範囲）

- (1) この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者となります。ただし、責任無能力者は含まないものとします。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

- (2) (1)の記名被保険者と記名被保険者以外との続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

第7条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれ被保険者ごとに適用します。ただし、この規定によって、第9条（保険金の支払）①に定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第8条（保険金を支払う損害の範囲）

当会社が第3条（保険金を支払う場合）により保険金を支払う対象となる損害は、次のいずれかに

該当するものを被保険者が負担することによって被る損害に限り、

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき法律上の損害賠償責任の額。ただし、被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額をいいます。
- ② 第10条（事故発生時の義務）(1)②に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ③ 第10条(1)③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をとるために要した費用
- ④ 事故が発生した場合において、②の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に、被保険者に法律上の損害賠償責任がないと判明したときは、その手段を講じたことよって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
- ⑤ 第11条（当会社による解決）(1)に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用
- ⑥ 事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用
- ⑦ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

第9条（保険金の支払額）

当会社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の金額の合計額とします。

- ① 前条①の損害賠償責任の額が保険証券記載の免責金額を超える場合には、その超過した額。ただし、1回の事故につき、費用金額を支払う限度とします。
- ② 前条②から④までの費用についてはその全額。ただし、同条⑥および⑦の費用は、同条①の損害賠償責任の額が保険金額を超える場合は、保険金額の同条①の損害賠償責任の額に対する割合によってこれを支払います。

第10条（事故発生時の義務）

(1) 保険契約者または被保険者が、第3条（保険金を支払う場合）の事故により他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことを知った場合は、次のごとくを履行しなければなりません。

- ① 次の事項を遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
 ア. 事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況
 イ. アの事項について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名
 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
- ② 損害の発生および拡大の防止に努めること。
- ③ 他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
- ④ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
- ⑤ 損害賠償に関する訴訟を提起する場合、または提起された場合は、遅滞なく書面により当会社に通知すること。
- ⑥ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について遅滞なく当会社に通知すること。

(注1) ①から⑥までのほか、当会社が、特に必要とする書類または証拠となる物を求めた場合には、遅滞なく、これを提出すること。その他当社が行う調査の調査に協力すること。

(注2) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注3) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

- ① (1)①または②から④までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
- ② (1)②の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額

(注) (1)③の規定に違反した場合は、他人に損害賠償の請求（注）をすることによって取得することができたと認められる額

(注) (1)④の規定に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第11条（当会社による解決）

(1) 当会社は、必要と認めた場合には、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たることがあります。この場合において、被保険者は、当会社のために応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

(2) 被保険者が正当な理由がなく(1)の協力に応じない場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第12条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時に発生し、これ行使することができます。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第23条（保険金の請求）(2)に定める書類または証拠のほか、次の①から③までの書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 当会社の定める事故状況報告書
- ② 示談書その他これに代わるべき書類
- ③ 損害を証明する書類

(3) 被保険者が、(2)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第13条（この特約が付帯された保険契約との関係）

(1) この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。

(2) この特約が付帯された保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。

第14条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この特約により支払うべき保険金の額を支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合は、既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額合計額を、損害の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

(3) (2)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第15条（先取特権）

(1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。

(注) 第8条（保険金を支払う損害の範囲）②から④までの費用に対する保険金請求権を除きます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合（注1）
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が（1）の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合（注2）
 - （注1）被保険者が賠償した金額を限度とします。
 - （注2）損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- （3） 損害賠償請求権は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を賃権の目的とし、または（2）の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、（2）の①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注）第8条（保険金を支払う損害の範囲）②から④までの費用に対する損害賠償請求権を除きます。

第16条（重責事由に関する特約）

- （1） 当社は、被保険者（注1）が、次のいずれか①から④に該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。
 - ① 反社会的勢力（注2）に該当すると認められること。
 - ② 反社会的勢力（注2）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ③ 反社会的勢力（注2）を不当に利用していると認められること。
 - ④ その他反社会的勢力（注2）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - （注1） 記名被保険者または普通保険約款車両両項の被保険者以外の者に限ります。
 - （注2） 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）や、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- （2）（1）または普通保険約款基本条項第13条（重大事由による保険契約の解除）（1）③の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、同条項第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、（1）の解除の原因となる事由または同条項第13条（1）の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- （3）（2）の規定は、次の損害については適用しません。
- ① （1）①から④までのいずれも該当しない被保険者に生じた損害
 - ② （1）①から④までのいずれか①に該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償責任の額の損害

第17条（普通保険約款基本条項の替え）

- この特約については、普通保険約款基本条項の次とおり読み替えるものとします。
- ① 第2条（保険責任の始期および終期）（3）の規定中「保険金」とあるのを「日常生活賠償責任特約の保険金」
 - ② 第24条（保険金の支払時期）の規定中「請求完了日」とあるのを「日常生活賠償責任特約第12条（保険金の請求）（2）の規定による手続を完了した日」

第18条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款基本条項の規定を準用します。

62. 賠償事故解決特約

第1条（用語の定義）

用語	定義
賠償事故	日本国内において発生した日常生活賠償責任特約第3条（保険金を支払う場合）に規定する他人の身体の障害または他人の財物の損壊をいいます。ただし、その賠償事故について、被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合を除きます。
被保険者	日常生活賠償責任特約における被保険者をいいます。
保険金額	日常生活賠償責任特約第1条（用語の定義）に定める保険金額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に日常生活賠償責任特約が付帯されている場合に適用されます。

第3条（当社による援助）

被保険者が賠償事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續について協力または援助を行います。

第4条（当社による解決）

- （1） 被保険者が賠償事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、または当社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づき損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当社は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續（注）を行います。
- （注）弁護士の選任を含みます。

（2）（1）の場合には、被保険者は当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

（3） 当社は、次のいずれか①に該当する場合は、（1）の規定は適用しません。

- ① 1回の賠償事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険金額を明らかに超える場合
- ② 損害賠償請求権者が、当社と直接、折衝することに同意しない場合
- ③ 正当な理由がなく被保険者が（2）に規定する協力に拒んだ場合
- ④ 日常生活賠償責任特約に免責金額の適用がある場合は、1回の賠償事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が日常生活賠償責任特約の免責金額を下回るとき。

第5条（損害賠償請求権者の直接請求権）

（1） 賠償事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社に対して（3）に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

（2） 当社は、次のいずれか①に該当する場合には、損害賠償請求権者に対して（3）に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の賠償事故につき、当社が普通保険約款基本条項、日常生活賠償責任特約およびこの特約の規定に従い被保険者に対して支払うべき保険金額（注）を限度とします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合は裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
- ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面

- で承諾した場合
- ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
 - （注）被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
 - （注）被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。
- （注）同一事故につき既に当社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
- （3） 前条およびこの条において損害賠償額は、次の算式によって算出した額とします。

$$\begin{array}{|l} \text{被保険者が損害賠償請求} \\ \text{権者に対して負担する額} \end{array} - \begin{array}{|l} \text{次の①または②のうち、いずれか高い額} \\ \text{① 被保険者が損害賠償請求権者に対して既} \\ \text{に支払った損害賠償額の額} \\ \text{② 保険証券記載の免責金額} \end{array} = \text{損害賠償額}$$

- （4） 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と類した場合は、当社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- （5）（2）または（7）の規定に基づき当社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- （6）（2）①から③までのいずれかに該当する場合で、1回の賠償事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額（注）が保険金額を超えるとき認められる時以後、損害賠償請求権者は（1）の規定による請求権を行使することはできず、また当社は（2）の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。
- （注）同一事故につき既に当社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。
- （7） 次のいずれかに該当する場合は、（2）および（6）の規定にかかわらず、当社は損害賠償請求権者に対して損害賠償額を支払います。ただし、1回の賠償事故につき当社が普通保険約款基本条項、日常生活賠償責任特約およびこの特約の規定に従い被保険者に対して支払うべき保険金額（注）を限度とします。
 - ① 損害賠償請求権者が被保険者に対して、賠償事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれも被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められるとき。
 - ② 当社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合
 - （注）同一事故につき既に当社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

第6条（損害賠償額の請求）

（1） 当社に対する損害賠償額の請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。

（2） 損害賠償請求権者が前条の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類のうち当社が求めるものも提出しなければなりません。

- ① 損害賠償額の請求書
- ② 当社の定める事故状況報告書
- ③ 示談書その他これに代わるべき書類
- ④ 損害を証明する書類

（3） 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。

- ① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ①に規定する者がいない場合は①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ② および②に規定する者がいない場合は①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族
- ③ 法律上の配偶者に限ります。

（4）（3）の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当社が損害賠償額を支払った後に、重複して損害賠償額の請求を受けたとしても、当社は、損害賠償額を支払いません。

- （5） 当社は、事故の内容または損害の額に応じ、損害賠償請求権者に対して、（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- （6） 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく（5）の規定に違反した場合は（2）、（3）もしくは（5）の書類が事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。

第7条（損害賠償額の支払時期）

（1） 損害賠償請求権者が第5条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、当社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当社が損害賠償額を支払うために必要な次の事項の確認を終え、損害賠償請求権者に対して損害賠償額を支払います。

- ① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および損害賠償請求権者に該当する事実
 - ② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等のある無および内容、損害について損害賠償請求権者が有する損害賠償請求権の他の債権および既に行使したものの有無および内容等、当社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項
 - （注）損害賠償請求権者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。
- （2）（1）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（1）の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

- ① ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査（結果の照会） 90日
- ② ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③（1）③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）に適用された災害の被災地域における（1）①から⑤ま

での事項の確認のための調査 60日

- ⑤ (1) ①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (注1) 損害賠償請求権者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会を含まず。
- (3) (1) および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間についての(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第8条(損害賠償請求権の行使期限)

第5条(損害賠償請求権者の直接請求権)の規定による請求権は、次のいずれかに該当する場合に、これを行わせることができます。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
- ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第9条(日常生活賠償責任特約の適用除外)

この特約については、日常生活賠償責任特約第8条(保険金を支払う損害の範囲)⑤および同第11条(当合による解決)の規定は適用しません。

第10条(読み替え規定—日常生活賠償責任特約)

この特約については、日常生活賠償責任特約第9条(保険金の支払額)②の規定中「②から⑦までの」とあるのは「②から④までと⑥および⑦の」に読み替えて適用します。

第11条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款基本条項および日常生活賠償責任特約の規定を準用します。

63. 携行品特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
貴金属等	貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品をいいます。
再調達価額	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するために要する額をいいます。
時価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
事故	偶然な事故をいいます。
乗車券等	鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券(注)、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。 (注)定期券は除きます。
他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
保険金額	保険証券に記載のこの特約の保険金額をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条(保険金を支払う場合)

当会社は、事故によって、保険の対象について生じた損害に対して、この特約の規定に従い、保険金を支払います。

第4条(保険金を支払わない場合)

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限りです。
- ③ 被保険者と生計を共にする親族の故意または重大な過失。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は除きます。
- ④ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ⑤ 被保険者が法令に定められた運転資格(注3)を有さない自動車(注4)を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車(注4)を運転している場合、または道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で自動車(注4)を運転している間に生じた事故
- ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑦ 戦争・外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注5)
- ⑧ 核燃料物質(注6)もしくは核燃料物質(注6)によって汚染された物(注7)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑨ ⑧から⑩までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑩ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑪ 差し押え、没徴、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
- ⑫ 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥は除きます。
- ⑬ 保険の対象の自然の消耗もしくは性質によるさび、かび、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等
- ⑭ 保険の対象の擦傷、掻き傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって保険の対象の機能に支障をきたさない損害
- ⑮ 偶然な外來の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。
- ⑯ 保険の対象である液体の流出。ただし、その結果として他の保険の対象に生じた損害についてを除きます。
- ⑰ 保険の自動車の置き忘れまたは紛失
- ⑱ 被保険者を競技、曲技(注8)もしくは試験のために使用すること、または被保険自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用(注9)すること。
- (注1) 保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機

関をいいます。

- (注2) 保険金を受け取るべき者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 運転する地における法令によるものをいいます。
- (注4) 原動機付自転車を含みます。
- (注5) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持に重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注6) 使用溶剤料を含みます。
- (注7) 原子核分裂生成物を含みます。
- (注8) 競技または曲技のための練習を含みます。
- (注9) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

第5条(被保険者の範囲)

この特約における被保険者は、普通保険約款賠償責任条項に規定する記名被保険者とします。

第6条(保険の対象およびその範囲)

(1) この特約における保険の対象は、被保険者の居住の用に供される保険証券記載の住宅(注)外において、被保険者が携行している被保険者所有の物の回りの物品に限ります。

(2) (1)の規定にかかわらず、次の①から⑨に掲げる物は、保険の対象に含まれません。

- ① 船舶(注1)、航空機、自動車(注2)、雪上オートバイ、ゴカートおよびこれらの付属品
- ② 自転車、ハンダグライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品
- ③ 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに準ずる物
- ④ 動物および植物
- ⑤ 手形その他の有価証券(注3)、印紙、切手
- ⑥ 預金証書または貯金証券(注4)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物
- ⑦ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物
- ⑧ 商品、営業用什器、備品その他これらに準ずる物
- ⑨ その他保険証券記載の物
- (注1) ゴカート・ポート・水上バイク・ポートおよびカヌーを含みます。
- (注2) 小切手除きます。
- (注3) 通帳およびキャッシュカードを含みます。

第7条(損害額の決定)

- (1) 当会社が保険金を支払うべき損害額は、その損害が生じた地および時における保険の対象の再調達価額によって定めます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、保険の対象が貴金属等の場合には、当会社が保険金を支払うべき損害額は、時価額によって定めます。
- (3) 保険の対象の損傷を修繕し得る場合においては、保険の対象を損害発生直前の状態に復するに必要な修繕費をもって損害額とし、価値の下落(格落損)は損害額に含まれません。
- (4) 保険の対象が1組または1対のものにのみなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮し、(1)から(3)の規定によっては損害額を決定します。
- (5) 保険契約者または被保険者が次の①および②に掲げる費用を負担したときは、その費用および(1)の規定によって計算された額の合計額を損害額とします。
- ① 普通保険約款基本条項第20条(事故発生時の義務)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために要した費用または有益であった費用
- ② 同条項第20条①に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- (6) (1)から(5)までの規定にかかわらず、保険の対象が乗車券等の場合においては、その乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用および保険契約者または被保険者が負担した(5)①および②の費用の合計額を損害額とします。
- (7) 保険の対象の1個、1組または1対について損害額が10万円を超えるときは、当会社は、そのものの損害額を10万円とみなします。ただし、保険の対象が乗車券等または通貨等である場合において、保険の対象の損害額の合計が5万円を超えるときは、当会社は、それらものの損害額を5万円とみなします。

第8条(保険金の支払額)

- (1) 当会社が支払うべき保険金の額は、前条の損害額から、1回の事故につき保険証券記載の免責金額を差し引いた残額とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、当会社が支払う保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。ただし、保険期間が1年を超える保険契約においては、保険年度(注)ごとに保険金額をもって限度とします。
- (注) 初年度については保険期間の初日から1年間、次年度以降についてはそれぞれその年の保険期間の初日(応当日)から1年間をいいます。

第9条(事故発生時の義務)

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、保険の対象について第3条(保険金を支払う場合)の事故が発生したことを知った場合は、次に掲げる事項を履行しなければならないとします。
- ① 損害発生の日時、場所、損害状況、損害の程度ならびにこれらの事項について証人があるときは、その者の住所および氏名をその原因となった事故の日からその日を含めて30日以内に当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければならない。
- ② 損害が盗難によって生じた場合には、ただちに警察署へ届け出ること。ただし、盗難にあった保険の対象が小切手または乗車券等の場合には、このほか次に掲げる届出のいずれかをただちに行うこと。
- ア、小切手の届出
- イ、乗車券等の場合
- その運輸機関(注2)または発行者への届出
- ③ 同条の事故によって生じた損害の発生および拡大を防止するため、自己の費用で必要な措置を講ずること。
- ④ 被保険者が他人に損害賠償の請求(注3)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
- ⑤ あらかじめ当会社の承認を得ないで、損害賠償の額を承認し、またはその他の費用を支出しないこと。
- ⑥ 損害賠償に関する訴訟を提起しようとする保険金、または提起された場合は、ただちに書面により当会社に通知すること。
- ⑦ 他普通保険約款の有無および内容(注4)について遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑧ ①から⑦までのほか、当会社が、特に必要とする書類または証拠となる物を求めた場合には、遅滞なく、これを提出すること。その他当会社が行う損害の調査に協力すること。
- (注1) 被保険者が振出人である場合を除きます。
- (注2) 宿泊の施設はその宿泊施設をいいます。
- (注3) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- (注4) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みま

- す。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
- ① (1)③に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
- ② (1)①、②または⑥から⑧までの規定に違反した場合は、それによって当社が被った損害の額
- ③ (1)④に違反した場合は、他人に損害賠償の請求(注)をすることによって取得することができたと認められる額
- ④ (1)⑤に違反した場合は、損害賠償責任が相互に認められる額
- (注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者時からの発生し、これを行使することができるものとします。

第10条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、事故発生時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第23条(保険金の請求)(2)に定める書類または証拠のほか、次の①から③に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 当会社の定める事故状況報告書
- ② 公の機関(注)の事故証明書。ただし、盗難による損害の場合には、警察署の盗難届出証明書に限りです。
- ③ 保険の対象の損害の程度を証明する書類
(注) やむを得ない場合には、第三者とします。
- (3) 被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(2)の書類を提出しなかったとき、または提出書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第11条 (被害物の調査)

- (1) 保険の対象について損害が生じた場合は、当社はは、保険の対象および損害の調査と関連して当社が必要と認める事項を調査することができます。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定による調査に協力しなかった場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第12条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合は既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当社は、そのうちの額の合計額を、損害の額(注)から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。
- (注) それぞれの保険契約または共済契約において、損害の額が異なる場合はそのうち最も高い額をいいます。
- (3) (2)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第13条 (この保険契約における車両保険および車内身の回り品特約との関係)

- この特約が付帯された保険契約にあわせて付帯された車両保険および車内身の回り品特約等の規定により支払われる保険金がある場合であっても、かつ、被保険者からの請求があったときには、当社は、この特約により、各補償に優先して損害に対して保険金を支払います。

第14条 (盗難品発見後の通知義務)

- 保険契約者または被保険者は、盗取された保険の対象を発見したときまたは回収したときは、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第15条 (残存物および盗難品の帰属)

- (1) 当会社が保険を支払ったときは、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思表示しな限り、当社に移動しません。
- (2) 盗取された保険の対象について、当社が保険金を支払う前にその保険の対象が回収されたときは、第7条(損害額の決定)(5)①の費用を除き、その回収物について盗難の損害は生じなかったものとみなします。
- (3) (2)の規定にかかわらず、乗車券等については払戻期間を過ぎて回収された場合は損害が生じたものとみなします。また、払戻期間内に回収された場合であってもその払戻額が損害額より小さいときは、その差額についても同様とします。
- (4) 盗取された保険の対象について、当社が保険金を支払ったときは、その保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権は保険金の再調達価値(注1)に対する割合によって、当社に移動します。ただし、被保険者は、支払を受けた保険金に相当する額(注2)を当社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。
- (注1) 保険の対象が貴金属等または乗車券等の場合は損害額をいいます。
- (注2) 第7条(損害額の決定)(5)①の費用に対する保険金に相当する額を差し引いた残額とします。
- (5) ただし(4)ただし書きに規定する場合においても、被保険者は、回収されるまでの間に生じた保険の対象の損傷または汚損の損害に対して保険金を請求することができます。この場合において、当社が保険金を支払うべき損害額は第7条(損害額の決定)の規定によって決定します。

第16条 (この特約が付帯された保険契約との関係)

- (1) この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。
- (2) この特約が付帯された保険契約が保険期間の途中において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。

第17条 (普通保険約款基本条項の読み替え)

- この特約については、普通保険約款基本条項を次のとおり読み替えるものとします。
- ① 第2条(保険責任の始期および終期)(3)の規定中「保険金」とあるのを「携行品特約の保険金」
- ② 第13条(重大事由による保険契約の解除)(2)の規定中「賠償責任条項、自損事故条項、無保険車傷害条項または搭乗者傷害条項」とあるのを「携行品特約」
- ③ 第13条(4)②の規定中「車両条項」とあるのを「携行品特約」
- ④ 第20条(事故発生時の義務)④および同条⑤の規定中「被保険自動車」とあるのを「保険の対象」
- ⑤ 第24条(保険金の支払時期)の規定中「請求完了日」とあるのを「携行品特約第10条(保険金の請求)(2)の規定による手続を完了した日」
- ⑥ 第27条(時刻)の規定中「第23条(保険金の請求)(1)」とあるのを「携行品特約第10条(保険金の請求)(1)」

第18条 (準用規定)

- この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款基本条項の規定を準用します。

64. 携行品特約 (家族用)

第1条 (用語の定義)

- この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
----	----

配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
本人	携行品特約第5条(被保険者の範囲)に定める被保険者をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

- この特約は、この保険契約に携行品特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条 (被保険者の範囲)

- 当社は、この特約により、本人のほか、次の①から③に定める者を携行品特約の被保険者に含めます。
- ① 本人の配偶者
- ② 本人またはその配偶者の同居の親族
- ③ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子

65. 携行品特約 (夫婦用)

第1条 (用語の定義)

- この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

第2条 (この特約の適用条件)

- この特約は、この保険契約に携行品特約が適用されており、かつ、保険証にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条 (被保険者の範囲)

- 当社は、この特約により、携行品特約第5条(被保険者の範囲)に定める被保険者の配偶者を携行品特約の被保険者に含めます。

66. 保険料分割払特約

第1条 (用語の定義)

- この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
次回払込期日	払込期日のその翌月の払込期日をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
分割保険料	この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2条 (保険料の分割払)

- 当社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第3条 (分割保険料の払込方法)

- 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。

第4条 (分割保険料領収前の事故)

- 保険期間が始まった後であっても、当社は、前条の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第5条 (追加保険料の払込み)

- (1) 普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(1)または同条(2)に従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注) 当会社が、保険契約者に対して追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限りです。
- (3) (1)の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません(注)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。
- (注) 既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。
- (4) 普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(4)に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。
- (5) 保険契約者が(4)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (6) 普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(6)に従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。
- (7) 保険契約者が(6)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款(注)に従い、保険金を支払います。
- (注) 被保険自動車にいて適用される他の特約を含みます。

第6条 (分割保険料不払の場合の取扱い)

- (1) 当社は、保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) (1)の規定にかかわらず、第2回目以降の分割保険料の払込方式が口座振替による場合であっても、保険契約者がその分割保険料の払込みを怠ったことについて故意または重大な過失があったと当社が認める場合には、当社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えて(1)および次条(1)①の規定を適用します。

第7条 (解除一分割保険料不払の場合)

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。
- ① 払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込まれべき分割保険料の払込みがない場合
- ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日までに、次回払込期日に払い込まれべき分割保険料の払込みがない場合
- (2) (1)の解除は、保険契約者に対する書面により解除の通知をし、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。

- ① (1) ①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日
 ② (1) ②による解除の場合は、次回払込期日
 (3) (1)の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表4に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第8条（第2回分割保険料不払の場合の特則）

保険料払込方式が口座振替による場合には、当社は、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が(1)に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、第3回分割保険料の払込期日をその第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。
 (注) 当社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

67. 追加保険料分割払特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
契約条件の変更日	普通保険約款基本条項第5条（通知義務）(1)、同条項第7条（被保険自動車の譲渡）(1)、同条項第8条（被保険自動車の入替）(1)または同条項第15条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(6)の通知において保険契約者が指する日で、契約条件を変更すべき期間の初日をいいます。
契約条件変更の申出日	普通保険約款基本条項第4条（告知義務）(3)③の訂正の申出または第5条（通知義務）(1)の通知を行った日をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次のいずれかに該当する場合に適用されます。ただし、追加保険料口座振替特約が適用される場合には、この特約は適用されません。

- ① 保険料分割払特約が付帯されている場合
 ② 保険料分割払特約（大口）が付帯されており、かつ、全車両一括特約または全車両一括特約（総合算定適用）が付帯されていない場合
 ③ 保険料分割払特約（満期払戻しあり）が付帯されている場合

第3条（追加保険料の払込み）

当社は、この特約により、普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(1)、同条（2）、同条（4）または同条（6）に従い当社が保険契約者に請求する追加保険料について、保険料分割払特約第5条（追加保険料の払込み）(1)、同条（4）、同条（6）、保険料分割払特約（大口）第5条（追加保険料の払込み）(1)、同条（4）、同条（6）、保険料分割払特約（満期払戻しあり）第5条（追加保険料の払込み）(1)、同条（4）または同条（6）にかかわらず、保険契約者が追加保険料を分割して払い込むことを承認します。

第4条（分割追加保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(1)または同条（2）に定めるところに従い請求する保険料を、前条に定めるところに従い分割して払い込む追加保険料については、第1回分割追加保険料を契約条件変更の申出日または契約条件の変更日のどちらか遅い日までに払い込むものとします。
 (2) 保険契約者は、普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(4)または同条（6）に定めるところに従い請求する保険料を、前条に定めるところに従い分割して払い込む追加保険料については、第1回分割追加保険料を契約条件の変更日までに払い込むものとします。
 (3) 保険契約者は、第2回目以降の分割追加保険料については、契約条件の変更日の属する月の翌月以降毎月の特約証券記載の払込期日（以下「分割追加保険料払込期日」といいます。）までに払い込むものとします。

第5条（第1回分割追加保険料不払の場合）

- (1) 当社は、保険契約者が前条（1）の第1回分割追加保険料の払込みを怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 (注) 当会社が、保険契約者に対して追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限りします。
 (2) 前条（1）の規定により追加保険料を請求する場合において、(1)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません（注）。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。（注）既に保険金を支払った場合は、その返還を請求することができます。
 (3) 当社は、普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(4)に従い請求した第1回分割追加保険料について、保険契約者が前条（2）に定める払込日までにその払込みを怠った場合は、契約条件の変更日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
 (4) 当社は、普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(6)に従い請求した第1回分割追加保険料について、保険契約者が前条（2）に定める払込日までにその払込みを怠った場合は、契約条件の変更日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の申出がなかったものとして、この普通保険約款（注）に従い、保険金を支払います。
 (注) 被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

第6条（第2回目以降の分割追加保険料不払の場合）

- (1) 当社は、普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(1)、同条（2）、同条（4）または同条（6）に従い請求した第2回目以降の分割追加保険料について、保険契約者がその払込期日の属する月の翌月までにその払込みを怠った場合は、その分割追加保険料払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
 (2) (1)の規定にかかわらず、第2回目以降の分割追加保険料の払込方式が口座振替による場合であって、保険契約者がその分割追加保険料の払込みを怠ったことについて故意または重大な過失がなかったと当社が認める場合には、当社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌月末」に読み替えて(1)および(3)①の規定を適用します。
 (3) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。
 ① 払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込まれるべき分割追加保険料の払込みがない場合
 ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割追加保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日（以下この条において「次回払込期日」といいます。）までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割追加保険料の払込みがない場合
 (4) (3)の解除は、保険契約者に対する書面により解除の通知をし、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。
 ① (3) ①による解除の場合は、その分割追加保険料を払い込むべき払込期日
 ② (3) ②による解除の場合は、次回払込期日

- (5) (3)の規定により、当社が保険契約を解除した場合は、当社は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対し当会社の定めるところにより計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

68. 追加保険料口座振替特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
初回追加保険料	第3条（追加保険料の払込み）(3)①の規定により追加保険料の全額を一括して払い込む場合は追加保険料の全額をいいます。同条（3）②の規定により追加保険料を分割して払い込む場合は第1回分割追加保険料をいいます。
初回追加保険料払込期日	変更手続き完了のお知らせ記載の初回追加保険料払込期日をいいます。
提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
払込期日	提携金融機関ごと当社が定める期日をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に次のいずれかの特約が付帯されており、かつ、保険契約者または被保険者が普通保険約款基本条項第4条（告知義務）(1)、同条項第5条（訂正の申出または同条項第7条（被保険自動車の譲渡）(1)、同条項第8条（被保険自動車の入替）(1)）もしくは同条項第15条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(6)に定める通知（以下「訂正の申出・契約内容変更の通知」といいます。）、を、書面または当社が定める通信方法により当社に行う場合に適用します。ただし、当社が、同条項第7条（1）、同条項第8条（1）または同条項第15条（6）に定める通知を承認しない場合は、この特約は適用しません。

- ① 初回保険料口座振替特約
 ② 保険料分割払特約（注）
 ③ 保険料分割払特約（大口）（注）
 ④ 保険料分割払特約（満期払戻しあり）

(注) 保険料払込方式が口座振替である場合に限りします。

第3条（追加保険料の払込み）

(1) 普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(1)、同条（2）、同条（4）または同条（6）に定めるところに従い、当社が追加保険料（以下「追加保険料」といいます。）を請求したときは、保険契約者の追加保険料の払込みは、当社が口座振替の方法により、払込期日に指定口座から当会社の口座に振り替えることにより行うものとします。

- (2) 払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行なわれた場合には、当社は払込期日に払込みがあったものとみなします。
 (3) (1)の追加保険料の払込みは、次のいずれかの方法により払い込むことができます。
 ① 払込期日に、追加保険料の全額を一時に指定口座から当会社の口座に振り替える方法
 ② 追加保険料のうち、この保険契約に係る変更手続き完了のお知らせ記載の回数および金額に分割し、毎月の払込期日に指定口座から当会社の口座に振り替える方法。ただし、この保険契約に保険料分割払特約、保険料分割払特約（大口）または保険料分割払特約（満期払戻しあり）が適用されている場合に限りします。
 (4) 次の①および②に定める日時（以下「訂正・変更日」といいます。）以後に発生した事故による損害または傷害に対しては、当社は「訂正の申出・契約内容変更の通知後」の保険契約の条件に従い保険金を支払います。
 ① 前条の訂正の申出・契約内容変更の通知が普通保険約款基本条項第4条（告知義務）(3)③の規定による訂正の申出である場合には、前条の訂正の申出・契約内容変更の通知を当社が受領し承認した日（注1）
 ② 前条の訂正の申出・契約内容変更の通知が普通保険約款基本条項第5条（通知義務）(1)、同条項第7条（被保険自動車の譲渡）(1)、同条項第8条（被保険自動車の入替）または同条項第15条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(6)に定める通知である場合には、変更手続き完了のお知らせに記載された変更日（注2）

(注1) 訂正の申出・契約内容変更の通知を当社が受領した日と承認した日が同じ日である場合は、当社が承認した時とします。
 (注2) 同条項第7条（被保険自動車の譲渡）(1)、同条項第8条（被保険自動車の入替）(1)または同条項第15条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(6)においては、訂正の申出・契約内容変更の通知を当社が受領し承認した時以後で保険契約の条件を変更すべき期間の初日をいいます。ただし、訂正の申出・契約内容変更の通知を当社が承認した日と保険契約の条件を変更すべき期間の初日をいいます。当社が受領した日と承認した日と異なる場合は、当社が承認した時とします。

- (5) この保険契約に、保険料分割払特約が適用されている場合には同特約第5条（追加保険料の払込み）、保険料分割払特約（大口）が適用されている場合には同特約第5条（追加保険料の払込み）、保険料分割払特約（満期払戻しあり）が適用されている場合には同特約第5条（追加保険料の払込み）の規定を適用しません。
 (6) 保険契約者は、払込期日の前日までに、追加保険料相当額を指定口座に預けておかねばなりません。
 (7) 保険契約者は、普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(6)の通知を行った場合には、保険契約者または被保険者に正当な理由があり、かつ、当社が認める場合を除いてこれを撤回することはできません。

第4条（初回追加保険料不払の場合）

- (1) 前条（1）に定めるところに従い、当社が請求した初回追加保険料について、初回追加保険料払込期日に初回追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回追加保険料を初回追加保険料払込期日の属する月の翌月末までに当社が指定した場所に払い込まなければなりません。
 (2) 当社は、保険契約者が初回追加保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回追加保険料の払込みを怠った場合は、前条（1）の規定にかかわらず、次の①または②のとおりとします。
 ① 払込みを怠った初回追加保険料が、普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(1)、同条（2）または同条（4）に定めるところに従い請求したものである場合は、初回追加保険料領収前に入替した事故による損害または傷害に対しては保険金を支払いません。ただし、被保険自動車の入替自動補償特約第3条（入替自動車に対する自動補償）の規定に基づき入替自動車を被保険自動車とみなして、普通保険約款を適用する場合は、同特約同条に定める取得日の翌日から起算して30日以内に入替した事故による損害または傷害に対しては、普通保険約款（注）に従い保険金を支払います。
 ② 払込みを怠った初回追加保険料が、普通保険約款基本条項第15条（6）に定めるところに従い請求したものである場合は、初回追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、普通保険約款の承認請求がなかったものとして、普通保険約款（注）に従い保険金を支払います。

- ます。
- (注) 被保険自動車について適用される他の特約を含みます。
- (3) (1)の規定にかかわらず、保険契約者が初回追加保険料の払込みを怠ったことについて故意または重大な過失があったと当社が認める場合には、当社は、「初回追加保険料払込期日」の属する月の翌月末を「初回追加保険料払込期日」の属する月の翌々月末」に読み替えて(1)、(2)、(4)、(6)および(7)の規定を適用します。
- (4) 被保険者、保険金請求権者または損害賠償請求権者が、訂正・変更日から初回追加保険料払込期日の属する月の翌月末までに生じた事故による損害または傷害に対して、訂正の申出・契約内容変更の通知後の保険契約の条件に従い保険金または損害賠償額の支払を受ける場合には、保険契約者は、その支払を受ける前に、初回追加保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (5) (4)の規定にかかわらず、事故の発生日が、初回追加保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回追加保険料を初回追加保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、初回追加保険料が払い込まれたものとしてその事故に対して保険金を支払います。
- (6) (5)の確約に反して保険契約者が初回追加保険料払込期日に初回追加保険料の払込みを怠り、かつ、初回追加保険料払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、当社は、次の①または②に定める保険金の額の返還を請求することができます。
- ① 初回追加保険料が、(2)①の初回追加保険料である場合は、既に支払った保険金の全額
- ② 初回追加保険料が、(2)②の初回追加保険料である場合は、既に支払った保険金の額から(2)②の保険金の額を差し引いた額
- (7) 当社は、初回追加保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回追加保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。
- (8) 当社は、(7)の解除を行う場合には、保険契約者に対する書面によりその旨を通知します。この場合の解除は、その訂正・変更日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (9) 当社は、保険契約者が初回追加保険料払込期日までに初回追加保険料の払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、初回追加保険料払込期日の属する月の翌月の応日目を初回追加保険料払込期日とみなして(1)から(8)までの規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

第5条(第2回目以降の追加保険料不払の場合)

- 保険契約者が、第3条(追加保険料の払込み)(3)②の規定により追加保険料を分割して払込む場合は、次のとおりとします。
- ① 当社は、保険契約者が第2回目以降の追加保険料について、払い込むべき払込期日の属する月の翌月末までにその追加保険料の払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以降に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ② (1)の規定にかかわらず、保険契約者が第2回目以降の追加保険料の払込みを怠ったことについて故意または重大な過失があったと当社が認める場合には、当社は、「払込期日」の属する月の翌月末を「払込期日」の属する月の翌々月末」に読み替えて①および②の規定を適用します。
- ③ 当社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。
- ア. 払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込まれるべき追加保険料の払込みがない場合
- イ. 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき追加保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日(以下この条において「次回払込期日」といいます。)までに、次回払込期日に払い込まれるべき追加保険料の払込みがない場合
- ④ それぞれの場合、保険契約者に対する書面により解除の通知をし、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。
- ア. ③イによる解除の場合は、その追加保険料を払い込むべき払込期日
- イ. ③アによる解除の場合は、次回払込期日
- ⑤ (3)の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表4に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第6条(事故発生時の義務)

- (1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生した場合で、第3条(追加保険料の払込み)(4)の訂正・変更日および事故発生日の確認に関して、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なくこれを提出し、また当社が必要となる調査に協力しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第7条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

69. 保険料分割払特約(大口)

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
次回払込期日	払込期日のその翌月の払込期日をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
分割保険料	この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2条(保険料の分割払)

当社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払込むことを承認します。

第3条(分割保険料の払込方法)

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。

第4条(分割保険料領収前の事故)

保険期間が満了した後であっても、当社は、前条の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第5条(追加保険料の払込み)

- (1) 普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(1)または同条(2)に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限りです。
- (3) (1)の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社が、保険金を支払いません(注)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。
- (注) 既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。
- (4) 普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(4)に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。
- (5) 保険契約者が(4)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険料を支払いません。
- (6) 普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(6)に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。
- (7) 追加保険料が(6)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款(注)に従い、保険金を支払います。

(注) 被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

第6条(分割保険料不払の場合の取扱い)

- (1) 当社は、保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以降に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) (1)の規定にかかわらず、第2回目以降の分割保険料の払込方式が口座振替による場合であった、保険契約者がその分割保険料の払込みを怠ったことについて故意または重大な過失があったと当社が認める場合には、当社は、「払込期日」の属する月の翌月末」を「払込期日」の属する月の翌々月末」に読み替えて(1)および次条(1)①の規定を適用します。

第7条(解除一分割保険料不払の場合)

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。
- ① 払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- (2) (1)の解除は、保険契約者に対する書面により解除の通知をし、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。
- ① (1)①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日
- ② (1)②による解除の場合は、次回払込期日
- (3) (1)の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表4に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第8条(解約時の未払追加保険料の払込および保険料の返還)

- (1) 保険契約者は、この保険契約を普通保険約款基本条項第12条(保険契約の解除)(3)の規定により解除(以下「解約」といいます。)する場合は、未払追加保険料(注)の全額を払い込まなければなりません。
- (注) 払込期日が到来していない保険料を含みます。
- (2) (1)の規定に従い保険契約者がこの保険契約を解約した場合は、当社は、未払追加保険料の全額を払い込まれたものとして、普通保険約款基本条項第19条(保険料の返還一解除の場合)(2)から(4)の規定により計算した保険料を返還します。

第9条(第2回分割保険料不払の場合の特約)

保険料払込方式が口座振替による場合に、当社は、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関(注)に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、第3回分割保険料の払込期日をその第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

(注) 当公司及保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

70. 追加保険料分割払特約(大口)

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
自動車	原動機付自転車を含みます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に全車両一括特約または全車両一括特約(成續合算企業用)および保険料分割払特約(大口)が適用されており、かつ、保険契約者が書面をもってこの特約の適用を申し出て、当社がこれを承認した場合に適用されます。ただし、追加保険料口座振替特約が適用される場合には、この特約は適用されません。

第3条(追加保険料の分割払)

当社は、この特約により、普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(1)、同条(2)、同条(4)または同条(6)に従い当社が保険契約者に請求する追加保険料について、保険料分割払特約(大口)第5条(追加保険料の払込み)(1)、同条(4)または同条(6)にかかわらず、保険契約者が追加保険料を分割して払い込むことを承認します。

第4条(保険料の払込方法等)

- (1) 保険契約者は、次に定める払込日までに第1回分割追加保険料を口座振替以外の方法により払い込まなければなりません。
- ① 全車両一括特約第8条(保険料の精算)(1)または全車両一括特約(成續合算企業用)第8条(保険料の精算)(1)に定める追加保険料である場合は、同条(4)に定める精算日
- ② 全車両一括特約第8条(3)または全車両一括特約(成續合算企業用)第8条(3)に定める追加保険料である場合は、同条(4)に定める精算日
- (2) 第2回目以降の分割追加保険料については、(1)に定める払込日の属する月の翌月から毎月、払込期日までに払い込まなければなりません。

第5条(第1回分割追加保険料不払の場合)

保険契約者が、第1回分割追加保険料について、前条(1)に定める払込日までにその払込みを怠った場合は、この特約は適用されません。

第6条(第2回目以降の分割追加保険料不払の場合)

- (1) 保険契約者が、第2回目以降の分割追加保険料について、払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、次の規定を適用します。
- ① 保険料分割払特約(大口)によって払い込まれるべき保険料の払込みが完了している場合は、この追加保険料が生じた自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払

いません。ただし、所定の保険料が払い込まれた時以後に生じた事故による損害または傷害を除きます。

- ①および②の場合は、その払込期日の翌日以降に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) (1)の規定にかかわらず、第2回目以降の分割追加保険料の払込方式が口座振替による場合であって、保険契約者がその分割追加保険料の払込を怠ったことについて故意または重大な過失があったと当社が認める場合には、当社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌月末」に読み替えて(1)および(3)①の規定を適用します。
- (3) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。
 - ① 払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込まれるべき分割追加保険料の払込みがない場合
 - ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割追加保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日(以下この条において「次回払込期日」といいます。)までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割追加保険料の払込みがない場合
 - ③ (3)の解除は、保険契約者に対する書面により解除の通知をし、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。
 - ① (3)①による解除の場合は、その分割追加保険料を払い込むべき払込期日
 - ② (3)②による解除の場合は、次回払込期日
 - ④ (3)の規定により、当社が保険契約を解除した場合は、当社は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表4に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

71. 初回保険料口座振替特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
初回保険料	保険料を一括して払い込む場合は、この保険契約に定められた総保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき保険料をいいます。
提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

- (1) この特約は、保険契約締結の際に、当社と保険契約者との間に、あらかじめ初回保険料を口座振替の方法により払い込むことについての合意がある場合に適用されます。
- (2) この特約は、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合に適用します。
 - ① 指定口座が、提携金融機関に、保険契約締結のときに設定されていること。
 - ② この保険契約の締結および保険契約者が当社への損害保険料預金口座振替依頼書等の提出が、初回期間の初日この保険契約の効力発生時までになされていること。

第3条 (初回保険料の払込み)

- (1) 初回保険料の払込みは、次の(4)に規定する初回保険料払込期日に、指定口座から当社の特約口座に振り替えることにより行われることとします。
- (2) 初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかねばなりません。
- (4) 初回保険料払込期日は、保険期間の初日の属する月の振替日(注)とします。

(注) 振替日は損害保険料預金口座振替依頼書に記載された期日とします。
- (5) (4)の規定にかかわらず、当社は、保険契約者が初回保険料払込期日までに初回保険料の払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、当社が口座振替請求を行った最も早い振替日(注)を初回保険料払込期日とみなしてこの特約を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

(注) その振替日が初回保険料払込期日の属する月の翌月の振替日以降となるときには、初回保険料払込期日の属する月の翌月の振替日とします。
- (6) この保険契約に、保険料分割払特約(注)、保険料分割払特約(大口)または保険料分割払特約(満期払戻あり)が適用されている場合で、保険期間の初日の属する月の翌月以降に初回保険料を口座振替するときは、当社は、保険料分割払特約、保険料分割払特約(大口)または保険料分割払特約(満期払戻あり)の規定の2回目以降に払い込むべき保険料と初回保険料を同時に指定口座から当社の特約口座に振り替えます。

(注) 保険期間が1年を超える場合は保険料払込方法が月払のとします。

第4条 (初回保険料払込期前の事故)

- (1) 初回保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに当社指定の場所に払込まなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料を払込んだ場合には、初回保険料払込期前の事故による損害または傷害に対しては、普通保険約款基本条項第2条(保険責任の始期および終期)(3)の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める初回保険料領取時に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3) 保険契約者が(1)に規定する初回保険料の払込みを怠ったことについて故意または重大な過失があったと当社が認める場合には、当社は、「初回保険料払込期日の属する月の翌月末」を「初回保険料払込期日の属する月の翌月末」に読み替えて(1)、(2)、(6)および(4)案(1)の規定を適用します。
- (4) (2)の規定により、被保険者、保険金請求者または損害賠償請求権者が、初回保険料払込期前の事故による損害または傷害に対して保険金または損害賠償額の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者が初回保険料を当社に払込まなければなりません。
- (5) (4)の規定にかかわらず、事故の発生日が、初回保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回保険料を初回保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、初回保険料が払い込まれたものとしてその事故に対して保険金を支払います。
- (6) (5)の確約に反して保険契約者が初回保険料払込期日に初回保険料の払込みを怠り、かつ、初回保険料払込期日の属する月の翌月末までその払込みを怠った場合は、当社は、既に支払った保険金について、その返還を請求することができます。

第5条 (解除—初回保険料不払の場合)

- (1) 当社は、初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに、初回保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。
- (2) (1)の規定は、この保険契約に付帯された保険料分割払特約、保険料分割払特約(大口)または保険料分割払特約(満期払戻あり)の保険契約の解除に関する規定に優先して適用されます。

(3) 当社は、(1)の解除を行う場合には、保険契約者に対する書面によりその旨を通知します。

この場合の解除は保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条 (適用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

72. コンビニ払特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
一時払保険料	保険契約締結の際に、保険契約者が、当社に払い込むべき保険料をいいます。
一時払保険料払込期日	保険期間の初日の属する月の翌月末日をいいます。
契約条件の変更日	普通保険約款基本条項第5条(通知義務)(1)、同条項第7条(被保険自動車の譲渡)(1)、同条項第8条(被保険自動車の入替)(1)または同条項第15条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(6)の通知において保険契約者が指示する日で、契約条件を変更すべき期間の初日をいいます。
契約条件変更の申出日	普通保険約款基本条項第4条(告知義務)(3)③の訂正の申出または第5条(通知義務)(1)の通知を行った日をいいます。
収納窓口	コンビニエンスストア等の当社が別に定める収納窓口をいいます。
追加保険料	契約条件を変更した際に当社が保険契約者に請求する保険料をいいます。
追加保険料払込期日	契約条件変更の申出日または契約条件の変更日のどちらか遅い日の属する月の翌月末日をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、次の①から③に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険証券記載の保険料の払込方法が一時払であること。
- ② 保険契約締結の際または契約条件を変更する際に、当社と保険契約者との間に、あらかじめ保険料を収納窓口で払い込むことについて合意があること。
- ③ この保険契約の締結が、保険期間の初日この保険契約の効力発生時までになされていること。

第3条 (この特約の適用対象保険料)

この特約は、次の①および②に規定する保険料を払い込む場合に適用します。

- ① 一時払保険料
- ② 追加保険料。なお、当社が承認した場合には、保険契約者は、追加保険料を当社に直接払い込むこととします。

第4条 (一時払保険料の払込み)

前条①に規定する一時払保険料の払込みについてこの特約を適用する場合、保険契約者は、一時払保険料払込期日までに、一時払保険料の全額を一時に収納窓口で払い込まなければなりません。

第5条 (一時払保険料払込期前の事故)

- (1) 一時払保険料払込期日までに一時払保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、一時払保険料を一時払保険料払込期日の属する月の翌月末までに当社指定の場所に払込まなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者が一時払保険料払込期日の属する月の翌月末までに一時払保険料を払込んだ場合には、保険契約締結時に一時払保険料を領取したものとみなして、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約の規定を適用します。
- (3) (2)の規定により、被保険者、保険金請求者または損害賠償請求権者が、一時払保険料払込期前の事故による損害または傷害に対して保険金または損害賠償額の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は一時払保険料を当社に払込まなければなりません。
- (4) (3)の規定にかかわらず、事故の発生日が、一時払保険料払込期日以前であり、保険契約者が、一時払保険料を一時払保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、一時払保険料が払い込まれたものとしてその事故に対して保険金を支払います。
- (5) (4)の確約に反して保険契約者が一時払保険料払込期日に一時払保険料の払込みを怠り、かつ、一時払保険料払込期日の属する月の翌月末までその払込みを怠った場合は、当社は、既に支払った保険金について、その返還を請求することができます。

第6条 (解除—一時払保険料不払の場合)

- (1) 当社は、一時払保険料払込期日の属する月の翌月末までに、一時払保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。
- (2) 当社は、(1)の解除を行う場合には、保険契約者に対する書面によりその旨を通知します。この場合の解除は保険期間の初日からその効力を生じます。

第7条 (追加保険料の払込み)

第3条(この特約の適用対象保険料)②に規定する追加保険料の払込みについてこの特約を適用する場合、保険契約者は、追加保険料払込期日までに、その全額を一時に収納窓口で払込まなければなりません。

第8条 (追加保険料払込期前の事故)

- (1) 追加保険料払込期日までに追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、追加保険料を追加保険料払込期日の属する月の翌月末までに当社指定の場所に払込まなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者が追加保険料払込期日の属する月の翌月末までに追加保険料を払込んだ場合には、契約条件の変更日に追加保険料を領取したものとみなして、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約の規定を適用します。
- (3) (2)の規定により、被保険者、保険金請求者または損害賠償請求権者が、追加保険料払込期前の事故による損害または傷害に対して保険金または損害賠償額の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は追加保険料を当社に払込まなければなりません。
- (4) (3)の規定にかかわらず、事故の発生日が、追加保険料払込期日以前であり、保険契約者が、追加保険料を追加保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、追加保険料が払い込まれたものとしてその事故に対して保険金を支払います。
- (5) (4)の確約に反して保険契約者が追加保険料払込期日に追加保険料の払込みを怠り、かつ、追加保険料払込期日の属する月の翌月末までその払込みを怠った場合は、当社は、次の①または②に定める保険金の額の返還を請求することができます。
 - ① 追加保険料が、普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(1)、同条(2)および同条(4)に定めるところに従い請求したものである場合は、既に支払った保険金の全額

- ② 追加保険料が、普通保険約款基本条項第15条(6)に定めるところに従い請求したものである場合は、既に支払った保険金額のうち、保険契約条件の変更がなかったものとして普通保険約款(注)に従い支払う保険料の額を差し引いた額を支払います。
- (注) 被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

第9条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

73. クレジットカード払特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
会員規約等	クレジットカード発行会社と之间で締結した会員規約等をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
この保険契約の保険料	保険契約締結の際に支払うべき保険料または保険契約締結後に支払う保険料をいいます。

第2条 (クレジットカードによる保険料支払の承認)

当会社は、この特約に従い、クレジットカードにより、保険契約者が、この保険契約の保険料を支払うことを承認します。ただし、会員規約等によりクレジットカードの使用が認められた者またはクレジットカードの会員である法人と保険契約者が同一である場合に限ります。

第3条 (保険料領収前に生じた事故の取扱い)

(1) 保険契約者から、この保険契約の保険料をクレジットカードを使用して支払う旨の申出があった場合は、当会社は、クレジットカード発行会社へのカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当社がクレジットカードによる保険料の支払を承認した時(注)以後、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。

(注) 保険証券記載の保険期間の開始前に承認した時は保険期間の開始した時とします。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は(1)の規定は適用しません。

- ① 当社がクレジットカード発行会社からこの保険契約の保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対してこの保険契約の保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。

② 会員規約等に定める手続きが行われない場合

第4条 (保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い)

(1) 前条(2)①この保険契約の保険料相当額を領収できない場合には、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、クレジットカード発行会社に対してこの保険契約の保険料相当額を既に支払っているときは、当会社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。

(2) 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、(1)の規定により当社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、前条(1)の規定を適用します。

(3) 保険契約者が(2)の保険料の支払を怠った場合は、当会社は保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができず。

(4) (3)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第5条 (保険料の返還の特則)

普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(1)、同条(2)、同条(4)、同条(6)、同条項第16条(保険料の返還一無効または失効の場合)(2)、同条項第18条(保険料の返還一保険金額の調整の場合)および第19条(保険料の返還一解除の場合)までの規定ならびにこの保険契約に適用される他の特約の規定により当社が保険料を返還する場合は、当会社は、クレジットカード発行会社からの保険料相当額の領収を確認の後に保険料を返還します。ただし、前条(2)の規定により保険契約者が保険料を直接当社に払い込んだ場合、および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用しクレジットカード発行会社に対してこの保険契約の保険料相当額の金額を既に支払っている場合を除きます。

第6条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

74. 追加保険料払込猶予特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
契約条件の変更日	普通保険約款基本条項第5条(通知義務)(1)、同条項第7条(被保険自動車の譲渡)(1)、同条項第8条(被保険自動車の入替)(1)または同条項第15条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(6)の通知において保険契約者が指定する日で、契約条件を変更すべき期間の初日を行います。
契約条件変更の申出日	普通保険約款基本条項第4条(告知義務)(3)③の訂正の申出または第5条(通知義務)(1)の通知を行った日を行います。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険契約者または被保険者が普通保険約款基本条項第4条(告知義務)(3)③の訂正の申出または同条項第5条(通知義務)(1)、同条項第7条(被保険自動車の譲渡)(1)、同条項第8条(被保険自動車の入替)(1)もしくは同条項第15条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(6)に定める通知を、書面またはファクシミリ等の通信手段により、当社に直接行う場合で、この特約を適用する旨保険証券に記載されているときのみ適用されます。ただし、他の特約によって、訂正の申出または通知時の追加保険料の払込みを過ぎにしている場合は、この特約を適用しません。

第3条 (追加保険料の払込猶予一その1)

(1) 当社が普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(1)および同条(2)の規定に定める追加保険料または追加保険料分割払特約第4条(分割追加保険料の払込方法)(1)に規定する第1回分割追加保険料(以下この条において「追加保険料」といいます。)の請求を行った場合は、保険契約者は、契約条件変更の申出日または契約条件の変更日のどちらか遅い日からその日を含めて30日以内に、当社への請求する追加保険料を払い込まなければなりません。

(2) 当会社は、(1)に定める期間内に追加保険料が払い込まれなかった場合には、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第4条 (追加保険料の払込猶予一その2)

(1) 当社が普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(4)の規定に定める追加保険料または追加保険料分割払特約第4条(分割追加保険料の払込方法)(2)に規定する第1回分割追加保険料(以下この条において「追加保険料」といいます。)の請求を行った場合は、保険契約者は、契約条件の変更日からその日を含めて30日以内に、当社への請求する追加保険料を払い込まなければなりません。

(2) 当会社は、(1)に定める期間内に追加保険料が払い込まれなかった場合には、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、被保険自動車の入替自動補償特約第3条(入替自動車に対する自動補償)の規定に基づき入替自動車を被保険自動車とみなして、普通保険約款を適用する場合は、同特約同条にいう取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、普通保険約款およびこれに付帯される特約に従い、保険金を支払います。

第5条 (追加保険料の払込猶予一その3)

(1) 当社が普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(6)の規定に定める追加保険料、追加保険料分割払特約第4条(分割追加保険料の払込方法)(2)に規定する第1回分割追加保険料または追加保険料分割払特約(大口)第4条(保険料の払込方法等)(1)②に規定する第1回この条において「追加保険料」といいます。)の請求を行った場合は、保険契約者は、契約条件の変更日からその日を含めて30日以内に、当社への請求する追加保険料を払い込まなければなりません。

(2) 当会社は、(1)に定める期間内に追加保険料が払い込まれなかった場合には、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款およびこれに付帯される特約に従い、保険金を支払います。

75. フリート契約優良戻し特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
新規事業者	営業実績のない事業者をいいます。
損害率	この保険契約にかかる支払保険金(注1)の合計額を、この保険契約の保険料(注2)で除した値(注3)をいいます。 (注1) 未払保険金を含みます。 (注2) フリート多数割引率の適用がある場合には、この保険契約の保険料を、フリート多数割引率で除した値をいいます。 (注3) 小数点以下第3位を四捨五入します。
付保台数	保険期間の末日にこの保険契約で付保されている台数をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険料	契約締結時の保険料に、追加保険料および返還保険料を加減した額とします。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、次の①から③に定める条件をすべて満たしている場合に適用します。

- ① 当社と保険契約者との間にあらかじめこの特約を適用することについて同意があり、保険証券にその旨記載されていること。
- ② 保険期間の初日の前日から起算して13か月以内の日において、保険契約者が保険証券記載の自動車に保険契約を締結していなかったこと。
- ③ 保険契約者が、新規事業者でないこと。

第3条 (フリート契約優良戻し)

(1) 当会社は、この保険契約について、保険期間の満了後2か月以内に、フリート契約優良戻しとして、この保険契約の損害率および付保台数を当社が別に定める返戻割合表に於ては優り出した返戻割合を保険料に集した額を返還します。

(2) この保険契約が保険期間の中途で当社または保険契約者の申出により解除されたときは、当会社は、(1)の規定を適用しません。

76. 車両保険無過失事故特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	所有者が被保険自動車の所有者と異なる自動車をいいます。
自動車	原動機付自転車を含みます。
車対車事故	被保険自動車と相手自動車との接触または衝突をいいます。
所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 自動車所有留保事項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 自動車が一年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③ ①および②以外の場合は、自動車を所有する者
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
無過失事故	次の①および②に定める条件をいずれも満たす車対車事故をいいます。 ① 車対車事故の発生に因って被保険自動車を使用したまたは管理していた者に過失がなかったことが確定すること。ただし、被保険自動車を使用したまたは管理していた者に過失がなかったことが確定しない場合であっても、当社が、事故状況の調査をした結果、その車対車事故の事故態様が下記アからエのいずれかに該当し、かつ、客観的事実に照らして、被保険自動車を使用したまたは管理していた者に過失がなかったと認めるときはこれを含みます。 ア. 相手自動車が、被保険自動車に追突したものであること。 イ. センサーラインの表示のある対向道路上を走行中の相手自動車が、センターラインをオーバーしたことにより被保険自動車に衝突または接触したものであること。 ウ. 信号機による交通整理が行われていた交差点において、相手自動車が赤色の灯火表示(赤色点滅を含みます)に従って、その交差点に進入したことから、青色の灯火表示(赤色の灯火表示に従って被保険自動車に衝突または接触したものであること。 エ. 上記アからウ以外であって、駐車または停車中の被保険自動車に相手自動車が衝突または接触したものであること。 ② 車対車事故の相手自動車について、下記アおよびイの事項がいずれも確認できること。

	イ、登録番号等(注) イ、車対車事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称が確認できること。 (注)登録番号、車両番号、標識番号または車台番号をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、被保険自動車に普通保険約款車両条項の適用があり、かつ、保険証券にノンフリート契約である旨記載されている場合に適用されます。

第3条 (無過失事故の取扱いの特約)

(1) 当会社は、普通保険約款車両条項および基本条項(注)の規定により保険金(以下この条において「車両保険金」といいます)を支払う場合であっても、無過失事故については、この特約により、当会社と締結される次契約に適用するノンフリート等級および事故有傷適用期間の決定において、その無過失事故に関して車両保険金を支払わなかったものとして取扱います。

(注) 被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

(2) 当会社は、この保険契約に適用する普通保険約款車両条項の免責金額の決定においても、無過失事故については、この特約により、その無過失事故に関して車両保険金を支払わなかったものとして取扱います。

(3) 当会社は、車両新価特約第4条(支払保険金の計算)または車両全損時超過修理費特約第3条(支払保険金の計算)の規定により、車両価額協定保険特約第6条(支払保険金の計算)の規定を適用した場合に算出される保険金の額を超過して車両保険金を支払うときは、(1)および(2)の規定を適用しません。

(4) 当会社は、この保険契約に車内身の回り品品物または事業用保険特約が適用されており、同特約に定める身の回りの品物または事業用動産に生じた損害または保険金(以下(4)において「身の回り品損害保険金」および「事業用動産損害保険金」といいます)を支払う場合であっても、無過失事故については、この特約により、当会社と締結される次契約に適用するノンフリート等級および事故有傷適用期間の決定において、その無過失事故に関して身の回り品損害保険金および事業用動産損害保険金を支払わなかったものとして取扱います。

第4条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款車両条項および基本条項の規定を準用します。

第7. 団体扱特約(一般A)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
企業体	公社、公団、会社等をいい、法人・個人の別を問いません。
集金契約	「保険料集金に関する契約書(一般A-1)」または「保険料集金に関する契約書(一般A-2)」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
職域労働組合等	団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体をいいます。
分割保険料	この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
未払込保険料	この保険契約に定められた総保険料から、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、次の①から③に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が企業体に勤務し、毎月その企業体から給与の支払を受けていること。
- ② 次のいずれかの契約が締結されていること。
 - A. 団体と当会社との間の「保険料集金に関する契約書(一般A-1)」による保険料集金契約。ただし、団体労働基準法(昭和22年法律第49号)第24条(賃金の支払)に定める賃金の部控除に関する書面による協定またはその他の法令に基づき、保険契約者の受け取るべき給与から職域労働組合等と当会社との間の「保険料集金に関する契約書(一般A-2)」による保険料集金契約。ただし、職域労働組合等が上記Aのただし書に定める団体によって控除された保険料を受領することができる場合に限ります。
 - B. 職域労働組合等と当会社との間の「保険料集金に関する契約書(一般A-2)」による保険料集金契約。ただし、職域労働組合等が上記Aのただし書に定める団体によって控除された保険料を受領することができる場合に限ります。
- ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - A. 集金者が団体である場合には、保険契約者の受け取るべき給与から保険料を控除して、これを当会社の指定する場所に支払うこと。
 - B. 集金者が職域労働組合等である場合には、団体によって控除された保険料を団体から受領して、これを当会社の指定する場所に支払うこと。

第3条 (保険料の払込方法)

- (1) 当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を一括してまたは保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。
- (2) 保険契約者が一括して払い込む場合は、一括払保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- (3) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- (4) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第2回以降の分割保険料を集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第4条 (保険料領収前の事故)

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条(2)の一括払保険料または同条(3)の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、一括払保険料または第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれた場合を除きます。

第5条 (追加保険料の払込み)

- (1) 普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求-告知義務-通知義務等の場合)(1)または同条(2)に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。

- (1)の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません(注)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。
- (注) 既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。
- (4) 普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求-告知義務-通知義務等の場合)(4)に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (5) 保険契約者が(4)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、普通保険約款にこれと異なる規定がある場合は、その規定を適用します。
- (6) 普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求-告知義務-通知義務等の場合)(6)に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (7) 保険契約者が(6)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款(注)に従い、保険金を支払います。ただし、普通保険約款にこれと異なる規定がある場合は、その規定を適用します。
- (注) 被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

第6条 (保険料領収証の発行)

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条 (特約の失効または解除)

(1) この特約は、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日(以下「集金不能日」といいます。)から将来に向かってのみその効力を失います。

- ① 集金契約が解除された場合
- ② 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合
- ③ 保険契約者がその受け取るべき給与から保険料を控除することを拒んだ場合
- ④ ①から③までの場合のほか、この保険契約に基づき集金者による保険料の集金がわれなくなった場合

- (2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約(注1)の対象となる保険契約者の人数(注2)が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。
- (注1) 当社との間の団体扱特約に係る他の集金契約を含みます。
- (注2) 同一の保険契約者が複数の団体扱特約保険契約を締結している場合は1名と数えます。
- (3) (1)①の事実が発生した場合は(2)の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

第8条 (特約の失効または解除後の未払込保険料等の払込み)

- (1) 保険契約者は、前条(1)の規定により特約が効力を失った場合は集金不能日から1か月以内に、同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合は解除日から1か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まなかった場合には、集金不能日または解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (3)の解除は、集金不能日または解除日から将来に向かってのみその効力を失います。
- (5) (3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表4に掲げる短期利率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第7B. 団体扱特約(一般B)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
企業体	公社、公団、会社等をいい、法人・個人の別を問いません。
集金契約	「保険料集金に関する契約書(一般B)」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体をいいます。
勤務先事業所	保険契約者がこの保険契約締結の時に勤務している事業所をいいます。
分割保険料	この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
未払込保険料	この保険契約に定められた総保険料から、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、次の①から③に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が企業体に勤務し、毎月その企業体から給与の支払を受けていること。
- ② 次のいずれかの者と当会社との間に集金契約が締結されていること。
 - A. 団体
 - I. 団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織
 - B. 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - I. 勤務先事業所において、給与支払日に保険契約者から直接保険料を集金すること。
 - A. 上記Aより集金した保険料を当会社に指定する場所に支払うこと。

第3条 (保険料の払込方法)

- (1) 当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を一括してまたは保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。
- (2) 保険契約者が一括して払い込む場合は、一括払保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- (3) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- (4) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第2回以降の分割保険料を集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第4条 (保険料領収前の事故)

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当社は、前条（２）の一括払保険料または同条（３）の第１回分割保険料領取前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、一括払保険料または第１回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第5条（追加保険料の払込み）

- （１）普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）（１）または同条（２）に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。
- （２）当社は、保険契約者が（１）の追加保険料の払込みを怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。（注）当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限りです。
- （３）（１）の規定により追加保険料を請求する場合において、（２）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません（注）。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。（注）既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。
- （４）普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）（４）に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。
- （５）保険契約者が（４）の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、追加保険料領取前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、普通保険約款にこれと異なる規定がある場合は、その規定を適用します。
- （６）普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）（６）に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。
- （７）保険契約者が（６）の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、追加保険料領取前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款（注）に従い、保険金を支払います。ただし、普通保険約款にこれと異なる規定がある場合は、その規定を適用します。（注）被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

第6条（保険料領取の発行）

当社は、集金者を経ずて払い込まれた保険料については、領取した保険料の合計額に対する保険料領取証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条（特約の失効または解除）

- （１）この特約は、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日（以下「集金不能日」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。
 - ① 集金契約が解除された場合
 - ② 保険契約者が勤務先事業所において団体から毎月給与を支払う受けなくなった場合
 - ③ 保険契約者が保険料を勤務先事業所において、給与と支払に直接集金者に支払わなかった場合
 - ④ ①から③までの場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行われなかった場合
- （２）当社は、この保険契約に係る集金契約（注1）の対象となる保険契約者の人数（注2）が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。（注1）当社との間の団体扱特約に係る他の集金契約を含みます。（注2）同一の保険契約者が複数の団体扱特約付保険契約を締結している場合は1名と数えます。
- （３）①の事実が発生した場合は、（２）の規定により当社がこの特約を解除した場合は、当社は遅滞なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

第8条（特約の失効または解除後の未払込保険料等の払込み）

- （１）保険契約者は、前条（１）の規定により特約が効力を失った場合は集金不能日から1か月以内に、同条（２）の規定によりこの特約が解除された場合は解除日から1か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。
- （２）当社は、（１）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日または解除日から未払込保険料の全額を領取するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- （３）当社は、（１）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （４）（３）の解除は、集金不能日または解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- （５）（３）の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表4に掲げる短期利率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返します。

79. 団体扱特約（一般C）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
企業体	公社、公団、会社等をいい、法人・個人の別を問いません。
口座振替日	集金契約に定める集金者の指定する所定の期日をいいます。
指定口座	保険契約者が指定する預金口座をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書（一般C）」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当社との間に集金契約を締結した者をいいます。
退職者	退職により団体の構成員でなくなった者をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体をいいます。
分割保険料	この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
未払込保険料	この保険契約に定められた総保険料から、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

- この特約は、次の①から③に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。
- ① 保険契約者が企業体に勤務し、毎月その企業体から給与を支払うに付すること。
 - ② 団体に勤務している者によって構成されており、かつ、保険契約者がその構成員となっている団体、労働組合または共済組織と当社との間に集金契約が締結されていること。
 - ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - ア. 指定口座から、預金口座振替により、口座振替日に保険料を集金すること。

イ. 上記アにより集金した保険料を当社の指定する場所に支払うこと。

第3条（保険料の払込方法）

- （１）当社は、この特約により、保険契約者が保険料を一括してまたは保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。
- （２）保険契約者が一括して払い込む場合は、一括払保険料を保険契約締結と同時に直接当社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経ずて払い込まなければなりません。
- （３）保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接当社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経ずて払い込まなければなりません。
- （４）保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第2回以降の分割保険料を集金契約に定めるところにより、集金者を経ずて払い込まなければなりません。

第4条（保険料領取前の事故）

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当社は、前条（２）の一括払保険料または同条（３）の第1回分割保険料領取前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、一括払保険料または第1回分割保険料が、集金契約に定めるところにより、集金者を経ずて払い込まれる場合を除きます。

第5条（追加保険料の払込み）

- （１）普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）（１）または同条（２）に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。
- （２）当社は、保険契約者が（１）の追加保険料の払込みを怠った場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。（注）当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限りです。
- （３）（１）の規定により追加保険料を請求する場合において、（２）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません（注）。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。（注）既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。
- （４）普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）（４）に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。
- （５）保険契約者が（４）の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、追加保険料領取前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、普通保険約款にこれと異なる規定がある場合は、その規定を適用します。
- （６）普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）（６）に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。
- （７）保険契約者が（６）の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、追加保険料領取前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款（注）に従い、保険金を支払います。ただし、普通保険約款にこれと異なる規定がある場合は、その規定を適用します。（注）被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

第6条（保険料領取の発行）

当社は、集金者を経ずて払い込まれた保険料については、領取した保険料の合計額に対する保険料領取証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条（特約の失効または解除）

- （１）この特約は、次のいずれかに該当する事実が発生した場合は、①の事実のときは、その事実が発生した事故による損害または傷害に対する保険料の集金が不能となった最初の口座振替日、または②もしくは③の事実のときは、その事実が発生した日（以下「集金不能日等」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、②については、集金者が保険契約者にかわって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当社に支払った場合には、この特約条項は失効しません。
 - ① 集金契約が解除された場合
 - ② 保険契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が口座振替日の翌日から起算して1か月以内に指定口座から集金者の預金口座へ振り替えられなかった場合
 - ③ 保険契約者が団体から毎月給与を支払う受けなくなった場合
 - ④ 当社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合
- （２）当社は、この保険契約に係る集金契約（注1）の対象となる保険契約者の人数（注2）が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。（注1）当社との間の団体扱特約に係る他の集金契約を含みます。（注2）同一の保険契約者が複数の団体扱特約付保険契約を締結している場合は1名と数えます。
- （３）①の①の事実が発生した場合は、（２）の規定により当社がこの特約を解除した場合は、当社は遅滞なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

第8条（特約の失効または解除後の未払込保険料等の払込み）

- （１）保険契約者は、前条（１）の規定により特約が効力を失った場合は集金不能日等から1か月以内に、同条（２）の規定によりこの特約が解除された場合は解除日から1か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。
- （２）当社は、（１）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等または解除日から未払込保険料の全額を領取するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- （３）当社は、（１）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （４）（３）の解除は、集金不能日等または解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- （５）（３）の規定により、当社が保険契約を解除した場合は、当社は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表4に掲げる短期利率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返します。

第9条（退職者に対する特約）

- （１）第2条（この特約の適用条件）の規定にかかわらず、団体が退職者に対する福利厚生制度の一環として、退職者について団体扱による保険契約の締結を認める場合において、団体の構成員である保険契約者がその制度を利用して保険契約を締結するときは、この保険契約者がその退職者となっていた団体、労働組合または共済組織と当社との間に保険料集金契約が締結されており、保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾しているときに限り、この特約を適用することができます。
 - ① 指定口座から預金口座振替により、口座振替日に保険料を集金すること。
 - ② ①より集金した保険料を当社の指定する場所に支払うこと。
- （２）第7条（特約の失効または解除）の規定にかかわらず、保険契約者が団体の退職者である場合で、次のいずれかに該当する事実が発生したときは、①の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の口座振替日、または②もしくは③の事実のときは、その事実が発生した日（以下「集金不能日等」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、②については、集金者が保険契約者にかわって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当社に支払った場合には、この特約条項は失効しません。

- ① 集金契約が解除された場合
 - ② 保険契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が口座振替日の翌日から起算して1か月以内に指定口座から集金者の預金口座へ振り替えられなかった場合
 - ③ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合
- (3) ②①または③の事実が発生した場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

80. 団体扱特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
集金契約	「保険料集金に関する契約書」による保険料集金契約をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている官公署、会社などの団体をいいます。
分割保険料	この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
未払込保険料	この保険契約に定められた総保険料から、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 団体と当会社との間に集金契約が締結されていること
- ② 保険契約者が、その受け取るべき給与から保険料を差し引いて、これを当会社の本社または当会社の指定する場所に支払うことを団体に委託し、団体がそれを承諾していること。

第3条 (保険料の払込方法)

- (1) 当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を一括してまたは保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。
- (2) 保険契約者が一括して払い込む場合は、一括払保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、団体を經て払い込まなければなりません。
- (3) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところより、団体を經て払い込まなければなりません。
- (4) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第2回以降の分割保険料を集金契約に定めるところにより、団体を經て払い込まなければなりません。

第4条 (保険料領収前の事故)

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条(2)の一括払保険料または同条(3)の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、一括払保険料または第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、団体を經て払い込まれる場合を除きます。

第5条 (追加保険料の払込み)

- (1) 普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(1)または同条(2)に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は団体を經ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。(注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限りです。
- (3) (1)の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません(注)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。(注) 既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。
- (4) 普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(4)に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は団体を經ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (5) 保険契約者が(4)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、普通保険約款にこれと異なる規定がある場合は、その規定を適用します。
- (6) 普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(6)に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は団体を經ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (7) 保険契約者が(6)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款(注)に従い、保険金を支払います。ただし、普通保険約款にこれと異なる規定がある場合は、その規定を適用します。(注) 被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

第6条 (保険料領収証の発行)

当会社は、団体を經て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を団体に對して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条 (特約の失効または解除)

- (1) この特約は、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生したことに伴って団体による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日(以下「集金不能日」といいます。)から将来に向かってのみその効力を失います。
 - ① 集金契約が解除された場合
 - ② 保険契約者が団体が毎月給与の支払を受けなくなった場合、またはその他の保険契約について団体による保険料の集金が行われなくなった場合
 - ③ 保険契約者が保険料を給与から差し引くことを拒んだ場合
- (2) 当会社は、その保険契約に係る集金契約(注1)の対象となる保険契約者の人数(注2)が10名未満である場合には、その特約を解除することができます。(注1) 当と同一の団体の扱特約に係る他の集金契約を含みます。(注2) 同一の保険契約者が複数の団体扱特約の保険契約を締結している場合は1名と数えます。
- (3) (1)①の事実が発生した場合または(2)の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって未払込保険料者に対してその旨を通知します。

第8条 (特約の失効または解除後の未払込保険料等の払込み)

- (1) 保険契約者は、前条(1)の規定により特約が効力を失った場合は集金不能日から1か月以内に、同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合は解除日から1か月以内、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まなかった場合には、集金不

能日または解除日から未払込保険料の全額を領取するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

(3) 当会社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(4) (3)の解除は、集金不能日または解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(5) (3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表4に掲げる短期利率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

81. 団体扱特約 (口座振替方式)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
口座振替日	集金契約に定める集金者の指定する所定の期日をいいます。
指定口座	保険契約者が指定する預金口座をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書(口座振替方式)」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
退職者	退職により団体の構成員でなくなった者をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている官公署をいいます。
分割保険料	この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
未払込保険料	この保険契約に定められた総保険料から、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

- ① この特約は、次の①から③に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。
 1. 保険契約者が団体に勤務し、毎月その団体が給与の支払を受けていること
 2. 団体に勤務している者によって構成されている労働組合、労務組などで団体から保険料集金を委託しているものと当会社との間に集金契約が締結されていること
 3. 保険契約者が、集金者に対してこのことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - ア. 指定口座から、預金口座振替により、口座振替日に保険料を集金すること。
 - イ. 上記アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第3条 (保険料の払込方法)

- (1) 当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を一括してまたは保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。
- (2) 保険契約者が一括して払い込む場合は、一括払保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、団体を經て払い込まなければなりません。
- (3) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところより、集金者を経る払い込まなければなりません。
- (4) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第2回以降の分割保険料を集金契約に定めるところにより、集金者を経る払い込まなければなりません。

第4条 (保険料領収前の事故)

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条(2)の一括払保険料または同条(3)の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、一括払保険料または第1回分割保険料が、集金契約に定めるところにより、集金者を経る払い込まれる場合を除きます。

第5条 (追加保険料の払込み)

- (1) 普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(1)または同条(2)に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。(注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限りです。
- (3) (1)の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社が追加保険金を支払いません(注)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。(注) 既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。
- (4) 普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(4)に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (5) 保険契約者が(4)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、普通保険約款にこれと異なる規定がある場合は、その規定を適用します。
- (6) 普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(6)に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (7) 保険契約者が(6)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款(注)に従い、保険金を支払います。ただし、普通保険約款にこれと異なる規定がある場合は、その規定を適用します。(注) 被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

第6条 (保険料領収証の発行)

当会社は、集金者を経る払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条 (特約の失効または解除)

- (1) この特約は、次のいずれかに該当する事実が発生した場合、①の事実のときは、その事実が発生したことに伴って集金者による保険料の集金が不能となった最初の口座振替日、または②から④までの事実のときは、その事実が発生した日(以下「集金不能日」といいます。)から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、②については、集金者が保険契約者にかかわって保険料を集金不能日の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合には、この特約条項は失効しません。
 - ① 集金契約が解除された場合
 - ② 保険契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が口座振替日の翌日から起算して

- 1 1か月以内に指定口座から集金者の預金口座へ振り替えられなかった場合
- ③ 保険契約者が団体から毎月給付の支払を受けなくなった場合
- ④ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合
- (2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約(注1)の対象となる保険契約者の人数(注2)が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。
- (注1) 当社との間の団体扱特約に係る集金契約を含みます。
- (注2) 同一の保険契約者が複数の団体扱特約保険契約を締結している場合は1名と数えます。
- (3) (1) ①の事実が発生した場合または(2)の規定により当社がこの特約を解除した場合は、当会社が遅滞なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

第8条 (特約の失効または解除後の未払込保険料等の払込み)

- (1) 保険契約者は、前条(1)の規定により特約が効力を失った場合は集金不能日等から1か月以内に、同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合は解除日から1か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時的に当社に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれた場合には、集金不能日等または解除日から未払込保険料の全額を領収するまでに生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) (2) ①の期間内に未払込保険料の全額が払い込まない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (3)の解除は、集金不能日等または解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (5) (3)の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当会社は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表4に掲げる短期利率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第9条 (退職者に対する特約)

- (1) 第2条(この特約の適用条件)の規定にかかわらず、団体が退職者について、団体扱による保険契約の締結を認める場合は、団体の退職者である保険契約者その構成員となつていた団体、労働組合または共済組織と当社との間に保険料集金契約が締結されており、保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾しているときに限り、この特約を適用することができます。
- ① 指定口座から預金口座振替および、口座振替日に保険料を集金すること。
- ② ①により集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。
- (2) 第7条(特約の失効または解除)の規定にかかわらず、保険契約者が団体の退職者である場合で、次のいずれかに該当する事実が発生したときは、①の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となつた最初の口座振替日、または②もしくは③の事実のときは、その事実が発生したとき(以下「集金不能日等」といいます) から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、②については、集金者が保険契約者にかつて保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当社に支払った場合には、この特約条項は失効しません。
- ① 集金契約が解除された場合
- ② 保険契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が口座振替日の翌日から起算して1か月以内に指定口座から集金者の預金口座へ振り替えられなかった場合
- ③ 当社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合
- (3) (2) ①または③の事実が発生した場合は、当会社が遅滞なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

82. 追加保険料特約 (団体扱用)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
覚書	「保険料集金に関する契約書(一般A-1)に係わる覚書」、「保険料集金に関する契約書(一般A-2)に係わる覚書」、「保険料集金に関する契約書(一般B)に係わる覚書」、「保険料集金に関する契約書(一般C)に係わる覚書」、「保険料集金に関する契約書に係わる覚書」または「保険料集金に関する契約書(口座振替方式)に係わる覚書」をいいます。
自動車	原動機付自転車を含みます。
集金契約	団体扱に関する特約第2条(この特約の適用条件)に規定する集金契約をいいます。
集金者	当社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日	団体扱に関する特約第7条(特約の失効または解除)に定める集金不能日をいい、団体扱特約(一般C)または団体扱特約(口座振替方式)が適用されている場合は集金不能日等をいいます。
団体扱に関する特約	団体扱特約(一般A)、団体扱特約(一般B)、団体扱特約(一般C)、団体扱特約または団体扱特約(口座振替方式)をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
未払込保険料	追加保険料および年額保険料の合計額から既に払い込まれた分割保険料、追加保険料および年額保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、次の①および②に定める条件をいずれも満たす場合に適用されます。

- ① この保険契約に団体扱に関する特約が適用されていること。
- ② 集金者と当社との間に集金契約が締結されていること。

第3条 (追加保険料の払込み)

- (1) 団体扱に関する特約第5条(追加保険料の払込み)(1)および同条(4)の規定にかかわらず、普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(1)、同条(2)および同条(4)に従い、当社が追加保険料の請求をした場合は、保険契約者は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て追加保険料を当社に払い込むことができます。
- (2) 団体扱に関する特約第5条(追加保険料の払込み)(6)の規定にかかわらず、普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(6)に従い、当社が追加保険料の請求をした場合は、保険契約者は、集金契約および覚書に定めるところにより、集金者を経て追加保険料を当社に払い込むことができます。
- (3) (1) および(2)の規定により払い込む追加保険料は、当社との別に定めるところに従い分割することができます。

第4条 (集金者を経て追加保険料を払い込む場合の通知)

前条の規定を適用し追加保険料を集金者を経て払い込む場合で、保険契約者または被保険者が普通保険約款基本条項第4条(告知義務)(2)③の訂正の申出、同条第5条(通知義務)(1)同条第7条(被保険自動車の変更)(1)、同条第8条(被保険自動車の入替)(1)、同条第15条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(1)、同条(2)、同条(4)および同条(6)に定める通知を行うときは、書面またはファクシミリ等の通信手段により、直接当社に通

知するものとします。ただし、訂正の申出時または通知時に追加保険料(注)を払い込む場合を除きます。

(注) 前条(3)の規定により追加保険料を分割して払い込む場合の初回の分割追加保険料を含みます。

第5条 (特約失効後の未払込保険料の払込み)

団体扱に関する特約第7条(特約の失効または解除)の規定により、団体扱に関する特約が効力を失った場合には、この特約も効力を失います。この場合において、保険契約者は集金不能日または団体扱に関する特約第7条に定める解除日から1か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時的に当社に払い込まなければなりません。

第6条 (未払込保険料不払の場合の取扱い)

当会社は、前条に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれた場合には、集金不能日または団体扱に関する特約第7条(特約の失効または解除)に定める解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第7条 (保険金の支払に関する特約)

- (1) 当会社は、第5条(特約失効後の未払込保険料の払込み)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれた場合には、集金不能日または団体扱に関する特約第7条(特約の失効または解除)に定める解除日の前日まで生じた事故による損害または傷害に対しては、承認の請求があつたものとして、普通保険約款(注)を適用します。ただし、既に追加保険料の払い込みがなされた場合は、被保険自動車について適用される他の特約を含みます。
- (2) 普通保険約款基本条項第8条(被保険自動車の入替)(1)の規定により、当社が自動車の入替を承認した場合は、入替後の自動車を被保険自動車とみなして、(1)の規定を適用します。ただし、追加保険料の払い込みがない場合、普通保険約款車両条項および車両価額協定保険特約の適用については、次の①および②に定めるところによります。
- ① 入替後の自動車については、車両価額協定保険特約は適用しません。
- ② ①の場合に、承認の請求を受けたときにおいて被保険自動車を車両価額協定保険特約の適用が、かつ、入替後の自動車が車両価額協定保険特約第2条(この特約の適用条件)①に定める自動車であるときは、普通保険約款車両条項第10条(支払保険金の計算)(1)ただし書および同条(1)ただし書の規定は適用しません。

第8条 (解除-特約失効による未払込保険料不払の場合)

- (1) 当会社は、第5条(特約失効後の未払込保険料の払込み)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれた場合には、集金不能日または団体扱に関する特約第7条(特約の失効または解除)に定める解除日を行う場合には、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は、(1)の解除は、集金不能日または団体扱に関する特約第7条(特約の失効または解除)に定める解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (3) (1)の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当会社は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表4に掲げる短期利率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

83. 集団扱特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
集金契約	「集団扱保険料集金に関する契約書」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集団	当社が別に定める基準に適合する集団をいい、保険証券記載の集団をいいます。
分割保険料	この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
未払込保険料	この保険契約に定められた総保険料から、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、次の①から③に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が集団の構成員(注)であり、かつ、集団扱特約に係る保険契約を締結することが認められていること。
- ② 集団または集団から委託を受けた者と当社との間に集金契約が締結されていること。
- ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
- A. 集金手続を行い得る最初の集金日に保険料を集金すること。
- イ. 上記Aにより集金した保険料を当社に指定する場所に支払うこと。
- (注) この集団自身およびその集団を構成する構成員の役員を含みます。

第3条 (保険料の払込方法)

- (1) 当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を一括してまたは保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承諾します。
- (2) 保険契約者が一括して払い込む場合は、一括払保険料を保険契約締結と同時に直接当社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- (3) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接当社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- (4) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第2回以降の分割保険料を集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第4条 (保険料領収前の事故)

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条(3)の一括払保険料または同条(3)の第1回分割保険料領収前生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、一括払保険料または第1回分割保険料が、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第5条 (追加保険料の払込み)

- (1) 普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(1)または同条(2)に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時的に当社に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限り、適用します。
- (3) (1)の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定よりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません(注)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた日より前に生じた事故による損害または傷害については除きます。

- (注)既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。
- (4) 普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)(4)に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなくその全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (5) 保険契約者が(4)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領取前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、普通保険約款にこれと異なる規定がある場合は、その規定を適用します。
- (6) 普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)(6)に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (7) 保険契約者が(6)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領取前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款(注)に従い、保険金を支払います。ただし、普通保険約款にこれと異なる規定がある場合は、その規定を適用します。

(注)被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

第6条 (保険料徴収の発行)
当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

- 第7条 (特約の失効または解除)**
この特約は、次のいずれかに該当する事実が発生した場合、①の事実のときは、その事実が発生したところにより集金者による保険料の集金が不能となった日、または②もしくは③の事実のときは、その事実が発生した日(以下「集金不能日」といいます。)から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、②については、集金者が保険契約者からかつて保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合には、この特約条項は失効しません。
- 集金契約が解除された場合
 - 保険契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が集金日の翌日から起算して1か月以内に集金されなかった場合
 - 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合
- (2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約(注1)の対象となる保険契約者の人数(注2)が10名未満である場合は、この特約を解除することができます。
- (注1) 当社との間の集団扱特約に係る他の集金契約を含みます。
- (注2) 同一の保険契約者が複数の集団扱特約付保険契約を締結している場合は1名と数えます。
- (3) ①の事実が発生した場合は(2)の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

- 第8条 (特約の失効または解除後の未払込保険料等の払込み)**
1 保険契約者は、前条(1)の規定により特約が効力を失った場合は集金不能日等から1か月以内かつ、同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合は解除日から1か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まなかった場合には、集金不能日等または解除日から未払込保険料の全額を領取するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (3)の解除は、集金不能日等または解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (5) (3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表4に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

84. 追加保険料特約 (集団扱用)

第1条 (用語の定義)
この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
自動車	原動機付自転車を含みます。
集金契約	「集団扱保険料集金に関する契約書」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
未払込保険料	追加保険料および年額保険料の総額から既に払い込まれた分割保険料、追加保険料および年額保険料の総額を差し引いた額をいいます。

- 第2条 (この特約の適用条件)**
この特約は、次の①および②に定める条件をいずれも満たす場合に適用されます。
- この保険契約に集団扱特約が適用されていること。
 - 集金者と当会社との間に「集団扱保険料集金に関する契約書に係る覚書」が締結されていること。

- 第3条 (追加保険料の払込み)**
(1) 集団扱特約第5条(追加保険料の払込み)(1)および同条(4)の規定にかかわらず、普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)(1)、同条(2)および同条(4)に従い、当会社が追加保険料の請求をした場合は、集金契約および「集団扱保険料集金に関する契約書」に定めるところにより、集金者を経て追加保険料を当会社に払い込むことができます。
- (2) 集団扱特約第5条(追加保険料の払込み)(6)の規定にかかわらず、普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)(6)に従い、当会社が追加保険料の請求をした場合は、保険契約者は、集金契約および「集団扱保険料集金に関する契約書」に係る覚書」に定めるところにより、集金者を経て追加保険料を当会社に払い込むことができます。
- (3) (1)および(2)の規定により払い込む追加保険料は、当会社の別に定めるところに従い分割することができます。

- 第4条 (集金者を経て追加保険料を払い込む場合の通知)**
前条の規定を適用し追加保険料を集金者を経て払い込む場合で、保険契約者または被保険者が普通保険約款基本条項第4条(告知義務)3)③の訂正の申出、同条項第5条(告知義務)1)同条項第7条(被保険自動車の譲渡)1)、同条項第8条(被保険自動車の入替)1)、同条項第15条(保険料の返還または請求・告知義務等の場合)1)、同条(2)、同条(4)および同条(6)に定める通知を行うときは、書面またはファクシミリ等の通信手段により、直接当会社に通知するものとします。ただし、訂正の申出時または通知時に追加保険料(注)を払い込む場合を除きます。
- (注) 前条(3)の規定により追加保険料を分割して払い込む場合の初回の分割追加保険料を含みます。

第5条 (特約失効後の未払込保険料の払込み)

集団扱特約第7条(特約の失効または解除)の規定により、同特約が効力を失った場合には、この特約も効力を失います。この場合において、保険契約者は集団扱特約第7条に定める集金不能日等または解除日から1か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第6条 (未払込保険料不払の場合の事故の取扱い)
当会社は、前条に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集団扱特約第7条(特約の失効または解除)に定める集金不能日等または解除日から未払込保険料の全額を領取するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

- 第7条 (保険金の支払に関する特約)**
(1) 当会社は、第5条(特約失効後の未払込保険料の払込み)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合は、集団扱特約に定める集金不能日等または解除日の前日までに生じた事故による損害または傷害に対しては、承認の請求がなかったものとして、普通保険約款(注)を適用します。ただし、既に追加保険料の払込みがある場合を除きます。
- (注) 被保険自動車について適用される他の特約を含みます。
- (2) 普通保険約款基本条項第8条(被保険自動車の入替)1)の規定により、当会社が自動車の入替を承認した場合は、入替後の自動車を被保険自動車とみなして、(1)の規定を適用します。ただし、追加保険料の払込みがない場合、普通保険約款車両両車項および車両価額協定保険特約の適用については、次の①および②に定めるところによります。
- 入替後の自動車については、車両価額協定保険特約は適用しません。
 - ①の場合、承認の請求を受けたときにおいて被保険自動車に車両価額協定保険特約の適用があるか、かつ、入替後の自動車が車両価額協定保険特約第2条(この特約の適用条件)①に定める自動車であるときは、普通保険約款車両両車項第10条(支払保険金の計算)1)ただし書および同条(1)ただし書の規定を適用しません。

- 第8条 (解除—特約失効による未払込保険料不払の場合)**
(1) 当会社は、第5条(特約失効後の未払込保険料の払込み)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約を解除することができます。
- (2) 当会社は、(1)の解除を行う場合には保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は、集団扱特約に定める集金不能日等または解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (3) (1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表4に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

85. 追加返還保険料の集金者經由特約

第1条 (用語の定義)
この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
変更日	第3条(この特約による契約締結後の通知方法および追加保険料の払込み)(1)に定める通知を当会社が受領し承認した時以後で契約内容を変更すべき期間の初日をいいます。ただし、同条(1)の通知が当会社が受領した日と変更日が同じである場合は、当会社が契約内容変更を承認した日をいいます。
覚書	「保険料集金に関する契約書(一般A-1)に係る覚書」、保険料集金に関する契約書(一般A-2)に係る覚書」、「保険料集金に関する契約書(一般B)に係る覚書」、「保険料集金に関する契約書(一般C)に係る覚書」、「保険料集金に関する契約書に係る覚書」、「保険料集金に関する契約書(口座振替方式)に係る覚書」または「集団扱保険料集金に関する契約書に係る覚書」をいいます。
集金契約	団体扱特約等第2条(この特約の適用条件)に規定する集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日	団体扱特約等第7条(特約の失効または解除)に定める集金不能日をいい、団体扱特約(一般C)、団体扱特約(口座振替方式)または集団扱特約が適用されている場合は集金不能日等をいいます。
初回追加保険料	第3条(この特約による契約締結後の通知方法および追加保険料の払込み)(3)①の規定により追加保険料を一括して払い込む場合は追加保険料全額をいいい、同条(3)②の規定により追加保険料を分割して払い込む場合は第1回追加保険料をいいます。
団体扱特約等	団体扱特約(一般A)、団体扱特約(一般B)、団体扱特約(一般C)、団体扱特約、団体扱特約(口座振替方式)または集団扱特約をいいます。
未払込保険料	第3条(この特約による契約締結後の通知方法および追加保険料の払込み)の追加保険料およびこの保険契約に定められた1か年分の保険料の合計額から既に払い込まれた分割保険料、追加保険料およびこの保険契約に定められた1か年分の保険料の総額を差し引いた額をいいます。

- 第2条 (この特約の適用条件)**
この特約は、次の①および②に定める条件をいずれも満たす場合に適用されます。
- この保険契約に団体扱特約等が適用されていること。
 - 集金者と当会社との間に覚書が締結されていること。
- 第3条 (この特約による契約締結後の通知方法および追加保険料の払込み)**
(1) この特約により、保険契約者または被保険者は、普通保険約款基本条項第4条(告知義務)1)③の訂正の申出、同条項第5条(告知義務)1)、同条項第7条(被保険自動車の譲渡)1)、同条項第8条(被保険自動車の入替)1)、同条項第15条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)(6)に定める当会社に通知すべき事項が発生した場合は、書面または当会社の定める通信方法により、当会社に通知を行うことができます。この場合、保険契約者は、普通保険約款基本条項第15条(6)の通知については、保険契約者または被保険者に正当理由があり、かつ、当会社が認められる場合を除いてこれを撤回することができます。
- (2) (1)に定める通知に基づき、普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)(1)、同条(2)、同条(4)および同条(6)に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求したときは、団体扱特約等第5条(追加保険料の払込み)(1)、同条(4)および同条(6)の規定にかかわらず、保険契約者は追加保険料を、集金契約および覚書に定めるところにより、集金者を経て当会社に払い込むことができます。
- (3) (2)の追加保険料は、当会社の定める次のいずれかの方法により払い込むものとします。
- 追加保険料の全額を一時に払い込む方法
 - 追加保険料を当会社の定める回数に分割して払い込む方法
- (4) 変更手続き完了のお知らせに記載された変更日以後に発生した事故による損害または傷害に対しては、当会社が契約内容変更後の条件で保険金を支払います。
- 第4条 (特約失効後の未払込保険料の払込み)**
団体扱特約等第7条(特約の失効または解除)の規定により、団体扱特約等が効力を失った場合に

は、この特約も効力を失います。この場合において、保険契約者は集金不能日または団体扱特約等第7条に定める解除日から1か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければならないものとします。

第5条（未払込保険料不払の場合の事故の取扱い）

(1) 当会社は、前条に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日または団体扱特約等第7条（特約の失効または解除）に定める解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。(2) (1)の規定にかかわらず、当会社が請求した初回追加保険料が払い込まれなかったことにより、前条の規定に従いこの特約が失効し、かつ、前条に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、変更日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第6条（保険金の支払に関する特約）

(1) 当会社は、第4条（特約失効による未払込保険料不払の場合）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日または団体扱特約等第7条（特約の失効または解除）に定める解除日の前日までに生じた事故による損害または傷害に対しては、承認の請求がなかったものとして、普通保険約款（注）を適用します。ただし、既に追加保険料の払い込みがある場合を除きます。

(2) 被保険自動車について適用される他の特約を含みます。(注) 普通保険約款基本条項第8条（被保険自動車の入替）(1)の規定により、当会社が自動車の入替を承認した場合は、入替後の自動車を被保険自動車とみなして、(1)の規定を適用します。ただし、追加保険料の払い込みがない場合は、普通保険約款車両条項および車両価額協定保険特約の適用については、次の①および②に定めるところによります。

- ① 入替後の自動車については、車両価額協定保険特約は適用しません。
- ② ①の場合に、承認の請求を受けたときにおいて被保険自動車を車両価額協定保険特約の適用があり、かつ、入替後の自動車が車両価額協定保険特約第2条（この特約の適用条件）①に定める自動車であるときは、普通保険約款車両条項第10条（支払保険金の計算）(1)ただし書および同条（1）②ただし書の規定は適用しません。

第7条（解除－特約失効による未払込保険料不払の場合）

(1) 当会社は、第4条（特約失効による未払込保険料の払込み）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約を解除することができます。(2) 当会社は、(1)の解除を行う場合には、保険契約者に対する書面によりその旨を通知します。この場合の解除は、特約失効から将来に向かってのみその効力を生じます。(3) (1)の規定により、当会社が保険料を解除した場合には、当会社は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表4に掲げる短期利率によって計算した保険料を差し引いてその差額を返還します。

第8条（集金者による保険料返還）

この特約より、保険契約の内容に契約内容変更が生じ、保険料の返還が生じた場合には、予め保険契約者から反対の意思表示のない限り、保険料の返還は、当会社の定める日に集金者を経て行うことができるものとします。

86. 販売用自動車保険特約（車両保険なし）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	被保険自動車を主に使用する者で、保険証券の記名被保険者欄に記載されている者を行います。
自動車	原動機付自転車を含みます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
対人事故	被保険自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することをいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2条（被保険自動車）

(1) 当会社は、この特約により、記名被保険者が販売の目的をもって輸送または管理する下記の自動車を被保険自動車とします。

すべての販売用自動車

(2) 当会社は、この特約により、(1)に定める被保険自動車を普通保険約款の各条項（注）の保険証券記載の自動車とみなします。(注) この保険契約に適用される他の特約を含みます。

第3条（個々の被保険自動車に係る保険責任の始期および終期）

この特約による当会社の個々の被保険自動車に係る保険責任は、記名被保険者が被保険自動車を引き取った時に始まり、被保険自動車を買主またはその指定する第三者に引き渡した時に終わります。ただし、保険期間内に限ります。

第4条（対人賠償支払責任に関する特約）

当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第2条（保険金を支払う場合－対人賠償）(2)の規定にかかわらず、1回の対人事故による同条（1）の損害に対しては、自賠責保険等によって支払われる金額（注）がある場合には、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額（注）を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。(注) 自賠責保険等の契約を締結しなければならぬ自動車であるにもかかわらず、その締結をしていない場合においては、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額とします。

第5条（対物賠償支払責任に関する特約）

(1) 当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第3条（保険金を支払う場合－対物賠償）の規定にかかわらず、被保険自動車の所有、使用または管理に起因して他の被保険自動車を滅失、破壊または汚損した場合には、それにより被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。(2) 当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第6条（保険金を支払わない場合－その3）対物賠償①の規定にかかわらず、記名被保険者の所有、使用または管理する財物が滅失、破壊または汚損された場合には、それにより被保険者（注）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払います。ただし、(1)に定める場合を除きます。(注) 記名被保険者の業務に従事中の使用人を除きます。

第6条（被保険者の範囲－対人・対物賠償共通）

当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第7条（被保険者の範囲－対人・対物賠償共通）の規定にかかわらず、普通保険約款賠償責任条項において、被保険者を次のいずれかに該当する者とします。

- ① 記名被保険者およびその使用人
- ② 記名被保険者から販売または陸送を委託された者およびその使用人
- ③ 購入の目的をもって試乗する者

第7条（自損事故条項適用の特約）

当会社は、この特約により、前条（被保険者の範囲－対人・対物賠償共通）に定める被保険者については、普通保険約款自損事故条項第4条（保険金を支払わない場合－その2）(2)の規定は適用しません。

第8条（搭乗者傷害条項適用の特約）

当会社は、この特約により、第6条（被保険者の範囲－対人・対物賠償共通）に定める被保険者については、普通保険約款搭乗者傷害条項第5条（被保険者の範囲）(2)②の規定は適用しません。

第9条（保険金を支払わない場合）

当会社は、被保険自動車が通常の販売過程を著しく逸脱した使途に使用されている間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

87. 販売用自動車の貸与中特約（人数方式）

第1条（貸与中危険の補償）

当会社は、この特約により、販売用自動車保険特約第9条（保険金を支払わない場合）または販売用自動車保険特約（車両保険なし）第9条（保険金を支払わない場合）の規定に該当する場合であっても、被保険自動車顧客に貸与されている間に生じた事故による損害または傷害に対しては、販売用自動車保険特約または販売用自動車保険特約（車両保険なし）の定めるところにより、保険金を支払います。

第2条（被保険者の範囲）

当会社は、この特約により、販売用自動車保険特約第6条（被保険者の範囲－対人・対物賠償共通）または販売用自動車保険特約（車両保険なし）第6条（被保険者の範囲－対人・対物賠償共通）に定める被保険者のほか、被保険自動車を貸与されている顧客を被保険者としてします。

88. 整備受託自動車保険特約（整備従事者数方式）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	被保険自動車を主に使用する者で、保険証券の記名被保険者欄に記載されている者を行います。
自動車	原動機付自転車を含みます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
整備作業	整備、修理、点検等をいいます。

第2条（被保険自動車）

(1) 当会社は、この特約により、記名被保険者が整備作業のために受託中の自動車を被保険自動車とします。

(2) 当会社は、この特約により、(1)に定める被保険自動車を普通保険約款の各条項（注）の保険証券記載の自動車とみなします。

(注) この保険契約に適用される他の特約を含みます。

第3条（保険金を支払う場合－対人・対物賠償）

(1) 当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第2条（保険金を支払う場合－対人賠償）(1)および第3条（保険金を支払う場合－対物賠償）の規定にかかわらず、被保険自動車の使用または管理に起因して他人の生命もしくは身体を害すること（以下この条において「対人事故」といいます。）または他人の財物を滅失、破壊もしくは汚損することにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、普通保険約款賠償責任条項および基本条項（注）に従い、保険金を支払います。(注) 当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第2条（保険金を支払う場合－対人賠償）(2)の規定にかかわらず、1回の対人事故による(1)の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

第4条（保険金を支払わない場合）

当会社は、被保険自動車が通常の整備作業の過程を著しく逸脱した使途に使用されている間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（被保険者の範囲－対人・対物賠償共通）

当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第7条（被保険者の範囲－対人・対物賠償共通）の規定にかかわらず、普通保険約款賠償責任条項において、被保険者を次のいずれかに該当する者とします。

- ① 記名被保険者およびその使用人
- ② 記名被保険者の承諾を得て被保険自動車を管理する下記の者およびその使用人

89. 全車両一括特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	被保険自動車を主に使用する者で、保険証券の記名被保険者欄に記載されている者を行います。
自動車	原動機付自転車を含みます。
取得	所有権留保条項付売買契約による購入または1年以上を期間とする賃貸借契約による借入れを含みます。
取得時	中途取得自動車が記名被保険者の直接の管理下に入った時をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額預り内容の間に、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約することで含んだ自動車の売買契約をいいます。
精算日	保険証券記載の精算日（注）をいいます。(注) 追加保険料については、保険契約者が当会社に払い込むべき期限をい

	います。
中途取得自動車	記名被保険者が自ら使用するために、保険期間の途中で取得した保険証券記載の条件に該当する自動車をいいます。
通知日	保険証券記載の通知日をいいます。
付保漏れ	この保険契約締結の時に、記名被保険者が自ら使用するために既に取得していた自動車では保険証券記載の条件に該当するものを、この保険契約によって保険に付していなかったことをいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約締結の時に、記名被保険者が自ら使用するために既に取得していた自動車では保険証券記載の条件に該当するものすべてを、この保険契約によって一括して保険に付し、かつ、保険期間の途中で記名被保険者が自ら使用するために取得する自動車で、保険証券記載の条件に該当するものすべてを、この保険契約によって漏れなく保険に付することとする場合であって、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第3条（中途取得自動車に対する自動補償）

- （1）記名被保険者が自ら使用するために、保険証券記載の条件に該当する自動車を保険期間の途中で取得した場合は、当会社は、この特約により、中途取得自動車に対して、自動的にこの保険契約を適用します。
- （2）中途取得自動車にかかわる当会社の保険責任は、取得時に始まり、保険期間の末日の午後4時に終わります。
- （3）記名被保険者が、自ら使用するために、第1回目の保険証券記載の通知締切日の2か月前の応当日の翌日から保険期間の始期までに取得した自動車で、保険証券記載の条件に該当するものの保険期間の始期における中途取得自動車に含めることができます。
- （4）（3）に定める自動車にかかわる当会社の保険責任は、（2）の規定にかかわらず、保険期間の始期に始まり、保険期間の末日の午後4時に終わります。
- （5）（3）に定める自動車は、第5条（付保漏れがあった場合）に定める付保漏れ自動車には含まれません。この場合、第9条（特約の解除）①の規定は適用しません。

第4条（通知）

- （1）保険契約者は、毎月、保険証券記載の通知締切日以前1か月分の中途取得自動車を、通知日までに、当会社所定の書面により当会社に通知しなければなりません。
- （2）この保険契約締結の時に保険に付された自動車または中途取得自動車を、記名被保険者が廃車、譲渡または返還した場合は、（1）と同様とします。

第5条（付保漏れがあった場合）

- （1）当会社は、付保漏れが判明した場合には、第3条（中途取得自動車に対する自動補償）の規定を適用しません。ただし、その付保漏れの事実を当会社が知った時までに前条（1）の通知を受領している中途取得自動車を除きます。
- （2）付保漏れが保険契約者の故意および重大な過失によらなかったことを保険契約者が証明した場合で、当会社が付保漏れの事実を知った時以後の最も早い通知日までに保険契約者がその付保漏れ自動車について書面によって訂正を申し出て、当会社がこれを承認したときは、（1）の規定を適用しません。

第6条（通知に遅滞または脱漏があった場合）

- （1）通知に遅滞または脱漏があった場合は、遅滞または脱漏のあった中途取得自動車（以下「通知漏れの中途取得自動車」といいます。）および当会社がその遅滞または脱漏の事実を知った時以後、同条（1）の規定により通知されるすべての中途取得自動車に対して、当会社は第3条（中途取得自動車に対する自動補償）の規定を適用しません。ただし、その遅滞または脱漏が、保険契約者の故意および重大な過失によらなかったことを保険契約者が証明した場合で、当会社がその遅滞または脱漏の事実を知った時以後の最も早い通知日までに保険契約者がその通知漏れの中途取得自動車について書面によって訂正を申し出て、当会社がこれを承認したときは除きます。

第7条（契約条件等の変更）

- （1）この保険契約締結の時に保険に付された自動車または第4条（通知）（1）の通知を当会社が既に受領している中途取得自動車について、保険期間の途中で保険契約の条件を変更する場合には、保険契約者は、自動車1台ごとに、その都度書面または当会社の定める通信方法により当会社所定の連絡先にその旨を通知し、書面をもって当会社に承認の請求を行わなければなりません。
- （2）第4条（通知）（1）の通知を当会社が受領していない中途取得自動車（注）について、その取得時から保険証券記載の条件と異なる条件で保険に付した場合または保険期間の途中で保険契約の条件を変更する場合は、保険契約者は自動車1台ごとに、その都度書面または当会社の定める通信方法により当会社の連絡先にその旨を通知し、書面をもって当会社に承認の請求を行わなければなりません。（注）通知漏れの中途取得自動車を除きます。
- （3）保険契約者は、（1）および（2）の通知（以下この条において「契約条件の変更通知」といいます。）を行った場合には、保険契約者または被保険者に正当な理由があり、かつ、当会社が認める場合を除いてこれを撤回することはできません。
- （4）保険契約者または被保険者は、事故が発生した場合で、契約条件の変更通知の日時および事故発生の日時の確認に関して、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なくこれを提出し、また当会社が行う調査に協力しなければなりません。
- （5）保険契約者または被保険者は正当な理由がなく（4）の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条（保険料の精算）

- （1）当会社は、第4条（通知）（1）の通知を受領した場合は、未経過期間に対し当会社が定めるところにより計算した保険料を請求します。
- （2）当会社は、第4条（通知）（2）の通知を受領した場合は、未経過期間に対し当会社が定めるところにより計算した保険料を返還します。
- （3）当会社は、第7条（契約条件等の変更）（1）または（2）に該当する場合に、同条の通知を受領したときは、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- （4）（1）から（3）までの保険料は、精算日までに精算するものとします。
- （5）（1）および（3）の追加保険料（（2）または（3）の規定により返還すべき保険料がある場合は、相殺した後の保険料とします。以下「契約内容変更追加保険料」といいます。）の全額が精算日までに払い込まれなかった場合は、当会社は、次のとおりとします。
 - （1）の追加保険料がある場合は、契約内容変更追加保険料が払い込まれるべき精算日に対応する保険証券記載の通知締切日の1か月前の応当日の翌日以後に取得した中途取得自動車（以下この条において「未精算等の中途取得自動車」といいます。）について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。
 - （3）の追加保険料または返還すべき保険料がある場合は、契約内容変更追加保険料領取前に生じた事故による損害または傷害（注）に対しては、前条（1）および（2）に定める承認の請求がなかったものとして、損害を賠償し、（注）に従い、保険金を支払います。（注）被保険自動車について適用される他の特約を含みます。
- （6）未精算等の中途取得自動車のうち既に精算日の到来しているものにつき（1）の追加保険料

（注）の全額が払い込まれた場合は、その払込みの時以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、（5）①の規定を適用しません。
（注）（2）または（3）の規定により返還すべき保険料がある場合は、相殺した後の保険料とします。

第9条（特約の解除）

- （1）当会社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。
 - ① 第5条（付保漏れがあった場合）（1）に該当する場合。ただし、同条（2）の規定により訂正がなされた場合を除きます。
 - ② 第6条（通知に遅滞または脱漏があった場合）に該当する場合。ただし、同条ただし書の規定により訂正がなされた場合を除きます。
 - ③ 契約内容変更追加保険料の全額が精算日までに払い込まれなかった場合。ただし、前条（6）に該当する場合は除きます。
- （2）保険契約者は、この保険契約を普通保険約款基本条項第12条（保険契約の解除）（3）の規定により解除する場合を除き、この特約を解除することができません。

90. 全車一括特約（成績合算企業用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者等	普通保険約款賠償責任事項の適用がある場合は被保険自動車を主に使用する者で、保険証券の記名被保険者欄に記載されている者を行い、同条項の適用がない場合は中途対象自動車の所有者をいいます。
自動車	原動機付自転車を含みます。
所有権留保条件項 付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額預りを含んで、販売された自動車の所有権を顧客に移す、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
精算日	保険証券記載の精算日（注）をいいます。 （注）追加保険料については、保険契約者が当会社に払い込むべき期間をいいます。
中途対象自動車	保険期間の途中で新たに保険証券記載の条件に該当することとなった自動車をいいます。
通知日	保険証券記載の通知日をいいます。
付保漏れ	この保険契約締結の時に、記名被保険者が自ら使用するために既に取得していた自動車では保険証券記載の条件に該当するものを、この保険契約によって保険に付していなかったことをいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約締結の時に、記名被保険者が自ら使用するために既に取得していた自動車では保険証券記載の条件に該当する自動車のすべてを、この保険契約によって一括して保険に付し、かつ、保険期間の途中で新たに保険証券記載の条件に該当することとなった自動車のすべてを、この保険契約によって漏れなく保険に付することとする場合であって、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第3条（中途対象自動車に対する自動補償）

- （1）当会社は、この特約により、中途対象自動車に対して、自動的にこの保険契約を適用します。
- （2）中途対象自動車にかかわる当会社の保険責任は、中途対象自動車がその所有者または記名被保険者等の直接の管理下に入った時に始まり、保険期間の末日の午後4時に終わります。
- （3）（2）において所有者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
 - ① 中途対象自動車が所有権留保条件項付売買契約より売買されている場合は、その買主
 - ② 中途対象自動車が生じた事故から1年以上を期間とする賃貸借契約により賃借されている場合は、その借主
 - ③ および①ないし②の場合、中途対象自動車を所有する者
 - ④ 記名被保険者は、自ら使用するために、第1回目の保険証券記載の通知締切日の2か月前の応当日の翌日から保険期間の始期までに取得した自動車で、保険証券記載の条件に該当するものの保険期間の始期における中途対象自動車に含めることができます。
- （4）（3）に定める自動車は、第5条（付保漏れがあった場合）に定める付保漏れ自動車には含まれません。この場合、第9条（特約の解除）①②の規定は適用しません。

第4条（通知）

- （1）保険契約者または記名被保険者は、毎月、保険証券記載の通知締切日以前1か月分の中途対象自動車を、通知日までに、当会社所定の書面により当会社に通知しなければなりません。
- （2）この保険契約締結の時に保険に付された自動車または中途対象自動車を、保険証券記載の条件に該当しなくなった自動車を、（1）と同様とします。

第5条（付保漏れがあった場合）

- （1）当会社は、付保漏れが判明した場合には、第3条（中途対象自動車に対する自動補償）の規定を適用しません。ただし、その付保漏れの事実を当会社が知った時までに前条（1）の通知を受領している中途対象自動車を除きます。
- （2）付保漏れが保険契約者または記名被保険者等の故意および重大な過失によらなかったことを保険契約者または記名被保険者等が証明した場合で、当会社が付保漏れの事実を知った時以後の最も早い通知日までに保険契約者または記名被保険者等がその付保漏れ自動車について書面によって訂正を申し出て、当会社がこれを承認したときは、（1）の規定を適用しません。

第6条（通知に遅滞または脱漏があった場合）

- （1）通知に遅滞または脱漏があった場合は、遅滞または脱漏のあった中途対象自動車（以下「通知漏れの中途対象自動車」といいます。）および当会社がその遅滞または脱漏の事実を知った時以後、同条（1）の規定により通知されるすべての中途対象自動車に対して、当会社は第3条（中途対象自動車に対する自動補償）の規定を適用しません。ただし、その遅滞または脱漏が、保険契約者または記名被保険者等の故意および重大な過失によらなかったことを保険契約者または記名被保険者等が証明した場合で、当会社がその遅滞または脱漏の事実を知った時以後の最も早い通知日までに保険契約者または記名被保険者等がその通知漏れの中途対象自動車について書面によって訂正を申し出て、当会社がこれを承認したときは除きます。

第7条（契約条件等の変更）

- （1）この保険契約締結の時に保険に付された自動車または第4条（通知）（1）の通知を当会社が既に受領している中途取得自動車について、保険期間の途中で保険契約の条件を変更する場合には、保険契約者は、自動車1台ごとに、その都度書面または当会社の定める通信方法により当会社所定の連絡先にその旨を通知し、書面をもって当会社に承認の請求を行わなければなりません。
- （2）第4条（通知）（1）の通知を当会社が受領していない中途対象自動車（注）について、新たに保険証券記載の条件に該当することとなった時から保険証券記載の条件と異なる条件で付す

場合または保険期間の途中で保険契約の条件を変更する場合には、保険契約者は、自動車1台ごとに、その程度書面または当会社の定める通信方法により当社の連絡先へその旨を通知し、書面をもって当会社に承諾の請求を行わなければなりません。

(注) 通知漏れの中途対象自動車を含みます。

(3) 保険契約者は、(1)および(2)の通知(以下この条において「契約条件の変更通知」といいます。)を行った場合には、保険契約者または被保険者に正当な理由があり、かつ、当社が認める場合を除いてこれを撤回することはできません。

(4) 保険契約者または被保険者は、事故が発生した時点で、契約条件の変更通知の日時および事故発生の日時の確認に関して、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なくこれを提出し、また当社が行う調査に協力しなければなりません。

(5) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(4)の規定に違反した場合は、当社が、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条 (保険料の精算)

- 当社は、第4条(通知)(1)の通知を受領した場合は、未経過期間に対し当会社の定めるところにより計算した保険料を請求します。
 - 当社は、第4条(通知)(2)の通知を受領した場合は、未経過期間に対し当会社の定めるところにより計算した保険料を返還します。
 - 当社は、第7条(契約条件等の変更)(1)または(2)に該当する場合に、同条の通知を受領したときは、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
 - (1)から(3)までの保険料は、精算日までに精算するものとします。
 - (1)および(3)の追加保険料(2)または(3)の規定により返還すべき保険料がある場合は、相殺した後の保険料とします。以下「契約内容変更追加保険料」といいます。①の全額が精算日までに払い込まれなかった場合は、当社は、次のとおりとします。
 - (1)の追加保険料がある場合は、契約内容変更追加保険料が払い込まれるべき精算日に対応する保険証券記載の通知締切日の1か月前の応当日の翌日以後に取得した中途対象自動車(以下この条において「未精算等の中途対象自動車」といいます。)について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。
 - (3)の追加保険料または返還すべき保険料がある場合は、契約内容変更追加保険料額取前になじった事故による損害または傷害に対しては、前条(1)および(2)に定める承認の請求がなかったものとして、普通保険約款(注)に従い、保険金を支払います。
- (注) 被保険自動車について適用される他の特約を含みます。
- (6) 未精算等の中途対象自動車の次に既精算日の到来しているものにつき(1)の追加保険料(注)の全額が払い込まれた場合は、その払込みの時以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、(5)①の規定を適用しません。
- (注)(2)または(3)の規定により返還すべき保険料がある場合は、相殺した後の保険料とします。

第9条 (特約の解除)

- 当社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。
 - 第5条(付保漏れがあった場合)(1)に該当する場合。ただし、同条(2)の規定により訂正がなされた場合を除きます。
 - 第6条(通知に遅滞または脱漏があった場合)に該当する場合。ただし、同条ただし書の規定により訂正がなされた場合を除きます。
 - 異動追加保険料の全額が精算日までに払い込まれなかった場合。ただし、前条(6)に該当する場合を除きます。
- 保険契約者は、この保険契約を普通保険約款基本条項第12条(保険契約の解除)(3)の規定により解除する場合を除き、この特約を解除することができます。

91. 臨時代替自動車特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運転中	駐車または停車中を除きます。
記名被保険者	被保険自動車を主に使用する者で、保険証券の記名被保険者欄に記載されている者を含みます。普通保険約款賠償責任条項の通知がない場合は普通保険約款車両条項の被保険者となります。
自動車	原動機付自転車を含みます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額取収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被代替自動車	被保険自動車のうち、整備、修理、点検等のために整備工場等の管理下において使用できない自動車をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
未婚	これまでに婚姻がないことをいいます。
用途車種	登録番号等(注)上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車、小型トラック、自家用バス等の区分をいいます。なお、用途車種の区分は当社が定める区分表によるものとします。 (注) 車両番号標および標識番号標を含みます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に、適用されます。

第3条 (定義)

- この特約において、臨時代替自動車とは、被保険自動車が整備、修理、点検等のために整備工場等の管理下において使用できない間、その代替自動車として記名被保険者が臨時に借用して使用する自動車をいいます。ただし、記名被保険者の配偶者、記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族、記名被保険者もしくはその配偶者の同居の未婚の子または記名被保険者の役員(注1)もしくは使用者が所有する自動車(注2)を除きます。
 - 理事、取締役または法人の業務を執行するその他機関をいいます。
 - 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする賃貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

(2)(1)の規定は、被保険自動車1台ごとに適用します。

第4条 (保険金を支払う場合—賠償責任)

- 当社は、臨時代替自動車を被代替自動車とみなして、被代替自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款賠償責任条項(注1)を適用します。ただし、この場合における被保険者は、次のいずれかに該当する者に限ります。
 - 記名被保険者
 - 記名被保険者の配偶者
 - 記名被保険者または配偶者の同居の親族
 - 記名被保険者または配偶者の別居の未婚の子
 - 記名被保険者の役員(注2)および 사용자(注1) 被代替自動車について適用される他の特約を含みます。
- 理事、取締役または法人の業務を執行するその他機関をいいます。
- (1)の場合において、臨時代替自動車に賠償責任等の契約が締結されていない場合は、普通保険約款賠償責任条項第10条(当会社による解決—対人賠償)(3)の規定にかかわらず、同条(1)の規定を適用します。
- 当社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第2条(保険金を支払う場合—対人賠償)(1)の規定にかかわらず、臨時代替自動車について生じた1回の対人事故に対する同条(1)の損害の範囲内、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するまでに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

第5条 (保険金を支払う場合—自損損害)

- 当社は、臨時代替自動車を被代替自動車とみなして、被代替自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款自損事故条項(注)を適用します。
- (注) 被代替自動車について適用される他の特約を含みます。
- ### 第6条 (保険金を支払う場合—人身傷害)
- 当社は、臨時代替自動車を被代替自動車とみなして、被代替自動車の保険契約の条件に従い、人身傷害特約(注)を適用します。
 - 被代替自動車について適用される他の特約を含みます。
 - 当社は、(1)の規定により保険金を支払うべき損害に対しては、人身傷害特約(注)の規定による保険金を支払いません。
- (注) 被代替自動車について適用される他の特約を含みます。

第7条 (被代替自動車に場合—無保険車両)

- 当社は、臨時代替自動車を被代替自動車とみなして、被代替自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款無保険車両条項(注)を適用します。
 - 被代替自動車について適用される他の特約を含みます。
 - 当社は、(1)の規定により保険金を支払うべき損害に対しては、普通保険約款無保険車両条項(注)の規定による保険金を支払いません。
- (注) 被代替自動車について適用される他の特約を含みます。

第8条 (車両損害についての特約)

- 当社は、この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されている場合は、普通保険約款賠償責任条項第6条(保険金を支払う場合—その他)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者が、自ら運転者として運転中の臨時代替自動車に生じた損害(以下この条において「車両損害」といいます。)について被保険者(注1)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、普通保険約款賠償責任条項の規定により保険金を支払います。
 - 記名被保険者
 - 記名被保険者の配偶者
 - 記名被保険者または配偶者の同居の親族
 - 記名被保険者または配偶者の別居の未婚の子
 - 記名被保険者の役員(注2)および 사용자(注1) 第4条(保険金を支払う場合—賠償責任)(1)に定める被保険者をいいます。
 - 理事、取締役または法人の業務を執行するその他機関をいいます。
 - (1)の規定にかかわらず、当社は、この特約を適用する保険契約の普通保険約款車両条項、基本条項およびその他の特約において、臨時代替自動車を被代替自動車とみなして適用した場合に、当社が負担する支払責任および支払うべき保険金の額を超える車両損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険金額については、保険証券記載の保険金額にかかわらず、臨時代替自動車の損害が生じた地および時の使用価値(注)を保険金額とみなして適用します。
- (注) 臨時代替自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様、初度登録年月等(初度検査年月を含みます)で同じ消耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。

第9条 (保険金を支払う場合—車両搬送費用特約)

- 当社は、次のいずれかに該当する者が、自ら運転者として運転中の臨時代替自動車を被代替自動車とみなして、被代替自動車の保険契約の条件に従い、車両搬送費用特約(注1)を適用します。ただし、同特約第3条(保険金を支払う場合)①の事由による損害が生じた場合に限りです。
 - 記名被保険者
 - 記名被保険者の配偶者
 - 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
 - 記名被保険者の役員(注2)および 사용자(注1) 被代替自動車について適用される他の特約を含みます。
- 理事、取締役または法人の業務を執行するその他機関をいいます。
- (2)当社は、(1)の規定により保険金を支払うべき損害に対しては、第8条(車両損害についての特約)に優先して(1)の規定を適用します。

第10条 (保険責任の始期および終期)

- 臨時代替自動車に係る当会社の保険責任は、臨時代替自動車が記名被保険者の直接の管理下に入った時に始まり、その管理下を離れた時に終わります。
 - (1)の規定にかかわらず、保険期間の始期において既に記名被保険者の管理下に入っている臨時代替自動車については、その始期をもって当会社の保険責任は始まり、また記名被保険者が臨時代替自動車を管理中であっても、保険期間の終期をもって当会社の保険責任は終わります。
- ### 第11条 (この特約を適用しない場合)
- 当社は、全車両一括特約第5条(付保漏れがあった場合) または同特約第6条(通知に遅滞または脱漏があった場合)の規定により、同特約第3条(中途取得自動車に対する自動補償)の規定が適用されない場合は、この特約を適用しません。
- ### 第12条 (他の特約との関係)
- 当社は、この保険契約に他車運転特約、他車運転特約(二輪・原付)、ファミリーバイク賠償責任特約またはファミリーバイク人身傷害特約が適用されている場合において、ファミリーバイクの規定により保険金を支払うべき損害または傷害に対しては、この特約を適用しません。

92. リースカーの保険始期に関する特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
被保険自動車	保険証券記載の自動車をい違い、原動機付自転車を含みます。

第2条（この特約の適用条件）

- この特約は、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。
- ① 保険契約者と当社との間に、リースカーの自動車保険に関する特約が締結されていること。
 - ② 被保険自動車リースカーの自動車保険に関する特約第1条（対象とする自動車の範囲）に定める自動車に該当すること。

第3条（保険責任の始期）

当会社は、この特約により、普通保険約款基本条項第2条（保険責任の始期および終期）（3）の規定は適用しません。ただし、次のいずれかに該当する事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

- ① 保険契約者がリースカーの自動車保険に関する特約第3条（保険料の払込み）または第6条（申込みの漏れまたは誤りの取扱い）（2）に定める払込期日までに保険料の払込みを行わなかった場合は、保険料領収前に行じた事故
- ② 保険契約者がリースカーの自動車保険に関する特約第2条（保険契約の申込み）に定める申込期日までに申込みを行わなかった場合で、その事実について保険契約者が自己の故意および重大な過失によらなかつたことを立証できなかつたときは、同特約第6条（申込みの漏れまたは誤りの取扱い）（1）に規定する訂正の手続を行うまでの間に生じた事故

第4条（リース契約の終了または被保険の場合）

当会社は、この特約により、被保険自動車についてのリース契約の終了または解除により保険契約者が賃借人から被保険自動車の返還を受けた場合は、その事実発生の時以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（解除）

リースカーの自動車保険に関する特約第8条（リース契約の終了または解除の場合）（2）の規定に基づくこの保険契約の解除は、普通保険約款基本条項第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、リースカーの自動車保険に関する特約第8条（1）の事実発生の時から将来に向かってのみその効力を生ずるものとする。

93. 通信販売特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
事前審査済通知書	当会社があらかじめ保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行う保険契約についての契約内容、保険料、保険料払込期日および保険料払込方法を記載した書類をいいます。
通知書	保険料、保険料払込期日および保険料払込方法を記載した通知書をいいます。
引受審査結果通知書	保険料、保険料払込期日および保険料払込方法を記載した通知書をいいます。
申込書	当会社所定の保険契約申込書をいいます。

第2条（保険契約の申込み）

当会社に対して保険契約の申込みをしようとする者は、次の①および②に掲げるいずれかの方法により、保険契約の申込みを行うことができます。

- ① 申込書に所定の事項を記載し、当会社に送付すること。
- ② 電話、情報処理機器等の通信手段を媒介とし、当会社に対して、保険契約の申込みの意思を表示し、当会社所定の事項を連絡すること。

第3条（通知書等の送付および申込書の返送）

（1）前条の規定により当会社が保険契約の申込みを受けた場合は、当会社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行う保険契約については、次の①および②に掲げる書類を保険契約者に送付します。なお、引受けを行わない保険契約については、直ちに保険契約者にその旨通知します。

- ① 前条①によるときは、引受審査結果通知書
 - ② 前条②によるときは、引受審査結果通知書および申込書
- （2）保険契約者が（1）②の申込書の送付を受けた場合は、保険契約者は、申込書に所定の事項を記載し、引受審査結果通知書の返送期限までに当会社へ返送するものとする。
- （3）保険契約者により（2）の申込書が引受審査結果通知書の返送期限までに当会社に返送されないう場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、（1）の申込みがなかったものとして取り扱います。
- （4）（1）の規定にかかわらず、事前審査済通知書を保険契約者へ送付している場合で、かつ、あらかじめ審査した契約内容で前条①および②に掲げるいずれかの方法により、事前審査済通知書記載の期間内に申込みを受けたときは、次の①および②に掲げる書類の保険契約者への送付を省略できるものとする。

- ① 前条①によるときは、引受審査結果通知書
 - ② 前条②によるときは、引受審査結果通知書および申込書
- （5）（4）の事前審査済通知書に記載されたあらかじめ審査した契約内容と異なる契約内容で保険契約者より申込みを受けた場合は、当会社は、保険契約引受けの可否をあらためて審査するものとする。

第4条（保険料の払込方法）

- （1）保険契約者は、前条（1）の引受審査結果通知書または（4）の事前審査済通知書に従い、保険料を払い込まなければなりません。
- （2）引受審査結果通知書または事前審査済通知書に記載する保険料払込期日、この保険契約に適用されている他の特約に別の規定がある場合を除き、保険期間の初日の前日までの当会社が定める日とします。

第5条（保険料不払による保険契約の解除）

当会社は、引受審査済通知書または事前審査済通知書に記載された保険料の払込期日の属する月の翌月末までに引受審査済通知書の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

（注）保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料をいいます。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

94. インターネット等による通信販売特約

第1条（保険契約の申込み）

（1）当会社に対して保険契約の申込みをしようとする者は、その申込みについての重要事項を了解した上で、当会社に定める手続方法に従って、情報処理機器上の契約申込画面に所要の事項を入力し、当会社に送信することによって、保険契約の申込みをすることができるものとする。

（2）（1）の規定により当会社が契約申込画面の送信を受けたときは、当会社は、保険契約引受けの

可否を審査し、引受けを行うものについては、保険契約者に対して契約確認書画面を送信することにより引受契約の可否を通知します。

第2条（保険料の払込方法）

- （1）保険契約者は前条（2）の契約確認書画面に従い、保険料を払い込まなければなりません。
- （2）契約確認書画面に記載する保険料の払込期限は、この保険契約に適用される他の特約に別の規定がある場合を除き、保険期間の初日の前日までの当会社が定める日とします。

第3条（保険料不払いによる保険契約の解除）

- （1）当会社は、契約確認書画面に記載された保険料の払込期限までに保険料（注）が払い込まれなかった場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （注）保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料をいいます。
- （2）（1）の規定による解除は、保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。
- （3）この保険契約に適用される他の特約に保険料不払いの場合について別の規定がある場合には、（2）の規定にかかわらず、その規定を適用するものとする。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

95. 共同保険特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
引受保険会社	保険証券記載の保険会社をいいます。

第2条（独立責任）

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれ保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第3条（幹事保険会社を行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次に掲げる事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返戻
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知の承認または通知の受領
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の賃権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の目的以外の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生時の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨の事務または業務に付随する事項

第4条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①から⑩までに掲げる事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第5条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

96. 保険料払込猶予特約

第1条（保険料の払込猶予）

当会社は、保険契約者から、保険料払込みの猶予の申出があり、かつ、当会社がその申出を承認した場合を除き、この特約に従い、継続される保険契約（注）の初日以後の保険契約者の最初の休日以外の日までの期間（注）猶予します。

（注）以下「猶予期間」といいます。

第2条（保険料領収前の当会社の支払責任に関する取扱い）

当会社は、前条に規定する猶予期間に生じた損害または傷害に対しては、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に定める保険料領収前の当会社の支払責任に関する規定を適用しません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

97. 保険責任期間延長特約

第1条（保険責任期間延長の承認）

- （1）当会社は、保険契約者から、保険期間満了前に保険責任の延長の申出があり、かつ、当社がその申出を承認した場合を除き、この特約に従い、継続される保険契約（注）の初日以後の保険契約者の最初の休日以外の日までのこの保険契約の保険責任を延長します。
- （注）この保険契約の保険期間の本日または会計年度の初日以後保険契約者が保険契約の継続の手続ができる最初の日を保険期間の初日とする保険契約をいいます。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

98. 保険料払込猶予特約（独立行政法人、地方独立行政法人および国立大学法人等用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
会計年度等	保険契約者の会計年度または事業年度をいいます。
交付金受領日	法令に定める保険契約者の会計年度等の事業運営のための交付金の交付手続が終了し、交付金を受領する日や任意、その会計年度等における第1回目の交付金の受領日に限るものとする。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①から③までに定める条件をすべて満たしている場合に適用します。

- ① 保険契約者が独立行政法人、地方独立行政法人または国立大学法人等（注1）であること。
- ② この保険契約の保険期間の初日が、会計年度等の初日（注2）から、交付金受領日までであること。
- ③ この保険契約の締結が書面によりこの保険契約の保険期間の初日までになされていること。
（注1）国立大学法人および大学共同利用機関法人をいいます。
（注2）保険契約者の成立年度についてはその成立の日とします。

第3条（保険料の払込猶予）

この保険契約の保険料が、交付金受領日の翌日（注）までに払い込まれた場合には、この保険契約の保険期間が始まった時に保険料を領収したものとみなします。

（注）その翌日が休日の場合には、休日の翌日以降最初に到来する休日以外の日とします。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

（注）

「保険料払込猶予特約」、「保険責任期間延長特約」および「保険料払込猶予特約（独立行政法人、地方独立行政法人および国立大学法人等用）」について

「保険料払込猶予特約」は、国、地方公共団体、地方公営企業法第2条に定める地方公営企業、特殊法人または公共組合（以下「公共団体等」といいます。）を保険契約者とする保険契約のうち、下記の2要件を充足するものに対して適用します。

1. 保険期間の初日が公共団体等の会計年度または事業年度の初日で、かつ会計年度または事業年度の初日が休日に該当する場合。
2. 法律等に定める規定により、保険期間の初日までに保険料の払込みをすることができない場合。

「保険責任期間延長特約」は、国、地方公共団体、地方公営企業法第2条に定める地方公営企業、特殊法人または公共組合（以下「公共団体等」といいます。）を保険契約者とする保険契約のうち、下記の2要件を充足するものに対して適用します。ただし、この保険契約の保険期間の末日を保険期間の初日とする継続保険契約（「保険料払込猶予特約」が適用されている契約を含みます。）が締結されている場合には、この特約は適用しません。

1. 保険期間の末日が公共団体等の会計年度または事業年度の初日で、かつ会計年度または事業年度の初日が休日に該当する場合。
2. 法律等に定める規定により、保険期間の初日までに継続保険契約の保険料の払込みをすることができない場合。

「保険料払込猶予特約（独立行政法人、地方独立行政法人および国立大学法人等用）」は、独立行政法人、地方独立行政法人および国立大学法人（注）（以下「独立行政法人等」といいます。）を保険契約者とする保険契約のうち、下記の2要件を充足するものに対して適用します。

1. 保険期間の初日が、独立行政法人等の会計年度の初日から、交付金受領日までである場合
2. この保険契約の締結が書面によりこの保険契約の保険期間の初日までになされている場合
（注）国立大学法人および大学共同利用機関法人をいいます。

【ご注意】総付保台数が9台以下のご契約者で、継続前契約に「保険責任期間延長特約」が適用され、かつ、継続契約に「保険料払込猶予特約」が適用される場合、保険責任が重複している期間中に発生した事故については、継続前契約の事故として取り扱います。

ON/OFF サービスのご案内

ON/OFFサービスの対象となるご契約

ご契約の保険証券に「ON/OFF」または「ON/OFFサービス」と表示のあるご契約。

(「ON/OFFセット※」をセットいただいたご契約)

※「ON/OFFセット」とは:「ON/OFFセット」は「所得補償特約」と代車費用の特約(「対物事故時の代車費用5日間特約」、「代車費用特約(代車借入条件付実損払方式)」のいずれか)のセット名です。

サービス内容



等の施設やサービスを、会員価格でご利用いただけます。

ご利用方法

ご契約の保険期間中にご利用いただけます。

クラブオフサービス専用ホームページ

※富士火災のウェブサイトからもアクセスできます。

<http://www.club-off.com/fujikasai/>

インターネットで

上記専用ホームページにアクセスし「ログインする」をクリック→ログイン画面で「ログインID」と「パスワード」(右欄参照)を入力します。あとはメニュー画面で好みのサービスをお選びください。

また携帯webサイト (<http://www.club-off.com/i/fujikasai/>) からご利用になれます。

お電話で

※ご利用にあたりログインID(会員番号)が必要となります。

クラブオフサービス
受付センター

0120-936-059

受付時間/10:00~18:00(年末年始期間を除く)

上記「クラブオフサービス受付センター」へお電話いただきますと、以下のサービスがご利用になれます。(携帯・PHSからもご利用できます。)

●宿泊予約・商品購入などのお申し込み

ログインIDとパスワードのご案内

ご利用の際にはログインIDとパスワードが必要になります。保険証券がお手元に届いてから、約1週間程度でログインが可能になります。

●ログインID:ご契約の保険証券(裏面)に記載
(会員番号)

●パスワード:ご契約の際、申込書にご記入いただいた電話番号の下4ケタ

ON/OFFサービスは、弊社提携会社(株)リラックス・コミュニケーションズの運営する「クラブオフ アライアンス会員用サービス(クラブオフサービス)」により提供させていただきます。

※パスワードは上記専用ホームページで変更が可能です。

ログインID(会員番号)は、保険証券・裏面のココに記載されています。

保険証券・裏面(見本)▶



サービスのご利用にあたって

◆「クラブオフサービス」は「ON/OFFセット」をセットした富士火災の自動車保険契約の記名被保険者、同居の家族(配偶者・2親等以内の親族)およびその同伴者がご利用の対象です。

◆「クラブオフサービス」は(株)リラックス・コミュニケーションズが運営する「クラブオフ アライアンス」への会員登録(無料)によりご利用いただけます。登録手続きは弊社が行いますが、保険契約後1週間程度を要しますのでご了承ください。サービスをご利用の際には上記専用ホームページの会員規約をご覧ください。

◆会員登録にあたって、お客さまの名前・住所・電話番号などの個人情報を弊社より(株)リラックス・コミュニケーションズに提供します。会員登録を希望されないお客さまは恐れ入りますが、取扱代理店・営業社員までご連絡ください。登録情報は削除させていただきます。

◆上記サービスは予告なく変更、中止または終了することがありますのであらかじめご了承ください。